裁判所をめぐる諸情勢について

令和７年７月１５日掲載
一括PDFファイルはこちら

裁判所のデジタル化

裁判所のデジタル化の取組は、利用者（国民・職員）の目線に立ち、デジタル技術を活用して、審理運営等の充実や各種事務の合理化・効率化を図り、「より良い司法サービス」の提供を目指すものである。
裁判手続のデジタル化の具体的な検討状況は、後記裁判所のデジタル化のとおりであるが、国民に分かりやすく、利用しやすいシステムの構築や、デジタル技術を積極的に活用して、より適正かつ迅速な裁判の実現を目指すことが求められる。
デジタル化後の各種事務を円滑に進めるために、情報通信基盤の最適化やデジタルツール・情報機器の整備に向けた検討も進めている。令和５年１０月に、Microsoft３６５を全職員に導入し、令和９年９月末までには、新たな情報通信基盤としてGSS（ガバメントソリューションサービス）環境への完全移行が予定されている。
デジタルのメリットを最大限享受するためには、このようなツールの活用にとどまらず、そもそもの事務の在り方や仕事の進め方自体をより良いものに変えていくこと（ＢＰＲ＝業務改革）が重要となる。裁判官・職員の一人一人が、デジタル化によって仕事そのものが変わっていくことを理解し、これをどのように変え、「より良い司法サービス」や「より適正かつ迅速な裁判」を実現することができるかという視点で、日々の執務に取り組むことが期待される。（後記各種事件動向及び適正迅速な審理に向けての課題参照）
※　司法行政事務のデジタル化については後記司法行政事務のデジタル化参照

○各種事件動向及び適正迅速な審理に向けての課題

・共通

裁判の迅速化

最高裁判所事務総局は、裁判の迅速化に関する法律に基づき、令和７年７月に第１１回の迅速化検証報告書をウェブ上で公開し、検証結果を公表した。
（裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第11回）（令和7年7月11日公表）｜裁判所）
迅速化法が施行されて２０年余りが経過し、１１回目の報告である本報告書においては、デジタル化が進展する中で裁判所の各手続におけるデジタル化の現在地を概観するとともに、今後の裁判運営に期待されることなどを中心に報告がされている（11_houkoku_2_degitalka.pdf）。また、民事事件（11_houkoku_3_minji.pdf）については平均審理期間は短縮しているものの、刑事事件（11_houkoku_4_keiji.pdf）の裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間や家事事件、人事訴訟（11_houkoku_5_kaji.pdf）等の多くの事件類型の平均審理期間は高止まり傾向にあることが報告された。
本報告書には、これまでの迅速化検証の営みにより、民事、刑事、家事のそれぞれの分野での統計、分析、審理運営上の様々な成果とともに課題が記載されている。現在、民事裁判をはじめとする裁判手続のデジタル化が進展しつつあり、裁判手続の運用も大きく変わる状況にあるところ、各庁において、検証の結果を踏まえた審理運営改善の取組が進められることが期待される。更にその取組の結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクルを継続することによって、裁判の迅速化の推進が図られることから、審理期間や審理の在り方等について実証的な

議論をすることは非常に有益であると考えられる。また、そのような議論を、部や庁だけでなく、法曹三者間での議論に広げ、さらには地家裁委員会などで一般の有識者から御意見をいただくことも考えられるところであり、様々な場面で本報告書を参照、活用しながら、裁判手続の審理期間やその迅速化を意識した取組を継続していただきたい。

裁判の迅速化に係る検証についてより詳しく検討されたい方は、次のサイトを御活用いただきたい。

裁判の迅速化検証 | 裁判所 (courts.go.jp)

・民事事件

地方裁判所の民事通常訴訟事件

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている。新受事件においては、直近１０年間では、平成２７年以降減少傾向が続いたものの、令和５年に増加に転じ、令和６年は平成２７年当時と概ね同水準に戻っているところである。他方で、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）は、近年長期化の傾向であったところ、令和５年に短縮に転じているものの、いまだ長期化傾向が続いている。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要がある。

後記のとおり、現在、民事訴訟手続のデジタル化への取組が進んでいるところ、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にＩＴツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものである。

こうした要請に的確に応え、改正民訴法の全面施行（フェーズ３）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要である。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるから、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をしていくことも必要である。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるから、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要である。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」や令和６年１０月に実施された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果等を参考にしつつ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用である。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要であり、Ｍ３６５等のツールを活用するとともに、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要がある。

以上の取組は、いずれも裁判官・当事者双方の負担軽減につながるものであり、裁判官の負担が軽減されれば、複雑困難事件への対応や自己研鑽のための余力が確保され、ひいては裁判官の質の更なる向上につながると期待される。

行政事件及び国家賠償事件

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっている。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められる。

Ｂ型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、１件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が２年を超える長期未済事件が高水準で推移している。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益である。

労働関係事件

労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の新受件数は依然として高水準で推移し、労働関係民事訴訟事件の未済件数も引き続き高水準で推移しており、コロナ禍から平時へ移行し、経済社会活動が活発化する中での雇用情勢及び事件動向を今後も注視する必要がある。

また、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の平均審理期間も長期化傾向にある。このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、審理運営改善の取組を検討するにとどまらず、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要がある。

なお、労働審判手続におけるウェブ会議については、利用件数が堅調に推移しているところ、労働審判事件において、ウェブ会議の方法により期日を実施するに当たっては、当事者の意向に十分に配慮する必要があるが（「労働審判手続におけるウェブ会議の利用に関する実情・留意点」参照）、ウェブ会議の利用が可能となったことで、従前よりも当事者との間の期日調整が円滑に行われ、ひいては、労働審判事件の審理期間の短縮につながることが期待できるといえる。

知的財産権関係事件

地裁における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね５００件から６００件程度、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は平成３０年以降１００件台で推移している。国際的ハーモナイゼーションの要請が強い知財分野では、いち早く国際化が進展し、知財高裁所属の裁判官を中心に多くの裁判官が国際会議等に出席している。また、平成２９年以降、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催し、英語での意見交換を行っているほか、ビジネス・コートに移転した知財高裁に多くの海外法曹が来庁するなど、海外との司法交流が行われている。

海外出張の結果はcourtsポータルに報告書簡が掲載されており、過去のシンポジウムの様子はＹｏｕＴｕｂｅチャンネル「最高裁行政局」（https://www.youtube.com/channel/UC8e_LoV04a5G254ry87EaoQ）から視聴可能であるところ、知財を担当しない者においても、上記報告書簡やシンポジウムの動画を視聴することなどを通じて、世界各国の法制度や運用について興味関心を持ち、知見を深め、自らの執務の在り方を考える上で参考とすることが期待される。

倒産事件

倒産事件の事件数は、令和２年以降減少傾向にあったが、破産事件は令和４年から増加に転じ、特に法人破産事件についてみると、対前年比で大幅な増加傾向が続いており、今後も動向に注意する必要がある。

こうした状況に加えて、今後、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となる。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を行っている。今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要がある。

他方、破産管財人の選任率は高い水準を維持しているが、管財事件を適正迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的かつ安定的に確保する必要がある。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人候補者の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題である。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要である。

執行事件

令和元年民事執行法等改正法が令和２年４月１日から施行され、令和３年５月１日からは不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始されたことに加え、令和４年４月からは債権執行事件の終了をめぐる新たな制度が開始された。上記法改正により、財産開示事件の新受件数は大幅に増え、第三者からの情報取得手続の新受件数も相当数に上っていることから、これらの制度について、引き続き円滑な運用を行えるよう留意する必要がある。

また、民法等の一部を改正する法律が令和６年５月２４日に公布され、上記法改正により、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等がされる。これらについては公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、これらに対応するため、運用の在り方の検討を進めていく必要がある。

不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については、概ね順調な事件処理が行われているが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年高止まりの傾向が継続しており、一部の庁では、期日指定方法の工夫等の取組みが行われているところであり、執行分野においても、今後、ウェブ会議による期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることも踏まえ、各庁の実情に合わせた合理化・効率化を進めることが考えられる。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準

化に向けた検討が行われているところ、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要がある。

さらに、執行官の取り扱う執行事件については、事件関係者に対する適切な配慮が他の事件よりも一層求められるところ、執行官は、その職務の大部分を裁判所外において行うため、指導監督が行き届きにくい面もある。監督官、監督補佐官においては、総括執行官との連携を密に取りながら、適切な指導監督を行っていく必要がある。特に子の引渡しの強制執行については社会的な関心も高く、子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しつつ、その実効性を高める観点から、執行官事務の運用や児童心理の専門家の関与の在り方について、執行官との間で十分な協議を行うことが重要である。

簡易裁判所の民事事件

国民の権利意識の高まりや弁護士保険の普及を背景に、簡裁に係属する民事訴訟事件は困難化しており、審理期間の長期化等も指摘されている。このような状況の下、令和６年１月から運用が始まったウェブ会議の活用を含め、比較的軽微な事件を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組を各庁において進める必要がある。

一方、民事調停事件は、新受件数の緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、法的観点を踏まえた調停運営を行って公正かつ合理的な解決を図るだけでなく、簡易・迅速な手続による柔軟で落ち着きの良い解決が可能であるといった民事調停の利点を活かせるよう、評議のより一層の充実や令和６年７月までに運用が始まったウェブ調停の活用、調停委員の技能向上に向けた研さんの強化等を通じて調停運営の更なる改善に取り組むとともに、潜在的な利用者のニーズに応えるべく、より効率的な広報活動を継続的に展開すること等も求められる。

そして、民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるという観点から、簡裁が、その本来的役割を踏まえ、地裁と適切に役割分担しつつ連携していく必要があり、上記の取組を進めていく上でも、地裁と簡裁との連携を一層深める必要がある。

・刑事事件

裁判員裁判の現状と課題

裁判員制度は、施行後１５年以上の実績を重ねる中で、刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきている。

裁判員制度に関し、公判前整理手続の長期化は従前からの課題の一つであり、近年も長期化の傾向が続いている。公判前整理手続を迅速に行うことは、適正で充実した審理に不可欠の要素である。法曹三者の間で、公判前整理手続を事案に見合った合理的期間内に終了させ、できる限り早期に公判審理に入ることの必要性・重要性、及び、その点も踏まえた手続の基本的な在り方について共通認識を形成することに努めてきたが、事件の内容や当事者（被告人、被害者）の意識の変化に伴い、当事者の訴訟活動の内容も変化し、従前行われてきたプラクティスが必ずしも通用せず、今の時代に合った具体的なプラクティスの確立が不可欠となっている。刑事裁判では裁判所が事件や証拠の詳細を知ることはできないが、円滑な訴訟手続の遂行に向けた積極的な関与を求める声もある。各地の法曹三者による意見交換や協議を具体化させること、個別の事件後の振り返り会において迅速さの観点からの課題を協議することなど、より実質的、実践的な取組を更に進めていくことが期待される。

裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、裁判員の視点・感覚が裁判内容に影響したと考えられる具体的な事例を基にして、裁判員との実質的協働に関する議論が重ねられてきており、法のあてはめ、刑事実体法の解釈への影響も意識された議論が行われている。裁判員との実質的協働を実現していくための議論は、今後も重ねられていく必要がある。

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、裁判員が安心して安全に参加できる環境整備を継続していく必要がある。

昨年度は、新たな広報ツールとして動画や冊子を作成したが、その中では裁判員・補充裁判員経験者の声を意識的に反映させている。裁判所における広報活動の中心は裁判官等による出張講義等であるが、その際には引き続き裁判員等経験者の参加を求めていくことが効果的である。そして、これらの活動等を通じて得られた国民の声等を制度運営全般に活かす、さらにはその結果を新たな広報活動につなげていく、などといった循環を構築することが求められる。

・家庭事件

家庭事件をめぐる現状と課題

家庭を取り巻く状況の変化や国民の権利意識の高まり等により、家裁には、従前にも増して、紛争解決機能や再非行防止機能を適切に発揮することが求められている。家裁は、多様な職種の職員から成るところ、裁判の質の向上のためには、各職種の役割を踏まえた職種間の連携、協働が不可欠であり、家裁全体として、より質の高い判断を実現するための取組が必要である。

なお、家庭事件をめぐる現状としての統計資料や協議会結果要旨等については、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Ｆａｍｉｌ☆ｉｎ）を参照されたい。

家族法改正

民法等の一部を改正する法律が令和８年５月までに施行される。

改正法は、離婚後に父母の双方を親権者と定めることを可能とすることをはじめ、親権を共同行使する父母間の意見対立時に裁判所が特定の事項に係る親権行使者を定める制度、養育費等の請求権の一般先取特権化や法定養育費制度の導入のほか、親子交流の試行的実施や父母以外の親族と子との交流に関する規律の整備、未成年養子制度や財産分与制度の見直しなど、家族法制の在り方を幅広く改めるものである。

新たな審判事項の創設や判断枠組みの導入など、実務への影響が大きいことから、施行に向けた準備について、各家裁が、より具体的なイメージを描きながら検討を進めることができるように、令和７年１～２月に各高裁ブロックで開催された家事事件担当裁判官等協議会（以下「令和６年度高裁ブロック協議会」という。）においては、協議事項として、「改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題」を取り上げた。この協議会の結果要旨（「令和６年度家事事件担当裁判官等協議会協議結果要旨」）については、令和７年３月に各家裁に還元している。

各家裁においては、こうした情報を踏まえつつ、改正法の施行後の適切な審理運の在り方についての検討や準備を着実に進めていくことが求められている。

家事調停事件

改正法は、家事調停の進め方に少なからぬ変容を迫るものであり、 家裁全体としての紛争解決機能の強化がますます求められている。

各家裁においては、家裁の紛争解決機能を強化するため、調停運営改善の取組を続けており、関係職種の役割や必要な職種間連携等の観点から、合理的かつ効果的な調停運営に向けた検討や実践が行われてきている。

中でも、家事調停事件の審理期間の長期化傾向、とりわけ期日間隔の長期化は、紛争解決機能や調停制度への信頼維持の観点から問題である上に、改正法施行後の円滑な運用のためにも早急に目に見える成果を出すべき喫緊の課題である。令和６年度高裁ブロック協議会において、長期化要因に応じた各庁の実効的な取組について協議するとともに、取組を継続的なものとするための方策（効果検証、新たに生じた課題への対応、仕組み作り等）についても協議した。この協議会の結果要旨（「令和６年度家事事件担当裁判官等協議会協議結果要旨」）については各庁に共有しており、今後、各家裁において、期日間隔の短縮化に向けた対応を強化していくことが期待される（期日間隔短縮をはじめとした調停運営改善の取組に関するその他の参考資料については[redacted]に掲載。）。

また、調停期日におけるウェブ会議の活用も調停運営改善の取組の一環でもある。令和７年３月から、ウェブ会議による離婚調停等の成立が可能となり、ウェブ会議を利用できる場面が広がったところ、当事者の利便性の向上の観点から、ウェブ会議の活用促進についても引き続き取り組んでいく必要がある。

今後も、調停手続をより良いものとしていくために、継続して取組の実践の結果を検証し、改善していくことが求められる。

後見・財産管理関係事件

後見等開始等事件の令和６年の新受件数は約５万９，０００件となっており、管理（監督）継続中の本人数は累増を続けている。

後見関係事件については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき定められた成年後見制度利用促進基本計画における政府の施策を踏まえた取組が進められている。現在は第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）の対象期間（令和４年度～令和８年度）であり、令和７年３月に第二期計画に係る中間検証報告書が取りまとめられた。裁判所においても、成年後見制度の運用・監督を担う司法機関の立場から、第二期計画の内容を適切に踏まえるとともに、同計画に明記されている成年後見制度の大幅な見直しに向けた議論の動向にも留意しつつ、引き続き、地域連携ネットワークの機能強化に向けて関係機関との連携を継続し、運用改善の検討、実践を進める必要がある。また、後見人等による不正防止についても、親族後見人に対するガイダンスを実施し、後見制度支援信託・預貯金を活用するなどして、引き続き取り組むことが重要である。

財産管理関係事件の新受件数は、不在者財産管理人選任事件については令和４年から令和６年まで３年連続で減少しているが、相続財産清算人選任事件については増加を続けている。財産管理関係事件においては、定期的に財産状況を確認し、管理終了に向けて計画的に管理業務が遂行されるよう、管理人等に対する働きかけを行う必要があり、家裁と管理人等が緊密に連携することが求められる。

人事訴訟事件

人事訴訟事件の既済事件の平均審理期間の長期化傾向が続いており、令和６年は、１４．８月となっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける平均審理期間は、争点整理期間を中心に年々長期化している。

令和６年５月には、東京家裁家事第６部が東京三弁護士会との協議を経て作成した「東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル」を最高裁から各家裁に共有しており、その後、同審理モデルは公刊物にも掲載された。各家裁においては、このような状況も踏まえ、弁護士会との間でも協議を行うなどし、合理的かつ効率的な争点整理の在り方等について検討を一層深め、実践することが重要である。

また、人事訴訟の争点整理手続については、全国的にウェブ会議等の運用が開始されており、令和７年３月からは、口頭弁論についてもウェブ会議での実施が可能となった。

さらに、家族法改正の施行を控え、人事訴訟についても、親権等の審理・判断の在り方について、検討を重ねる必要がある。

子の返還申立事件・民事執行法

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約が日本について効力を生じ、その国内実施法が施行されて以来、子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁において、適切な運用の確立に向けた取組がされてきているところであるが、同条約の実施状況については、国内外から高い関心が寄せられており、今後も運用を注視する必要がある。

なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるので、留意する必要がある。各庁における対象事件の報告にも遺漏がないよう改めて確認されたい。

また、子の返還申立事件に関する執務資料をはじめとした最新の情報はＦａｍｉｌ☆ｉｎを参照されたい。

少年事件

少年保護事件の新受人員は平成１４年以降減少していたが、令和５年に増加に転じ、令和６年も増加した。また、社会的関心を集める重大事件、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が係属するなど、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められており、少年審判手続全体を通じて、職種間及び少年保護関係機関等と連携を図りつつ、社会調査の質の向上、保護的措置の適切な実施、補導委託の活性化等の取組を進めるなど、事件処理の在り方について引き続き検討していくことが必要である。

改正少年法（令和４年４月施行）により、１８歳及び１９歳の者を特定少年として少年法の適用対象とし、その適用において特例規定（原則逆送対象事件の拡大、犯情の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分等）が整備されており、法の趣旨・内容に沿った運用が求められている。

また、改正刑事訴訟法（令和６年２月施行）の趣旨を踏まえ、少年審判手続においても、改正少年審判規則により、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面等について、秘匿措置の規定が設けられており、これを適切に運用する必要がある。

家裁調査官

家裁が社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮する必要があり、そのために、関係職種において、それに関する共通理解を深めることも重要である。令和元年１２月に配布された「家裁調査官の役割・機能」と題する資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

○裁判所の中長期的な組織課題

・今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等

令和２年６月２６日付け職員周知文書「今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等について」に記載のとおり、裁判所では、情報通信技術の急速な発展普及をはじめとした近時の社会経済情勢の変化やそ

れに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行うため、事務の合理化、効率化（裁判手続のデジタル化を始めとした情報通信技術の活用、通達等の見直しも含めた各種事務の簡素化・効率化、組織・機構の見直し）を一層推し進め、職員一人一人が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる、より活力のある組織を目指しているところである。

裁判手続を含む裁判所におけるデジタル化の状況については、後記(2)のとおりであるところ、事務の合理化・効率化については、裁判部・事務局を問わず、組織全体において、不断に取り組むべき課題であることから、デジタル化を待たず、できることから取り組んできた。具体的には、裁判部、事務局を問わず、各種の報告事務を見直すなどしてきたほか、記録編成通達を改正して丁数及び記録目録を廃止、予納郵券の亡失又は損傷等の報告内容及び事実調査の合理化、事件当事者等に対する対応スタンスの整理並びに工夫例及び研修資料の共有、新たな秘匿法制のもとでの事務の合理化等に向けた参考資料の紹介等を行ってきた。

今後も、このような取組を更に進め、各種手続のデジタル化の進展も踏まえつつ、デジタル技術の特性も生かした事務の更なる合理化や効率化を進めていく必要がある。

また、このようなデジタル化の検討、各種事務の簡素化・効率化の検討を進めるのと並行して、改めてこれからの時代に見合った裁判所の組織・機構の在り方についても検討及び見直しを進めているところであり、その詳細については後記(3)のとおりである。

近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より良い司法サービスを提供していくため、今後も、上記のような取組を進めていくとともに、各庁各部署においても、裁判手続のデジタル化等に伴って新たな事務処理方法を検討したり、事務や業務フローの見直しを検討したりする際には、このような今後裁判所が目指すべき方向性を意識しながら検討を進めることが重要であり、より活力のある組織作りという観点からは、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、職種や経験、世代の違いを超えて率直な意見交換を行い、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見や感覚を十分に活用し、反映していくことが必要かつ重要である。

・裁判所のデジタル化

各裁判手続のデジタル化

民事訴訟手続及び民事非訟手続のデジタル化

・　改正民事訴訟法の全面施行（フェーズ３）に向けた準備

インターネットを利用した申立て等や送達を広く可能とし、訴訟記録を原則電子化するなど、民事訴訟手続を全面的にデジタル化するための規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律は、公布の日（令和４年５月２５日）から起算して４年以内に全面施行される予定となっている。改正民訴法の全面施行により、従来の紙記録を前提とした裁判手続は、大幅に変容することが明らかであり、こうした変化に適切に対応するため、まずは、改正法の理解を深めた上で、これまでの民事訴訟手続一般のデジタル化に向けた検討に加え、デジタル化後の書記官事務の在り方についても、具体的な検討を進めていく必要がある。

また、改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想を段階的に進めていくために、令和４年４月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（ＲｏｏｏｔＳ）の開発を行ってきたところであるが、本年１月、全庁で運用を開始した。

さらに、現在、書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分（ＴｒｅｅｅＳ）の開発も進められており、併せて、ＲｏｏｏｔＳについても、電子訴訟記録に対応させるための改修が進められていたが、今般、フェーズ３での円滑な事務遂行のための十分な習熟期間を確保する観点から、改正法に対応するシステムとして、施行当初は、改修中の民事裁判書類電子提出システム（ｍｉｎｔｓ）を予定することとした。さらに改正法は簡易裁判所でも同時期に施行されることから、本年７月に現行mintsを簡易裁判所に導入する予定である。当面は、ＲｏｏｏｔＳ及びｍｉｎｔｓの習熟並びにｍｉｎｔｓの利用促進が喫緊の課題といえる。

・　ウェブ会議の運用

ウェブ会議等のＩＴツールを活用した争点整理の運用は、令和２年２月、一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、全国の裁判所で広く実施されている。また、簡易裁判所でのウェブ会議の運用は、令和６年１月に開始しており、これまでに、地裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切に運用してきたところである。

そして、改正民訴法の先行施行により、令和６年３月からは、ウェブ会議の方法により当事者が口頭弁論の手続に参加することも可能となった。ウェブ会議による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点がいまだ少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、引き続き運用の在り方を検討していく必要がある。

・　民事執行、民事保全及び倒産手続等のデジタル化について

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和５年６月１４日に公布された。同法律は、原則として公布の日から起算して５年以内に施行されることとされているが、ウェブ会議に関する部分については、改正民訴法の全面施行と同じタイミングで施行されることとなっている。もっとも、非訟事件手続法が適用・準用される事件では、法律上、既にウェブ会議を用いた手続を実施することが可能となっており、簡易裁判所の民事調停事件については、Webexを利用したウェブ調停の運用が令和６年７月までに開始されている。ウェブ調停の効果的な活用については、先行する家事調停事件における検討結果等を参考にしながら、当事者のニーズ等を踏まえた運用を行っていく必要がある。

また、現在、執行、倒産及び過料手続について、民事訴訟のシステムとは別に新システムの開発を進めるなどして、上記改正法の施行に向けた準備を進めているところである。 なお、 上記改正法には、民事執行の手続における債務名義が電磁的記録である場合のその提出の省略に関する規定や、財産開示期日・配当期日及び倒産手続における債権者集会等の期日におけるウェブ会議の利用に関する規定等、民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行の施行日と同じ日に先行して施行される規定があるので、これらの先行施行に対応するために、運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要がある。

民事訴訟手続のフェーズ３に向けた行程

刑事・少年手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、書類の電子データ化・発受のオンライン化、捜査・公判等の手続における非対面・遠隔化等を主な内容とする刑事訴訟法等の改正法が令和７年５月１６日に成立した。

デジタル化後の令状手続、公判準備や公判審理の在り方等については、裁判官だけでなく、裁判所書記官その他の職員も一体となって、部内あるいは庁内で積極的な議論が行われているところであるが、法制面のほか、令和６年度から設計・開発が行われるシステム面の検討状況も踏まえつつ、引き続き、議論を深めていく必要がある。

また、少年審判手続のデジタル化についても、少年審判手続の特質を踏まえ、その法制面や実務の在り方を検討していくとともに、刑事手続のデジタル化の検討状況を踏まえ、システム面についても引き続き検討していく必要がある。なお、少年審判手続における家裁調査官の調査については、全国的に、適切な事案、局面におけるウェブ会議の利用を開始している。

家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化の法制面に関しては、令和４年５月１８日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（同月２５日公布）において、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停成立を可能とする規律や、人事訴訟においてウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律が導入され、令和７年３月１日からこれらの手続利用が可能となった。

また、上記以外のデジタル化に関しては、令和５年６月６日に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立した（同月１４日公布）。同法律は、遅くとも令和１０年６月までに全面的に施行される予定である。

家事事件手続等のデジタル化に対応するためのシステムについては、ＭＩＮＴＡＳに代わるｅ事件管理システム（ＲｏｏｏｔＳ）が、令和６年７月の先行導入を経て、令和７年１月に全国の家裁に導入された。また、書面等のオンライン提出や事件記録の電子化を実現するためのｅ提出・ｅ記録管理に関するシステムについては、開発中のシステム（TreeeS）をベースに開発する方向で、設計・開発に向けた手続を進めている。

次に、現行法下における家事事件手続等におけるウェブ会議については、家裁調査官の調査を含めて全国的にその運用を開始している。また、ウェブ会議を利用した家裁調査官等の調停期日立会いについても、令和８年５月までの運用開始が予定されており、今後、家裁調査官の役割・機能を踏まえた期日立会いの在り方の検討と併せて、各庁において検討や準備を進めていく必要がある。

各家裁においては、家事事件手続等の運営の在り方の見直しやウェブ会議を利用した手続運営についての議論・実践が進められているが、これまでの実践の成果を土台にしながら、合理的・効率的な事務の在り方について引き続き検討していく必要がある。

デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方

将来の情報通信基盤

これらの各裁判手続のデジタル化等を支える情報通信基盤として、GSS（ガバメントソリューションサービス）を導入することとし、令和９年９月末までに、同環境に完全移行する。

GSSは、政府（デジタル庁）が各行政府省共通のデジタルインフラとして整備を進めている標準的な業務実施環境であり、この導入により、業務パソコンの性能向上やネットワークへの無線接続、政府基準に準拠した高いセキュリティなどが実現される予定である。

司法行政事務のデジタル化

これまでも、政府共通システムの導入等により事務の合理化、効率化が図られてきたところであるが、今後も、Microsoft 365 等も活用しながら、事務の見直しを含む司法行政事務のデジタル化を進展させ、一層の事務の合理化、効率化を図ることが求められる。近時の司法行政事務のデジタル化については、次のとおりである。

司法行政文書の電子的管理

司法行政文書の管理の実施に関する通達が改正され、令和７年９月から支部、出張所及び簡易裁判所においても電子決裁システム（ＥＡＳＹ）の利用が開始される。これにより、司法行政文書の電子的管理のために用いることができる方法が全ての裁判所で統一され、起案から決裁、保存に至るまで、一元的な電子的管理が可能となり、文書管理のより一層の合理化・効率化を図ることができる。

司法行政文書の電子的管理は、文書事務を合理化し、ひいては司法行政事務全体がより合理的かつ効率的に進められることを目的として取り組むものである。そのため、取組みに当たっては、従来の紙媒体における事務を単に電子媒体に置き換えるのではなく、電子化による利点を活かした合理的、効率的な事務となるよう、従前のやり方にとらわれず柔軟に事務を見直していくことが重要である。

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ＥＬＧＡ）

会計関係業務における電子決裁の推進を掲げる政府方針を受け、財務省が開発した会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システムを最高裁、福岡高裁及び札幌高裁には令和４年１月に、高裁(福岡高裁及び札幌高裁を除く)には同年１０月に、地家裁には令和５年１月にそれぞれ導入し、運用を開始した。

本システムは、会計業務の決裁を電子化するとともに、会計検査院に提出する証拠書類を電子的に提出・保管管理できるものであり、官庁会計システムや電子決裁システムと連携し、一連の会計業務を電子化、効率化するものである。

・裁判所の組織・機構の在り方と方向性

裁判所は、これまでも、適正迅速な裁判に資するよう、執行部門等の強化を図るための総括主任書記官の設置、地家裁所長併任庁の総務課における事務の統合、共済組合事務の統合、資料課の整理といった組織・機構に関する施策を行ってきたが、これらの施策は、庁規模によって組織・機構の基本構造を変えることなく、その時代における社会経済情勢の変化に対応してきたものである。

しかし、近年、情報通信技術の飛躍的な発展など裁判所を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中、国民のニーズの変化等に適切に対応できるよう、幹部職員をはじめとした職員が本来取り組むべき中核的事務に注力することのできる組織態勢を速やかに構築していく必要がある。

そこで、組織・機構に関するこれまでの固定的な考え方や運用から脱却し、既存ポストの有効かつ柔軟な活用や新規ポストの創設のための規則、通達等の見直し、及びこの先の時代のニーズに即応できる弾力的な組織・機構の在り方について議論及び検討を行った上、令和６年４月１日から、裁判部においては、一部の地方裁判所において民事又は刑事の冠のない首席書記官及び訟廷管理官を置くこととし、次席書記官について民事、刑事、家事又は少年の冠を廃止し、総括主任書記官の指導監督に関する権限を拡大し、最高裁判所の指定する裁判所に首席書記官のスタッフとして裁判部企画官を新設するなどの見直しを行った。また、事務局においては、さらなる共済組合事務の統合や営繕組織の見直し、一部の家庭裁判所の会計課を廃止し地方裁判所に事務を統合するなどの見直しを行った。その他、必要なポストや機構の整備等も検討・実行しているところであり、今後も継続的に議論・検討を進め、組織態勢の見直しを行っていく予定である。

・裁判所の予算

国全体の財政状況を踏まえると、**優先度の高い施策に予算を重点的に分配**していかなければ、裁判所にとって重要な施策を円滑に進めていくことはできない。優先度の高い施策に予算を重点的に分配するためには、先々の予算需要・これからの職員ニーズを適切に把握することやこれまでの支出の在り方を振り返ることを通じて、裁判所**予算の内訳・中身を抜本的に見直し（物件費の最適化）**、その結果を予算要求に反映していくことが重要である。

そして、ＡＬＬ裁判所で獲得した予算を最大限活用し、裁判所としてのアウトプットを向上させる必要がある。

- **裁判所の予算と今の裁判所にとって優先度の高い施策とは？**
  予算のポイントはこちら👉　令和７年度予算の概要　令和６年度補正予算の概要
  予算の詳細はこちら👉　裁判所の予算|裁判所(courts.go.jp)（リンク先　裁判所ウェブサイト）

- **予算の内訳・中身の抜本的な見直し（物件費の最適化）とは？**
  物件費の最適化のまとめはこちら👉　物件費最適化のとびら

(More information!!)

- 行政府省の予算はどうなっているのか？
  政府の予算編成方針のポイント👉　予算編成の基本方針-内閣府(cao.go.jp)
  （リンク先　内閣府ウェブサイト　（https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html））

・裁判所の定員に関する状況

裁判所においては、民事訴訟事件の審理充実や家庭事件処理の充実強化などのため、裁判官や裁判所書記官等について必要な増員を行ってきたところである。他方で、国の厳しい財政状況下での国家公務員の定員をめぐる厳しい情勢や近時の事件動向等も踏まえると、今後、裁判所の定員をめぐる状況はより一層厳しくなるものと予想される。

このような定員をめぐる厳しい状況の下、各庁においては、事務の合理化・効率化や、人員の有効活用を含む庁全体の最適な人的態勢の構築の観点からも、現状の処理件数や事務分配を所与のものとしたり、十分な検討のないまま前例に従った事務処理方法を重んじたりすることなく、司法需要の顕在化等による処理件数の増加局面に加え、裁判手続等のデジタル化の検討・準備が進む中で生じる事務処理の変容にも適切に対応できる態勢とするべく、事務分配の機動的な見直しや、事務改善の取組を継続して行っていかなければならない。

※令和７年度の裁判所職員定員法の一部を改正する法律の内容については、５月１５日付け裁判所時報１８６２号を参照されたい。

※裁判所職員（執行官を除く。）の定員（令和７年度）

官職名等		定員
裁判官	最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官	23
	判事	2,155
	判事補	842
	簡易裁判所判事	806
	計	3,826
裁判所書記官等	書記官	9,878
	速記官	190
	家庭裁判所調査官	1,603
	事務官	9,353
	その他	642
	計	21,666
合計		25,492

○裁判所の近時の組織課題

・事件記録等の特別保存について

記録の保存・廃棄をめぐっては、平成３１年に重要な憲法判断が示された民事事件の記録の廃棄が明らかとなり、令和２年に東京地裁が策定した２項特別保存の運用要領をもとに各庁で運用要領が策定されたものの、令和４年、社会の耳目を集めた少年事件の記録の廃棄も明らかになり、最高裁は、このような一連の問題を重く受け止

め、「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」を立ち上げて調査・検討を進め、令和５年５月に「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」を公表した。

その後、同報告書を踏まえ、記録の保存・廃棄の適切な運用を確保するべく、同年１１月、「事件記録等の特別保存に関する規則」が制定され、記録保存の意義を定めた理念規定が設けられ、特別保存の要望や第三者委員会である「記録の保存の在り方に関する委員会」の設置等について定められたほか、同時に一部改正された「事件記録等保存規程」及び「少年調査記録規程」において、記録廃棄は所長の認可を受けて行うことが明記されるなどした。そして、特別保存に付する認定を行う事件についての基準や各基準による認定プロセス等を定めた事務総長通達「事件記録等の特別保存に関する規則の運用について」が発出された後、令和６年１月３０日、前記規則が施行となり、特別保存の新たな運用が開始された。なお、同日、前記「記録の保存の在り方に関する委員会」の委員が任命され、同年３月に第１回が開催された後、令和７年７月までに計６回開催されており、各回の議事要旨は裁判所ウェブサイト「事件記録等の特別保存について」に掲載されている。

また、事件記録等が廃棄未了となっている事件のうち、新たな運用の開始以前に終局した事件の事件記録等にも新たな運用を遡及的に適用し、特別保存に付すべきものを選別する「遡及適用事務」も令和６年７月より各庁で開始されている。

各裁判所においては、一連の問題を風化させることなく、新たな運用を確実に実施し、将来にわたって記録の保存の適切な運用を確保することが求められるところ、最高裁では、各庁の運用を支援するため、COURTSポータルに専用コンテンツ「特別保存記録庫」を設け、調査報告書、関係諸規定や特別保存ガイドブック、関連する事務連絡等に加え、ＦＡＱや手続の解説動画といった事務処理に資する資料を集約して掲載しているほか、学習用素材を作成し、各裁判所に提供するなどしており、これらを新たな運用を確実に実施するための一助としていただきたい。

・職員の定年の引上げ

裁判所職員臨時措置法により準用される国家公務員法等の一部を改正する法律が令和５年４月から施行され、裁判所の一般職員について定年が段階的に引上げられることとなった。

新たに導入された役職定年制や定年前再任用短時間勤務制など、６０歳以降の職員に適用される諸制度については、「職員の６０歳以降の働き方について－情報提供・意思確認制度に基づく情報提供パンフレット－」をｃｏｕｒｔｓポータルに掲載し、すべての職員が参照できるようにしている。

また、令和５年度からは、５０代の職員を対象に、定年引上げ後も、それまで培った知識や経験等を活かし、引き続き意欲をもって勤務できるように支援するトータルキャリア研修を実施している。

令和６年４月以降、裁判所においても、役職定年制による異動が始まったほか、高齢期の職員が多様な働き方を選択することができるよう、定年前再任用短時間勤務職員の採用、暫定再任用短時間勤務職員の採用と運用を拡大してきたところである。今後も、職員がやりがいを持って働くことができるよう、定年引上げに係る諸制度を引き続き適切に運用していく必要がある。

○裁判所のその他の組織課題

・職場環境の整備

裁判所においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表するなどして、働きやすい職場環境の整備や働き方改革を進めることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するよう取り組んできたところである。

制度面においては、平成３１年４月１日から超過勤務の上限等に関する措置の実施、令和４年の国家公務員の育児休業等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の改正による、育児休業の取得回数の緩和、令和６年４月の人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正による、勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間（勤務間のインターバル）の確保に係る努力義務規定の創設、令和７年４月の勤務時間法等の改正による、育児介護事情等のない一般職員が土日以外に勤務時間を割り振らない日を設定可能とするフレックスタイム制の制度変更など、勤務時間等に関する制度は近年大きく変化してきているところである。このうち、超過勤務の上限等に関する措置は、超過勤務を０にしなければならないというものでないことは言うまでもなく、各職員において具体的な超過勤務の内容をきちんと申告し、管理職員において超過勤務を的確かつ遅滞なく把握し、適切な超過勤務時間管理を行うことが求められる。

また、各種ハラスメントの防止は、働きやすい職場環境の維持・向上のために不可欠である。令和２年には、パワー・ハラスメントの防止等に関する人事院規則が公布されたことを受けて、各種ハラスメントについて一元的に苦情相談を受けることができる体制を整備するなど、ハラスメントの防止に関する運用を更に充実させたところで

ある。今後も、各種ハラスメントのない働きやすい職場環境が確保され、また、上司等による必要な指導が適切に行われるよう、職員全般の意識の啓発及び知識の向上等に努めていくことが重要である。

引き続き、裁判所としても、必要な業務の実施は確保しつつ、合理的・効率的な業務運営による長時間勤務の是正や職員の健康及び福祉の確保が可能となる業務態勢の構築、男女を問わず仕事と生活を両立しながら活躍できる職場環境の整備等、職場全体における働き方の見直しに取り組んでいくことが重要である。

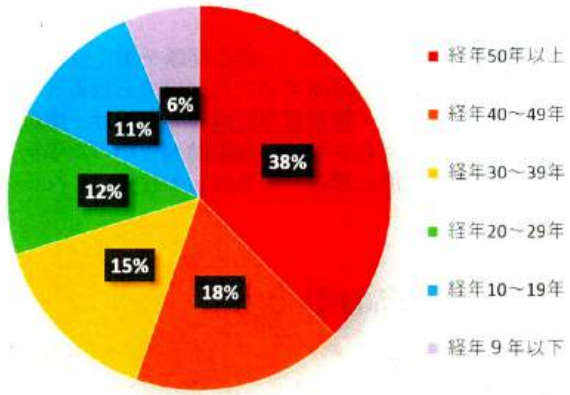
・裁判所施設

裁判所庁舎の状況

裁判所は、全国各地に４６１庁もの多数の庁舎を有するところ、それらの多くは、昭和４０年代～昭和５０年代初頭に集中的に整備され、今後１０年で築後５０年を経過する庁舎の割合は全庁舎の約５６パーセントと加速度的に高くなる。

適時適切な保全業務により庁舎の長寿命化を図る一方、躯体の劣　化等により日々のメンテナンスでは長寿命化を図ることが困難な庁舎については、生じている問題を総合的に判断した上で、庁舎新営の検討を進めていく必要がある。

同時に、デジタル化を含む近時の社会経済情勢の変化や国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行えるよう、合理的・効率的な事務処理態勢と合わせて、今後の庁舎の在り方についても検討していく必要がある。



裁判所庁舎経年別内訳（R7.4.1時点）

省庁別宿舎の状況

平成２３年１２月に財務省から示された「国家公務員宿舎の削減計画」において、宿舎は真に公務のために必要なものに限定した上で一定の類型に該当する職員のみが入居でき、福利厚生（生活支援）目的のものは認めないこととされ、平成２８年度末までに約５．６万戸が削減（約２１．８万戸から約１６．３万戸まで削減）された。

しかし、上記削減計画後も残置することとされた宿舎の低い入居率が課題となっている。裁判所が維持管理する省庁別宿舎についても、平成２９年６月に財務省の関係通達が改正されたことに伴い、宿舎の貸与に関する運用基準全般を見直した上で宿舎需要を適切に把握し、それでも需要のない宿舎については順次廃止に向けた検討を行っているところである。

裁判所インフラ長寿命化計画 （行動計画）

インフラ老朽化問題の対策として国が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（平成２５年１１月）に基づき、裁判所においても、平成２９年１月に**「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」**を公表（令和３年８月改定）している。

長寿命化を図るためには、適切な保全の実施により経年にとらわれず長期にわたって施設の良好な状態を維持する必要があり、「裁判所の所管に属する建築物等の保全について」（平成２８年９月１６日付け経理局長通達）に基づき、施設保全責任者による施設の保全が実施されているところである。

また、それらの保全情報から施設の実態を正確に把握し、次の維持管理、点検、修繕・更新等に活用するメンテナンスサイクルを構築することが重要であり、施設の実状の見える化と組織的な情報共有を図るため、庁舎及び宿舎カルテを作成している。

・裁判所における安全の確保（事前の対応と緊急時の対応）

・情報セキュリティの確保

情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったマルウェアによる情報漏えい、ＤＤｏＳ（サービス停止）攻撃、標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が相次ぎ、その手法は巧妙化している上、昨今の情勢を踏まえると、こうしたサイバー攻撃のリスクは一層高まっている。内閣サイバーセキュリティセンターなどからも、繰り返し各機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化を促す旨の注意喚起がされているが、裁判所においても、情報の窃取、破壊及び消去等を狙った可能性のある標的型メールが職員に送信される事案が散見されるなど、こうした攻撃と決して無縁ではない。

裁判所では、これまでも物理的・技術的な対策に加え、運用面の対策として、職員に対する教育・研修やセキュリティ監査の実施などを通じて、情報セキュリティ対策の充実及び強化に努めてきたところである。

裁判所で取り扱う情報は、高度なプライバシーや営業秘密等を含むものであり、裁判部や事務局を問わず、また、職種を問わず適切な管理が求められるにもかかわらず、[redacted]

特に、裁判情報の漏えいを生じさせた場合には、当事者等のプライバシーが侵害されるばかりか、場合によっては当事者等に危害が及ぶ可能性もあるほか、国民の裁判自体に対する信頼を大きく失墜させ、裁判運営自体に悪影響を及ぼすことになりかねないことを心に留める必要がある。

また、情報通信技術の進展やデジタル化などに伴い、情報セキュリティの考え方についても不断の見直しが求められるところ、裁判所においても、ウェブ会議利用の急速な拡大、総合コミュニケーションツールの導入など、裁判所独自のネットワーク環境のみならず、インターネット環境を利用して事務を遂行する場面が増加しており、これに伴い、情報セキュリティをめぐる環境が大きく変化している。

このような状況に対応するため、令和７年１月３１日に改訂した情報セキュリティポリシーを基本的な行動規範として根付かせ、組織全体のセキュリティ水準の底上げを図っていくことが肝要である。

・適正な事務の確保に向けて

・適正な会計事務 ＜

司法機関たる裁判所においても、国の機関として、**会計事務における高い適正性が求められている**ことは言うまでもない。加えて、近年は、社会経済情勢の変化や国民の意識の変容を受けて、より透明性・競争性の高い手続や国民に対する説明責任を意識した事務処理が求められるようになっている。裁判所としても、このような状況の変化に対応し、**より適正な会計事務の実現に向けた不断の努力を継続していかなければならない。**

会計検査の観点

会計検査院は、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性という五つの観点から検査を行っている。

◎会計検査の実施方法や実地検査までの大まかな流れ等の詳細はこちら👉 会計検査院 / 会計のとびら

事務過誤及び非違行為の防止

最近起きた不適切事案

👉【機２】会計課職員による不当な会計事務について（文書の改ざん等）

👉【機２】現金出納事務の適正確保に関する書簡（保管金等の不適切な管理）

法令遵守、競争性、透明性を確保した会計処理の実践のために

👉【機２】公共調達における適正な会計事務について

👉【機２】公共調達における適正な会計事務について（事務連絡）

・裁判所を利用する障害者への対応

・裁判所を利用する当事者等への対応 ＜

様々なニーズを持って来庁する当事者等に対し、裁判所として応えるべきものについては、適切かつ丁寧に説明することで個別の裁判手続が円滑に進み、国民の裁判及び裁判所への理解や信頼も増すことになるから、裁判手続について必ずしも専門的知識を有していない当事者等に対しては説明相手に応じた適切な説明を行い、裁判所として役割を果たしていくことが必要となる。

また、当事者等対応は、有限の時間を用い、裁判所組織の人的物的資源で行うものであるから、公平性・中立性を堅持し、必要かつ合理的でなければならないことにも留意しなければならない。

そのため、どのような申入れ等に対しても一律に時間を掛けて丁寧な対応を行うのではなく、裁判所が対応できないような要望、理不尽な要求等の一方的な意見主張には、組織として毅然とした対応をとり、当該行為を抑止していく必要がある。

各庁においては、裁判所においてできること（やるべきこと）とできないこと（やるべきでないこと）を整理し、前者を超える申入れ等については、対応の打ち切りや必要であれば退去命令の発令も視野に入れ、各庁の実情も考慮した適時適切な対応を行うための事務フローを策定しているところである。この事務フローは、現に対応に当たる職員の精神的負担を十分に勘案し、職員がその方針に沿う措置を講じ毅然たる態度をとることを、庁全体の関係部署が連携していかに援助していくかということを第一に考え、現に対応に当たる職員の目線に立って策定されたものと承知している。

実際の当事者対応は、案件や場面に応じて臨機応変に行うことが求められ、画一的に実践することはできないものの、職員が上記のような基本的な考え方を理解し、事務フローを踏まえた必要かつ合理的な対応がされているのであれば、当事者等から苦情が寄せられたことのみをもって責任を問われることはないものと考えられる。以上の点も踏まえ、職員においては、今後とも裁判部及び事務局との間で適切に役割を分担し、適時に連携を図りながら、必要かつ合理的な当事者対応を実践していくことが重要である。

・障害者雇用

平成３０年、裁判所において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の確認・計上に誤りが見られることが明らかになった。この事態については、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において、事実に関する検証が実施され、法の理念を意識せず、無批判的に前例に基づいた事務処理が漫然と行われてきたことは極めて不適切との指摘がなされた。裁判所においては、この検証結果を真摯に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととし、平成３０年１２月に「裁判所における障害者雇用に関する基本方針」を策定し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障害者雇用促進法の下、障害のある人が働きやすく、定着できる職場を作るための各種の取組を行ってきた。

こうした取組により、令和２年度中に全庁において法定雇用率を達成し、また、障害者である職員の職場に対する満足度も高い水準となっている。

法定雇用率は令和６年４月に２．６％から２．８％に引き上げられ、今後、令和８年７月に３％に引き上げられることから、これまでと同様に、障害者雇用の取組を推進していく必要がある。それに当たっては、裁判官を含む職員一人一人が、障害者と共に働く意義を深く理解し、これまでに得られなかった経験や視点を貴重な財産として日常の執務に生かすとともに、前例に基づく無批判的な事務処理を漫然と行うことのないよう、今回の事案を今後の教訓として受け止め、永く組織全体で語り継いでいくことが大事である。

・ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等

・通達等の訓令的性質を有する文書の作成方針等

司法行政事務の処理は、適正かつ統一的に行われるべきであり、また、当該事務処理に関する権限と責任の所在を明確にする必要がある。そのためには、司法行政事務に関して発出される通達等には、規律すべき事項が明確にされ、過不足なく記載されていなければならない。また、規則等を所管する部署において、その発出時又はその後に、規則等の解釈等を示す場合にも、組織として必要な意思決定を経た上で行われなければならない。そして、これらの発信された情報は、それを必要とする部署に広く共有され、かつ、継続的に参照されることが求められる。なお、事務の合理化及び迅速な情報周知の実現の観点から、発出された文書を周知する際、順次電子メールを転送して送付する方法によるのではなく、総合コミュニケーションツール「Microsoft ３６５」等を活用した合理的な方法をとることも積極的に検討されるべきである。ついては、令和５年１０月１８日付け最高裁秘書第２４５６号事務総長通達「通達等の訓令的性質を有する文書の作成方針等について」に従って、上記のあるべき運用を徹底していただきたい。

・司法行政文書の管理及び開示

司法行政文書を適切に管理することは、司法行政事務の適正かつ効率的な運営に不可欠であるとともに、文書開示手続を通じて、国民に対する説明責任を全うする土台となるものであり、それができない場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく失墜させることにつながりかねない。裁判所においても行政府省と同様に、ファイル管理簿、標準文書保存期間基準（保存期間表）及び司法行政文書の管理状況の公表を行っているところである。国民の文書管理への関心は今後も高まるものといえ、司法行政文書の適切な管理が一層強く求められる。

司法行政文書の開示手続については、取扱要綱等に基づいて、司法行政文書の開示及び苦情申出への対応を行っている。平成２７年７月に苦情申出手続が整備されて以降、相当数の実務例や情報公開・個人情報保護審査委員会の答申も集積されたことから、これらの知見を参考にするなどして、より一層適正かつ迅速な文書開示事務を実現していく必要がある。

近年の司法行政文書開示手続における主な変更点としては、令和４年７月に、実施手数料を徴収するなど同手続における開示の実施方法等が変更されたことが挙げられる。

なお、執務において参考となる通達・事務連絡や執務資料、開示に関する要綱及び同委員会の答申等がcourtsポータル（秘書課ナビ）内にまとめて掲載されているので、参照されたい。

・裁判所広報の充実

国民の信頼という裁判所の存立基盤を確保するためには、裁判所が、国民に対し、自らの機能や役割等について分かりやすく正確に伝え、広く理解を得ていく必要があるところ、インターネットやＳＮＳの発展・浸透による情報流通の変化に伴い、裁判所が適時に正確な情報を発信する広報活動の重要性はより一層高まっている。また、今後、裁判手続のデジタル化等の新たな取組について国民に周知・浸透を図る必要性がある中で、広報活動を通じて国民の司法に対するニーズ等を的確に把握し、これを活用していく視点も重要である。

コロナ禍を契機として、従来からの参集型に加え、ウェブ会議等を活用したリモート型、両者を併用したハイブリッド型等の広報行事が各地で試みられる中で、それぞれの良さや強み、課題等に関する知見が蓄積されていることと思われる。得られた知見を活かし、より効果的な活動は何かという視点を常に持ちながら、時代に即した広報活動を推進していく必要がある。

なお、広報活動に関する一般的な視点、留意点等については、広報ハンドブックを参照されたい。

・司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組

裁判官の研修・研究会

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力はもとより、社会事象に対する幅広い視野、深い洞察力等が必要であるほか、急速に変化する社会経済情勢やそれを受けて行われる様々な法改正等に的確に対応することが求められており、これらの洞察力や知識等の修得を個々の裁判官に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設け、その体系や内容の充実を図っていく必要がある。

令和６年度は、多くの裁判官が、無理なく、合理的かつ効率的な審理運営や核心部分の判断を行うことができるように支援するため、裁判現場のニーズを反映した研修の機会を拡大し、かつ審理運営・判断のノウハウが広く承継・共有されることに重点を置いた取組・支援を行う、という基本方針に基づいて研修を実施した。ベーシック研修及びミニ基盤研修を含めた合同研修の実施件数は合計６３本、参加した裁判官は延べ約３４００人に及んだ。また、その他の研修として、民間企業等で研修を行う派遣型研修を実施している。

令和７年度も、令和６年度と同様の基本方針に基づいて研修を実施している。

以上のような研修内容や研修技法については、司法研修所参与や国際司法研修協会（International Organization for Judicial Training、ＩＯＪＴ）など外部の知見等も取り入れながら、その充実を図っている。

以上のとおり、司法研修所では、これまで研修内容の拡大と充実に力を入れてきたところであり、今後も、裁判官の研修ニーズに応えられるよう、実施方法の工夫を重ねつつ、自己研さん支援の更なる充実を図っていきたいと考えている。

裁判官以外の裁判所職員の研修・研究会

裁判所職員総合研修所では、裁判官以外の職員（裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所速記官等）の専門性及び執務能力の向上、職種・部署間の相互理解と連携・協働の促進等を目的として、これらの職員

の研修、養成及びその事務の研究を実施している。

この実施に当たっては、①状況の変化に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の成長支援、②裁判官を含む各職種間の相互理解と連携・協働の強化、③社会・経済情勢の変化や法令改正等への的確な対応、④OJTとの効果的な連携に重点を置いた上で、課題への対処のため、以下の具体的取組を行っている。

【1．裁判官との連携・協働や各職種の専門性の向上を強く意識した研修等の実施】

裁判官と意見交換をしながら、主体的・実質的に事件に関与することができる書記官や、状況の変化に的確かつ柔軟に対応できる高い専門性と組織性を兼ね備えた家裁調査官の養成を図るとともに、職員一人一人がその役割・職務に注力することのできる事務処理態勢を構築し、その専門性に磨きをかけられるような内容の研修等を行っている。

【2．デジタル化の進展を踏まえた研修実施方法の多様化】

M365等を活用した研修実施事務の簡素・合理化を図るとともに、各研修の目的・内容等に応じ、リモート・参集の各長所を踏まえた的確かつ柔軟な組合せや開始・終了時間の見直し等により、研修効果を一層高めつつ、職員や職場の実情・ニーズに即した多様な形態の研修等を行っている。

【3．研修の有機的結合・融合】

組織見直し等の組織課題への的確な対応が求められる中で、研修需要の増大の傾向を踏まえつつも合理化・効率化を進め、研修の最適化を図るため、各研修のブラッシュアップを行うとともに、複数の研修等の有機的結合・融合を押し進め、シナジー効果の獲得を目指している。

【4．職員の業務遂行及び研さんの支援】

職員の専門性や執務能力の向上には、研修等への参加以外のOJTを始めとする研さんが重要であるところ、Off-JTとOJTの連携をより充実・強化し、職員がスムーズに担当業務に習熟し、業務を適正に遂行できるように支援するとともに、職員の研さん意欲をより醸成するため、研修の同時配信による傍聴の拡大、研修等の結果の広い還元、オンデマンド配信の拡大、研修資料・教材のポータルサイト上での提供など、職員が支援を必要としているときに適切な支援を得られる環境整備に努めている。

今後も、各職員の専門性及び執務能力の向上、職種・部署間の相互理解と連携・協働の促進に資する研修等を実施してまいりたい。

司法修習生の修習

令和５年度（第７７期）司法修習生については、司法修習のカリキュラム終了後の令和７年３月３日から同月７日まで５日間の日程で実施された考試（二回試験）を、再受験者を含む第７７期司法修習生１，８３６人が受験したが、このうち１０人が不合格とされた。

第７７期司法修習生の修習終了者１，８２６人（うち女性５３２人）の進路の区分は、裁判官９０人（うち女性３６人）、検察官８２人（うち女性２８人）、弁護士その他１，６５４人（うち女性４６８人）である。

令和６年度（第７８期）司法修習生については、令和７年３月に１，５５３人が採用された。第７８期においては、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的とする導入修習（移動期間も含めて約１か月間）を令和７年３月１９日から実施した。その後、実務修習地において分野別実務修習（民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習をそれぞれ約２か月間）を実施した上で、実務修習地に応じて２班に分け、それぞれ約２か月間の選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を交互に行い、これらのカリキュラム終了後に考試を実施する予定である。

◆　目　次　◆

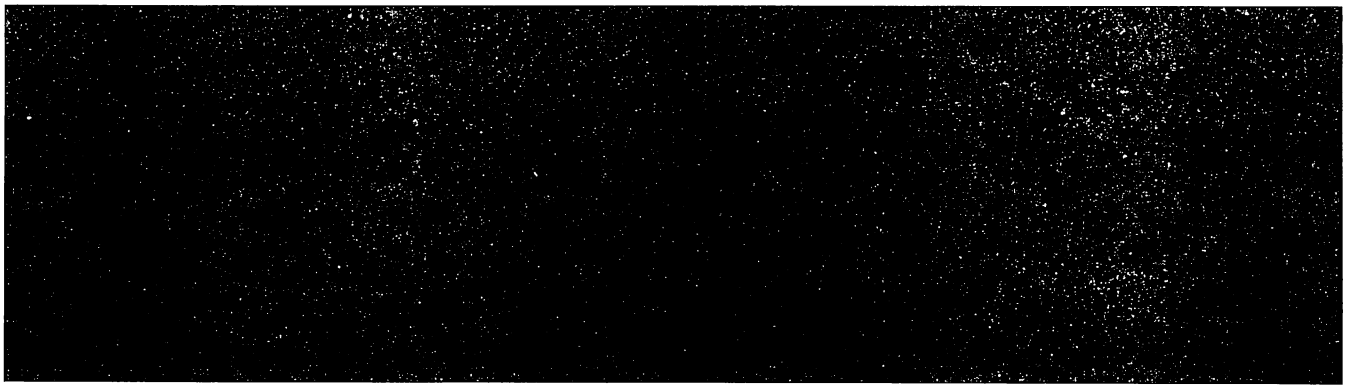
裁判官のデータ分析

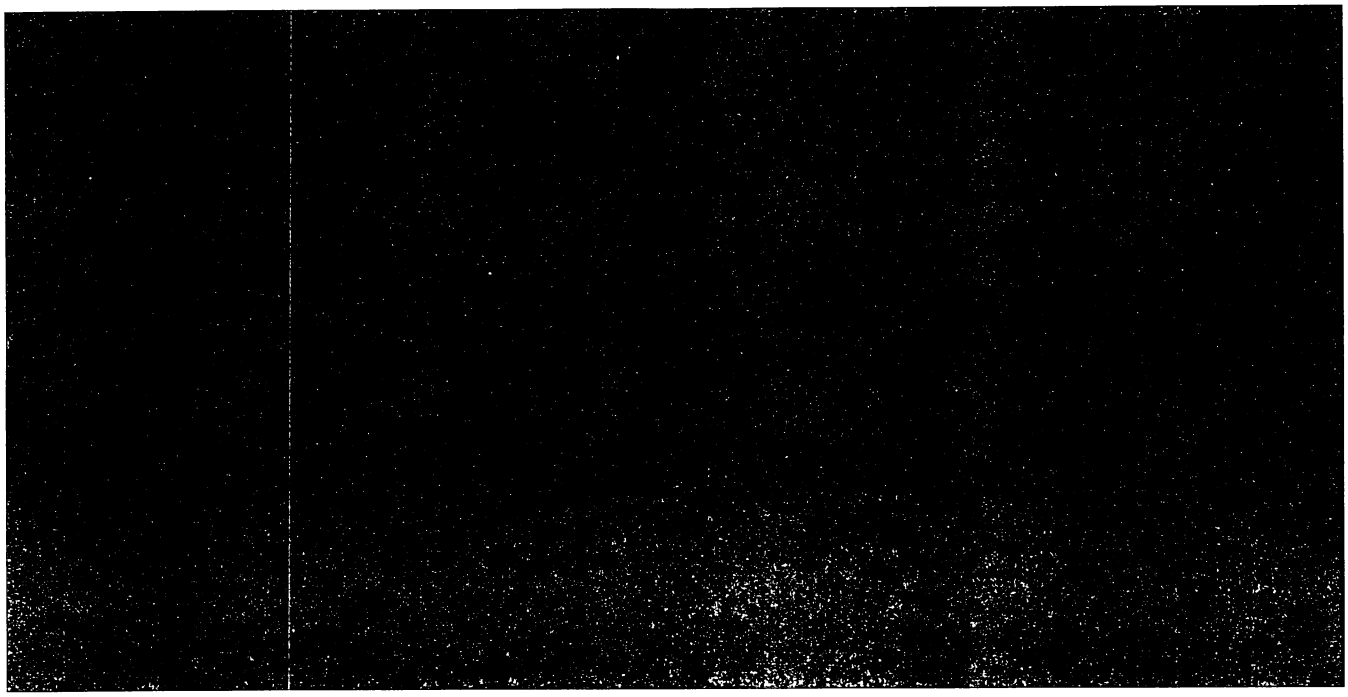
家事調停事件
後見・財産管理関係事件
人事訴訟事件
子の氏変更事件・養事前行為
保全事件
家裁調査官

○裁判所の申長期的な組織課題
・今後の裁判所における組織体制と職員の確保のあり方の方向性等
・裁判所のデジタル化
　裁判の手続のデジタル化
　　民事訴訟手続及び民事非訟手続のデジタル化
　　刑事・少年手続のデジタル化
　　家事事件手続等のデジタル化
　　デジタル化後の裁判官、書記官の体制と裁判官、書記官の業務の考え方
　　IT予算の確保・適正執行
　司法行政事務のデジタル化
　　司法行政文書の電子的管理
　　[illegible]
・裁判所の[illegible]
・今後の[illegible]
・[illegible]

・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]

・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
　[illegible]
・[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
・[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
　[illegible]
　[illegible]





民事訴訟手続のフェーズ３に向けた行程について

デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟手続のフェーズ３に向けた行程について～

訴訟記録の電子化等を内容とするフェーズ3を実現する改正民事訴訟法が、令和8年5月までに施行されることになっており、準備に向けた期間も残すところ約1年となりました。今後、改正法施行までの間に、どのような準備をどのように進めていくのかについて説明します。

デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟のフェーズ３に向けた行程について～

◆ デジタル化後における書記官事務の検討は、
「書記官が行うことが必要かつ相当な事務」を抽出・検討し、組織的に共有していくこと

■ 抽出に当たっては、次の３つの視点が必要

- よい裁判をするために必要・有益な事務か（合理性、効率性の観点を含む）？
- 書記官でなければできない事務か（法的素養を有し、事件、手続、実務慣行に通じていることが必要な事務か）？
- 書記官が行うことが相当な事務か（裁判官と書記官のそれぞれの役割に照らし、書記官が担うのが相当な事務といえるか）？

(1)システムを利用した定型的な事務
※ 受付、送達、通知、手数料、記録の取扱いに関する事務等

（これまでの検討）
- 「デジタル化後の書記官事務の検討資料」に基づく各庁の検討

⇒ 改正法施行後、訴訟手続の各場面で、書記官が新しいシステム（mints・TreeeS・RoootS）を利用して行う標準的な事務処理について組織的に共有していく必要

⇒ 通達や各庁における事務処理要領等によって、事務処理の内容と方法を定めることが必要

- 各庁における検討を高裁を中心として集約
- その結果を踏まえ、最高裁において論点等を抽出し、最高裁と高裁との間で意見交換を実施

(2)審理運営に密接に関わる非定型的な事務
※ 争点整理手続への関与（期日間準備を含む。）等

（これまでの検討）
- 目指すべき審理運営のために書記官ができること、できないこと、やるべきことの検討
- 書記官から、よりよい事務処理のための提案、検討

⇒ 各部における意見交換と実践を継続して、書記官が行うことが必要かつ相当な事務を形作っていく必要

- 最高裁から各庁へ、全国的な実践例の紹介（書記官フォーラム、裁判官フォーラムの結果を総括）
- 各庁において全国的な実践例も参考にしながら、自庁の実情に合った内容の実践について検討

デジタル化後の民事訴訟手続において書記官が果たす役割の共有へ

- 各庁で書記官が果たすべき役割を踏まえた指導監督が実現
- フェーズ３実施後も、書記官が果たす役割を踏まえた事務処理の在り方を改めて検討するなどして、デジタル化後の書記官事務が更にブラッシュアップし、安定的な運用を確保していくことが期待

フェーズ３に向けたロードマップ　システム×裁判官事務×書記官事務

R７．４　【機２】
※　スケジュールは現時点の想定

	R7．4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8．1	2	3	4
協議会・意見交換会等	意見交換会（改正民訴法・改正民訴規則の諸問題の整理）		民事事件担当裁判官等事務打合せ（・改正民訴法等の諸問題 ・法定審理期間訴訟手続 ・弁護士会周知（協議）等…）			意見交換会（弁護士会周知（協議））		・民事通常専門研究会３（裁判手続のデジタル化） ・民事実務研究会（第２回）			民事事件担当裁判官等事務打合せ（システムを前提とした審理運営の在り方）		
									● フェーズ３法廷機器整備予定				
準備事項	mintsの利用・習熟												
	【現行mints】　実事件における利用促進												
	【改修mints】研修環境を利用し、新規申立て機能・電子送達機能の習熟（イメージ作り）								本番環境（ダミー記録）を利用し、新規申立て機能・電子送達機能・記録一覧機能の習熟			電子納付機能リリース	
	改正民訴法・改正民訴規則と改修mintsを踏まえたフェーズ３実施のための実務運用の検討等												
	改正民訴法・改正民訴規則の諸問題の整理								弁護士会等との運用の協議				
	改正民訴法・改正民訴規則・改修mintsの下での事務フロー等の検討												
システム 裁判官事務 書記官事務	１ 訟廷事務 各庁：例えば、訟廷での新受事件受付から部への事件情報管理の受渡し等、保存事件情報の管理等の訟廷事務フローの検討								R７．１２頃、R８．２頃の各時期を目途に通達・事務連絡等の発出		各庁において通達等の運用ルール策定		
	２ 法令等に基づく基本的な書記官事務等 特大庁：例えば、システム送達・送達中事件の管理、調書作成・調書作成未了事件の管理等の事務の検討							R７．１０頃に検討状況・検討結果を提供					
	特大庁のとりまとめ結果を参考に、改修mintsを利用しつつ検討 各庁において通達等の運用ルール策定												
	M365／RoootS／mintsなど各種デジタルツールを活用した効率的・合理的な裁判事務の在り方の検討												
	特大庁 ○ 電磁的訴訟記録を前提とした裁判官と書記官との連携・協働・情報共有（訴状審査の在り方、期日間の書面管理等）								検討状況・検討結果を議論の素材として提供				
	各庁 ○ 各種デジタルツールを活用した審理運営の在り方（デジタルツールを活用した効率的・合理的な審理の在り方や記録検討の方法等）									R７．１２の民事通常専門研究会３・民事実務研究会（司研・総研）R８．２頃の民事事件担当裁判官等事務打合せ（民事局）で協議予定			





デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟のフェーズ３に向けた行程について～

◆デジタル化後における書記官事務の検討は、
「書記官が行うことが必要かつ相当な事務」を抽出・検討し、組織的に共有していくこと

■ 抽出に当たっては、次の３つの視点が必要

- よい裁判をするために必要・有益な事務か（合理性、効率性の観点を含む）？
- 書記官でなければできない事務か（法的素養を有し、事件、手続、実務慣行に通じていることが必要な事務か）？
- 書記官が行うことが相当な事務か（裁判官と書記官のそれぞれの役割に照らし、書記官が担うのが相当な事務といえるか）？

(1)システムを利用した定型的な事務

※ 受付、送達、通知、手数料、記録の取扱いに関する事務等

（これまでの検討）
- 「デジタル化後の書記官事務の検討資料」に基づく各庁の検討

⇒ 改正法施行後、訴訟手続の各場面で、書記官が新しいシステム（mints・TreeeS・RoootS）を利用して行う標準的な事務処理について組織的に共有していく必要

⇒ 通達や各庁における事務処理要領等によって、事務処理の内容と方法を定めることが必要

- 各庁における検討を高裁を中心として集約
- その結果を踏まえ、最高裁において論点等を抽出し、最高裁と高裁との間で意見交換を実施

(2)審理運営に密接に関わる非定型的な事務

※ 争点整理手続への関与（期日間準備を含む。）等

（これまでの検討）
- 目指すべき審理運営のために書記官ができること、できないこと、やるべきことの検討
- 書記官から、よりよい事務処理のための提案、検討

⇒ 各部における意見交換と実践を継続して、書記官が行うことが必要かつ相当な事務を形作っていく必要

- 最高裁から各庁へ、全国的な実践例の紹介（書記官フォーラム、裁判官フォーラムの結果を総括）
- 各庁において全国的な実践例も参考にしながら、自庁の実情に合った内容の実践について検討

デジタル化後の民事訴訟手続において書記官が果たす役割の共有へ

- 各庁で書記官が果たすべき役割を踏まえた指導監督が実現
- フェーズ３実施後も、書記官が果たす役割を踏まえた事務処理の在り方を改めて検討するなどして、デジタル化後の書記官事務が更にブラッシュアップし、安定的な運用を確保していくことが期待

フェーズ３に向けたロードマップ　システム×裁判官事務×書記官事務



R７．４　【機２】
※　スケジュールは現時点の想定

	R７．４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	R８．１	２	３	４

● フェーズ３法廷機器整備予定

協議会・意見交換会等

- 意見交換会（改正民訴法・改正民訴規則の諸問題の整理）
- 民事事件担当裁判官等事務打合せ（・改正民訴法等の諸問題 ・法定審理期間訴訟手続 ・弁護士会周知（協議）等…）
- 意見交換会（弁護士会周知（協議））
- ・民事通常専門研究会３（裁判手続のデジタル化） ・民事実務研究会（第２回）
- 民事事件担当裁判官等事務打合せ（システムを前提とした審理運営の在り方）

準備事項



- mintsの利用・習熟
- 【現行mints】　実事件における利用促進
- 【改修mints】 研修環境を利用し、新規申立て機能・電子送達機能の習熟（イメージ作り）
- 本番環境（ダミー記録）を利用し、新規申立て機能・電子送達機能・記録一覧機能の習熟
- 電子納付機能リリース

システム

裁判官事務　書記官事務

- 改正民訴法・改正民訴規則と改修mintsを踏まえたフェーズ３実施のための実務運用の検討等
- 改正民訴法・改正民訴規則の諸問題の整理
- 弁護士会等との運用の協議
- 改正民訴法・改正民訴規則・改修mintsの下での事務フロー等の検討

１ 訟廷事務（各庁）：例えば、訟廷での新受事件受付から部への事件情報管理の受渡し等、保存事件情報の管理等の訟廷事務フローの検討

２ 法令等に基づく基本的な書記官事務等（特大庁／各庁）：例えば、システム送達・送達中事件の管理、調書作成・調書作成未了事件の管理等の事務の検討

R７．１０頃に検討状況・検討結果を提供

R７．１２頃、R８．２頃の各時期を目途に通達・事務連絡等の発出

各庁において通達等の運用ルール策定

特大庁のとりまとめ結果を参考に、改修mintsを利用しつつ検討

各庁において通達等の運用ルール策定

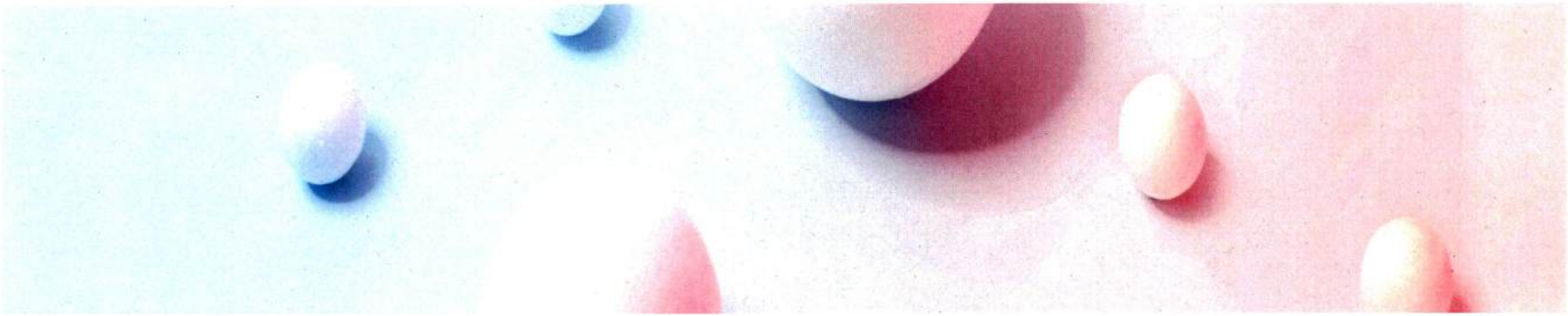
- M365／RoootS／mintsなど各種デジタルツールを活用した効率的・合理的な裁判事務の在り方の検討

特大庁／各庁
○ 電磁的訴訟記録を前提とした裁判官と書記官との連携・協働・情報共有（訴状審査の在り方、期日間の書面管理等）
○ 各種デジタルツールを活用した審理運営の在り方（デジタルツールを活用した効率的・合理的な審理の在り方や記録検討の方法等）

検討状況・検討結果を議論の素材として提供

R７．１２の民事通常専門研究会３・民事実務研究会（司研・総研）
R８．２頃の民事事件担当裁判官等事務打合せ（民事局）で協議予定





デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方

[redacted]

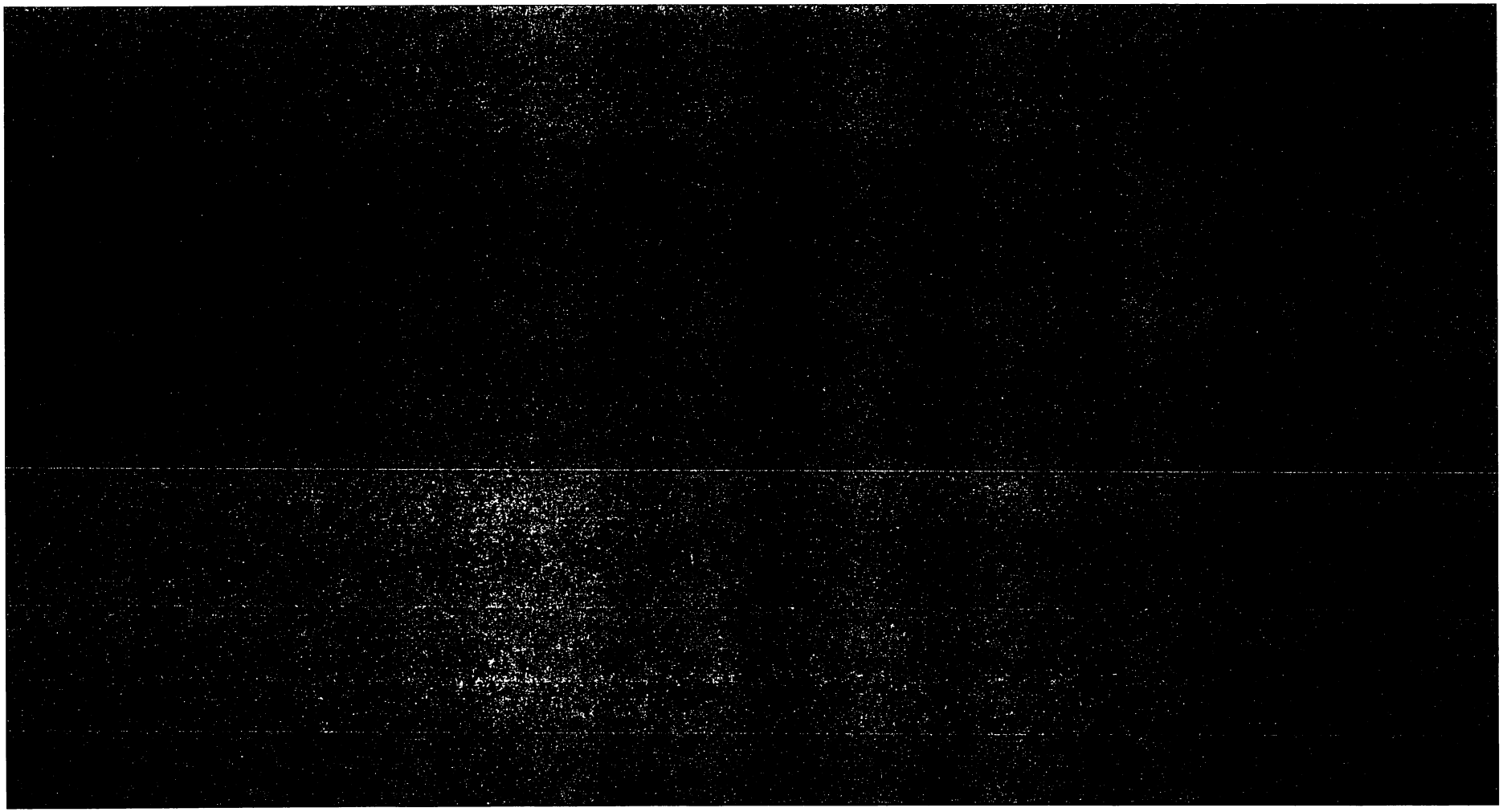
デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方について

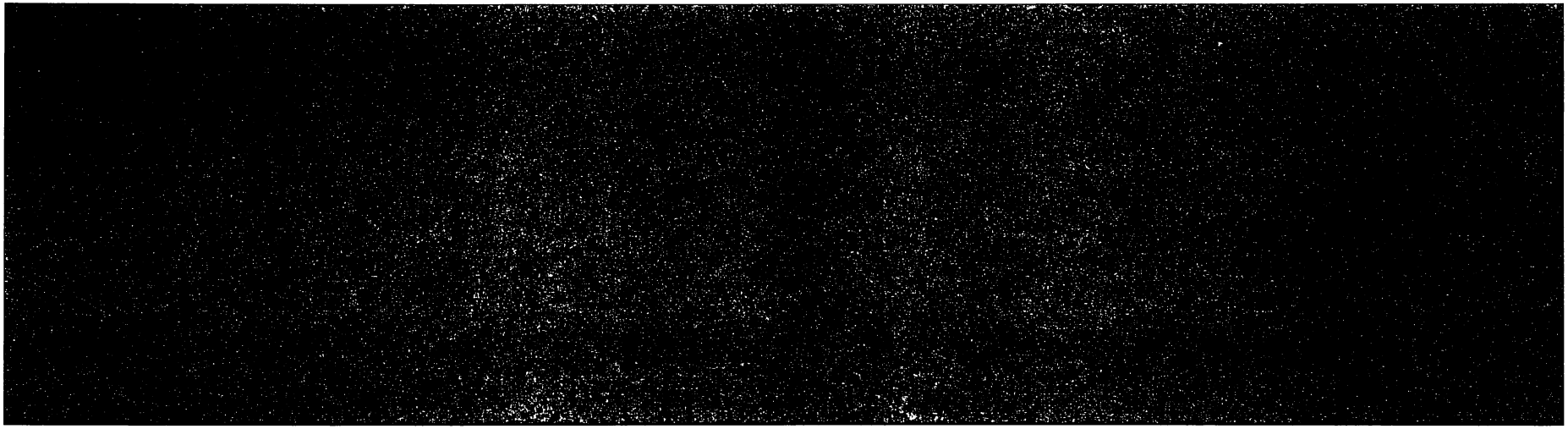
現在各庁で行われているデジタル化後の書記官事務の検討は、裁判手続のデジタル化後、より適正迅速な裁判の実現のために、書記官がどのような役割を果たしていくのかを考えていく営みであり、これには書記官事務の整理の考え方に基づいた検討が必要となります。

書記官事務の整理の考え方は、個々の事件処理の場面において、事務の法的根拠を確認し、その目的を見定めた上、書記官がどのような事務をどのように遂行することが、適正迅速な裁判に資する状況に応じた最適な事務処理となるのか、という検討を続けていくことによって、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものです。その考え方は、現状を振り返って課題を分析する視点となるとともに、デジタル化後の書記官事務の検討、すなわち将来の事務の姿を検討する視点にもなるものです。

また、デジタル化後の書記官事務の検討は、事務の改善の視点をもって、デジタルツールやシステムを活用し、既存の内容や方法に縛

られない事務処理を柔軟に考えていく必要があり、単にシステムを利用して既存の事務を置き換えるという発想で臨むものではありません。 そして、このようなデジタル化後の書記官事務の検討を活性化して実効的なものとするためには、裁判官と書記官の間で、その目指すべき審理運営を実現するために必要な書記官事務という観点から、率直な意見交換が活発にされることが重要ですし、そのような意見交換の結果等を踏まえて、首席書記官が一般執務の指導監督の方針を策定し、これを庁全体で共有していく必要があります。そして、庁全体で共有された一般執務の指導監督方針を踏まえることで、各部における裁判官と書記官の間の意見交換は、より率直で忌憚のないものとなり、具体的な実践に結び付けやすくなるのではないかと考えられます。





令和７年度予算の概要

１．予算の概観
２．予算の注目ポイント
３．裁判手続等デジタル化関連予算

最高裁判所事務総局経理局主計課
最高裁判所事務総局デジタル総合政策室

１．予算の概観

✔　令和７年度予算は、物件費が前年度比約１１％増となりました。物件費は、平成３１年度（令和元年度）時点で約370億円でしたが、そこから６年間でデジタル化関連予算を中心に約１30億円増額されることになります。

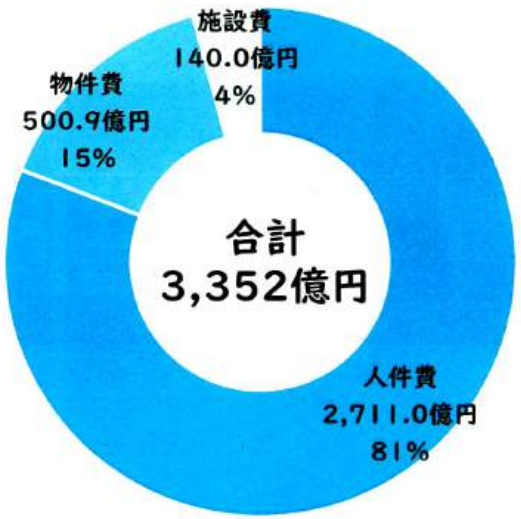
✔　令和７年度予算概算要求では、デジタル化関連経費と家庭裁判所の充実強化関連経費を重点項目としました。これらについては、令和６年度補正予算（第１号）に計上された分と合わせて必要となる予算額を確保できました。

＜経費の内訳＞

	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	増減	
人件費	2,711.5億円	2,711.0億円	△0.5億円	△0.0%
物件費	451.9億円	500.9億円	+49.0億円	+10.8%
施設費	146.4億円	140.0億円	△6.4億円	△4.4%
合計	3,309.8億円	3,351.9億円	+42.1億円	+1.3%

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和7年度予算額



2．予算の注目ポイント①

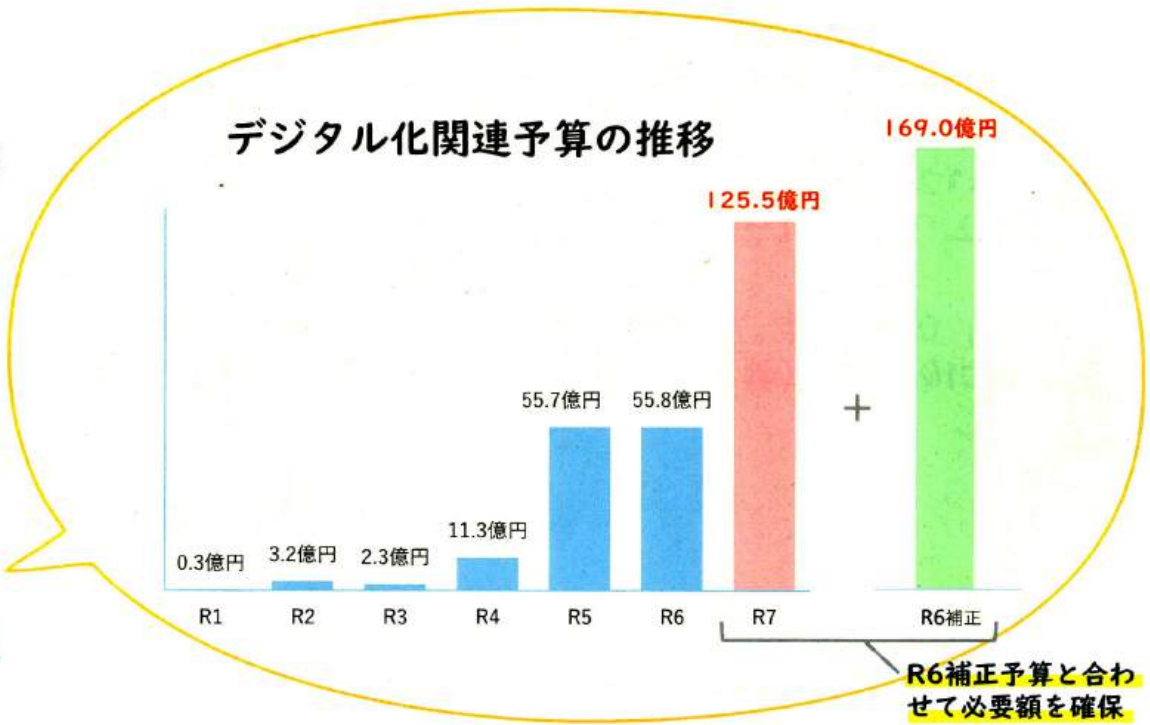
► デジタル化関連予算を中心とした物件費確保

✔ 裁判所を挙げて取り組んでいる裁判手続等のデジタル化を着実に推進していくことができるよう、デジタル化関連予算を中心に、物件費予算を年々増額しています。

✔ 民事訴訟手続、刑事手続、民事非訟・家事事件手続の各分野で利用するためのシステム開発はもとより、デジタル化を契機として事務の合理化・効率化を加速させるため、**情報通信インフラの抜本的見直し**も予定されています。

✔ 令和７年度予算では、こうした予算需要に対応していくための**デジタル化関連予算を大幅に増額できました。**





2．予算の注目ポイント②

▶　「物件費の最適化」の推進



✔　そもそも物件費予算は、職員に支払う給与等（＝人件費）や建物に要する経費（＝施設費）以外の経費を幅広く賄うための予算で、裁判所の「こうしたい」を実現していく上で中心的役割を担っています。

✔　すでに見てきたように、裁判手続等のデジタル化をさらに推進していくために必要十分な予算を確保しています。令和７年度予算を執行していくに当たっては、国民により良い司法サービスを提供するとともに、裁判官を含む職員が十分に力を発揮できるようなより良い職場環境を整備していくために、職場の「こうしたい」や困りごとを裁判部と事務局とで共有し、確保した予算を最大限効果的に活用できるよう、ALL裁判所で協力して取り組んでいきたいと考えています。

✔　他方で、「対面・アナログ」から「リモート・デジタル」へと社会が変化してきたことを受けて職員旅費や印刷製本費などのように予算ニーズが減少傾向にあるものや、会計部門を中心とした既存の案件の費用対効果検証や合理化の工夫などにより必要となる予算が縮小してきたものもあります。

令和７年度予算では、「こうしたい」を実現するのに必要となる予算を単純に増額確保するだけでなく、効果の薄くなった施策等に要していた予算を削減し、優先度の高い施策に予算を振り向ける取組（＝物件費の最適化）も引き続き行っています。

✔　これまでの予算構造を打ち破り、未来志向で物件費予算を時代に対応させていくための取組として、「物件費の最適化」を推進しています。



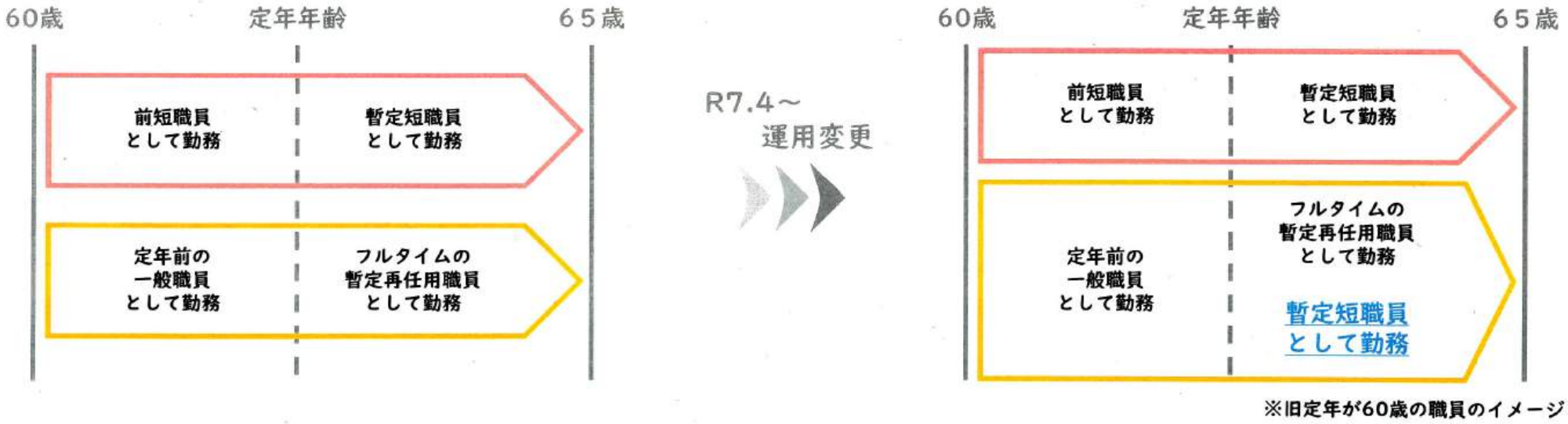
2．予算の注目ポイント③

► 60歳からの多様な働き方を可能にするための人件費確保

✔ 60歳からの多様な働き方を可能とし、意欲と能力のある人材に引き続き公務内で活躍してもらえるよう、定年引上げに伴って令和５年度より定年前再任用短時間勤務が導入されており、定年前再任用短時間勤務職員（前短職員）として退職した後、引き続き暫定再任用職員として採用される場合は、暫定再任用においても原則として短時間勤務とする運用としてきました。

一方、定年前再任用短時間勤務を経ていない職員については、雇用と年金の接続という観点から、従前の再任用制度と同様、フルタイム勤務を原則としてきたところですが、定年前再任用短時間勤務の制度趣旨や前短職員の採用実績などを踏まえ、**令和７年度からは定年前再任用短時間勤務を経ていない職員についても暫定再任用短時間勤務職員（暫定短職員）として採用することを可能とする運用に変更されます。**

✔ こうした運用変更を踏まえ、令和７年度予算では、**短時間勤務職員に関する人件費を増額し、今後は、60歳からの多様な働き方が更に広がることになります。**

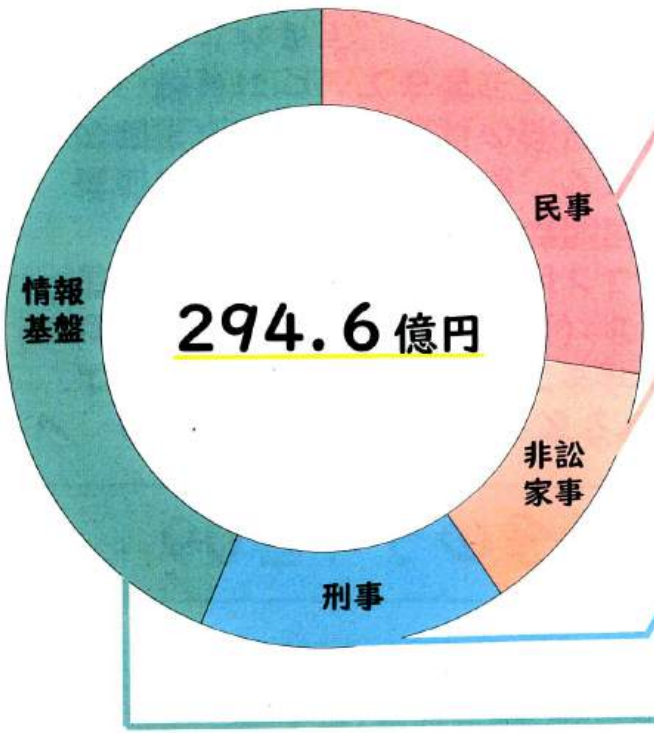


※旧定年が60歳の職員のイメージ

3．裁判手続等デジタル化関連予算①

► デジタル化関連予算の全体像

デジタル化関連予算総額
（R7予算＋R6補正予算）



民事訴訟手続	・システム運用・開発 ・Web会議の実施 ・記録電子化環境整備	R7予算 +R6補正予算 80.6億円
民事非訟・家事手続	・システム開発・改修 ・Web会議の実施・ 環境整備	R7予算 +R6補正予算 39.2億円
刑事手続	・システム開発 ・非対面・遠隔化手続の 環境整備	R7予算 +R6補正予算 46.3億円
情報基盤	・デジタル化の情報基盤 整備 ・GSS導入の環境整備	R7予算 +R6補正予算 128.4億円

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

3．裁判手続等デジタル化関連予算②

► デジタル化に向けてシステムや基盤を整備

民事訴訟手続

令和８年５月までに全面施行
民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年５月成立）
閣議決定：令和７年度中に本格的な利用を可能にすることを目指す

＜フェーズ１・２の実施とフェーズ３に向けた環境整備＞

- ✔ mints（民事裁判書類電子提出システム）の運用保守
  ※フェーズ３に向けた対応も検討しています
- ✔ RoootS（e事件管理システム）の運用保守
  令和７年１月６日から全国展開となりました
- ✔ TreeeS（e提出・e記録管理システム）の開発等
  引き続き開発等を行います
- ✔ Web会議の実施
- ✔ 記録電子化のための環境整備
  令和７年１２月までに法廷等に新たな機器を整備します



民事非訟・家事手続

令和１０年６月までに全面施行
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年６月成立）
閣議決定：遅くとも令和９年度までに本格的な運用を開始できるよう環境整備に取り組む

＜システム開発と環境整備＞

- ✔ 執行・倒産及び過料手続のデジタル化に伴う新システムの開発
  令和７年度から新システムの開発を開始します
- ✔ 家事手続・その他非訟手続オンライン申立てのためのTreeeS/RoootSの改修等
  令和９年度に向けて開発等を行います
- ✔ Web会議の実施・環境整備
  令和７年１２月までに新たな機器を整備します



3．裁判手続等デジタル化関連予算③

► デジタル化に向けてシステムや基盤を整備

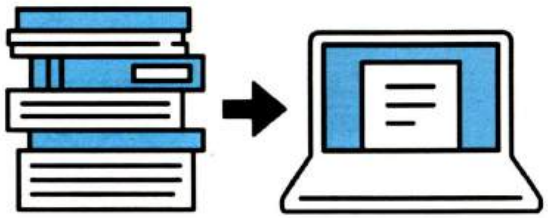
刑事手続

令和８年度中の一部運用開始
法制審議会（総会）で要綱採択、法務大臣に答申（令和６年２月）
令和７年２月２８日に改正案を閣議決定、同日国会に提出、令和８年度中に一部運用開始の方針

＜システム開発と非対面・遠隔化手続環境整備＞

✔ LinKage（刑事訴訟、令状及び少年手続を含むシステム）の開発
令和６年度に引き続き開発を行います

✓ 非対面・遠隔化手続のための環境整備
令和７年１２月までに法廷等に新たな機器を整備します



情報基盤

＜デジタル化に対応する情報基盤の整備＞

✔ デジタル化に向けた情報基盤の整備（将来基盤の構築等）

✔ GSS導入に向けた環境整備
令和７年度から各庁においてＧＳＳ回線敷設のための工事が始まります



機密性２

令和６年度補正予算の概要

（第１号）

１．補正予算の注目ポイント

２．補正予算の内訳

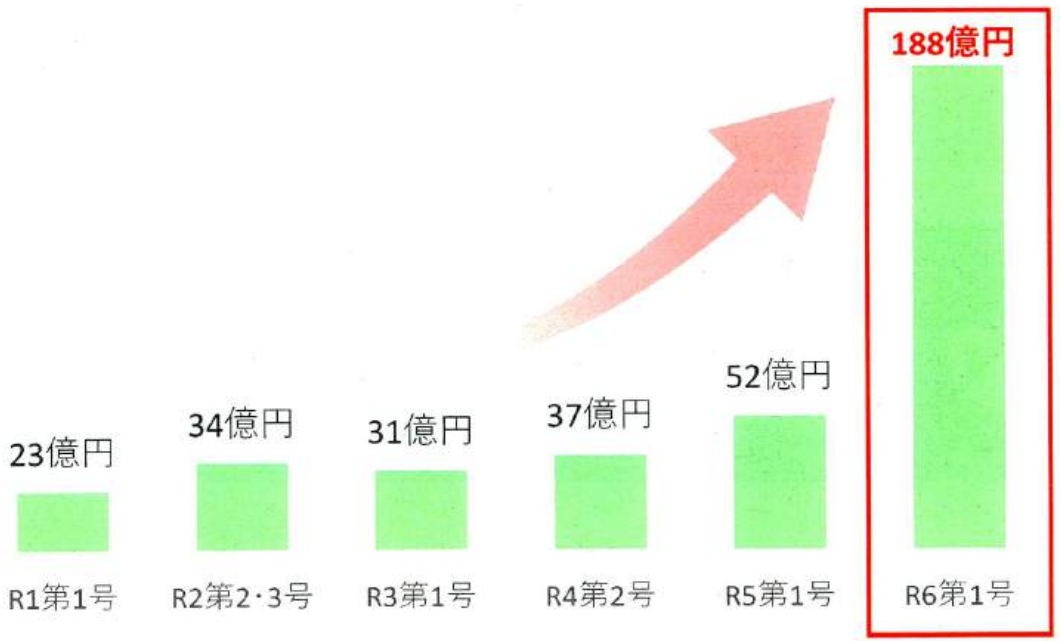
最高裁判所事務総局経理局主計課

Ⅰ．補正予算の注目ポイント

► 補正予算（物件費）の大幅増額

✔ 補正予算とは、予算作成後の事情の変更によって、その予算に不足を生じた場合、また予算の内容を変える必要が生じた場合に、出来上がった予算を変更する予算のこと（財務省HPより）で、裁判所においても、例年、喫緊の課題に対応するのに必要となる予算を計上しています。

✔ 令和６年度補正予算（第１号）（＝令和６年度当初予算を変更する予算）では、裁判手続等のデジタル化などを中心とした最優先の重要課題に対応していくための予算を計上しており、物件費の補正予算額は昨年度の３．５倍以上となっています。



※ このほかに、補正予算では、人事院勧告などに対応するために必要となる人件費予算も計上しています。

2．補正予算の内訳①

▶　裁判手続等デジタル化関連予算

✔　民事訴訟を皮切りに、各裁判分野でデジタル化の本格的な運用を開始することが予定されており、スピード感をもってシステム開発等を進めていくことが喫緊の課題となっています。補正予算では、システム開発、ウェブ会議を利用した手続のための機器やフェーズ３実施のための機器の整備、オールデジタルによる裁判手続を支える安定的な情報通信基盤の整備のための経費を計上しています。

デジタル化関連予算総額



・システム開発
・ウェブ会議環境整備　　56.6億円
・フェーズ３機器整備

・システム開発
・非対面・遠隔化、　　37.6億円
関係機関連携環境整備

・デジタル化に対応する　　74.9億円
環境整備

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

2．補正予算の内訳②

► 裁判所の防災・減災対策等

✔ 本年１月に発生した能登半島地震をはじめ、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。災害時においても必要な司法サービスを提供できるよう、補正予算では、業務継続確保に向けた態勢の更なる強化のため、全国の老朽化した設備の改修や防災物資の整備等の経費を計上しています。



※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

防災用品の整備



機能的劣化に関する改修
（外装・空調機器等）



非常用設備の更新



エレベーターの耐震化



2．補正予算の内訳③

► 家庭裁判所の充実強化

✔ 離婚後の親権制度の見直しをはじめとする改正家族法が令和８年５月までに施行される予定となっており、短期間で改正法施行に向けた準備を様々な面から進めて行く必要があります。今回の補正予算では、手続利用者向けの情報提供用ＤＶＤの改正法対応改定や、家事事件関係の研修をはじめとした裁判官研修の充実のための司法研修所の改修工事のための経費を計上し、物的環境の側面から準備を進めて行きます。



※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

物件費最適化のとびら

興味をもって開いていただき、ありがとうございます

職員のみなさんに
知ってほしい
「物件費の最適化」
について解説するよ



▶取組の背景

国のお財布事情を更新しました
（Ｒ６経理局メルマガ・８３号）

▶物件費の最適化って？

なるべくわかりやすく説明します
（Ｒ４経理局メルマガ・７９号）

▶効果出ているの？

こんな取組がされています
（Ｒ５経理局メルマガ・８２号）

▶枠分配方式の紹介

New!限りある予算を
有効活用するために

クリックして見てみよう！

経理局メールマガジン★

令和３年１２月２０日発行　第７６号
令和６年５月１０日更新　第８３号

令和５年度国の、令和６年度裁判所の予算から見た

メルマガ76号のデータをリニューしました！

～国の財政状況についてpart１～

０　まえがき

今回は予算（財政）の話をさせていただきます。これまで経理局から職員の皆さんに、細かく予算（財政）の話を紹介することはあまりありませんでした。

では、なぜ、今、この話をするのか。

この先を読み進むことでご理解をいただけるものと思いますが、ざっくり最初にお話をすると、国全体や裁判所の財政（予算）事情について、より関心を持っていただき、大切な予算を、より適切に執行するために、みなさんのご理解とご協力を賜りたいという理由になります。

少し具体的な話になりますが、裁判所では、庁舎維持管理等の費用や光熱水料といったいわゆる「生活費」と、新しいシステム開発等にかかる情報システム関連経費といった「政策経費」とが総じて上昇し続けており、これらの費用を支出する「物件費」のやりくりをどうするかが喫緊の課題となっています。

この課題の解決に向けて、これまでも会計部門が先頭に立ち、職員のみなさまのご協力を得ながら対処してきました。

しかし、国の厳しい財政事情なども踏まえ、このことを裁判所全体の問題として共有していただき、さらに、皆さん一人一人の力をお借りしたいと考えています。

とはいえ、突然、国や裁判所の財政状況を考えてと言われても、金額規模が大きすぎて、身近な問題と捉えることは難しいと思います。そこで、第一歩として、今回のメルマガを是非ご一読いただき、国や裁判所の状況をご理解いただけると幸いです。

では、右欄から、国の財政状況の具体的な説明に入ります。



さいにゃん

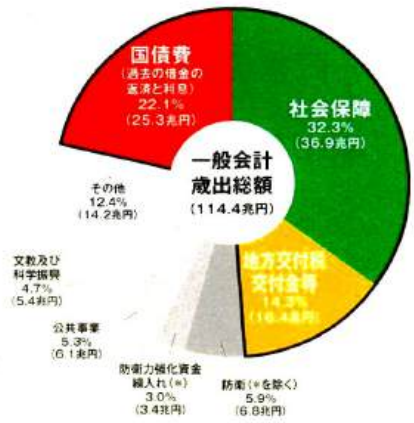
裁判員パンフレットから出張してみたにゃん♪

１　国の歳出の内訳

一般会計歳出１１４．４兆円は、主に、**①社会保障、②国債費、③地方交付税交付金等に使われており、これらで全体の約２／３を占めています。**

なお、裁判所予算は国の予算の約０．３％です。

【2023年度予算】



（注）「その他」には、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（３５％（４０兆円））及びウクライナ情勢経済緊急対応予備費（０．９％（１兆円））が含まれる。

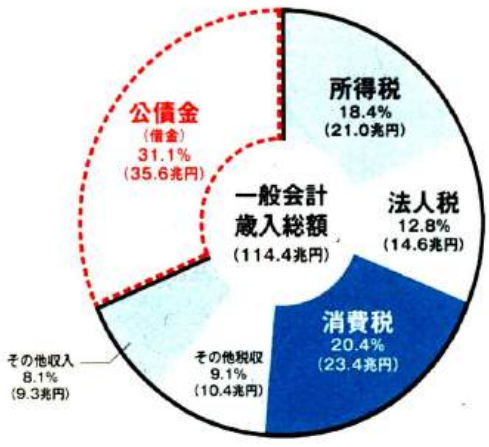
２　国の歳入の内訳

一般会計歳入１１４．４兆円は、①税収等と②公債金（借金）で構成されています。

現在、①税収等では歳出全体の約２／３が賄われており、残りの約１／３は、②公債金（借金）に依存しています。

この借金の返済には将来世代の税収等が充てられることになるため、将来世代へ負担を先送りしているとも言えます。

【2023年度予算】



※　出典：財務省HP　財政関係パンフレット「これからの日本のために財政を考える」

経理局メールマガジン★

令和３年１２月２０日発行　第７６号
令和６年５月１０日更新　第８３号

令和５年度国の、令和６年度裁判所の予算から見た

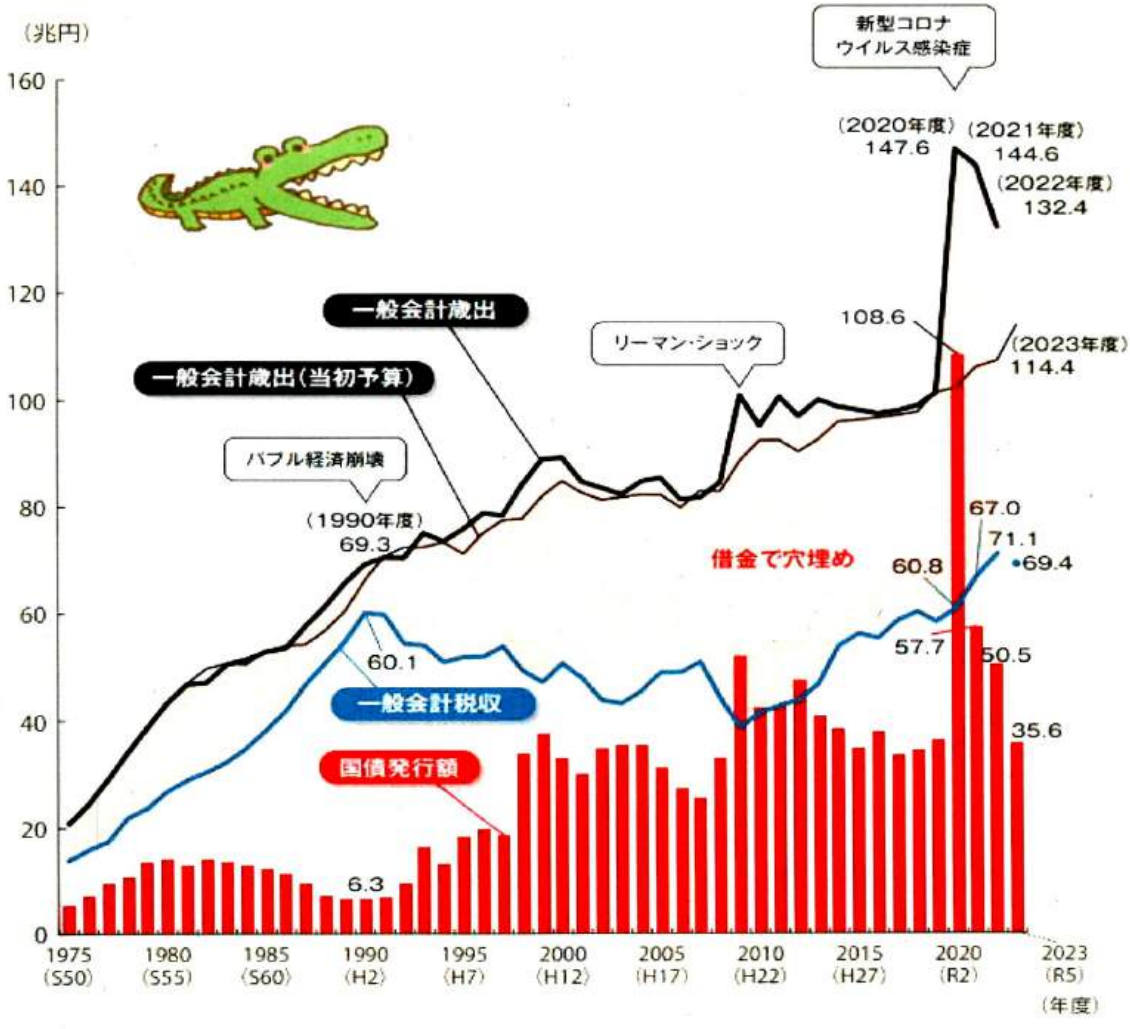
～国の財政状況についてpart2～

メルマガ76号のデータをリニューしました！

３　どのくらい借金に依存してきたか

これまで、歳出は一貫して伸び続け、その一方で、歳入は、その中心となる税収が、バブル経済が崩壊した平成２年度を境に伸び悩み、その差が「ワニの口」のように大きく開いてしまいました。

両者の差は借金である公債の発行で穴埋めされてきており、足もとでは、新型コロナウイルス感染症等への対応のため、さらに歳出が拡大しています。



（注）2022年度までは決算、2023年度は予算による。

※　出典：財務省HP　財政関係パンフレット「これからの日本のために財政を考える」

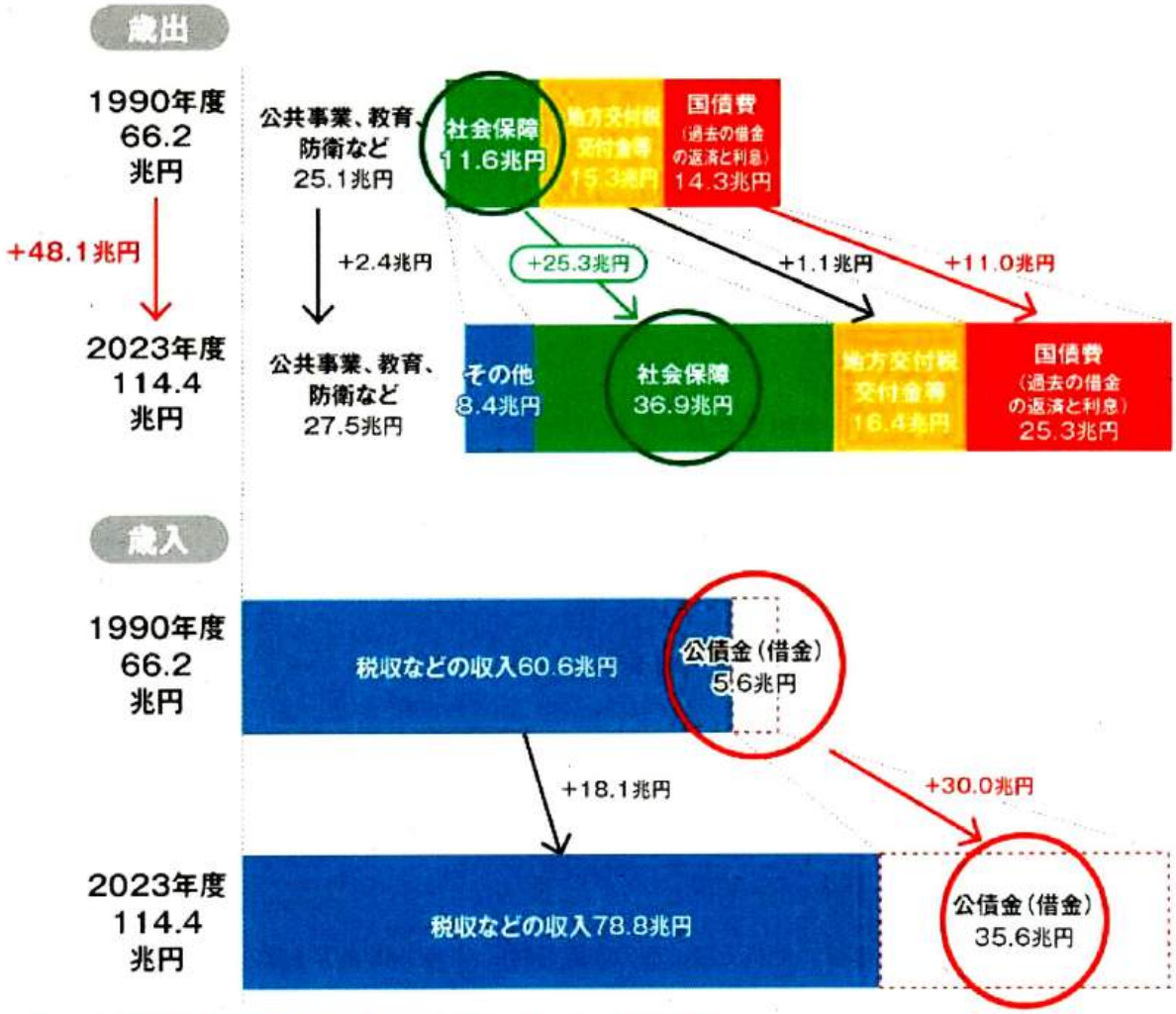
経理局メールマガジン★

令和３年１２月２０日発行　第７６号
令和６年５月１０日更新　第８３号

令和５年度国の、令和６年度裁判所の予算から見た

～国の財政状況についてpart3～

メルマガ76号のデータをリニューしました！



４　平成２年度（１９９０年度）との比較

平成２年度（１９９０年度）と令和５年度（２０２３年度）の歳出を比較すると、**社会保障費が大きく伸びている一方で、公共事業や教育など他の経費は横ばい**となっています。

歳入を見ると、**借金である公債金は約6倍と大幅に増加**しています。

５　裁判所への影響

国の財政がひっ迫する中で、必要な予算を確保するために裁判所も努力していますが、これまで必要経費として要求してきたものについても、**今後はこれまで以上に厳しく精査を求められる**といった状況が差し迫っています。

このような国の財政事情は、当然ながら、国家公務員として我々裁判所職員も認識しておく必要があると思いますので、皆さんにもご自身の問題として、より一層関心を持っていただきたいと思います。

※　出典：財務省HP　財政関係パンフレット「これからの日本のために財政を考える」

経理局メールマガジン★

令和３年１２月２０日発行　第７６号
令和６年５月１０日更新　第８３号

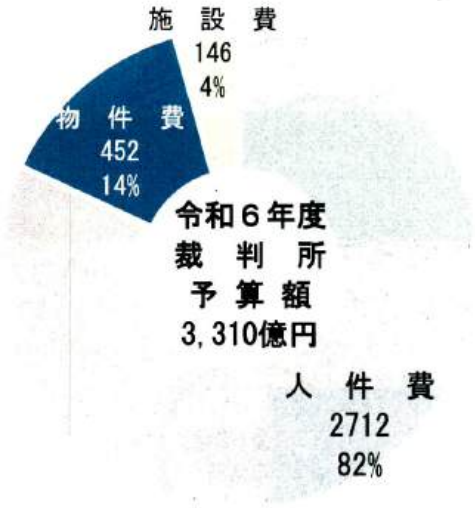
令和５年度国の、令和６年度裁判所の予算から見た

メルマガ76号のデータをリニューしました！

～裁判所の予算はどうなってるの？（令和６年度）～

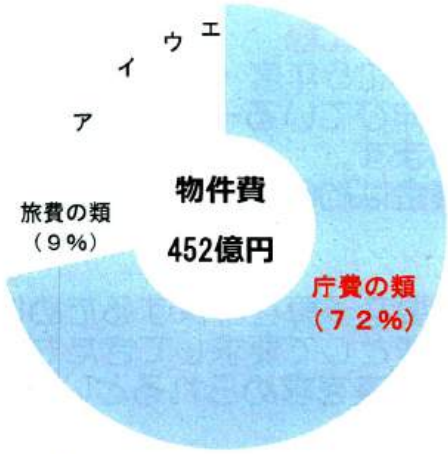
１　裁判所予算の内訳

裁判所予算額（当初・一般会計）の内訳は次のとおりです。
職員の給与等の人件費が大部分を占めていることが大きな特徴です。



２　物件費の内訳

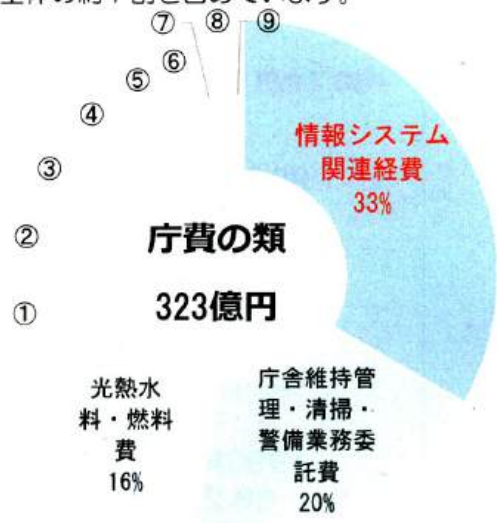
裁判所予算額のうち、人件費・施設費を除いた物件費の内訳は次のとおりです。
物件費の大部分を「庁費の類」が占めていることがわかります。それでは、この内訳を見てみましょう。



ア	（目）修習給付金	8%
イ	（目）諸謝金	5%
ウ	（目）修習資金貸与金	3%
エ	その他（刑事補償金、賠償償還及払戻金等）	3%

３　「庁費の類」の内訳

近年では情報システム関連経費が庁費の類のトップシェアを占め、これまでトップを占めていた庁舎維持管理等経費と順位は入れ替わっていますが、これらに光熱水料を合わせた３大経費で全体の約７割を占めています。



①	その他事件処理に直接必要な経費	6%
②	職員厚生経費、賞金、社会保険料等	6%
③	その他司法行政事務処理経費	5%
④	その他の庁舎維持関係経費	5%
⑤	裁判関係備品及び書架整備費	3%
⑥	特別送達料	2%
⑦	事務用備品整備費	2%
⑧	裁判関係事務機械費（録音反訳等）	1%
⑨	その他（研修関係経費等）	1%

４　裁判所予算の特性

裁判所の予算は、いわゆる生活費のような固定費が大半を占めています。新しく何かを始めるときや、既存の経費が急に増えたときなどに**融通できる予算が限られているのが特徴**です。

５　みなさんにお願いしたいこと

翌年度の予算は前年度の実績等を踏まえて積み上げられています。
予算執行に当たり、例年実施している案件も含めて、一つ一つ精査することで、真に必要な予算が実績として現れます。
そのようにして現れた実績を翌年度の予算編成に的確に反映して要求することで、時代の変化にも即した、適切な予算を割り当てられるようになります。
予算要求と執行の好循環を生み出すことで、有限な裁判所予算を有効に活用できるようになります。引き続き会計職員をはじめとしたみなさんの御理解・御協力をお願いします。

機密性２
令和４年９月２１日発行　第７９号

経理局メールマガジン★

（主計課）

～物 件 費 の 最 適 化～

０　まえがき

昨年から、経理局では「物件費の最適化」がちょっとしたトレンドワードになっています。今回のメルマガは、このワードにスポットを当てて、みなさんとどんなことができるのかを一緒に考えていきたいと思っていますので、ぜひお読みください。

１　国の財政状況と裁判所予算

メルマガ７６号で国の財政状況について説明したとおり、この３０数年間の国家予算の増加分は、社会保障費や国債費（借金の返済）がほとんどを占め、公共事業などの経費はほぼ横ばいといった状況です（右図参照）。

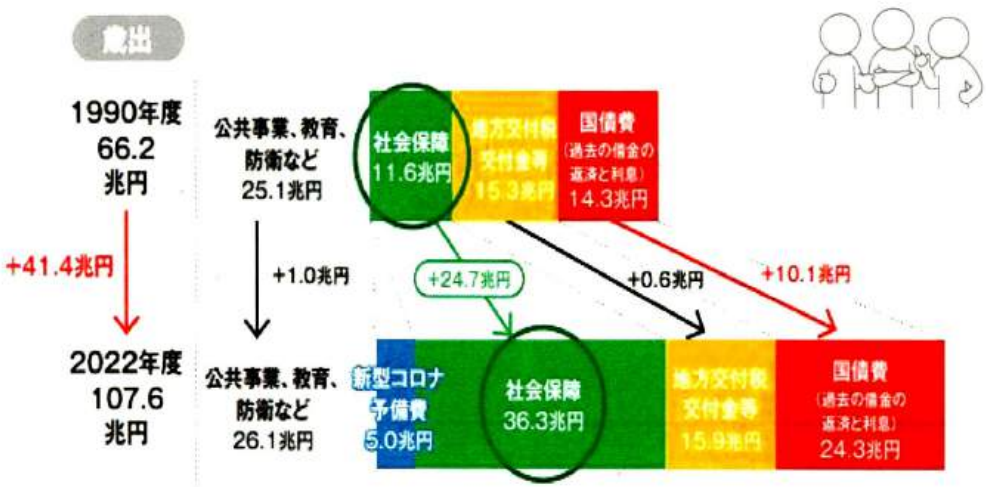
裁判所予算は「公共事業など」の一部であるため、「一定の範囲内で予算をやりくりすること」を求められてきました。

「一定の範囲内で予算をやりくりする」とは、増やす必要がある経費が発生した場合、代わりに何らかの経費を減らす必要があることを意味します。
いわゆる『スクラップ・アンド・ビルド』です。



もちろん、やむを得ず一時的に急増する費用がある場合、一定の政策目的で編成される補正予算や、一定の要件の下での別枠での予算措置（「特殊要因」と呼ばれています。）を活用するなど、様々な手法を駆使して一時的に対応するための工夫を行っているところです。

しかし、裁判所を含めた国の財政状況も踏まえると、恒常的に予算を増やしていくことは困難な状況です。



出典：「これからの日本のために財政を考える」財務省ウェブサイト
https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal condition/related data/index.html

（主計課）

～物 件 費 の 最 適 化～

２　スクラップ・アンド・ビルド

この『スクラップ・アンド・ビルド』は、実際の場面では様々なルールや制約が課されているものの、簡略化すると次のようなイメージで行われてきました。

予算を使う場面では、基本的に経費ごとに予算科目という「箱」が決まっており、その「箱」の中から決められた経費を使うというルールがあります。例えば、旅費のお金が余ったからといって、そのお金で鉛筆を買うことはできません。



予算を要求する場面では、「箱」の支出実績や将来の予測等も考慮されて、要求する「箱」の大きさが決定されていきます。



３　物件費の最適化って？

当然、社会情勢の変化等によりあるべき「箱」の大きさは変わっていく（変えていく）べきです。

見直すべき「箱」に、あるべき姿を反映しないままでいると、別の（増えるべき）「箱」の中の経費が不足する事態に陥りかねません。



そうならないためには、予算を使う段階で、真に必要か、他で代替できないか、社会情勢の変化にもかかわらず従来からの出費を漫然と続けている部分はないか等を検討し、その必要性を吟味する必要があります。

そして、こうした毎年の検討が次の予算要求に活かされる循環のことを「物件費の最適化」と呼んでいます。

４　新しいことではありません！

「物件費の最適化」と表現すると仰々しいですが、実は、これまでも行ってきたことを改めて示したものであり、これを様々な形で発信することで、裁判所全体で意識的に考えていきたい、という取組になります。

（主計課）

～物 件 費 の 最 適 化～

５　令和４年度予算について（裁判所のデジタル化）

本取組の観点から、令和４年度の裁判所の予算構造を見てみるとどのような点が見えてくるでしょうか。

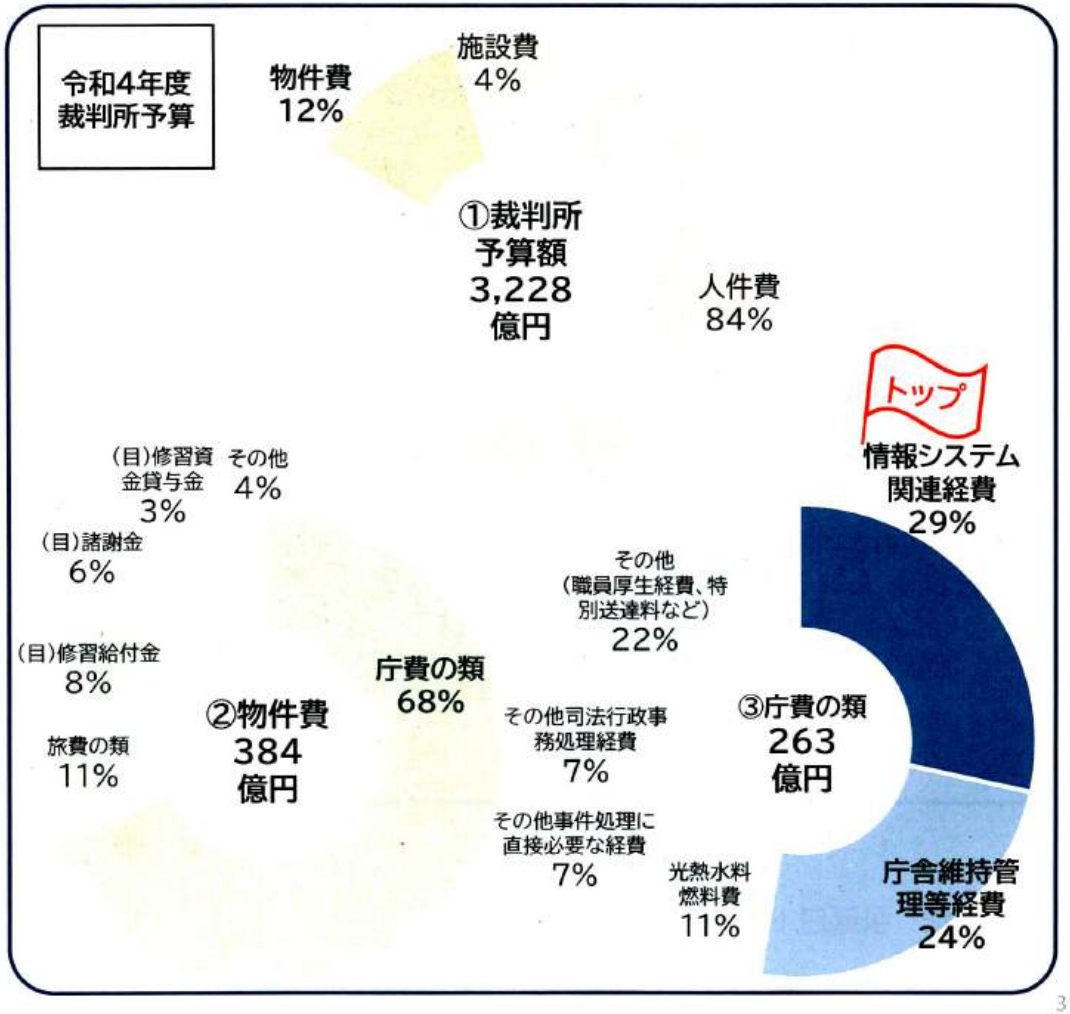
裁判所予算は人件費が全体の８割を占めており、庁舎維持に必要な保守経費や新規施策に当てる費用は全体の１割程度に過ぎない「物件費」から賄われています。

「物件費」の中で最も大きな割合を占める「庁費の類」は、例年、庁舎維持管理等経費がトップシェアを占めていましたが、令和４年度に初めて、情報システム関連経費に置き換わりました。

この要因としては、「デジタル化」の波が裁判所にも押し寄せているという時代背景を無視することはできません。この「デジタル化」は、裁判手続のデジタル化はもちろんのこと、会計部門を中心とした新たなシステムの導入等、裁判所の至るところで進んでいます。

さらに、来年度にはＭ３６５（※）の導入が検討されており、裁判所の事務は、裁判・司法行政問わず大きな変化の過渡期にあります。

（※）Microsoft365のこと。新たなコミュニケーションツールとして導入予定。



（主計課）

～物 件 費 の 最 適 化～

6　みなさんと何を考えていきたいのか？

経理局では、今まで当たり前に行ってきた事務を振り返り、新しい仕事のやり方を模索しています。この機会に、みなさんも、各部署で今できることを考えてみませんか。

例えば、裁判部であれば部会資料等の電子媒体化や、事務局であればＯｕｔｌｏｏｋを利用した電子決裁の活用など、現在の環境で実践できる様々な工夫をしてみると、いろいろなメリットが出てきます。

これらのメリットには、事務の合理化はもちろんのこと、紙の調達・廃棄コストの減という効果も含まれ、そういった取組の積み重ねが「物件費の最適化」につながる、ということになります。

このように、何でも節約する、という話ではなく、変革期にある機会を捉えて、日々の業務を、時代に即したよりよい姿へと少しずつ変えていく、その一歩を踏み出しませんか。

そして、その結果が予算構造の変化に反映されるというサイクルが生まれればうれしい限りです。そのためにはみなさんの行動が重要な要素であり、経理局としても、実践に向けて、一緒に考えていきたいと思っています。



7　会計部門の取組（例）

最後に、庁舎維持管理等経費の上昇抑制の取組について、成果をご紹介します。これまで伸び続けていた同経費ですが、各庁管理部門の粘り強い努力と工夫、これに対する職員のみなさんの理解と協力により、令和３年度実績は対前年度比８０００万円あまりの抑制に成功しました。



庁舎維持管理等経費や光熱水料などの「生活費」にあたる経費には、職場環境に直結するものも含まれているため、物件費の最適化に向けた取組にあたって、そうした必要な経費は減らすことにならないよう慎重に見極める必要があり、その見極めには、みなさんの理解と協力、行動が不可欠です。

引き続きご協力をお願いします。

経理局メールマガジン★

物件費の最適化　Ｐａｒｔ２

令和５年１０月３１日発行 | 第８２号

はじめに



メルマガ７９号[1]で「物件費の最適化」について概要を説明しました。今回のメルマガでは、支出実績の傾向に触れながら、具体的に取組の状況を見ていきたいと思います。

デジタル化

令和５年度予算[2]では、情報システム関連経費が大幅に増額され、物件費予算の中で引き続きトップを占めています。

みなさんの周りでも、デジタル化に向けたディスプレイの整備やＬＡＮ回線の増設など、徐々に事務処理環境の変化を感じているのではないでしょうか？

例えば、主計課では・・・

みなさんにも導入されたＭ３６５の活用に併せて、

1. 資料を視認しやすいように**ディスプレイ用モニターアームを整備**

[redacted]

2. 既存のＬＡＮ配線をハブを使ってミーティングテーブルまで延長

3. ミーティング用の外付けスピーカーを購入

するなどして、**デジタル化に向けた執務環境の整備**に取り組んだ結果、

1. 各種会議や打合せ等でのＷＥＢ会議の積極的な活用

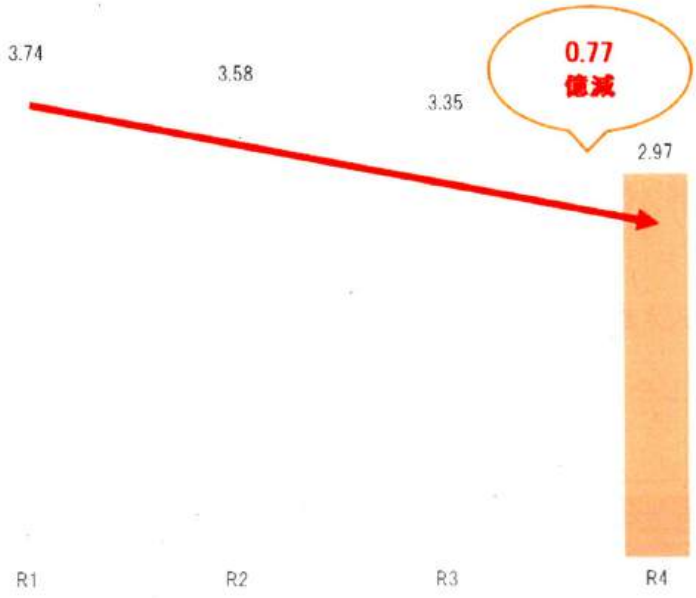
2. 予算関係資料等の電子データ化による保管スペースの最適化

が進みました。



その効果として・・・

このような変化は何も主計課だけで進んでいるわけではなく、全国的にもデジタル化に向けた環境整備のために、この２年間で約３億円程度の予算がデジタル関連の備品や消耗品に活用されています。必要なところに必要な予算を振り向けるという点では「物件費の最適化」でいうビルドの取組が進んでいる状況であり、その効果は支出実績にも表れ出しています。

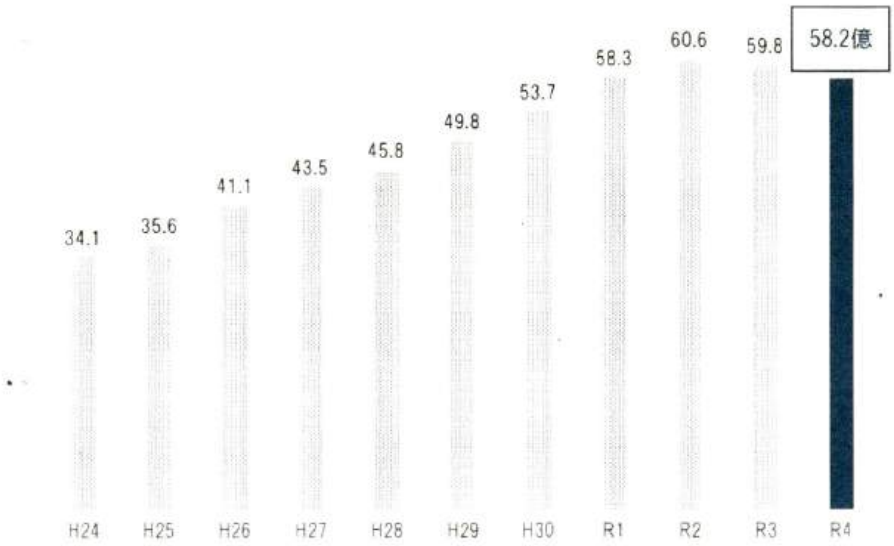


これは、PPC 用紙の購入・印刷製本費に関する経費の実績です。物価の上昇傾向が進んでいるにもかかわらず、裁判所全体で減少している状況です。デジタル化の取組を更に進めると、紙ごみの廃棄処分料や複合機の保守経費等の低減効果も今後期待できます。

庁舎の維持管理に必要な経費

庁舎維持管理等経費

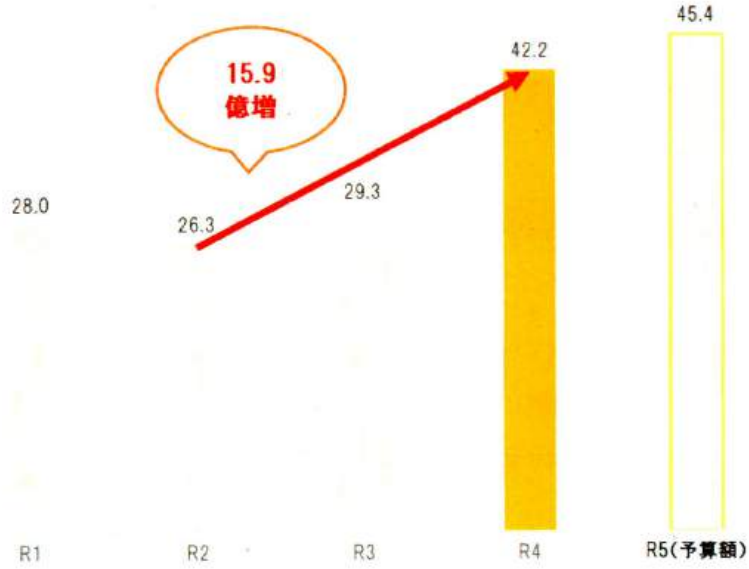
メルマガ７６号[3]（５ページ目）でお知らせして以来の引き続きの取組になりますが、令和４年度実績でも経費上昇の抑制に成功しました。これにより予算を計画どおり使用することができ、さらに最適な予算配分を進められる大きな成果となっています。



この取組は、各庁の管理担当者を中心に、執務環境の維持に影響のない範囲で、調達の工夫を徹底する等尽力した結果です。こういった取組が一定の効果を上げていることが、上記のデジタル関連消耗品等の未来への投資に繋がっている側面があります。各種の見直しに際しては、裁判所全体の問題として、ぜひご協力をお願いいたします。

[redacted]

光熱水料の実績額の推移





一方で、光熱水料については世界情勢等の影響で増加しています。省エネルギーに向けた取組を継続しつつも、来庁者や職員の健康へ直ちに影響するものであることから、増加分が他の経費に影響を及ぼさないよう、経理局としても特に重点的に予算措置をする必要があると考えています。

まとめ

今回は、支出実績の傾向に触れながら、「物件費の最適化」について考えてみました。

*予算の最適な配分を実現するには、**デジタル化のような未来への種まき（投資）**と**庁舎維持管理等経費の上昇抑制のような地道な取組**といった両輪の検討が不可欠ですし、経理局や会計部門だけで考えていれば実現できるものではありません。*

未来の裁判所のためにどこに予算をかけるべきかという点については、引き続き、みなさんのアイデアもいただきながらともに考えていければと思っています。

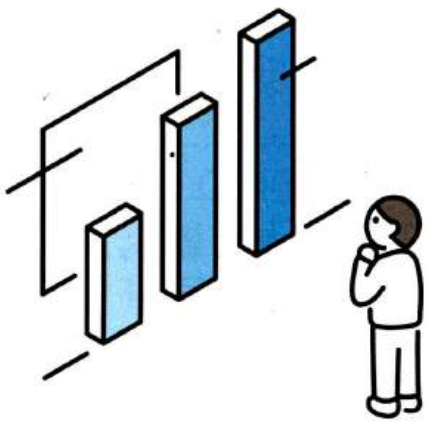


今回は試行的に Microsoft　Sway を使って情報発信をしました。

このスライドは以上で終了です。起動しているウェブブラウザを閉じて終了してください。

枠配分方式とは

物件費の最適化に向かって



裁判所の予算は、物件費の中では、いわゆる生活費のような固定費が大半を占めているので、新しく何かを始めるときや、既存の経費が急に増えたときなどに融通できる予算が限られているのが特徴でした。

今回は、限りある予算を有効活用する方策である“物件費の最適化”に向かって、令和4年から始まった取り組みについて見ていきましょう。

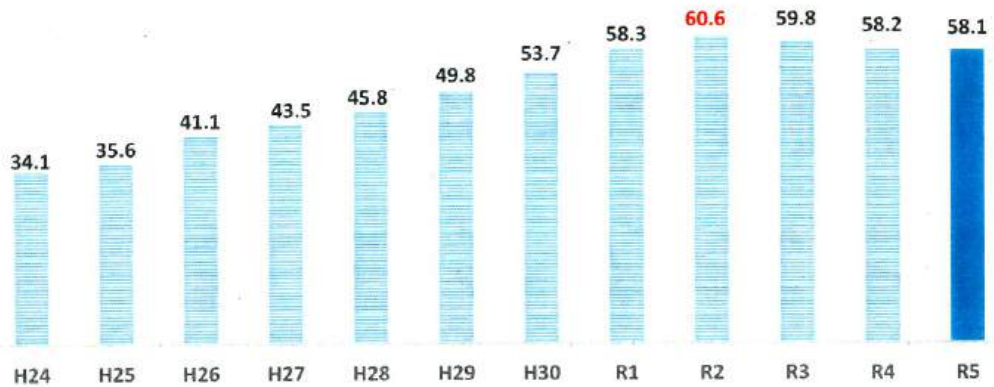
R7.3 経理局主計課

近年続いていた庁舎維持管理等経費の上昇と予算の効果的な使い方について問題意識を持っていました

庁舎規模の増大や、委託範囲の増加などにより、庁舎維持管理等経費（警備、清掃など）が上昇し続け、令和2年度の所要額が平成24年度に比べて2倍近くになりました。

☞ このままではデジタル関連経費を始めとする他の経費を圧迫する可能性が！

庁舎維持管理等経費の実績額推移（単位：億円）





参考：枠配分方式や庁舎維持管理経費には、光熱水料（電気・ガス・水道）は含まれておらず、予算を別途確保しています。

☞ 実情を把握している各庁において、案件の優先順位に沿って予算配分することが対策として効果的

そこで、令和4年度から「枠配分方式」の試行が始まりました！

枠分配方式とは、**高裁ごとに、庁舎維持管理等経費に庁費の一部（消耗品、電話代、印刷代など）を加えた目標金額（予算枠）を設け、高地家裁はその中で優先順位をつけて予算執行をする仕組み**です。

高地家裁は目標金額（予算枠）内で調達の工夫や案件の優先順位を検討します。

各庁において、職員ニーズ等を踏まえた案件を優先して執行し、限りある予算を有効活用します。

物件費の最適化へ

工夫次第で事務合理化を実現したり、ニーズの高い物品を購入することも可能に。



取り組みの成果として、庁費の支出抑制を行い、余裕のできた予算を活用して目標金額内でデジタル関連の物品などを購入した庁もありました。

令和6年度は、物価高騰対応等の実情を踏まえ、予算枠を8高裁合計で約1億円増額しました。引き続き、各庁の実情とニーズに沿った柔軟な運用を検討していきます。

枠配分方式の導入効果について

従前の固定的な予算管理から、予算枠の範囲で柔軟に予算執行できるようになりました。

☞ 庁舎維持管理等経費を適切に執行しつつ、各庁ニーズの実現が可能に！

予算枠の範囲内であれば、経理局へ個別の説明（予算上申）は不要になりました。

☞ 各庁の裁量の範囲が増えたほか、
会計部門の予算手当てにかかる事務作業の効率が向上しました！



さらなる物件費の最適化を実現するために

1　時代の変化と現状の見直し

デジタル化を始め社会情勢やニーズの変化に伴い、現状を見直す必要があります。
今までの事務はどのように変化していますか（これから変化していきますか）？
その変化に物的環境は十分なものになっていますか？

2　裁判部と事務局の連携

裁判部のニーズを会計課につなぎ、会計課の知見も活用しつながら、庁としての優先順位付けが必要です。令和7年度からは各庁の予算をさらに活用して職員のパフォーマンス向上につなげましょう！

裁判所における安全の確保

ヘ 事前の対応

裁判所が裁判運営を通じてその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所における安全が確保され、国民が安心して裁判所を利用できるよう計らう必要があり、これまでに発生した刃物や危険物を持ちこんでの加害行為事案などを踏まえ、裁判所全体として安全確保に向けた取組を不断に継続してきたところである。

具体的には、事件数や来庁者の多い庁を対象として、入庁時の所持品検査を実施しているほか、事案ごとに安全確保に関わる情報収集を密に行った上で、収集した情報も踏まえて、入廷時の所持品検査や当事者の動線を別にするなどの措置を講じている。

今後も利用者や関係者の理解を得ながらこれらの取組を確実に実施していくことが求められる。庁舎内や来庁者の安全を確保することは、裁判官が日々行う裁判運営を円滑に行うために必須のものであり、手続を主宰する裁判官として、常に直面している問題として認識することが必要である。同時に、個々の事案に応じた適切な安全確保策を講じるためには、裁判部と事務局（支部等と本庁）とが早い段階から情報を共有し、連携協働して事前準備を進めることを常に念頭に置き、庁全体の取組についても、日頃から理解して、各職員がその一翼を担っている意識を持つ必要がある。

ヘ 緊急時の対応

上記のとおり加害行為を事前に防止するための取組が重要であるが、実際には、突発的に不測の事態（加害行為、法廷等からの逃走、危害予告等）が発生することも考えられる。これらの緊急事態においては、迅速かつ正確に事実関係を把握した上で、所長の指揮の下、事務局が関与して、庁全体として組織的に対応しなければならない。そのためには、裁判部・事務局間、本庁・支部間、最高裁・高裁・地家簡裁間など様々なレベルにおいて、日頃から情報流通態勢を確認し、必要な情報や問題意識を組織的に共有できる態勢を構築しておく必要がある。また、各庁において緊急事態対応マニュアル等に基づく訓練や研修等を実施するなどして、実際の場面で機能するか否かを検証して不断に見直していくとともに、裁判官、裁判部・事務局の職員一人一人が、緊急事態対応の手順や目的を理解しておくことも必要である。

警備

courtsポータル[redacted]の警備に関する資料をまとめています。

加害行為

- 【通達】裁判所職員に対する加害行為等に関する報告について
  ➤報告書式
- 【事務連絡】裁判所の敷地内において加害行為が発生した際の留意点について

[redacted]

[redacted]

法廷等の秩序維持

- 【法】裁判所法第７１条
- 【法】刑事訴訟法第２８８条第２項
- 【規則】裁判所傍聴規則
- 【法】法廷等の秩序維持に関する法律
- 【規則】法廷等の秩序維持に関する規則
- 【通達】法廷等の秩序維持に関する法律および規則の運用について
- 【規則】法廷等の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則
- 【事務取扱回答】法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則の疑義について
- 【通達】法廷等の秩序維持に関する法律違反事件等の報告について
  ➤報告書式

庁舎管理権関係

- 【規程】裁判所の庁舎等の管理に関する規程
- 【事務総長依命通達】裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について
- 【経理局長依命通達】裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について

[redacted]



適正な事務の確保に向けて

[redacted]

適正な事務の確保に向けて

裁判所が国民の信頼を得ていくためには、裁判の「迅速さ」とともに、その「適正さ」を確保することが極めて重要であり、各職員が事務処理の規範は何かを常に意識するとともに、規範に基づいた事務処理を行わなければなりません。

また、事務の適正さを確保するには、書記官事務の整理の考え方を使った実践の一つの場面として、日常の執務の中で生じた疑問・違和感等の気づきやミスが生じた事例等をきっかけに、裁判官を含む職員間で、規範に従った誤りが生じにくい事務処理のフローや、効果的な点検の在り方等を議論し、職場全体で継続可能で合理的な事務を実現していく必要があります。

[redacted]



会計検査院　/　会計のとびら

[redacted]

1　会計検査院とは

2　会計検査の観点

3　会計検査の実施方法・根拠

4　説明会・研修資料

5　決算検査報告掲記事項

＜　1　会計検査院とは

会計検査院は、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しており、他から制約を受けることなく、予算が適切かつ有効に執行されているかを厳正に検査し、その結果を次の予算の編成や執行に反映させることで、国の行財政活動を健全に維持していく上で重要な役割を果たしています。

会計検査院による検査は、憲法９０条及び会計検査院法等に基づき実施されます。

裁判所も国家機関である以上、例外なく、検査院から会計経理について検査を受ける対象になります。

（参考・検査の対象）国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか11省 等 | 検査の対象 | 会計検査院について | 会計検査院 Board of Audit of Japan (jbaudit.go.jp)

＜　2　会計検査の観点

会計検査院は、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性という五つの観点から検査を行っています。

正確性、合規性は、文字どおりの意味での観点です。皆さんも正確性及び合規性については当然のこととして日頃から事務を行っていると思います。ただ、経済性・効率性・有効性を、日頃から意識して事務を行うことは身近ではないかもしれません。

ちなみに、経済性・効率性・有効性は「３Ｅ」と呼びます。

経済性とは、予算の執行がより少ない費用で実施できないかという観点です。例えば、契約方式や仕様等が競争を阻害するものになっていないかということが問題になります。

効率性とは、業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、または、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点です。例えば、仕様が契約の目的を最大限発揮できる内容となっているかといったことが問題になります。

有効性とは、予算の執行の効果が目的を達成しているかという観点です。例えば、購入した物品が有効に活用されているかといったことが問題になります。

（参考・検査の観点）検査の観点 | 検査の実施 | 会計検査に関する活動 | 会計検査院 Board of Audit of Japan (jbaudit.go.jp)

国の予算が国民の税金で賄われているということを考えると、裁判所の運営上必要な基本経費である光熱水料、消耗品費、郵便・電話料及び各種設備の保守経費等を適切に執行することはもとより、裁判所の課題であるデジタル化に関連する経費や施設整備に関する経費を含めて、各調達においては、後述する決算検査報告において不適切な事態であるとして指摘事項とされることにより、適正迅速な裁判の実現に支障が生じるようなことがないように、各調達案件の仕様の内容が所期の目的を達成するものとなっているか、競争性を高めるための開拓や声掛けに取り組んでいるかなど、正確性及び合規性だけでなく、３Ｅの観点からも問題がないかを意識して事務を行うことが大切です。

なお、３Ｅの観点を意識することは、司法行政部門だけに限られるものではなく、裁判部門においても、国の予算から支出される証人等の出頭旅費や録音反訳費用などの裁判諸費の執行において同様となります。

また、裁判事務に関連する会計事務に関し、裁判部において作成・取得された文書でも、事務局が司法行政文書として取得していれば、会計検査の対象となります。

裁判部の皆さんにおかれましても、日頃から会計検査院の五つの観点を意識して事務処理に当たってください。

ヘ　３　会計検査の実施方法・根拠

検査の実施方法としては、書面検査と実地検査があります。

書面検査は、皆さんが、各庁から提出している計算書や証拠書類による検査です。会計検査院による検査というと実地検査をイメージする方も多いと思いますが、計算書や証拠書類により１年を通して常時検査されています。根拠は会計検査院法２４条です。

次に、皆さんがイメージされる実地検査は院法２５条によるもので、裁判所には「受検義務」が課されています。検査院は、院法２６条により帳簿や書類などの提出要求や関係者に対する質問をすることができる権限があり、受検庁はこれに応じる義務があります。

（参考・関係法令）https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/law/index.html

ヘ　４　説明会・研修資料



決算検査報告説明会配布資料



公正取引委員会連絡協議会配布資料（会計検査院分）

（参考・会計検査院に特に興味がある方は）会計検査のあらまし | 刊行物等 | 公表資料・刊行物等 | 会計検査院 Board of Audit of Japan

ヘ　5　決算検査報告掲記事項

会計検査院は、検査終了後、憲法９０条に基づいて検査報告を作成します。この検査報告は、会計検査院が１年間にわたって実施した検査の成果を明らかにした文書で、内閣に送付され、内閣から国会に提出されます。

検査報告は、国民が予算執行の結果について知ることができる重要な報告文書であり、内閣送付のときには、マスコミを通じて広く報道され国民の関心を集めているものです。

検査報告の内容は非常に多岐にわたっておりますが、検査の所見が記述されているもののうち、不適切な事態とされるものは「指摘事項」とされます。

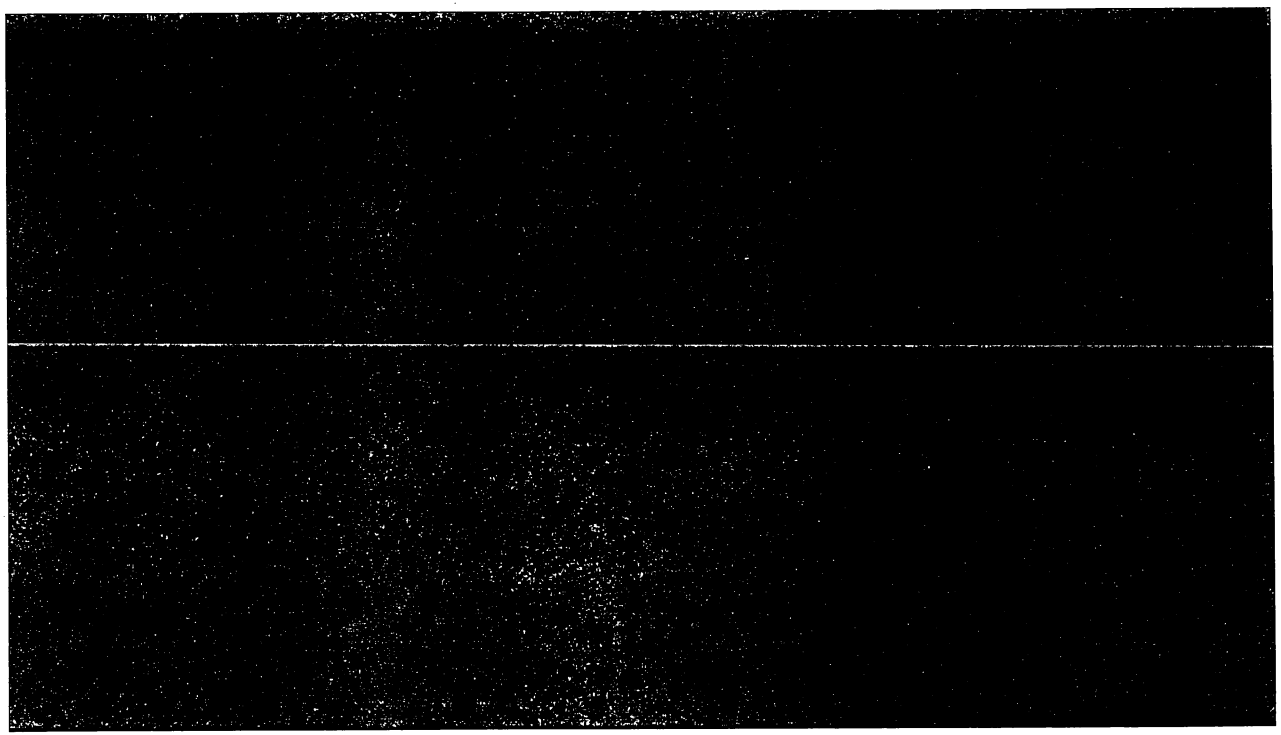
指摘事項とされた場合、国会に報告されるとともに検査院及び裁判所のＨＰに掲示され、是正措置等を求められるとともに今後の予算要求等に対しても影響を及ぼすことになるため、日頃から会計検査院の五つの観点を意識して事務処理に当たってください。

（参考・検査報告）令和5年度決算検査報告の特徴的な案件 | 令和5年度決算検査報告（最新） | 検査結果 | 会計検査院 Board of Audit of Japan



（参考・検査報告DB）https://report.jbaudit.go.jp/





資料２

令和5年度決算検査報告の概要

令和6年11月14日

令和５年度決算検査報告説明会　説明資料

ページ

○　検査結果の大要 …… 1

○　検査の実績 …… 3

○　検査の結果

0. 令和5年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等 …… 5

Ⅰ　新型コロナウイルス感染症対策関係経費・物価高騰対策関係経費等に関するもの

1. 一般会計の補正予算の執行状況等 …… 7
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況 …… 13
3. 子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況 …… 19
4. 電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況 …… 27
5. 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況 …… 37
6. ＩＴ導入支援事業の実施状況 …… 41
7. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等 …… 49

Ⅱ　社会保障に関するもの

8. 高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定 …… 53

Ⅲ デジタルに関するもの

9. マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況 …… 55

10. GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等 …… 65

Ⅳ 国民生活の安全性の確保に関するもの

11. 緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等 …… 69

12. 橋脚の耐震補強の設計が不適切 …… 73

Ⅴ 制度・事業の効果等に関するもの

13. 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価 …… 75

14. 防衛予算の執行状況等 …… 81

15. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出 …… 89

Ⅵ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

16. 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理 …… 93

Ⅶ 資産、基金等のストックに関するもの

17. (独)農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模 …… 95

Ⅷ 不当事項に係る是正措置の検査の結果 …… 97

検査結果の大要

検査報告掲記事項

	令和5年度決算検査報告		令和4年度決算検査報告	
	掲記件数	指摘金額	掲記件数	指摘金額
不当事項	**294** 件	**77** 億円	285 件	97 億円
意見表示・処置要求事項	**22** 件	**522** 億円	20 件	309 億円
処置済事項	**22** 件	**50** 億円	28 件	173 億円
特記事項	—	—	—	—
指摘事項　計	**338** 件	**648** 億円	**333** 件	**580** 億円
随時報告	**1** 件	—	3 件	—
国会要請	—	—	4 件	—
特定検査状況	**6** 件	—	4 件	—
合計	**345** 件	**648** 億円	**344** 件	**580** 億円

（注）金額は表示単位未満を切り捨てているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

検査結果の大要

掲記件数、指摘金額の推移

年度	掲記件数（注）	指摘金額
平成 26	570 件	1568 億円
27	455 件	1 兆 2189 億円
28	423 件	874 億円
29	374 件	1156 億円
30	335 件	1002 億円
令和 元	248 件	297 億円
2	210 件	2108 億円
3	310 件	455 億円
4	344 件	580 億円
5	**345 件**	**648 億円**

（注）掲記件数には、「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

検査の実績

在庁検査

・5年度分の計算書 **12** 万 **4** 千余冊 及びそれらの証拠書類 **2852** 万余枚等 (注) を受領し内容を確認

（注）これらの紙媒体の証拠書類のほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがある。

・事務、事業等の実施状況等に関する資料を徴取

・情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取

実地検査

	対象箇所数（A）	左のうち 検査実施箇所数（B）	実施率（B/A）		（参考） 前年次実施率
① 検査上重要な箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）	**4,551** か所	**1,660** か所	**36.4** %	1.2ポイント減 ←	37.6 %
② 上記に準ずる箇所（その他の地方出先機関等）	**6,574** か所	**865** か所	**13.1** %	1.7ポイント増 ←	11.4 %
計	**11,125** か所	**2,525** か所	**22.6** %	0.5ポイント増 ←	22.1 %

（注）①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）は、20,301か所のうち72か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は8.2%となっている。

	令和6年次		令和5年次
③ 実地検査施行人日数	**約27,000**人日	←	**約27,000** 人日

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

指摘金額

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。

なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがありますが、上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いておりません。

背景金額

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、「指摘金額」を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていません。

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

0.令和5年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等

令和5年度一般会計歳入歳出決算

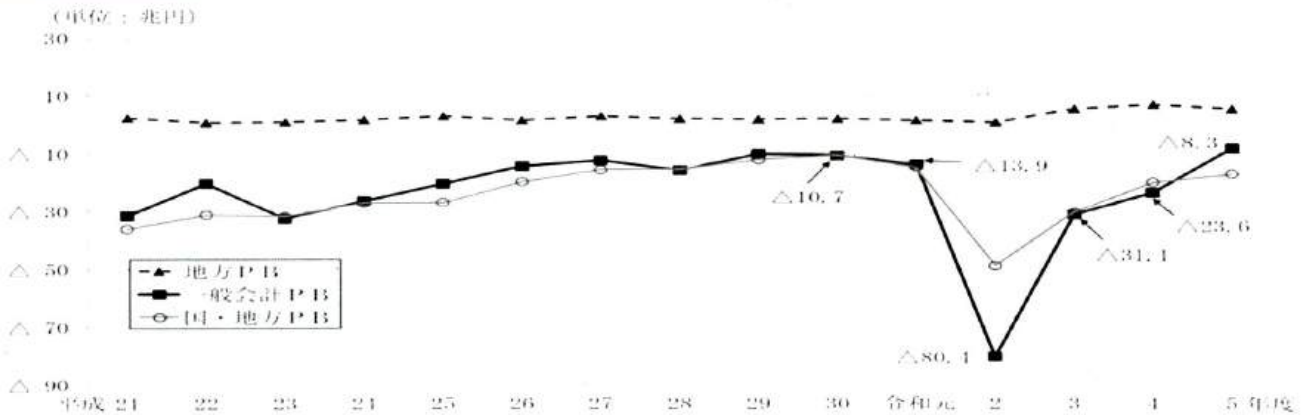
（　）内は前年度

歳入　**140** 兆 **2016** 億円（**153**兆**7294**億円）
うち租税及印紙収入　**72** 兆 **0761** 億円　（**71**兆**1373**億円）
収納未済歳入額　**464** 億円　（**659** 億円）

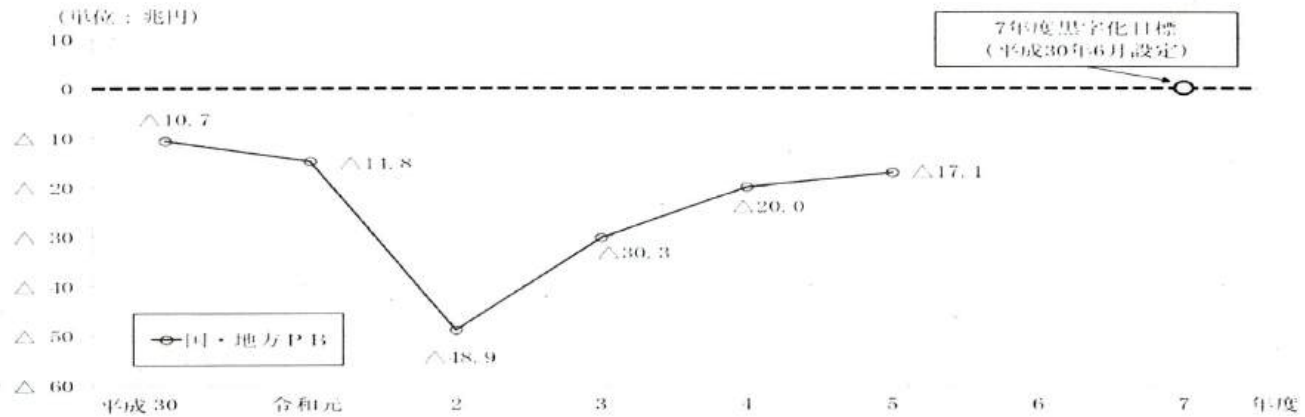
歳出　**127**兆 **5788** 億円（**132**兆**3855**億円）
翌年度繰越額　**11** 兆 **0632** 億円　（**17**兆**9528** 億円）
不用額　**6** 兆 **8910** 億円　（**11**兆**3084** 億円）

国の財政の現状等

国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



国・地方PBと黒字化目標



注(1)　**一般会計ＰＢ(国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支)は、本院が算出**した。また、国・地方ＰＢ(国・地方を合わせた基礎的財政収支)及び地方ＰＢ（地方の基礎的財政収支)は、令和6年7月に公表された内閣府試算(5年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値)による

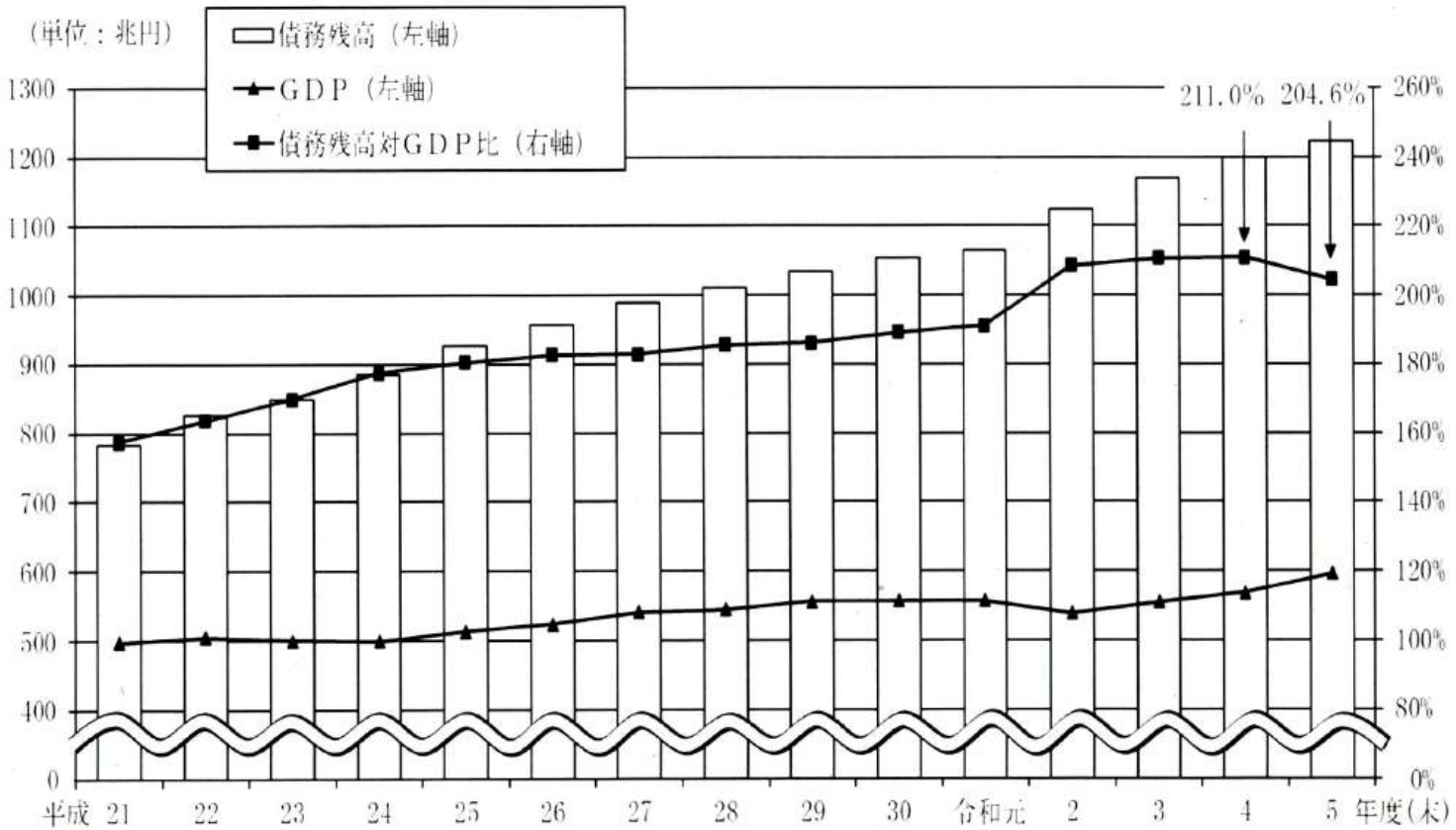
注(2)　「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す目標である

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.659-673を参照

0.令和5年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等

債務残高と債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和6年7月に公表された内閣府試算による

注(2) GDPは、令和6年9月に公表された内閣府「2024年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値（平成27年基準）」による

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.659-673を参照

1.一般会計の補正予算の執行状況等（特定）

8府省庁

検査の背景

- 内閣は、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等に必要な予算の追加を行う場合等に限り、既定の予算を変更する補正予算を作成
- 財政法等によれば、**補正予算**は、各府省等が予算を執行する際、**既定の予算と区分することとはなっておらず、一体として執行**
- 国の歳入歳出決算において、**補正予算に対する支出済歳出額等は示されていない**
- 予算現額のうち補正予算に係る額を特定して、その執行状況を具体的に把握することは、原則としてできない

検査の状況

- 平成28年度から令和5年度までの8年間における一般会計補正予算を対象として検査。歳出追加額は計**185兆5169億円**

<4年度補正予算の概要>

- 歳出追加額32兆7005億円の**97.1%（31兆7800億円）**が**経済対策**に係るもの（4年度経済対策）

<4年度補正予算に係る予算科目の執行状況>

- 歳出追加額が計上されている予算科目1,285目のうち、補正予算で新たに設定された**予算現額の全てが歳出追加額である予算科目**は**85目**（歳出追加額に係る執行状況を把握可能）。85目の歳出追加額計10兆9123億円（予算現額も同額）に対する**翌年度繰越率は54.3%**で、歳出全体の予算現額に対する翌年度繰越率11.1%より高く、歳出追加額の半分以上を繰越し
- 1,285目（翌年度繰越額計16兆5119億円）のうち、**歳出追加額の全額と同額が翌年度に繰り越されている**ものは**197目（同2127億円）**、また、**歳出追加額の全額に相当する額を超える額が翌年度に繰り越されている**ものは**355目（同8兆0250億円）**

<4年度補正予算に係る事業別の執行状況>

- 4年度経済対策において施策登録された1,218事業（歳出追加額22兆5257億円）のうち、歳出追加額の上位6府省（歳出追加額全体の93.2%）が実施した1事業当たりの歳出追加額が100億円以上のものは158事業（事業数全体の12.9%）。158事業のうち、**補正予算等の予算種別ごとの執行管理が行われていた138事業**（歳出追加額に係る執行状況を把握可能）では、予算現額のうち補正予算分計18兆8597億円に対する**翌年度繰越率**は**45.7%**であり、予算現額計31兆2440億円に対する翌年度繰越率33.9%より高い
- 138事業のうち、**34事業は補正予算現額（計1兆4873億円）の全額が5年度へ繰り越され**ており、これに流用等増減額等を加減した額計1兆2358億円のうち、**更に6年度へ繰り越されていた**ものが**計228億円（1.8%）**、**5年度に不用とされた**ものが**計5985億円（48.4%）**

<補正予算における財源の確保>

- 平成28年度から令和5年度までの補正予算の財源のうち、公債金の額は計148兆6956億円（財源の額計の74.5%）

<補正予算の執行状況等に係る公表状況>

- 4年度経済対策のうち主要事業について、内閣府が予算の執行額等に係る情報や事業の進捗を示す情報を公表（経済対策フォローアップ）

所見

- 各府省庁等は、今後とも**補正予算に計上された予算の適切かつ効率的な執行**に努めること
- 各府省庁等は、経済対策等のうち予算額が多額となっている事業や国民の関心が高い事業等について、引き続き、**事業の特性等を踏まえながら、その執行状況等について国民に分かりやすく情報を提供**していくこと

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.481-514を参照

1.一般会計の補正予算の執行状況等（特定）

検査の背景

補正予算の概要 （本文P481～483）

令和４年度各省各庁歳出決算報告書（抜粋）

（532） 農林水産省所管 歳出決算報告書 農林水産本省

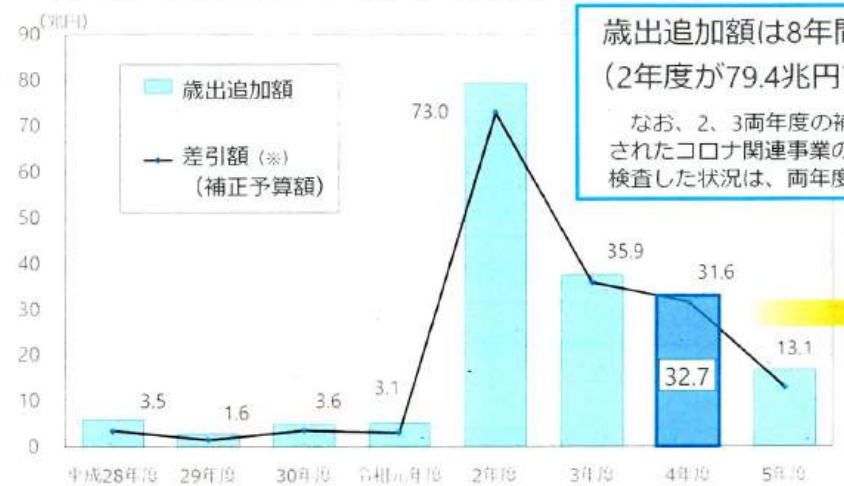
項目	歳出予算額（円）	前年度繰越額（円）	予備費使用額（円）	流用等増△減額（円）	予算決定後移替増△減額（円）	歳出予算現額（円）	支出済歳出額（円）	翌年度繰越額（円）	不用額（円）	備考
65061-2405-16 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	5,166,888,000	24,317,127,378	90,038,139,000	△ 150,858,000		179,371,296,378	65,753,873,988	102,177,973,261	11,439,449,129	
65061-1865-16 国産農産物生産基盤強化等対策	900	68,582,369,873	0	0	0	121,700,186,873	31,785,129,235	68,356,509,000	21,558,548,638	
		486	1,233,390,000	0		85,717,944,486	12,065,213,242	17,6		
	65061-2305-16 野菜増産安定対	14,690,000,000	0			0	14,690,000,000	14,690,000,000		
65061-2							58,530,000			
65061-24							32,311,317			
	65061-1925-16 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金	21,750,273,000	10,680,737,054	0	0	32,431,010,054	5,462,683,506	24,055,896,681	2,918,431,867	

歳出予算額
＝当初予算額＋**補正**予算額

歳出予算現額
＝歳出予算額＋前年度繰越額＋予備費使用額＋流用等増△減額＋予算決定後移替増△減額

補正予算は既定の予算と一体として執行されるため、補正予算で追加された額を特定して執行状況を**把握することは原則としてできない**

＜一般会計の補正予算の歳出追加額等の推移（平成28年度～令和5年度）＞



※ 歳出追加額から歳出減少額を差し引いた額（補正予算額）

歳出追加額は8年間で 計**185.5兆円**
（2年度が79.4兆円で最も多額）

なお、2、3両年度の補正予算等により実施されたコロナ関連事業の執行状況等について検査した状況は、両年度の検査報告で掲記

検査の状況１ 4年度補正予算の概要 （本文P487～489）

項目	金額
歳出追加額	32兆7005億円
うち経済対策に係るもの	31兆7800億円
うち上記以外	9204億円
歳出減少額	1兆0773億円
補正予算額	31兆6231億円

4年度経済対策に係るものが歳出追加額の**97.1%**

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.481-514を参照

1.一般会計の補正予算の執行状況等（特定）

検査の状況２－１　**予算科目の執行状況（令和4年度一般会計）**（本文P489～494）

＜翌年度繰越率等の状況＞

（単位：目、億円）

項　目	予算科目数	予算現額(※) 歳出追加額	予算現額(※) (A)	翌年度繰越額 (B)	翌年度繰越率 (B/A)
歳出全体	7,107 (100%)	32兆7005 (100%)	161兆6468	17兆9528	11.1%
うち歳出追加額が計上されていない予算科目	5,822	－	52兆4309	1兆4408	2.7%
うち歳出追加額が計上されている予算科目	1,285	32兆7005	109兆2158	16兆5119	15.1%
うち補正予算で新たに設定され、予算現額の全てが歳出追加額である予算科目	85 (1.1%)	10兆9123 (33.3%)	10兆9123	5兆9318	54.3%

※　歳出予算額（当初予算額、補正予算額等の合計）に前年度繰越額、予備費使用額等を加減した額

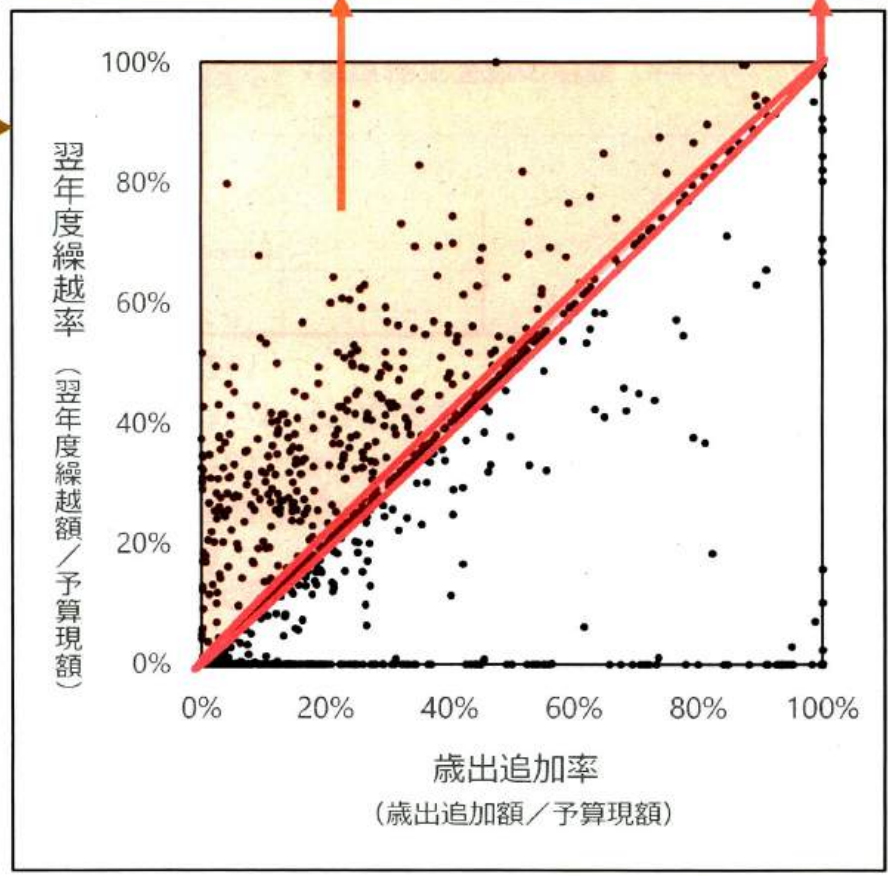
予算現額の全てが歳出追加額によるものである場合、例外的に補正予算により追加された予算に係る額を特定して、その執行状況を把握可能

85目の翌年度繰越率は54.3%で歳出全体の11.1%より高く、歳出追加額の半分以上が補正予算が成立した年度には支出されていなかった

＜1,285目に係る歳出追加率と翌年度繰越率の散布図＞

歳出追加額の全額に相当する額を超える額が翌年度に繰り越されているもの（45度線より上側）　355目

歳出追加額の全額と同額が翌年度に繰り越されているもの（45度線上）　197目



Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.481-514を参照

1.一般会計の補正予算の執行状況等（特定）

8府省庁

検査の状況２－２　**事業別の執行状況（4年度経済対策）**（本文P494～501）

＜4年度経済対策において施策登録された事業数等＞

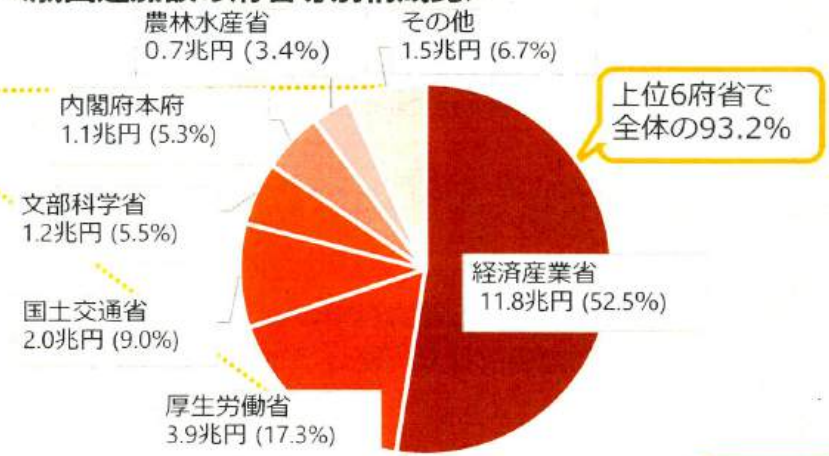
（単位：事業、億円）

区分	事業数	歳出追加額
4年度経済対策において施策登録された事業	1,218（100%）	22兆5257（100%）
うち歳出追加額の上位6府省に係る事業	891（※1）	21兆0085
うち1事業当たりの歳出追加額が100億円以上の事業	158（12.9%）	20兆3933（90.5%）
うち事業を単位とした予算種別（※2）ごとの執行管理が行われていた事業	138	18兆9728

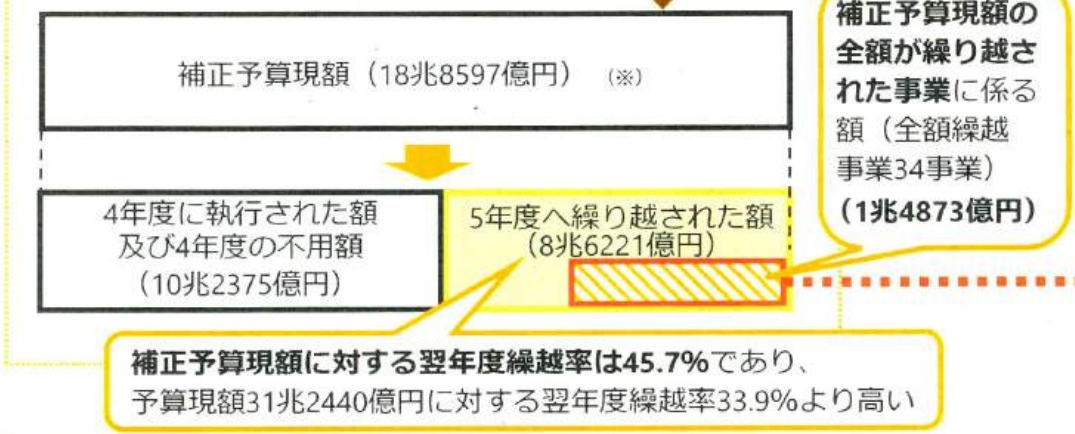
※1　複数の府省庁等が共管して施策登録している事業を除く
※2　当初予算額、歳出追加額等の予算現額を構成するもの

補正予算により追加された予算に係る額を特定して、その執行状況を把握可能

＜歳出追加額の府省等別構成比＞

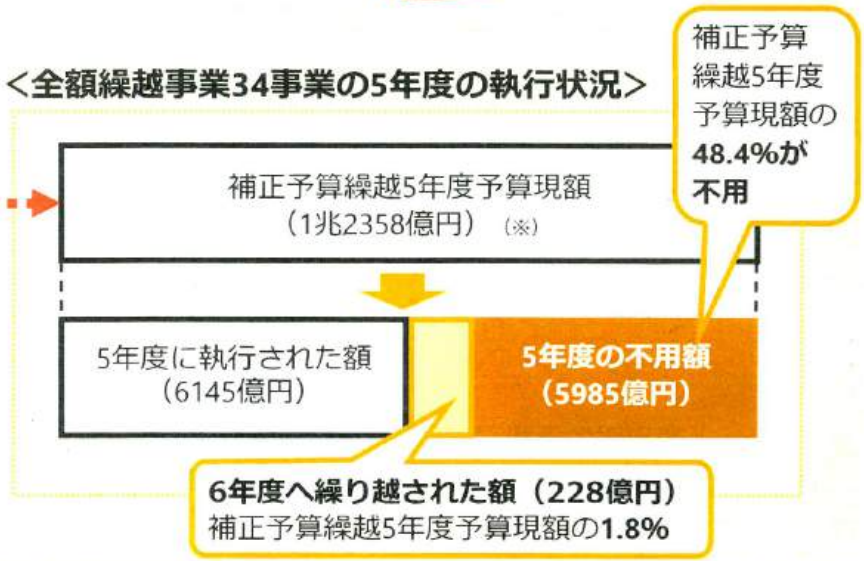


＜138事業の4年度の執行状況＞



※　歳出追加額18兆9728億円との差額は、4年度における流用等増減額等によるもの

＜全額繰越事業34事業の5年度の執行状況＞



※　4年度から繰り越された額1兆4873億円との差額は、5年度における流用等増減額等によるもの

所見　各府省庁等は、今後とも**補正予算に計上された予算の適切かつ効率的な執行**に努めること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.481-514を参照

1.一般会計の補正予算の執行状況等（特定）

8府省庁

検査の状況３　一般会計の補正予算における財源の状況（平成28年度～令和5年度）（本文P501～502）



補正予算の財源に占める公債金の割合は
8年間全体で**74.5%**

補正予算で計上された公債金の額は
8年間で計148.6兆円

検査の状況４　補正予算の執行状況等に係る公表状況（本文P505～507）

公表資料等名	公表主体	公表内容
歳入歳出決算	財務省	予算科目別に、予算額に対する執行額等
行政事業レビューシート	各府省庁等	事業ごとに、予算種別ごとの予算額及び予算額の合計に対する各年度の執行額等
経済対策フォローアップ	内閣府	主要事業について、予算の執行額等に係る情報（国庫補助金の交付決定額等）や事業の内容に応じて事業の進捗を示す情報等

補正予算により追加された予算に係る額を特定してその執行状況を把握することは原則としてできない

経済対策の進捗状況等を国民に対して丁寧に示すことは、ひいては**補正予算の執行状況等の適切な管理**、また、**説明責任の向上**に資する

所見　各府省庁等は、経済対策等のうち予算額が多額となっている事業や国民の関心が高い事業等について、引き続き、**事業の特性等を踏まえながら、その執行状況等について国民に分かりやすく情報を提供**していくこと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.481-514を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）は、令和2年4月～4年10月までの五つの経済対策への対応として措置
- ✓ **地方公共団体**は、**実施計画**を**内閣府に提出**し、内閣府はコロナ交付金の予算を交付行政庁となる総務省に移し替え、**総務省**は**コロナ交付金を交付（2～4年度、予算18兆3259億円）**
- ✓ 国は、コロナ交付金の交付を受けた全ての地方公共団体における交付金事業の実施状況や交付金充当額について網羅的に把握していない状況であり、コロナ交付金の全体の執行状況を取りまとめたものは公表されていない
- ✓ 本院は、地方公共団体において交付金事業の適切な方法による効果検証の実施に関し、4年10月に会計検査院法第36条の規定により改善の意見表示

検査の状況

- ✓ 2～5年度までに地方公共団体（47都道府県及び1,741市区町村）に対して交付されたコロナ交付金を対象として検査
- ✓ ①2～4年度の予算　18兆3259億円、**不用額3兆2665億円**
  ②5年11月までに内閣府に提出した実施計画に基づき実施した計164,803事業で**実施計画と実績報告書を突合等**し、年度ごとの**「経済対策の区分」の別による交付金充当額を集計**
  ➢2、3両年度は新型コロナウイルス感染症対応の事業、4年度は物価高騰対策へと事業内容が変化
  ③4年度の予備費（重点支援交付金5000億円、住民税非課税世帯に対する一律3万円支給の財源）で、内閣府は、使用決定日（5年3月28日）翌日に全額を5年度に繰り越しており、市区町村における対象世帯への支給は6年4月15日までに終了
- ✓ ①44都道府県実施の交付金事業の事業費は12兆8262億円、交付金充当額は10兆2521億円（2～5年度）
  ②令和3年度決算検査報告等の掲記事項による国庫返還、交付金事業での不正受給等の発生で事業費返還が発生
  ➢5年度末時点で**国庫返還必要額は計205億円（うち未返還額170億円）**
  ③協力要請推進交付金等で、各都道府県は、協力金等の返還命令の発出等を5年度末でも行っているが、**内閣府及び総務省はこの対応状況や国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握していなかった**
- ✓ 内閣府は、4年10月の本院指摘の趣旨に沿い、効果検証を実施し、検証結果を公表するよう周知しているが、その内容は地方公共団体の判断に委ねていて、**一部の地方公共団体において、十分とはいえない効果検証が行われていた**

所見

- ✓ **国は、今後、原則として使途の制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合**、事業終了後に地方公共団体において**事業単位で適切に効果検証を実施**すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、事業の執行に関する説明責任を果たせるような仕組みの整備等、**事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討**すること
- ✓ **内閣府及び総務省は、各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握**し、国庫へ未返還となっているコロナ交付金について、当該都道府県における返還等の状況を確認した上で、**今後も引き続き国庫への返還に向けて適切に対応するよう**、当該都道府県に**働きかけ**ること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.515-552を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ交付金）の概要（本文P515～518）



○コロナ交付金は、令和2年4月から4年10月までに決定された五つの経済対策（※）への対応として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として措置

（※）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更））から物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（4年10月28日閣議決定）までの経済対策

（実施計画の記載内容）

- 事業の名称
- **事業の概要**
- **事業と経済対策との関係**
- 事業費、交付金充当額等

（実績報告書の記載内容）

- 事業名

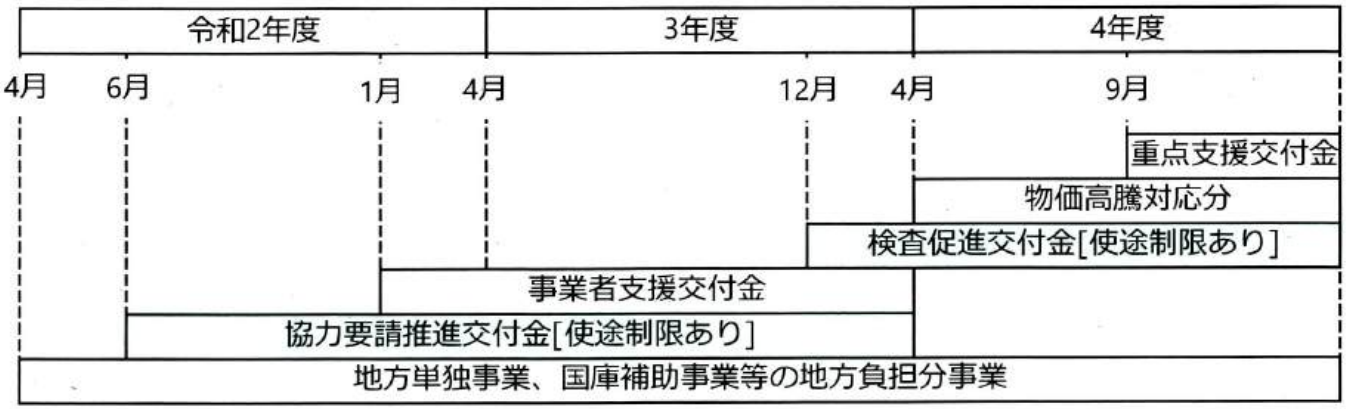
（左の内容は記載しない）

- 総事業費、交付金充当額等

○**地方公共団体は、**
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（**実施計画**）**を内閣府に提出**し、内閣府は、コロナ交付金の予算を各省（総務省）に移し替え

○**総務省はコロナ交付金を交付（2～4年度、予算18兆3259億円）**
また、地方公共団体は、事業の完了後、実績報告書を総務省等に提出

○交付対象事業の概要・予算配分の状況（本文P515～517）



コロナ交付金は、五つの経済対策への対応として予算が措置されており、内閣府において、地方単独事業等の事業等別に予算配分されている

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.515-552を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の状況1　**予算の執行状況**（本文P520～526）

○内閣府及び総務省における予算措置とその執行状況

18兆3259億円（内閣府に予算措置、令和2年度～4年度）

内閣府⇒総務省への移替額　15兆2991億円（不用額3兆0268億円）

総務省⇒地方公共団体への交付額　15兆0579億円（同　2396億円）

不用額計3兆2665億円

○経済対策の区分別の執行状況

五つの経済対策には、計14の「経済対策の柱」があり、内閣府は、これに基づく取組を「経済対策の区分」として設定、これを実施計画に記載させているが・・

・実施計画（内閣府に提出）に記載した全ての事業を実施しているわけではない

・実績報告書（総務省等に提出）には事業の概要が記載されていない

⇒「経済対策の区分」の別による事業費等を把握するため47都道府県1,741市区町村が5年11月までに提出した実施計画に基づき実施した計164,803事業（※1）を対象とし、**実施計画と実績報告書を突合等して集計**

（※1）使途に制限が設けられている「協力要請推進交付金」、「検査促進交付金」を除く

経済対策の区分別による分析　（単位：億円）

経済対策の名称（閣議決定年月）	経済対策の柱	経済対策の区分	交付金充当額(総額に占める割合) 令和2年度	3年度	4年度
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月）	Ⅱ雇用の維持と事業の継続	①-Ⅱ-3事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	9385 (30.7%)	6193 (37.8%)	― (―)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（4年4月）	Ⅰ原油価格高騰対策	④-Ⅰ原油価格高騰対策	― (―)	― (―)	867 (13.3%)
	Ⅳコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	④-Ⅳコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	― (―)	― (―)	2905 (44.6%)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
計			3兆0485	1兆6343	6501

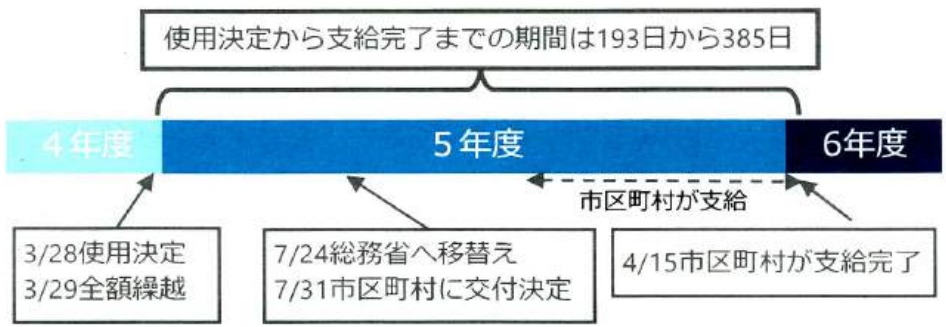
（注）五つの経済対策のうち、各年度の交付金充当額の大きいものを抜粋

当初は新型コロナウイルス感染症対応の事業に使用されていたが、4年度は物価高騰対策に事業内容が変化

○予備費を財源とするコロナ交付金の執行状況

令和4年度に予備費の使用が決定された、5000億円（※2）の予算の執行状況についてみると・・

（※2）重点支援交付金1兆6000億円のうち低所得者世帯支援事業（住民税非課税世帯に対して一律に3万円を支給する事業）の予算



Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.515-552を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の状況2　**交付金事業の実施状況等**（本文P526～550）

○事業別の実施状況

・地方公共団体が交付を受けたコロナ交付金について、内閣府に提出された実施計画と、総務省等に提出された実績報告書で事業を突合

・事業費及び交付金充当額をコロナ交付金の事業等別に集計

44都道府県のコロナ交付金の事業等別の執行状況　（単位：億円）

事業等	事業実施期間	事業費	交付金充当額
地方単独事業	令和2～5年度	3兆9849	2兆6503
国庫補助事業等の地方負担分事業	2～5年度	2279	855
協力要請推進交付金	2～4年度	6兆5839	5兆9346
事業者支援交付金	3～5年度	6973	4493
検査促進交付金	3～5年度	2375	2001
物価高騰対応分	4～5年度	3072	2746
重点支援交付金	4～5年度	7872	6575
計		12兆8262	10兆2521

○国庫への返還状況

・令和3年度決算検査報告等で**国庫返還が生じている**（※１）
（※１）地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業

・44都道府県が実施した交付金事業で不正受給等が発生、**事業費の返還が発生している地方公共団体がある**（※２）
（※２）協力要請推進交付金、事業者支援交付金、検査促進交付金

・5年度末時点の**国庫への返還状況**を、事業等別に集計

コロナ交付金の事業等別の国庫への返還状況（5年度末）（単位：万円）

事業等	国庫への返還を要する額	国庫への返還済額	未返還額
地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業	22億0712	12億1259	9億9453
協力要請推進交付金	19億3863	9億4360	9億9502
事業者支援交付金	5億4294	5億2365	1928
検査促進交付金	158億5830	8億1766	150億4063
計	205億4701	34億9753	170億4947

内閣府及び総務省は、協力要請推進交付金等に係る**国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握せず**

所見　**内閣府及び総務省は、各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握**し、国庫へ未返還となっているコロナ交付金について、当該都道府県における返還等の状況を確認した上で、**今後も引き続き国庫への返還に向けて適切に対応するよう**、当該都道府県に**働きかけ**ること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.515-552を参照

2.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況（特定）

内閣府本府、総務省
47都道府県等

検査の背景　**効果検証の概要**（本文P518）

・内閣府は、地方公共団体に対して、コロナ交付金を活用して実施した個々の交付対象事業（交付金事業）の終了後に、効果検証を実施、検証結果の公表等を要請していたが、本院は4年10月に内閣総理大臣に対して指摘（※）

・内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、4年11月に事務連絡を発し、地方公共団体において、適切な方法により速やかに効果検証を実施し検証結果を公表するよう周知（4年12月には制度要綱等に規定）

（※）内閣府において、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知することなどについて、会計検査院法第36条の規定により意見を表示

検査の状況3　**効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況**（本文P550～551）

○**44都道府県における効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況**（6年4月末現在）

2、3両年度は、44都道府県全てが、4年度は、繰越事業を除いて42都道府県が公表済、5年度は、集計中等の理由により未公表

○ 44都道府県の効果検証の内容

・12県は、アンケート調査による評価等を活用

・32都道府県は、交付金事業を行った担当部署等が、議会への説明等のために作成した事業の実績額や内容を検証結果として公表

○32都道府県の効果検証について、会計実地検査等により具体的に検査したところ・・・

・大阪府及び山口県で、地方公共団体の施策単位で実績額等を公表、**実施計画に対する実績の確認が困難**

・岩手県で、交付金事業の概要の公表にとどまり、**交付金事業の実績額の内訳や効果の確認ができない**

・福岡県で、一部の交付金事業の検証結果のみ公表、**その他の交付金事業の実施状況・効果は確認ができず**

なお、会計実地検査の結果を踏まえ、4府県においては、公表内容を改め、上記の状況は解消済

○**実施計画に対する交付金事業の実績確認が困難等**の十分とはいえない効果検証が行われ、説明責任が十分に果たされているか疑義

○内閣府は、コロナ交付金の効果検証に関する調査を3年度から5年度までの間に実施、その結果を公表しており、交付金充当額等に関しては、実施計画に記載された全事業を調査対象としたとしているが、交付金事業の実績、効果等に関しては、全事業ではなく地方公共団体等が抽出した事業を対象としたアンケート調査等の結果を踏まえたものであった

所見　**国は、今後、原則として使途制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合**、事業終了後に地方公共団体は交付金事業単位の適切な効果検証を実施すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、説明責任を果たせる仕組みの整備等、**交付金事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.515-552を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の背景

- ✓ 国は、令和2年度から4年度までの間に、新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯に向けて、**給付金を支給する事業を実施**
- ✓ 給付金事業の**実施主体は都道府県、市区町村。国は**支給対象者に支給する給付金に必要な費用（事業費）及び実施主体の給付事務に必要な経費（事務費）に**交付金等を交付**
- ✓ 給付金事業は、実施主体が保有する情報を活用して行うプッシュ型給付等により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付を行うこととなっている
  「**プッシュ型給付**」：支給対象者からの申請を待たずに実施主体において支給対象者を抽出して行う給付
  「**申請型給付**」：実施主体が保有する情報では特定できない支給対象者からの申請に基づき行う給付

検査の状況

1. 令和2年度から4年度までの間に**全国において実施された子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業を対象**として検査
   給付金事業に係る交付金等の交付額 4兆6057億円、**事業費の合計 4兆4745億円（交付額の97.2%）**、事務費の合計 1312億円
   子育て世帯向け給付金の**支給児童数**、低所得世帯向けの**支給世帯数を機械的に試算**
   ①、⑦の給付金：支給対象年齢層の児童の**90～93%**、②から⑥の給付金：同**8～14%**、⑧、⑨の給付金：全世帯の**24～27%**
2. 抽出検査した114実施主体の大半において、給付金事業の実施に当たり、**何らかの給付事務を委託により実施**
3. 114実施主体の給付金事業の実施状況をみると、**大半がプッシュ型給付により支給**
   ・**プッシュ型給付について**、①**児童手当等の受給が支給要件**となっている給付金について**事後確認の実施状況が実施主体間で異なる**、②**市町村民税均等割の非課税が支給要件**となっている給付金について**未申告者への対応等が実施主体間で異なる状況**
   ・**申請型給付について**、①**受付開始時期が実施主体間で異なる**、②ひとり親世帯等への**個別の申請勧奨の取組が実施主体間で異なる状況**
4. 114実施主体の事務費全体の**83.3%が委託費**（407億8529万円）
   委託契約等の大半（94.8%）が随意契約、その**ほとんど（96.9%）が1者のみから見積りを徴取して契約**している状況

所見

- ✓ **児童手当等の受給を支給要件とした給付金事業を実施する際**には、給付金の支給後に給付金受給者の児童手当等の受給状況が遡って変更となった場合の対応が地方自治体間で異なることがないよう、**事後確認の必要性の有無を明確にする**こと
- ✓ **市町村民税均等割が非課税であることを支給要件とした給付金事業を実施する際**には、未申告者について、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、プッシュ型給付によらない場合には**個別の申請勧奨を行う**ようにすること
- ✓ **申請型給付により給付金事業を実施する際**には、給付金を必要とする者に対して支給する時期が地方自治体間の取組の差によって大きく異なることがないよう、また、速やかな支給に資するよう、**申請の受付開始時期等の目安を示す**こと
- ✓ **申請型給付によりひとり親世帯等を対象とした給付金事業を実施する際**には、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、**できる限り個別の申請勧奨を行う**ようにすること
- ✓ **給付事務を委託契約等により実施する際**には、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、**随意契約による場合であっても、なるべく複数の業者から見積りを徴取**するようにすること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

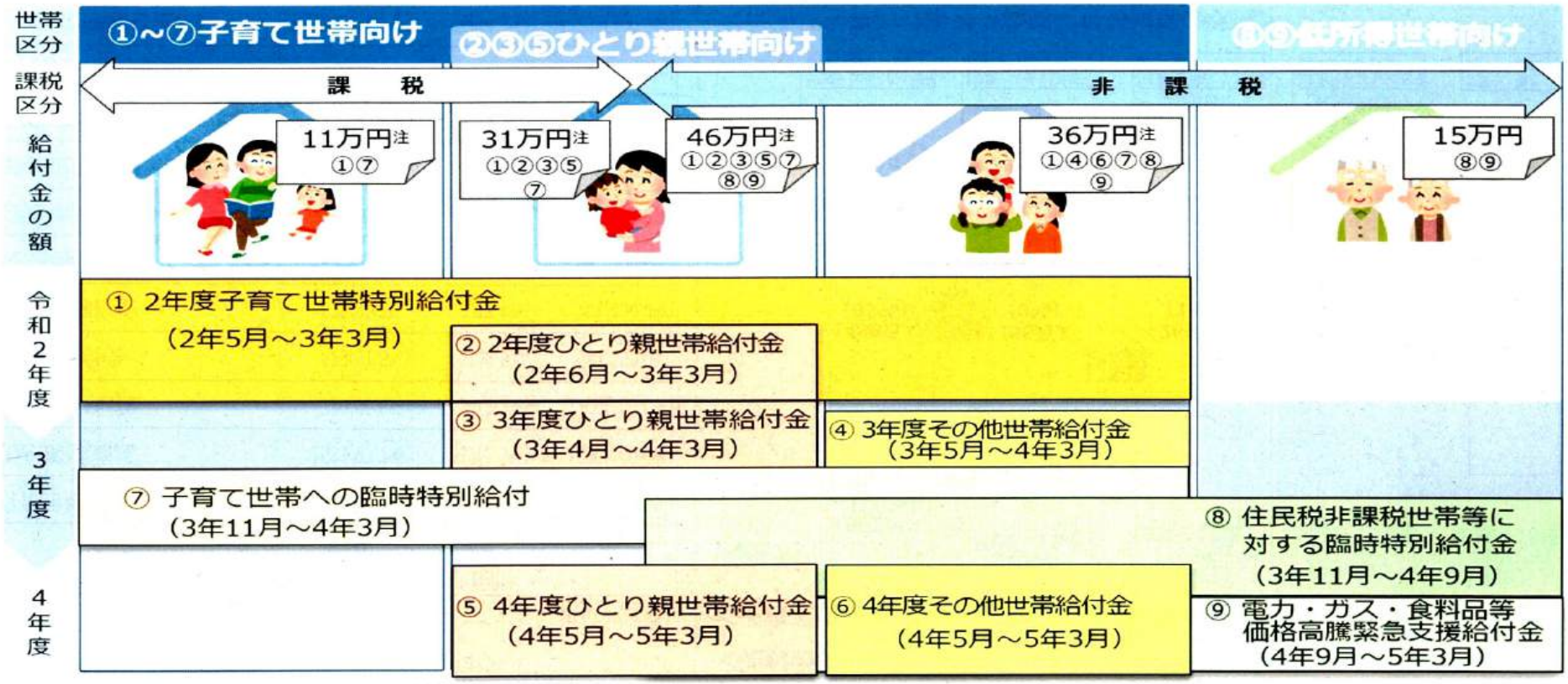
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の背景　**子育て世帯及び低所得世帯向け給付金の概要**

・国は、令和2年度から4年度までの間に、新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の高騰により影響を受けている子育て世帯及び低所得世帯に向けて、①から⑨の**給付金を支給する事業を実施**
・給付金事業の**実施主体は都道府県、市区町村。国は**支給対象者に支給する給付金に必要な費用（事業費）及び実施主体の給付事務に必要な経費（事務費）に**交付金等を交付**
・給付金事業は、実施主体が保有する情報を活用して行うプッシュ型給付等により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付を行うこととなっている
「**プッシュ型給付**」：実施主体が保有する情報を活用して支給対象者からの申請を待たずに実施主体において支給対象者を抽出して行う給付
「**申請型給付**」：実施主体が保有する情報では特定できない支給対象者からの申請に基づき行う給付



注　児童１人の世帯が受け取れる給付金の額

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況１　交付額等の状況（本文P561～564）

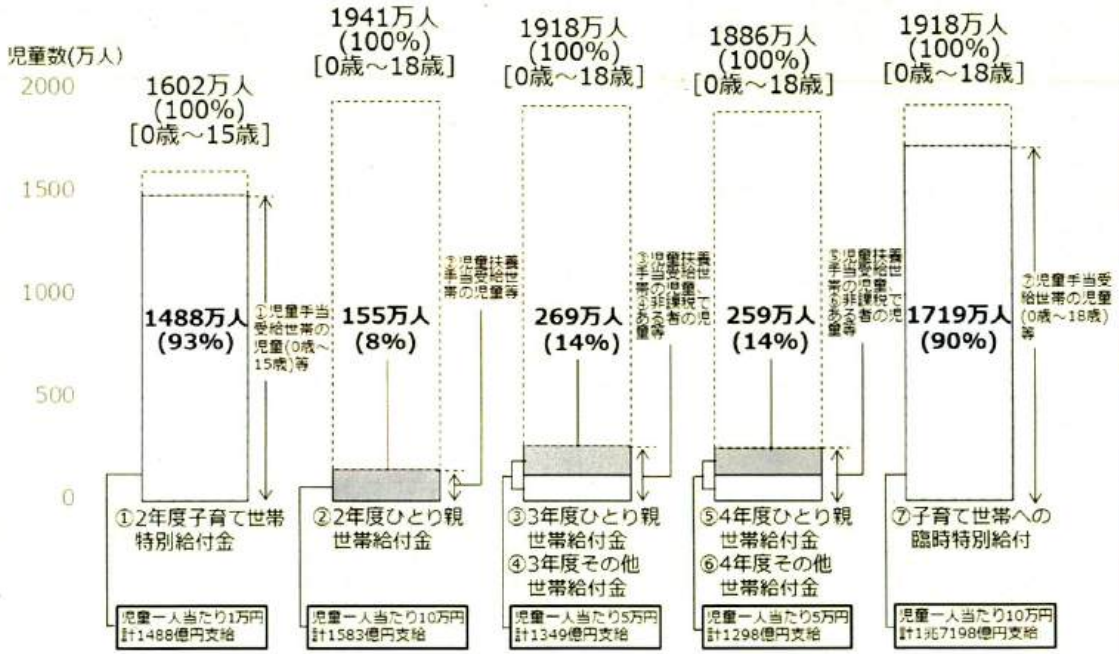
（単位：億円）

給付金	交付額		
	事業費	事務費	計
①2年度子育て世帯特別給付金	1488(96.5%)	53(3.5%)	1542(100.0%)
②2年度ひとり親世帯給付金	1583(97.7%)	37(2.3%)	1620(100.0%)
③3年度ひとり親世帯給付金	720(96.8%)	24(3.2%)	744(100.0%)
④3年度その他世帯給付金	629(91.5%)	58(8.5%)	687(100.0%)
⑤4年度ひとり親世帯給付金	677(96.6%)	23(3.4%)	701(100.0%)
⑥4年度その他世帯給付金	620(93.5%)	43(6.5%)	664(100.0%)
⑦子育て世帯への臨時特別給付	1兆7198(99.4%)	102(0.6%)	1兆7301(100.0%)
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	1兆5106(96.0%)	634(4.0%)	1兆5741(100.0%)
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	6720(95.3%)	334(4.7%)	7054(100.0%)
子育て世帯向け給付金の計	2兆2918(98.5%)	343(1.5%)	2兆3262(100.0%)
低所得世帯向け給付金の計	2兆1826(95.7%)	968(4.3%)	2兆2795(100.0%)
子育て世帯及び低所得世帯向け給付金の合計	**4兆4745(97.2%)**	1312(2.8%)	4兆6057(100.0%)

事業費が交付額の**大半**

＜給付金の支給児童数及び支給世帯数の機械的試算＞

＜子育て世帯向け給付金の支給児童数等の状況＞



＜低所得世帯向け給付金の支給世帯数等の状況＞



Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

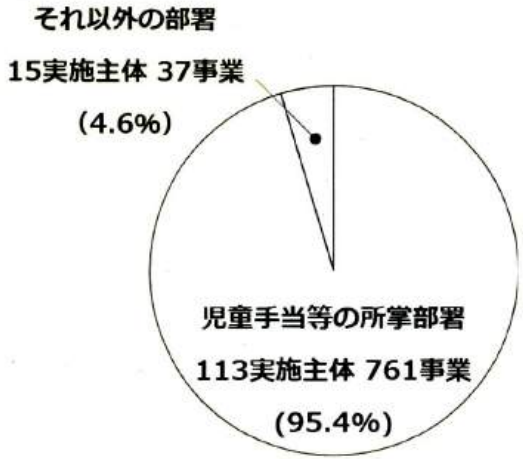
3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

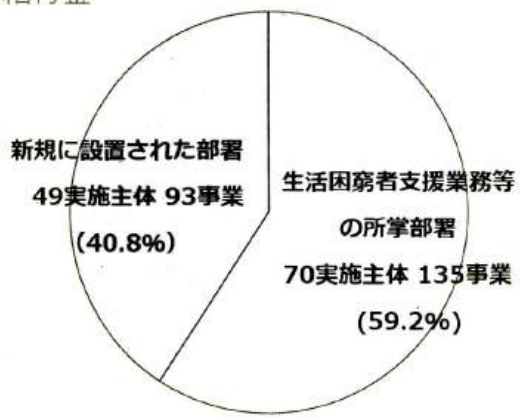
検査の状況２ 114実施主体の給付金事業の実施体制（本文P564～567）

＜給付金の支給部署の状況＞

・子育て世帯向け給付金



・低所得世帯向け給付金



＜給付事務に係る委託の状況＞

大半の実施主体は、何らかの給付事務を**委託により実施**

検査の状況３ 114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P567～575）

①プッシュ型給付及び申請型給付の件数

（単位：万件）

給付金	プッシュ型給付の件数	申請型給付の件数	総支給件数
①2年度子育て世帯特別給付金	256（92.2%）	21（7.8%）	278(100.0%)
②2年度ひとり親世帯給付金	56（88.3%）	7（11.7%）	63(100.0%)
③3年度ひとり親世帯給付金	27（91.2%）	2（8.8%）	29(100.0%)
④3年度その他世帯給付金	21（89.9%）	2（10.1%）	24(100.0%)
⑤4年度ひとり親世帯給付金	26（93.9%）	1（6.1%）	28(100.0%)
⑥4年度その他世帯給付金	21（90.5%）	2（9.5%）	23(100.0%)
⑦子育て世帯への臨時特別給付	253（79.1%）	66（20.9%）	320(100.0%)
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	479（96.7%）	16（3.3%）	495(100.0%)
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	437（97.0%）	13（3.0%）	451(100.0%)

大半がプッシュ型給付により給付

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況３　114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P567～575）

②プッシュ型給付の状況等

・速やかな支給のため、プッシュ型給付の支給開始時期の目安あり

→
・大半の実施主体が支給開始時期の目安までに支給を開始
・確認書の返送を受けた上で支給することとなっている低所得世帯向け給付金を除けば、支給開始日に一定程度の支給対象者に支給

・国は、児童手当等の受給状況が遡って変更になり、給付金の他の**支給要件も満たさない場合**には給付金を**返還**させる必要ありとしている
・給付金の支給後に**支給要件を満たしているかを確認する必要性については**支給要領等に**明記なし**

そこで、児童手当等の受給が支給要件となっている給付金について、事後確認が行われているかみたところ・・・

→
・事後確認実施　（100実施主体 653事業）
　うち、実績報告書の提出後も実施（58実施主体 326事業）
　うち、提出前までは実施していたが提出後は実施せず
　（58実施主体 327事業）
・事後確認実施せず　（29実施主体 145事業）

児童手当等の受給が支給要件となっている給付金において、**事後確認の実施状況が実施主体間で異なる状況**

所見　**児童手当等の受給を支給要件とした給付金事業を実施する際**には、給付金の支給後に給付金受給者の児童手当等の受給状況が遡って変更となった場合の対応が地方自治体間で異なることがないよう、**事後確認の必要性の有無を明確にする**こと

・市町村民税の申告がない者（**未申告者**）**については**、確認書上で市町村民税均等割が「非課税である」旨を明示的に誓約させるなどした上で**プッシュ型給付を行うことが原則**
・**実施主体の判断で申請型給付**も可能

そこで、市町村民税均等割が非課税であることが支給要件となっている給付金について、未申告者への対応状況をみたところ・・・

→
・プッシュ型給付が行われていた　（90実施主体 206事業）
・プッシュ型給付が行われていなかった
　（100実施主体 250事業）
　うち、個別の申請勧奨が行われていた
　（55実施主体 108事業）
　うち、個別の申請勧奨が行われていなかった
　（66実施主体 142事業）

市町村民税均等割が非課税であることが支給要件となっている給付金において、**未申告者への対応等が実施主体間で異なる状況**

所見　**市町村民税均等割等が非課税であることを支給要件とした給付金事業を実施する際**には、**未申告者について**、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、**プッシュ型給付によらない場合には個別の申請勧奨を行うなどする**ようにすること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況３　114実施主体の給付金事業の実施状況（本文P567～575）

③申請型給付の状況等

・**申請型給付の場合、受付開始時期の目安なし**

そこで、申請型給付の受付開始時期の状況等についてみたところ・・・

（単位：事業、実施主体、日）

給付金	プッシュ型給付による支給開始前	プッシュ型給付による支給開始後	計	日数（平均値）
①2年度子育て世帯特別給付金	105 (92.1%)	9 (7.9%)	114 (100.0%)	9
②2年度ひとり親世帯給付金	96 (84.2%)	18 (15.8%)	114 (100.0%)	6
③3年度ひとり親世帯給付金	55 (48.2%)	59 (51.8%)	114 (100.0%)	8
④3年度その他世帯給付金	79 (69.3%)	35 (30.7%)	114 (100.0%)	6
⑤4年度ひとり親世帯給付金	42 (36.8%)	72 (63.2%)	114 (100.0%)	10
⑥4年度その他世帯給付金	77 (67.5%)	37 (32.5%)	114 (100.0%)	5
⑦子育て世帯への臨時特別給付	35 (30.7%)	79 (69.3%)	114 (100.0%)	11
⑧住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	98 (86.0%)	16 (14.0%)	114 (100.0%)	9
⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	105 (92.1%)	9 (7.9%)	114 (100.0%)	4
計	692 (67.4%)	334 (32.6%)	1,026 (100.0%)	8
実施主体数	114	108	114	

プッシュ型給付による支給開始後に申請型給付の受付を開始した実施主体があるなど、受付開始時期等が、実施主体間で異なっており、**給付金の速やかな支給に向けた体制が必ずしも十分に構築されていなかった実施主体も見受けられた**

所見　**申請型給付により給付金事業を実施する際**には、給付金を必要とする者に対して支給する時期が地方自治体間の取組の差によって大きく異なることがないよう、また、速やかな支給に資するよう、**申請の受付開始時期等の目安を示す**こと

・**厚生労働省は、**実施主体に対して、**実施主体が保有する情報では特定できない者等について**、対象となる給付金の申請ができる限り漏れなく行われるよう、**独自に実施している施策の情報等を可能な範囲で活用するなどして積極的な申請勧奨を行うなどするよう依頼**

そこで、実施主体の個別の申請勧奨の取組をみたところ・・・

・ひとり親世帯が支給対象となる給付金について、ひとり親支援施策等の情報を活用するなどして、個別の申請勧奨が
　行われていた　（81実施主体 223事業）
　行われていなかった　（48実施主体 119事業）
・高校生等のみを養育する者が支給対象に含まれる給付金について、住民基本台帳等から対象と思われる者を抽出するなどして、個別の申請勧奨が
　行われていた　（104実施主体 209事業）
　行われていなかった　（68実施主体 133事業）

個別の申請勧奨の取組が実施主体間で異なる状況（検査した範囲では、申請勧奨を行った実施主体は給付率が高い）

所見　**申請型給付によりひとり親世帯等を対象とした給付金事業を実施する際**には、支給要件を満たす者が受給できないことがないよう、**できる限り個別の申請勧奨を行うようにする**こと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

3.子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況（特定）

内閣府、こども家庭庁

検査の状況４　**114実施主体の事務費等の状況**（本文P575～578）

①事務費の状況

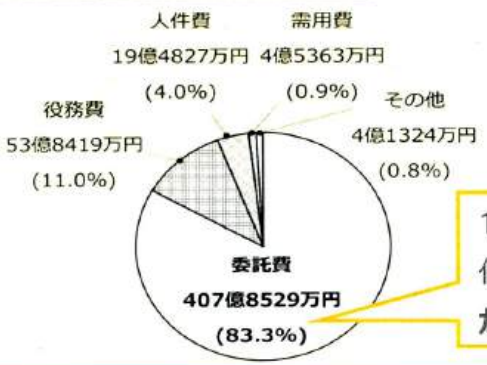
・給付1件当たりの事務費（円／件）



児童手当等の受給者であることが**支給要件である給付金（①等）**→1件当たりの**事務費が低い**

市町村民税均等割が非課税であることが**支給要件である給付金（④等）**→1件当たりの**事務費が高い**

②経費区分別の事務費の状況



114実施主体の1,026事業に係る**事務費の内訳は、委託費が83.3%**

・**低所得世帯向け給付金事業は、子育て世帯向け給付金事業と比べて委託費**の平均額が**大幅に高い**（本文図表31参照）

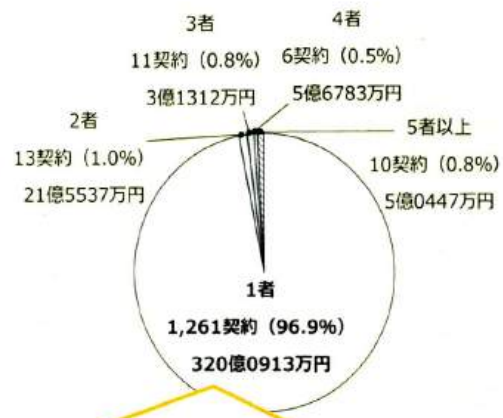
③委託費の契約方式等の状況

厚生労働省が事業主体に対して発出した事務連絡・留意事項

システム改修開発経費や給付事務等の**委託費については、複数の業者から見積りを取得するなど、過度に費用が発生しないよう努めること**

そこで、委託費について、契約方式及び見積りの徴取先数をみると・・・





事務費の大部分を占める**委託費について**、委託契約等の**大半が随意契約**により行われており、**そのほとんどが1者のみから見積りを徴取して契約**している状況

所見　**給付事務を委託契約等により実施する際**には、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、**随意契約による場合であっても、なるべく複数の業者から見積りを徴取**するようにすること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.553-579を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の背景

✓ 資源エネルギー庁は、家庭、企業等の電気の需要家に対して電気の効率的な利用に資する支援策を実施する小売電気事業者に対する補助を行うことにより、少しでも多くの**国民や企業が電気の効率的な利用に取り組む**こととなるよう、**官民連携して後押し**することを目的として**「電気利用効率化促進対策事業」**を実施、また、電気及び都市ガスの急激な価格の値上がりによって影響を受ける**家計及び企業を直接的に支援**することを目的として**「電気・ガス価格激変緩和対策事業」**を実施

検査の状況

1. 電気利用効率化促進対策事業は、令和4年度の歳出予算現額1783億円のうち**1263億円**を5年度に**繰越し**、5年度に**1017億円**の**不用**。
   電気・ガス価格激変緩和対策事業は、4年度の歳出予算現額3兆1073億円のうち**2兆5346億円**を5年度に**繰越し**、5年度の歳出予算現額3兆2527億円（補助金）及び235億円（委託費）のうち**5714億円（補助金）**及び**235億円（委託費）**を6年度に**繰越し**
2. 需要家に付与したポイントの失効率を原則の8%として補助金額を算定した小売電気事業者26者のうち、ポイントの有効期限が到来した2者について、実績失効率により補助金額を試算すると**2億円の開差**【電気利用効率化促進対策事業】
3. 全需要家の**50%**が節電プログラムに参加すると**見込んで予算額を積算**。実際の参加率は低圧**8.2%**、高圧・特別高圧**24.1%**
   小売電気事業者が実施した節電プログラムによっては、**節電の達成状況が不明**【電気利用効率化促進対策事業】
4. 行政事業レビューシートで設定していた「本事業への**小売電気事業者の参加数**」**等の成果指標だけでは**事業目的を踏まえると**十分とはいえない**【電気利用効率化促進対策事業】
   行政事業レビューシートを公表する度に成果目標、成果指標等を変更するなどしており、**成果実績**を把握しているかなどについては**確認できない**【電気・ガス価格激変緩和対策事業】
5. 両事業の実施に当たり設置した事務局（株式会社博報堂）の事務費は、委託費率及び再委託費率が**50%を大きく超えている。**
   委託理由書及び選定理由書に、**委託又は再委託を必要とする理由等が具体的に記載されていないため、その妥当性・適切性が確認できない**
6. 電気・ガス価格激変緩和対策事業の事務局（株式会社博報堂）は、補助金の前払を受けた小売事業者の倒産リスクに備えて信用保証会社と締結した信用保証契約において、実際の補助金の前払交付額を上回る保証希望額により**信用保証料を算定。**
   また、事業実施期間中の倒産リスクが極めて小さい大企業も含めて**信用保証料を支払**
7. 電気・ガス価格激変緩和対策事業の前期事務局（5年1月～12月の使用分が対象）と後期事務局（6年1月以降の使用分が対象）の1か月当たりの事務費についてみると、**後期事務局は前期事務局と比べて18.7%**となっていて、事務局運営期間の差を考慮したとしても、**大幅に削減される見込み**

所見

✓ 前期事務局における信用保証料の要否等について**国民に対する十分な説明責任**を果たすこと（検査の状況６）
（今後同種の事業を実施する場合には、次の四つの点について留意が必要）

✓ 参加の見込みを適切に把握するとともに、事業の実施に際して、**事業内容の十分な周知、参加しやすい仕組みの整備**等に取り組むこと。補助金の交付による**効果が発現し**、かつ、当該発現した効果を把握できる制度設計とした上で、事業実施後に**効果を的確に把握して検証**すること（検査の状況３）

✓ 事業開始前に、事業目的の達成度を評価するための**適切な成果指標を設定**するよう努めるとともに、事業実施後に、設定した成果指標に基づく**成果実績を適切に把握して評価**すること（検査の状況４）

✓ 各事務局における業務の履行体制等を踏まえて、委託費率や再委託費率が大幅に高くなることが見込まれるときには、委託又は再委託の妥当性、適切性等について検証した結果を記録に残すなど、委託又は再委託の**承認プロセスを事後的に検証**できる手続を整備するとともに、承認結果について十分な**説明責任**を果たすこと（検査の状況５）

✓ 事業開始前に、事務費の経済的、効率的な執行が可能となるよう、信用保証料の要否等にも留意して補助の方法を含む**事業の実施方法を十分検討**すること。前期事務局と後期事務局の事務費を比較し分析した結果を十分に反映した事務費により事業を実施すること（検査の状況７）

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

（1）電気利用効率化促進対策事業の概要 （本文P596～598）

〔**事業実施の経緯**〕令和4年6月に、エネルギーや食料品の値上げを背景に消費者物価が上昇していることなどを踏まえて、**消費者向けに**、**電気の利用効率化**を支援し、それを**電気料金の負担軽減**にも活用できる新たな措置を講ずることを政府が表明

〔**事業の目的**〕家庭、企業等の電気の需要家に対して電気の効率的な利用に資する支援策を実施する小売電気事業者に対する補助を行うことにより、少しでも多くの**国民や企業が電気の効率的な利用に取り組む**こととなるよう、**官民連携して後押し**する

〔**事業の内容**〕節電プログラム促進補助金により、電気の効率利用関連サービスへの登録に対する支援（**登録支援**）と節電の実行に対する支援（**実行支援**）を実施

小売電気事業者が実施する節電プログラムへの参加表明を行った家庭、企業等の需要家に特典を付与

登録支援

電気の効率利用関連サービスへの登録に対する支援

インセンティブ型：小売電気事業者が対価を支払うことで需要家に節電を促す取組

電気料金型：小売電気事業者が電力需要のピーク時に電気料金を値上げするなどの多様な電気料金を設定することで需要家に節電を促す取組

実行支援

節電の実行に対する支援

インセンティブ型

月間型：令和5年1月から3月までの節電量を月単位で評価

指定時型：4年12月から5年3月までの節電量を時間単位で評価

インセンティブ型の節電プログラムを通じて一定の節電量を達成した需要家に、小売電気事業者が付与する特典に上乗せして特典を付与

事業の実施を表明した会議		令和4年第1回物価・賃金・生活総合対策本部		
開催日		令和4年6月21日		
支援区分		登録支援	実行支援	
節電プログラム		インセンティブ型 又は　電気料金型	インセンティブ型 月間型	インセンティブ型 指定時型
支援対象期間		4年8月～5年1月	5年1月～同年3月	4年12月～5年3月
節電プログラム促進補助金の単価	低圧	2,000円　（1回に限る）	月額 1,000円	20円／kWh（上限）（資源エネルギー庁から電力需給ひっ迫注意報又は電力需給ひっ迫警報が発令された場合は40円／kWh）
	高圧・特別高圧	200,000円　（1回に限る）	月額 20,000円	
予算措置		1783億円		
	年度、会計名及び科目	令和4年度　一般会計　（項）エネルギー需給構造高度化対策費　（目）電気利用効率化促進対策事業費補助金		
	財源の内訳	○新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費　1783億円		
事務局		株式会社博報堂		

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

(2) 電気・ガス価格激変緩和対策事業の概要 (本文P596～599)

〔事業実施の経緯〕 令和4年10月に、5年春以降の急激な電気料金の値上がりの可能性がある中、その影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するために、電気料金の平均的な**引上げ額を実質的に肩代わり**する額を支援することを閣議決定

〔事業の目的〕 電気及び都市ガスの急激な価格の値上がりによって影響を受ける**家計及び企業を直接的に支援**する

〔事業の内容〕 需要家の使用量に応じた料金の値引きを行った電気及び都市ガスの小売事業者に対して、値引きに必要となる原資を補助

対策名等（閣議決定等）			物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（閣議決定）	燃料油価格対策等についての会見（内閣総理大臣）	デフレ完全脱却のための総合経済対策（閣議決定）	酷暑乗り切り緊急支援	
決定日			令和4年10月28日	5年8月30日	5年11月2日	6年6月21日	
補助金の交付対象期間			5年1月～9月使用分	5年10月使用分以降も継続	6年5月使用分まで	6年8月～10月使用分	
値引支援補助金の単価			5年1月～8月使用分	5年9月～6年4月使用分	6年5月使用分	6年8月、9月使用分	6年10月使用分
	電気	低圧	7.0円／kWh	3.5円／kWh	1.8円／kWh	4.0円／kWh	2.5円／kWh
		高圧	3.5円／kWh	1.8円／kWh	0.9円／kWh	2.0円／kWh	1.3円／kWh
予算措置			3兆1073億円		7416億円	2123億円	
	年度、会計名及び科目		令和4年度　一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金		令和5年度　一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業委託費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金	令和6年度　一般会計 （項）エネルギー需給構造高度化対策費 （目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金	
	財源の内訳		○補正予算（第2号）　3兆1073億円		○補正予算（第1号）　6416億円 ○1000億円（同一の予算科目に属する事業からの予算の融通）	○原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費　2123億円	
	累計		3兆1073億円		3兆8489億円	4兆0613億円	
事務局			株式会社博報堂		デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社		

（注）値引支援補助金の単価について、都市ガス分は省略

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

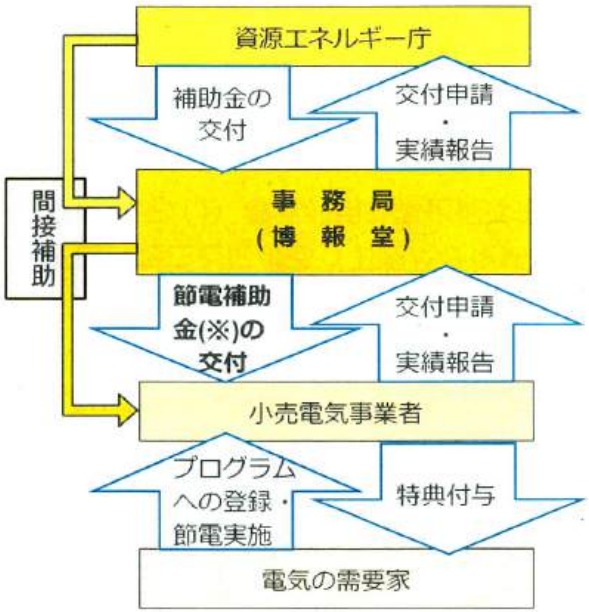
4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

事業実施体制の概要　（本文P599～602）

電気利用効率化促進対策事業

（令和4年7月29日～5年3月31日（公募時））

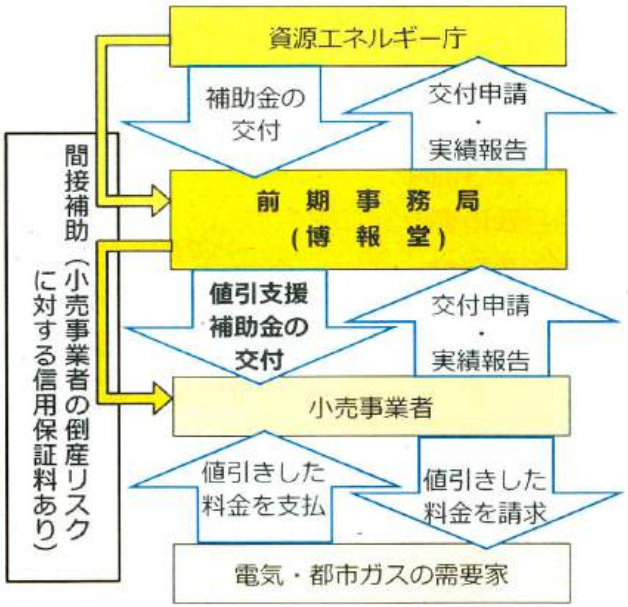


(※)節電プログラム促進補助金

電気・ガス価格激変緩和対策事業

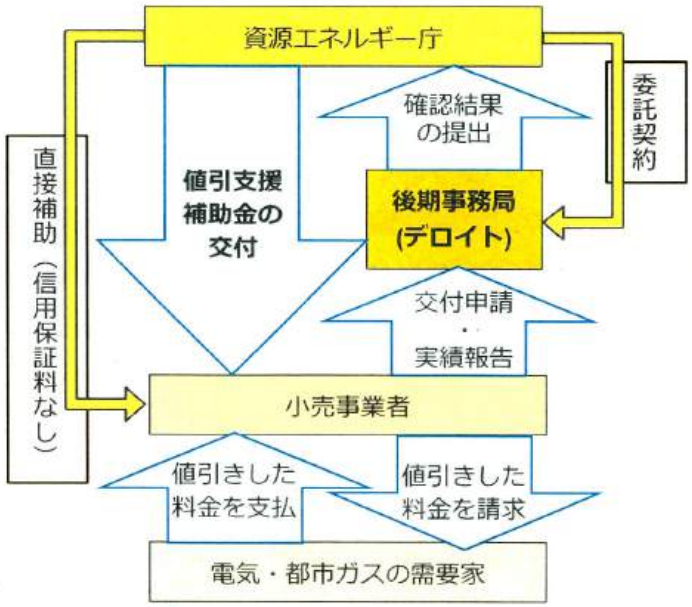
〈前期事業〉

（4年12月7日～5年3月31日（公募時））



〈後期事業〉

（5年12月18日～6年3月31日（契約時））



電気利用効率化促進対策事業と電気・ガス価格激変緩和対策事業の前期事業は、ともに間接補助で実施

資源エネルギー庁は、引き続き間接補助により実施すると、信用保証料（※）の額が増加することなどから、6年1月使用分に対する支援から直接補助に変更

※小売事業者が倒産するなどした場合に補助金返還の義務を負担する可能性がある事務局が当該負担に備えて支払うもの（後掲「検査の状況６　電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料」参照）

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況１　予算の執行状況

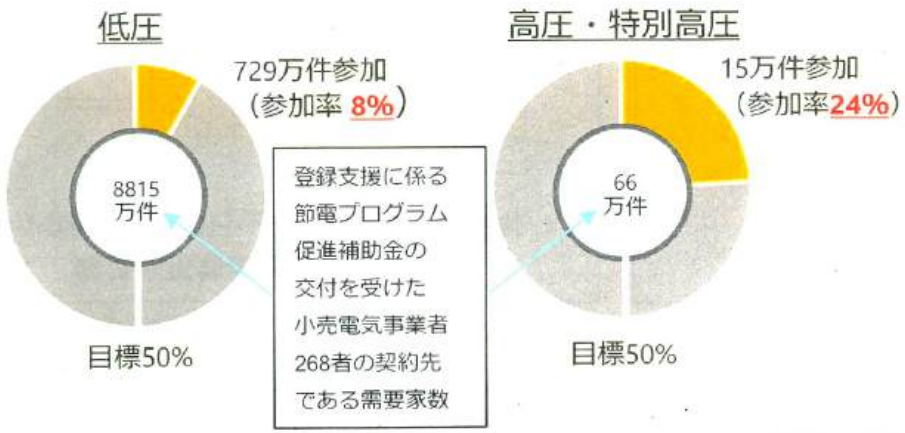
（1）電気利用効率化促進対策事業（本文P603～604、607）

（単位：億円）

	年度	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
補助金	4	1783	520	1263	-
	5	1263	246	-	1017
	計		766		1017

多額の繰越額、不用額が発生した理由

4年度から5年度への1263億円の繰越理由は小売電気事業者からの実績報告書の提出が遅れたこと、5年度1017億円の不用理由は節電プログラムへの参加率が**目標の50%を大幅に下回った**ことによる（下図及び後掲「検査の状況３　効果の発現状況（1）電気利用効率化促進対策事業①」参照）



（2）電気・ガス価格激変緩和対策事業（本文P610）

（単位：億円）

	年度	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
補助金	4	3兆1073	5727	2兆5346	-
	5	3兆2527	2兆6812	5714	-
	計		3兆2539		-
委託費	5	235	-	235	-
合計			3兆2539		-

多額の繰越額が発生した理由

繰越理由は、4、5両年度ともに、年度内に小売電気事業者が値引を行うための**必要額を見込むことが困難**であることが判明したことなどから、事業を完了できなかったため

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

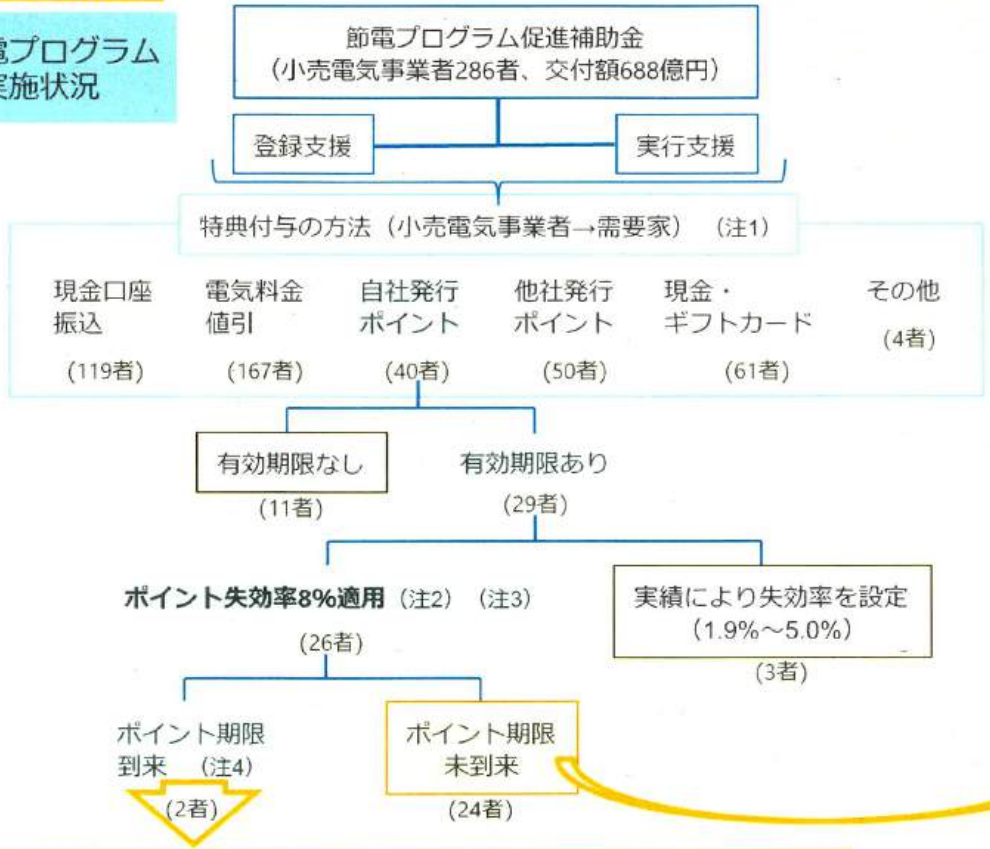
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況２　**電気利用効率化促進対策事業における節電プログラム促進補助金の交付状況**（本文P604～606）

節電プログラムの実施状況



（注1）複数の方法で特典付与を行っている小売電気事業者がある

（注2）ポイント失効率：付与されたポイントを需要家が利用しないまま失効する割合

（注3）ポイント失効率8%：事務局が定めた公募要領において、有効期限のある自社発行ポイントを付与する場合は、原則として失効率8%を適用して補助金の額を減額することとされている。マイナポイント事業の失効率8%が参考

（注4）原則、実績失効率の確認及びこれに基づく精算は行われない

ポイント期限未到来の24者についても、開差が生ずるか否かを含めて、補助金の滞留が発生しているか確認するなどして、今後の事業の実施に生かすことが重要

実績失効率を確認したところ、１者は0%、もう1者は**18.1%**

- ✓ 実績失効率が8%を上回った場合、その**上回った分の補助金が小売電気事業者に滞留**
- ✓ 2者の補助金額を実績失効率により試算すると計18億0559万円となり、交付額計20億2786万円と**2億2227万円の開差**

本件のような事態については、別途「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として、令和5年度決算検査報告に掲記（「消費者還元補助事業のように見込みの数値により補助金の額を確定する事業の実施について」（令和6年10月24日の公表文参照））

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況３　効果の発現状況

（１）電気利用効率化促進対策事業①（本文P607）

節電プログラムへの参加　資源エネルギー庁は、小売電気事業者が提供する節電プログラムへの需要家の参加率の目標を**50%**と設定

需要家の参加率の実績は、低圧8.2%、高圧・特別高圧24.1%と**目標を大幅に下回っていた**

電気利用効率化促進対策事業②（本文P608～610）

効果の把握　登録支援に係る節電プログラム促進補助金の交付を受けた小売電気事業者における節電の達成実績は、インセンティブ型（月間型又は指定時型）の場合、事務局に報告することになっていて、資源エネルギー庁等は節電の達成実績を把握

インセンティブ型（月間型又は指定時型）以外の節電プログラムの場合、節電の達成実績を事務局に報告することになっていなかったため、資源エネルギー庁等は、**節電の達成実績を把握していなかった**

所見　参加の見込みを適切に把握するとともに、事業の実施に際して、**事業内容の十分な周知**、**参加しやすい仕組みの整備**等に取り組むこと

補助金の交付による**効果が発現**し、かつ、当該発現した効果を把握できる制度設計とした上で、事業実施後に**効果を的確に把握して検証**すること

検査の状況４　成果指標の設定状況

（１）電気利用効率化促進対策事業（本文P606～607）

成果指標の設定及び実績　短期アウトカムを「本事業への小売電気事業者等の参加数」と設定し、目標値300者に対して成果実績は290者、長期アウトカムを「本事業に参加した小売電気事業者等において、事業終了後も節電プログラムを実施している事業者数の割合」と設定し、目標値80%に対して成果実績は61%としていた

少しでも多くの国民や企業が電気の効率的な利用に取り組むこととなるよう、官民連携して後押しすることを目的としていることを踏まえると、上記の成果指標だけでは十分でなく、節電プログラムへの**参加表明を行った需要家数**や**達成した節電量も成果指標として設定し、適切に把握すること**により、事業目的の達成度の評価等に資することができると考えられる

（２）電気・ガス価格激変緩和対策事業（本文P611～613）

成果指標の設定　資源エネルギー庁は、令和4年度行政事業レビューシートを4年11月に公表。5年9月に公表した令和5年度行政事業レビューシートでは、理由を明らかにせずに**成果目標及び成果指標を変更**

また、同年11月及び12月に成果指標等を変更するなどして差し替え

資源エネルギー庁は、行政事業レビューシートを公表する度に成果指標等を変更していて、成果実績については前年度の仮の成果実績しか示しておらず、同庁が**成果実績を把握しているか、目標値を達成しているかは確認できない**

所見　事業開始前に、事業目的の達成度を評価するための**適切な成果指標を設定**するよう努めるとともに、事業実施後に、設定した成果指標に基づく**成果実績を適切に把握して評価**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

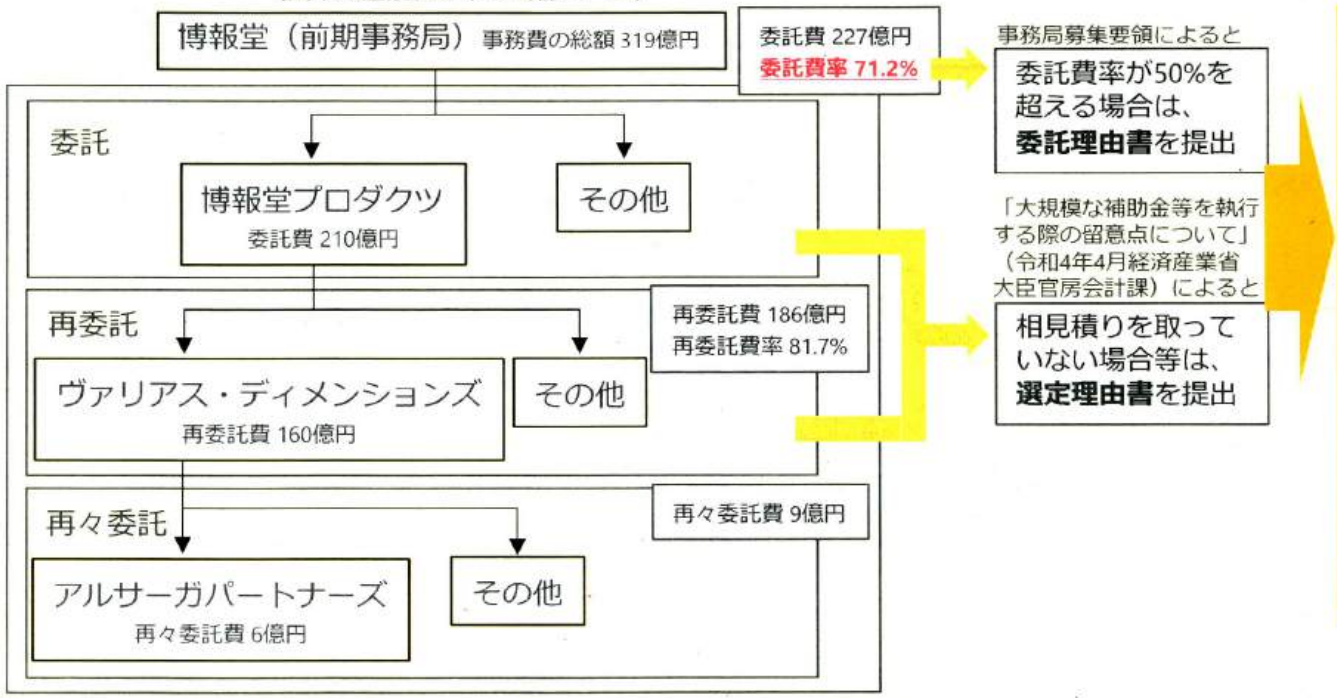
4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況５ **事務局における業務の履行体制**（本文P613～620）

業務の履行体制 **電気・ガス価格激変緩和対策事業〈前期事業〉の例**

（図中の金額及び率は当初ベース）



事務局募集要領によると
委託費率が50%を超える場合は、**委託理由書**を提出

「大規模な補助金等を執行する際の留意点について」（令和4年4月経済産業省大臣官房会計課）によると
相見積りを取っていない場合等は、**選定理由書**を提出

- ✓ 委託理由書及び選定理由書には、委託又は再委託を必要とする理由等が具体的に記載されていないため、その**妥当性や適切性が確保されているか**、相見積りを取らないなどして選定した委託先又は再委託先の**選定理由の説明が妥当であるかが確認できない**
- ✓ 委託費率が71.2%と、委託の理由を明確にする必要のある基準値である50%を大きく超えているのに、資源エネルギー庁が委託又は再委託を**問題ないと判断した経緯について記録が残されていない**

（注1）委託先、再委託先、再々委託先は、委託費等の金額が最も多い委託先等名を記載している。

（注2）電気利用効率化促進対策事業の**委託費率**は**83.5%**、再委託費率は84.2%（いずれも当初ベース）

所見 各事務局における業務の履行体制等を踏まえて、委託費率や再委託費率が大幅に高くなることが見込まれるときには、委託又は再委託の妥当性、適切性等について検証した結果を記録に残すなど、委託又は再委託の**承認プロセスを事後的に検証**できる手続を整備するとともに、承認結果について十分な**説明責任**を果たすこと

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況６　電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料（本文P620～623）

前期事務局における事務費の増加要因

（単位：億円）

経費区分	公募提案時の補助金交付見込額 (A)	交付決定時の補助金交付見込額 (B)	差額 (B)－(A)	主な理由
①事業費	3兆2156	3兆0753	△1402	5年9月使用分の値引支援補助金単価半額
②事務費	217	319	102	
人件費等	26	31	5	
その他諸経費（信用保証料等）	2	53	51	信用保証料等の増額
一般管理費（注）	2	6	4	信用保証料等の増額
委託・外注費	186	227	41	運営期間延長
計 ①＋②	3兆2373	3兆1073	△1300	

（注）一般管理費は、人件費等、その他諸経費の計に8%を乗じた額

補助金の前払を受けた小売事業者が需要家への値引きを行う前に倒産すれば、博報堂は小売事業者に対して値引原資に充当されなかった分の補助金の返還を求め、国へ返還することになるが、博報堂は小売事業者から返還されない場合に備えて、中小企業の小売事業者100者につき、1者当たり200万円、計2億円の信用保証料を想定

資源エネルギー庁は、大企業である小売事業者から早期支払の要望を受けて博報堂に柔軟な対応を指示し、これを受けて博報堂は大企業分も含めて信用保証料を53億円に増額（6年4月までの支払実績は18億円）

信用保証料の算定方法

（算定式）　信用保証料 ＝ **保証希望額** × 保証料率（注） × 保証日数 ÷ 365日

（注）保証料率については、信用保証契約の対象となる小売事業者の倒産リスクに基づいて信用保証会社が決定しており、大企業に比べて中小企業の方が高い傾向

信用保証料の算定状況

この期間、最大見込みの1月使用分に係る前払交付額を基に保証希望額を算定し、そのまま前払交付額に応じた減額をしていなかった

前払交付額と保証希望額との比較

使用年月（令和5年）	前払交付額 (A)	保証希望額 (B)	差額 (B)－(A)	差額に係る信用保証料
1月	2316億円	2323億円	6億円	20万円
2月	2049億円	2323億円	6億円	50万円
3月	1767億円	2323億円	274億円	2140万円
4月	1498億円	2323億円	555億円	4480万円
5月	1430億円	2323億円	824億円	6440万円
6月	1731億円	1786億円	55億円	440万円
7月	1861億円	1941億円	80億円	640万円
8月	1768億円	1941億円	80億円	620万円
9月	757億円	1846億円	77億円	620万円
10月	733億円	736億円	△21億円	△110万円
11月	851億円	710億円	△141億円	△1130万円
12月	1137億円	710億円	△427億円	△3440万円
		710億円	△427億円	△3220万円
計	1兆7904億円		945億円	**7560万円**

前払交付額を上回る保証希望額により信用保証料を算定

実際に支払った信用保証料との差（試算額）

（注1）表中の金額は、値引支援補助金の交付額上位10者（電気、都市ガスの各上位10者）のうち前払により交付を受けていた8者の合計

（注2）前払交付額は使用年月の翌月中旬に支払われるが、信用保証契約の対象となる期間は月初から月末までの1月単位で設定。そのため、連続する2月のうち前払交付額が高い方を基に保証希望額を算定。図表中の「差額(B)-(A)」は、保証希望額の各欄と重なる2月の前払交付額のうち、金額が高い方の前払交付額を用いて算定

（注3）「差額に係る信用保証料」は10万円未満を切り捨てて表示

所見　前期事務局における信用保証料の要否等について**国民に対する十分な説明責任**を果たすこと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

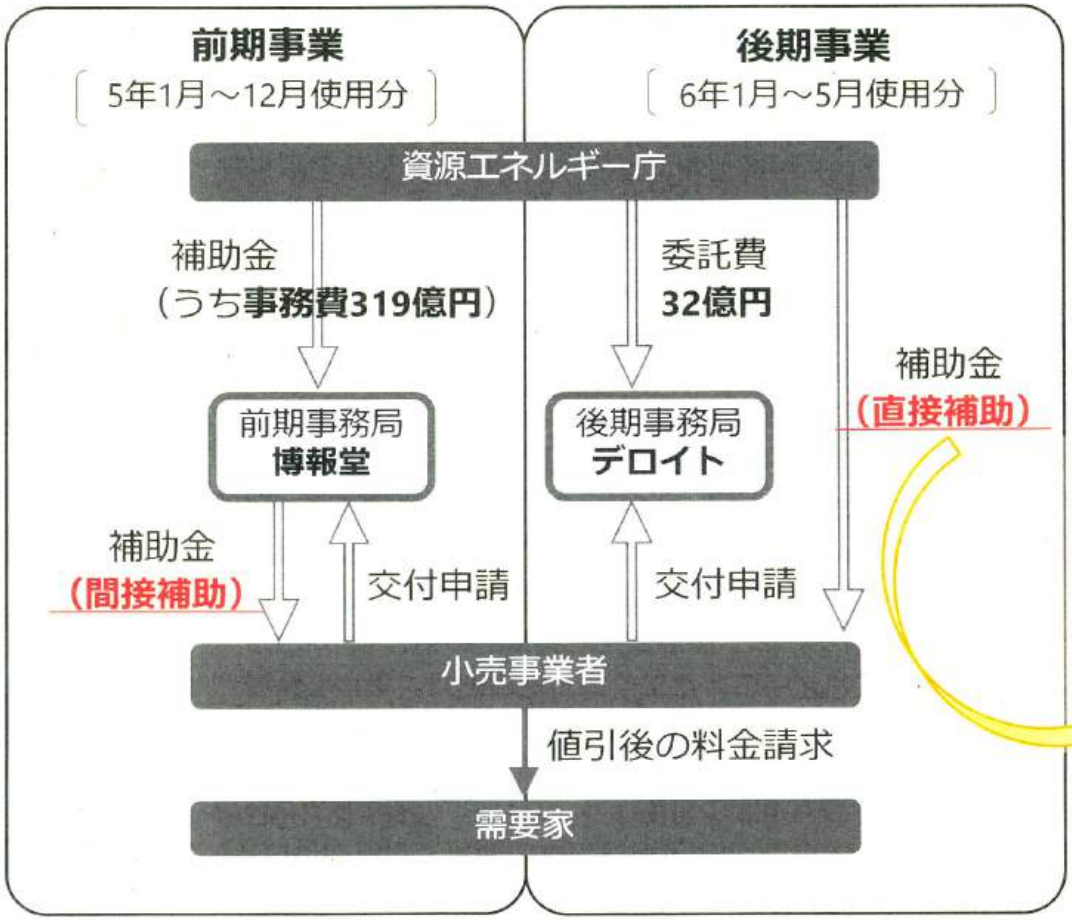
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

4.電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況（特定）

資源エネルギー庁

検査の状況７　**前期事務局と後期事務局の事務費の比較**（本文P624）

前期事業と後期事業の補助の方法



前期事務局と後期事務局の事務費の比較

区分	前期事務局	後期事務局
事務費	319億7576万円 （交付決定ベース）	32億7800万円 （契約ベース）
事務局の運営期間	4年11月～6年8月 （22か月間）	5年12月～6年11月 （12か月間）
1か月当たりの事務費	14億5344万円	2億7316万円 （前期事務局の事務費に対する割合**18.7%**）

- ✓ デロイトは、前期事業において、博報堂から委託を受けて制度設計業務を行っていたことから、前期事業の制度内容を把握等
- ✓ 後期事務局の1か月当たりの事務費は、前期事務局と比べて大幅に削減される見込み

- ✓ 前期事業を間接補助の方法により実施したことで多額の信用保証料が計上されることになり、前期事務局の事務費が多額（前掲「検査の状況６　電気・ガス価格激変緩和対策事業における信用保証料」参照）
- ✓ 後期事業では直接補助の方法に変更したことにより、信用保証料が不要（国がリスクを負う）となり、事務費が削減される見込み

所見　事業開始前に、事務費の経済的、効率的な執行が可能となるよう、信用保証料の要否等にも留意して補助の方法を含む**事業の実施方法を十分検討**すること
前期事務局と後期事務局の事務費を比較し分析した結果を十分に反映した事務費により事業を実施すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.596-628を参照

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

厚生労働本省
14億3620万円(指摘金額)
4789億1079万円(背景金額)

コロナ特例貸付の概要

- ✓ **都道府県の社会福祉協議会（社協）**は、**新型コロナウイルス感染症の影響**による休業等から**収入が減少し生活に困窮している世帯**を対象に、その生活を支援するため緊急小口資金等のコロナ特例貸付を実施
  →貸付決定件数（令和2年3月～4年9月）：**382万件**　貸付決定額：1兆4431億円
  厚労省はコロナ特例貸付に係る貸付原資として国庫補助金を都道府県に交付（補助率10分の10）：2兆0090億円
  （貸付原資は、長期にわたる償還期間の債権管理等に必要な事務費（債権管理等事務費）に充てることができる）
- ✓ **貸付けの償還時**において、なお**所得の減少が続いている住民税非課税世帯等**については、**償還を免除**
  →償還免除の実績（令和6年3月末時点）　件数：**131万件**　金額：4684億円
- ✓ **都道府県社協**は、
  償還免除者及び**滞納者に対してフォローアップ支援を実施**
  令和5年度以降の債権管理等事務費について4年度末に一括して積立（**債権管理積立額**）
  →翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- ✓ 債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な事務費が含まれる
- ✓ **生活保護受給者**は、既に最低限度の生活が保障されているため、**コロナ特例貸付の貸付対象外**

検査の結果

- ✓ 17都府県社協において、貸付決定件数　219万件　　貸付決定額　8242億6092万円（令和元年度～4年度）
  債権管理等事務費　2060億7830万円（令和 2年度～4年度）を検査
- ✓ 償還免除者・滞納者に対するフォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、**フォローアップ支援が十分に実施されていない事態⇒償還免除者**：14都府県社協 712,403件　償還免除額 **2528億5906万円**（背景金額）
  滞　納　者：10都府県社協 631,348件　滞　納　額　**492億7927万円**（背景金額）
- ✓ 債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、**債権管理積立額が適切に管理されていない事態** ⇒13都府県社協 **1767億7246万円**（背景金額）
- ✓ 借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、**貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態** ⇒16都府県社協 4,428件 **14億3620万円**

表示する意見等

（表示する意見）
- ✓ 都道府県社協に対して、**都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理**し、**明確**にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、**役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示**するよう指導
- ✓ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、**適時適切に債権管理積立額の状況等を確認**し、**検証するなどの体制**を整備

（当局の処置）
- ✓ 令和6年9月に都道府県及び都道府県社協に対して、**事務連絡を発出**するなどして、**生活保護受給の有無**についての**事後確認等**を行える体制を整備等

Copyright©2024　Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月22日の公表文を参照

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

厚生労働本省
14億3620万円(指摘金額)
4789億1079万円(背景金額)

コロナ特例貸付の概要

- **都道府県社協は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し生活に困窮している世帯を対象**に、その生活を支援するため**コロナ特例貸付を実施**
  貸付決定件数（令和2年3月～4年9月）：382万件
  貸付決定額：1兆4431億円
- **必要な額を迅速に貸し付ける**ことが一層重要として
  借入申請書類の簡素化、面接相談、自立支援計画の策定不要
- **償還時、住民税非課税世帯等については、償還を免除**
  償還免除実績（令和6年3月末時点）　件数：131万件
  金額：4684億円
- **都道府県社協は、**
  償還免除者及び**滞納者に対してフォローアップ支援を実施**
  令和5年度以降の債権管理等事務費を4年度末に一括して積立
  翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- **債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な事務費が含まれる**
- **生活保護受給者は、コロナ特例貸付の貸付対象外**

検査のポイント

- **償還免除者や滞納者は、生活状況の把握が難しく、早期に支援するためには、都道府県社協等によるフォローアップ支援の実施が一層重要**
- **長期にわたって実施されることになるフォローアップ支援等のために債権管理積立額が適切に管理されることが重要**
- **事前審査が簡素化されたコロナ特例貸付において、貸付対象とならない者に貸付けが行われていないか検証するとともに貸付後における確認が重要**

検査の結果１　フォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、支援が十分に実施されていない事態

特に支援が必要と考えられる借受人に対する対応

- **償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援**により、**生活状況を把握**し、**自立相談支援機関等の関係機関につなぐ**
- 都道府県社協の主導により、地域の実情に応じて、**関係機関との連携体制づくり**

・委託契約書等において、都府県社協と市町村社協等との役割に応じた実施方法を明示するなどの実施体制が未整備
→償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援を一切実施していない委託先等が見受けられた
（償還免除者：9都府県社協　滞納者：7都府県社協）

・償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援を実施することとしておらず実施体制が未整備
（償還免除者：5県社協　滞納者：3県社協）

償還免除者、滞納者に対するフォローアップ支援が十分に実施されていないもの
⇒14都府県社協　712,403件　償還免除額 2528億5906万円
10都府県社協　631,348件　滞　納　額　492億7927万円

表示する意見

都道府県社協に対して、**都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理**し、**明確**にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、**役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示**するよう指導すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月22日の公表文を参照

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

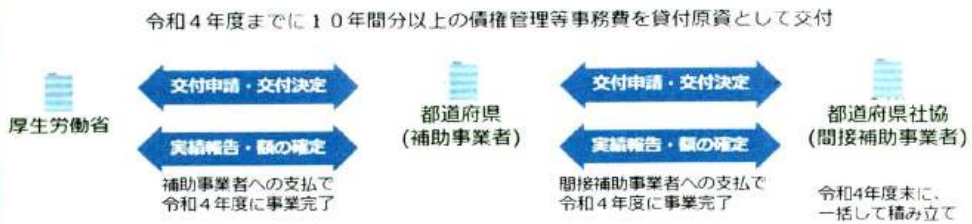
厚生労働本省
14億3620万円(指摘金額)
4789億1079万円(背景金額)

検査の結果２

債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない事態

債権管理積立額の状況等について

- ✓ 都道府県社協は、令和5年度以降の債権管理等事務費について4年度末に一括して積立
- ✓ 翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- ✓ 債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な事務費が含まれる



- **厚生労働省又は都道府県において**、適時適切に債権管理積立額の状況等を**確認**し、**検証するなどの体制が未整備**
- **13都府県社協**で**コロナ特例貸付**に係る経理と**通常貸付**に係る経理とが**明確に区分されていない**

➡ **債権管理積立額が適切に管理されていないもの**
⇒13都府県社協 1767億7246万円

表示する意見

都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、**適時適切に債権管理積立額の状況等を確認**し、**検証するなどの体制**を整備すること

検査の結果３

借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態

コロナ特例貸付における貸付審査等

- ✓ **借入申請書類の簡素化、面接相談**や**自立支援計画の策定**を不要
- ✓ 事前審査を**通常貸付と比べて簡素化**

厚生労働省ホームページ（生活支援特設ホームページ）（抜粋）

緊急小口資金　よくある質問

Q11 生活保護を受給していますが、貸付を受けることができますか。

A 生活保護を受給されている方は、生活福祉資金の特例貸付の対象外となります。但し、生活保護を申請し、生活保護費が支給されるまでの間の生活費を必要とする場合には、従来の生活福祉資金の貸付制度において貸付を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【説明】
生活保護受給者は、健康で文化的な最低限度の生活が保障されていることから対象外とされている。

- **厚生労働省は**、都道府県社協が借入申込者等が生活保護受給者かどうか確認できるよう、都道府県等に対して協力依頼をしていたものの、**具体的な確認方法等については未提示**
- **16都府県社協で事前審査や事後確認を行う体制が未整備**

➡ **貸付を受けた際に既に生活保護受給者であったもの**
⇒16都府県社協 4,428件 14億3620万円

当局の処置

令和6年9月に都道府県及び都道府県社協に対して、事後確認等を実施する旨の**事務連絡を発出**し、その方法を明示するなどして**生活保護受給の有無**についての**事後確認等**を行える体制を整備させるなどした

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月22日の公表文を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

ＩＴ導入支援事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、生産性革命事業の一環として、運営費交付金等によりサービス等生産性向上**ＩＴ導入支援事業**を実施。同事業は、生産性向上に資するＩＴツールを導入する**ＩＴ導入事業**を実施する中小企業等（**事業主体**）に**事務局**（注）を通じてサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業費補助金（**ＩＴ導入補助金**）を交付して経費の一部を補助するもの
- ＩＴ導入支援事業の管理、運営等を実施する事務局は、交付規程等を定めるとともに、ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等の適格性、当該ソフトウェア等の適合性を審査し、**ＩＴ導入支援事業者**、**ＩＴツール**として登録。登録済みのＩＴ導入支援事業者からのＩＴツールの導入経費のみが補助対象

（注）令和5年7月以前交付申請分は一般社団法人サービスデザイン推進協議会（**サ推協**）、8月以降の交付申請分は**ＴＯＰＰＡＮ**株式会社が実施

検査の結果

- 376事業主体が実施した445事業（令和2～4年度）に対する実地検査により、**30事業主体**の**41事業**（補助金交付額計**1億0812万円**）で**実質的還元等による不正**が行われ、ＩＴ導入補助金が**過大に交付**（注）。これに関与したＩＴ導入支援事業者（不適正ベンダー）15者が支援した事業は、41事業を含め**1,978事業**（同**58億2891万円**（背景金額））。さらに、上記15者のうち12者を含む27者が支援する67事業主体の**88事業**（同**2億5352万円**）で、実質的還元と同様の**資金の流れ**などが判明
- 機構やサ推協は、相当数の不正の疑義を把握していたが、不正の疑義のあるＩＴ導入支援事業者、事業主体への立入調査を**一度も実施せず**、不正によるＩＴ導入支援事業者の登録取消しは一切行われず
- 101事業主体の114事業でＩＴツールを**解約していたのに**提出が必要な**辞退届が未提出**。うち79事業主体の92事業（同**2億3301万円**）でＩＴツールの**継続的な利用**を**宣誓**した上で事業の効果報告。解約状況の把握の仕組みが不十分
- 255事業主体の271事業（同**6億7224万円**）で、効果報告等に当たり生産性関連情報等の数値を**誤って報告**　等

（注）このほか、実質的還元以外の不正等による過大交付の事態（8事業主体の11事業（同2848万円）、3事業主体の3事業（同1094万円））を不当事項として指摘

要求する処置等

- 機構において、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付された補助金を**速やかに返還**させる手続を行わせること、また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還の措置**等及び不正に関与した**ＩＴ導入支援事業者の登録取消し**等を行わせること
- 機構において、サ推協・ＴＯＰＰＡＮに対して、不適正ベンダー15者が支援した事業主体や疑義ベンダー等を中心に**同種の不正な事態の有無について調査**等を行わせるなどすること。また、サ推協・ＴＯＰＰＡＮと共に、実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する**注意喚起の方法を見直す**とともに、今後、登録審査、立入調査等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して**指針等を整備**すること
- 機構において、サ推協・ＴＯＰＰＡＮと共に、ＩＴツールの解約状況を正確に把握する**仕組みを整備**すること
- 機構において、**効果報告の方法の見直し**を行い、サ推協･ＴＯＰＰＡＮによる生産性関連情報等の**確認体制を整備**すること
- 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構等に対して**指導、助言等**を行うこと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月21日の公表文を参照

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

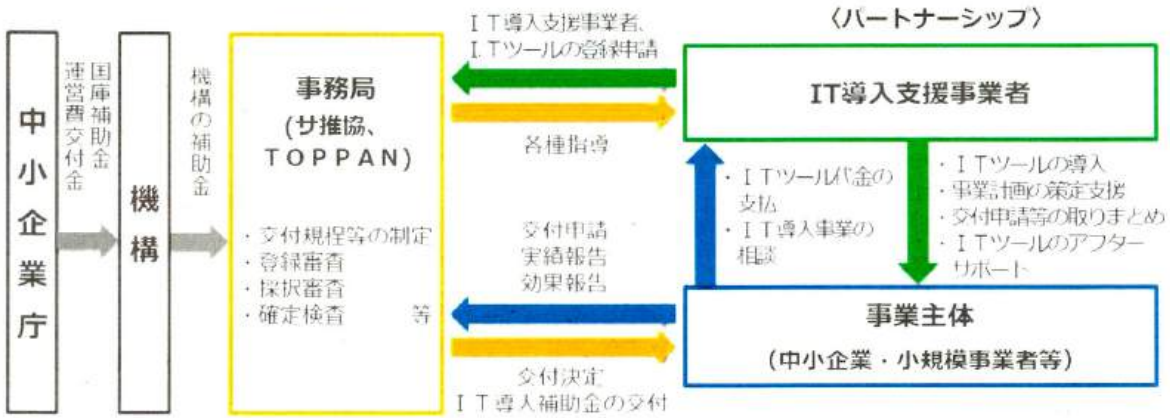
中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

ＩＴ導入支援事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（**機構**）は、国から交付された運営費交付金及び国庫補助金を財源に、中小企業生産性革命事業の一環として、サービス等生産性向上**ＩＴ導入支援事業**を実施。同事業は、生産性向上に資するＩＴツールを導入する**ＩＴ導入事業**を実施する中小企業・小規模事業者等（**事業主体**）に対して、これに要する経費の一部を補助するサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業費補助金（**ＩＴ導入補助金**）を交付するもの
- ＩＴ導入支援事業の管理、運営等を実施する事務局（注1）は、補助金交付条件等を規定した交付規程等を定めるとともに、ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等の適格性、当該ソフトウェア等の適合性を審査（**登録審査**）し、**ＩＴ導入支援事業者**、**ＩＴツール**として登録

  （注1）令和5年7月以前の交付申請分は一般社団法人サービスデザイン推進協議会（**サ推協**）、同年8月以降の交付申請分はＴＯＰＰＡＮ株式会社（**ＴＯＰＰＡＮ**）が実施
- 登録済みのＩＴ導入支援事業者から登録済みのＩＴツールを導入するための経費のみが補助対象

＜ＩＴ導入補助金の交付手続等の主な流れ＞



【ＩＴ導入支援事業者の位置付け】

- ✓ ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等が、事務局の適格性の審査を経て登録
- ✓ **補助事業に不慣れな事業主体**がＩＴ導入事業の実施や各種申請を円滑に行えるように支援する**制度上のパートナー**
- ✓ 事業主体に対してＩＴツールの提案、導入、アフターサポート、事業計画の策定支援、交付申請等の取りまとめなどを実施
- ✓ 事業主体による**補助金不正受給等の不正を防止**し、適切な補助金交付がなされるよう**ＩＴ導入事業の管理・監督**等を実施
- ✓ **交付規程、公募要領等の内容を遵守できること、ＩＴツールが事業主体の生産性向上に資するよう**最大限の効果を発揮するための体制等の構築を行うことなどが求められている

（注）機構は事務局からの報告、相談等を受けて指導、監督等を、中小企業庁は機構及び事務局に指導、助言等を実施（令和3年度までは経済産業省がＩＴ導入支援事業を所管）

交付規程等に定められた不正等に対する措置等

- 事務局は、**実質的還元、虚偽申請、第三者申請等**があった場合、補助金の交付決定の全部又は一部を**取り消す**ことが可能。また、調査等の結果ＩＴ導入支援事業者を不適格と判断した場合、その登録及び当該者が支援した全ての事業主体に対する交付決定を取り消すことが可能
- 機構及び事務局は、事業主体及びＩＴ導入支援事業者に対して、事業に関する報告を求め、又は事業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査等の一連の調査行為（**立入調査**）を行うことが可能

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果の全体像

（注）表中の１～４は本資料の検査の結果に対応。「指摘」は指摘金額、「背景」は背景金額

意見表示・処置要求 （指摘 **9億5648万円**） 不適正ベンダー15者の支援事業数等 1,978事業 58億2891万円（背景）	1 ①実質的還元等による不正（指摘 1億0812万円） 下記参照 ②ＩＴ導入支援事業者15者（不適正ベンダー）が①の不正に関与（うちサポート協会に係る指摘 4762万円） 本資料44ページ参照 ③実質的還元と同様の資金の流れなど（指摘 2億5352万円） 2 不正を防止するための対策が不十分 本資料45ページ参照 3 ＩＴツールの解約状況を正確に把握できていないなど（指摘 2億3301万円）本資料46ページ参照 4 ＩＴ導入支援事業の効果を正確に把握できていない（指摘 6億7224万円）本資料47ページ参照 （1の指摘計 3億9877万円（118事業主体154事業）） ※それぞれの金額は一部重複
不当事項 （指摘 **1億4755万円**）	実質的還元等による不正（指摘 1億0812万円。上記１①と同一） 実質的還元以外の虚偽申請等による不正（指摘 2848万円） 導入したＩＴツールの解約（指摘 1094万円。上記３の一部）

検査の結果１　ＩＴ導入事業が適正に行われていないなどの事態

①実質的還元等による不正が行われていた事態

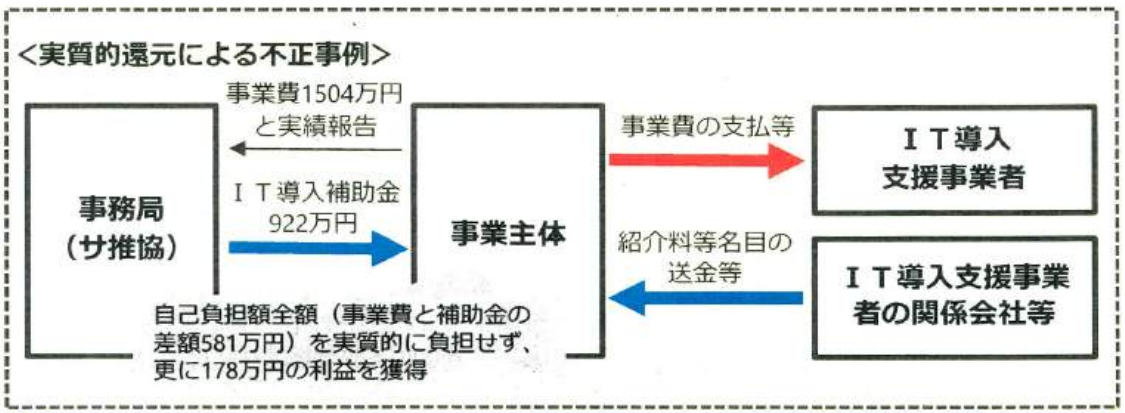
➢ 令和2～4年度に376事業主体が実施した445事業（補助金交付額計12億1110万円）について実地検査を行ったところ・・・

・**30事業主体の41事業**（補助金交付額計**1億0812万円**）で、**実質的還元**（注1）**等による不正**が行われており、交付規程等に反して**ＩＴ導入補助金が過大に交付**

・うち23事業主体の30事業（同7863万円）で、交付申請又は実績報告の際にサ推協に対して事実と異なる**虚偽申請**（注2）

・うち18事業主体の24事業（同6456万円）で、事業主体が行うべき交付申請等の手続を第三者が実施**（第三者申請）**

（注1）ＩＴ導入支援事業者やその関係会社等から資金の還流を受けるなどして、ＩＴツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為
（注2）ＩＴツールを導入していないのに導入したとする虚偽の実績報告等



本件事態に加えて、**8事業主体の11事業**（同**2848万円**）で、実質的還元は行われていないものの、**虚偽申請**、**第三者申請による不正**によりＩＴ導入補助金が**過大に交付**されており、これらを含め不当事項として指摘

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月21日の公表文を参照

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果１　ＩＴ導入事業が適正に行われていないなどの事態

②ＩＴ導入支援事業者が実質的還元による不正に関与している事態

➢ ①の事態の多くは、ＩＴ導入支援事業者等から事業主体への働きかけが契機

①の事態において実質的還元に関与したＩＴ導入支援事業者（**不適正ベンダー**）は**15者**。15者が令和2～4年度に実施したＩＴ導入事業は**1,978事業**（補助金交付額計**58億2891万円（背景）**）

サ推協は、本院の検査による不正の判明を踏まえて、**6年7月に不適正ベンダー15者についてＩＴ導入支援事業者の登録を取消し。**同年8月にウェブサイトで公表、注意喚起や補助金の自主返還手続を開始

<不適正ベンダーのうち一般社団法人日本中小企業サポート協会による事態>

・同協会がＩＴ導入支援事業者となっている39事業主体の39事業全て（補助金交付額計5700万円）が第三者申請及び虚偽申請に該当

・うち①の事態の7事業を含む32事業主体の32事業（同**4762万円**）で下記の内容等の実績報告を行い、事業主体の自己負担額を無償とするなどの不正の働きかけ

実経費よりも高額な代金が記載された**虚偽の請求書**を作成
⇒事業主体に虚偽の請求書に記載された代金と同額の資金を融通
⇒同日中にこれを同協会に振り込ませて実経費よりも高額な導入経費の支払を受けたかのように偽装

③実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた事態

➢ ①の事態の多くは、紹介料等、通常の商慣習の一環で行われる取引の名目とするなど極めて巧妙な手口で実施

・①の事態の41事業以外に、ＩＴ導入支援事業者27者（注）の支援を受けて**67事業主体**が実施した**88事業**（補助金交付額計**2億5352万円**）で、①の事態と同様に、ＩＴ導入支援事業者等から事業主体に対して、事業主体の自己負担額と同額（又はこれを上回る金額）が振り込まれるといった**資金の流れ**などが判明

・88事業の多くでＩＴツールの全部又は一部が導入されていない、導入後に解約されているなどの状況

当該資金の流れは、実質的還元と断定するには至っていないが、正当な商取引の対価との事業主体の主張を証明する証ひょうが提出されていないなどの状況となっており、正当な商取引の対価とは認められない

（注）不適正ベンダー15者のうち12者を含む。

要求する処置　機構において、サ推協に対して

・実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付されたＩＴ導入補助金を**速やかに返還**させる手続を行わせること

・実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還の措置**等及び不正に関与した**ＩＴ導入支援事業者の登録取消し**、公表等を行わせること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果２　不正を防止するための対策が十分に講じられていない事態

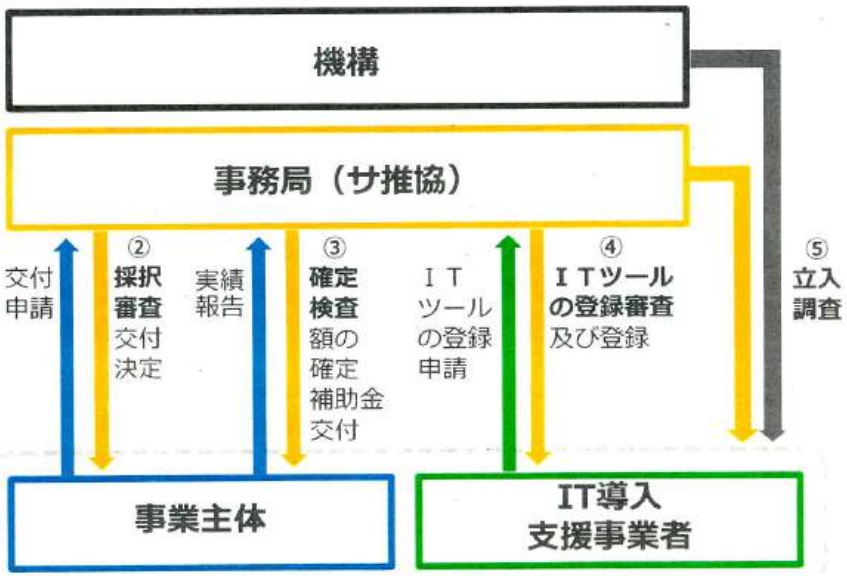
➢ 機構、サ推協、ＴＯＰＰＡＮにおける実質的還元に係る注意喚起の状況や各種審査等の実施状況等についてみたところ・・・

①実質的還元に係る注意喚起

・従来の公募要領における実質的還元の具体例は「ＩＴツールの購入額の払い戻し」及び「ポイント・クーポン等による還元」
・本院の検査を踏まえて、ＴＯＰＰＡＮは実質的還元の具体例に「補助対象外での一般的な商取引を偽装することによる還元」を追記

➡ **実質的還元がＩＴ導入支援事業者等の働きかけにより行われている実態等**を踏まえると、公募要領の記載は、補助事業に不慣れな事業主体への注意喚起として**具体性に欠け、内容が不十分**

②採択審査
③確定検査
④ＩＴツールの登録審査
⑤立入調査



【②採択審査・③確定検査】
ＩＴ導入支援事業者の確認を経ていることから、申請内容は基本的に正しいという前提により審査を実施 ➡ 虚偽申請を検知できず

【③確定検査】
確定検査の際に必要に応じて実施する現地調査において、実質的還元の有無については確認せず ➡ 現地調査の時点で行われていた実質的還元を検知できず

【④ＩＴツールの登録審査】
ＩＴツールの実際の機能等や価格の妥当性について、現物を取り寄せることや市場価格の調査等による確認を行わず
➡ 実質的還元を行うことができる背景として、十分な機能等を備えていないＩＴツールや高額なＩＴツールが登録されていることが想定

【⑤立入調査（注）】
機構及びサ推協は、警察からの捜査関係事項照会やコールセンターの通報等により、相当数の不正の疑義を把握
➡ 本院の検査により不正が多数判明するまでの間、不正の疑義のあるＩＴ導入支援事業者（**疑義ベンダー**）や事業主体に対する立入調査を**一度も実施せず**。立入調査の実施手順、確認項目等も一切定めておらず

（注）ＩＴ導入支援事業の適切な遂行を確保するために必要と判断した場合に実施する調査

要求する処置　機構において、

・サ推協及びＴＯＰＰＡＮに対して、検査結果１②の事業主体や疑義ベンダーを中心に実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還等の措置等**及び不正に関与した**ＩＴ導入支援事業者等の登録取消し**、公表等を行わせること

・サ推協及びＴＯＰＰＡＮと共に、事業主体における実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する**注意喚起の方法を見直す**とともに、今後、登録審査、採択審査、確定検査、立入調査、不正の認定、補助金返還、不正に関与したＩＴ導入支援事業者等の登録取消し、公表等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して**指針等を整備**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果３　ＩＴツールの解約状況を正確に把握できていないなどの事態

ＩＴツールを解約した場合の取扱い

・事業主体は、導入日から1年以上経過後、処分制限期間内に、取得価格の単価が50万円以上のＩＴツールのうち事業主体において減価償却資産として取り扱っているもの（**処分制限ＩＴツール**）を解約した場合、取得財産の残存簿価相当額に補助率を乗じた金額を事務局に納付（残存簿価分納付）

・導入したＩＴツールを一部でも解約した場合にはＩＴ導入事業の辞退とみなし、事業主体は、事務局に対して**辞退届**を提出。
その場合、事務局は、必要に応じて交付決定の取消しや残存簿価分納付の手続をとる一方、事業主体はその後の効果報告が不要

①ＩＴツールの解約状況を正確に把握できていない事態

➢ 機構及びサ推協は、5年4月以降、事業主体がＩＴツールを現在も継続的に利用しているという宣誓事項に同意しなければ効果報告を行えない仕組みを導入し、これらによりＩＴツールの解約状況を把握

➢ しかし、376事業主体が実施した445事業におけるＩＴツールの解約状況等についてみたところ・・・

・101事業主体の114事業（補助金交付額計2億9649万円）でＩＴツールを解約していたのに**辞退届が未提出**

・うち**79事業主体**の**92事業**（同**2億3301万円**）で、**継続的に利用**していると**宣誓**した上で効果報告

➡ 辞退届及び宣誓事項への同意は、解約状況を正確に把握するための**仕組みとして不十分**



このうち**3事業主体**が実施した**3事業**（同**1094万円**）で、導入したＩＴツールを導入日から1年未満若しくは事業計画期間内に全て**解約**等していた事態について、不当事項として指摘

②残存簿価分納付における公平性を確保できないおそれがある事態

・同一のＩＴツール（取得価格の単価50万円以上）について、当該ＩＴツールを減価償却する「資産」の科目で会計処理している事業主体と、減価償却するものとはせず「費用」の科目で会計処理している事業主体に分かれている状況

➡ 残存簿価分納付の要否の判定が区々となり、残存簿価分納付における**公平性を確保できないおそれ**

要求する処置　機構において、サ推協及びＴＯＰＰＡＮと共に、交付規程等に基づく交付決定の取消しや残存簿価分納付等が適切に行われるよう、ＩＴツールの解約状況を正確に把握する**仕組みを整備**し、また、ＴＯＰＰＡＮと共に、今後の残存簿価分納付の要否の判定が区々とならないよう、**処分制限ＩＴツールの取扱いを見直す**こと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

6. ＩＴ導入支援事業の実施状況（意見表示・処置要求、不当事項）

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果４　ＩＴ導入支援事業の効果を正確に把握できていない事態

効果報告の概要

・事業主体は、ＩＴ導入事業の実施期間終了後の翌年度から年度ごとに計3回効果報告を行う

・効果報告において生産性向上に係る情報（**生産性関連情報**）等を報告する必要がある
ＩＴ導入事業では、事業主体は、交付申請及び効果報告に当たり、生産性関連情報により算出された**労働生産性**を報告

＜事務局がサ推協の場合＞

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{売上げ} - \text{原価}}{\text{従業員数} \times \text{年間平均労働時間}}$$

・事業主体は、交付申請の際に労働生産性の数値目標を達成可能なＩＴツール導入後３年間の生産性関連情報の計画値を設定し、効果報告の際に生産性関連情報等の実績値及びこれに基づく労働生産性を報告。機構及び事務局は、労働生産性の伸び率の傾向等によりＩＴ導入支援事業の効果を把握

➢ 生産性関連情報等の報告が必要な323事業主体の342事業（補助金交付額計9億0256万円）をみると・・・

・**255事業主体**の**271事業**（同**6億7224万円**）において、生産性関連情報等に係る項目の数値が**誤って報告**されている事態が判明

・うち87事業主体の88事業について、誤った数値に基づく労働生産性の伸び率（交付申請時から1回目の効果報告までの間。3%以上で目標達成）と、正しい数値に基づき本院で試算した同伸び率を比較したところ、56事業主体の56事業で開差が10%以上となり、**全体の6割以上で実態とかい離**

・上記88事業のうち25事業主体の25事業では労働生産性の数値目標の達成又は未達成が逆転

➡ サ推協では、交付申請時及び効果報告時に生産性関連情報等に係る根拠資料を提出することになっておらず、**根拠資料に基づく確認が行われず**



表示する意見

・機構において、ＩＴ導入支援事業の効果を正確に把握できるよう、**効果報告の方法の見直し**を行い、サ推協及びＴＯＰＰＡＮによる生産性関連情報等や労働生産性の**確認体制を整備**すること

検査の結果１～４を受けて表示する意見

・中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構、サ推協及びＴＯＰＰＡＮに対して**指導、助言等**を行うこと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等（不当事項）

厚生労働省
21億9399万円(指摘金額)

包括支援交付金等の概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる**感染拡大防止や医療提供体制の整備等**について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるよう、都道府県による取組支援を目的として、都道府県に対して**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（A）**を交付
- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床がひっ迫した場合の緊急措置として、コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化することを目的に、コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、**新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（B）**を交付
- ✓ 厚生労働省は、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、医療機関に対して**インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（C）(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業等)**を交付

検査の結果

- ✓ **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）**(上記（A）)**が過大**に交付されていたもの（７事業）

①新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	9件	10億9788万円
②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	2件	9254万円
③新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	7件	6888万円
④感染症検査機関等設備整備事業	7件	6035万円
⑤新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	1件	5731万円
⑥帰国者・接触者外来等設備整備事業	1件	1090万円
⑦新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	1件	975万円

- ✓ **補助金が過大**に交付されていたもの（２補助金）

⑧新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(上記（B）)	3件	2722万円
⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(上記（C）)	7件	7億6916万円

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.105-124を参照

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等（不当事項）

厚生労働省
21億9399万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等の事態等の概要

事業名（⑧、⑨は補助金名）		主な事態の内容（件数・金額は指摘の合計）
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）	①新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	交付金の対象とならない病床数を交付対象としていたもの 9件　10億9788万円
	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	**実際には納入を受けていなかった設備等の費用が補助の対象経費に計上されていたもの 【次ページ参照】　2件　9254万円**
	③新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	整備対象設備に係る費用の支払を行っていなかったのに補助の対象経費に計上していて事業が完了したとしていたもの 7件　6888万円
	④感染症検査機関等設備整備事業	交付金の対象とならないもの 7件　6035万円
	⑤新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	交付対象事業費が過大に計上されていたもの 1件　5731万円
	⑥帰国者・接触者外来等設備整備事業	実際には納入を受けていなかった設備等の費用が補助の対象経費に計上されていたもの　1件　1090万円
	⑦新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの　1件　975万円
⑧新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金		補助金の算出基礎となる病床数が重複して計上されていたもの 3件　2722万円
⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金		**実績報告書に記載した診察室数や体制を確保した時間数が適正とは認められず、事業の実施が著しく適正を欠いていたもの 【次ページ参照】　7件　7億6916万円**

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.105-124を参照

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等（不当事項）

厚生労働省

21億9399万円(指摘金額)

②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の概要

厚生労働省は、コロナ感染が疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合にも診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことなどを目的として、医療機関に補助するなどした都道府県に対して**交付金**を交付

コロナ感染が疑われる患者を診療するために整備したプレハブ等の診療室（附帯する備品を含む）、簡易陰圧装置等の設備やマスク等の購入費用、消毒経費等が補助の対象

検査の結果

虚偽の納品書等を補助金の事業実績報告書に添付して、**実際には納入を受けていなかった設備等の費用を補助の対象経費に計上していた**ものなど

（指摘事例）

業者から購入したとしていた簡易陰圧装置等について、病院は、**実際には補助対象年度内に納入を受けていなかったのに、虚偽の納品書等を事業実績報告書に添付して、この購入費用を補助の対象経費に計上**

また、同様に、病院内の消毒に係る代金について**業者に支払っていなかった額を補助の対象経費に計上**

これらのことから、**交付金が過大に交付されていた**　1件　8485万円

※この病院は、①及び⑥の交付金についても、実際には支払っていなかった費用等に係る過大交付の事態あり

⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の概要

厚生労働省は、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関に対し、インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として**補助金**を交付

発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制（例えば三つの診察室の場合、3人の医師が診療できる体制）を確保した場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助

検査の結果

実績報告書に記載した診察室数や体制を確保した時間数等が適正とは認められず、**事業の実施が著しく適正を欠いていた**ものなど



（指摘事例）

マンション一室（62.54㎡）内に診察室が14室あるとしていたが、その中には**「トイレ」や1.7㎡程度しかない区画あり**

事業実施期間中に発熱患者等の**診療を行っていたと推定できる医師は2人のみ**

また、発熱患者等専用の診察室で対応可能な**体制を確保すべき時間中に、医師が訪問診療のために外出**していて、**発熱患者等の対応が不可能**

これらのことなどから、**補助事業の実施が著しく適正を欠いていて、補助金が過大に交付されていた**　1件　5億6698万円

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.105-124を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

8.高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定（処置要求）

厚生労働本省
3億3281万円(指摘金額)

高齢者保健事業等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、後期高齢者に対する健康診査等の**高齢者保健事業**を行う努力義務あり。実施に当たっては、市区町村との連携の下、介護保険法に規定する地域支援事業（**介護予防**）等と**一体的に実施**
- ✓ 国は、広域連合が市区町村に一体的な実施に必要な委託事業費を支払った場合、交付基準(注)等に基づき、広域連合に対して特別調整交付金（**一体的実施特別交付金**）を交付。交付額は、医療専門職の人件費等の経費に消費税相当額を加算した額（対象経費）の2/3
  (注)令和3年度特別調整交付金交付基準
- ✓ 市区町村が広域連合から支払われた委託事業費を一般会計又は免税事業者に該当する特別会計に組み入れて事業を実施した場合、委託事業費に係る消費税の申告は不要
- ✓ 市区町村が職員として雇用する保健師等の医療専門職の人件費は、消費税の課税対象とはならず、これに係る消費税を支払うことはない

検査の結果

- ✓ 3年度に全国の47広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計46億3927万円）を検査したところ、**42広域連合管内の685市区町村**は、一般会計又は特別会計に組み入れた**医療専門職の人件費に係る消費税相当額を負担せず**
- ✓ 42広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計40億6089万円）の対象経費に市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る**消費税相当額を含めずに試算**した交付額は計37億2808万円（上記の**交付額との差額は計3億3281万円**）

  ⇒市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る消費税相当額を**対象経費に含めずに算定**することなどにより、**一体的実施特別交付金の交付額を節減できた**

要求する処置

- ✓ 厚生労働省において、**交付基準を改正**するなどして、**市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る消費税相当額について、一体的実施特別交付金の対象経費に含めずに算定**されるようにすること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細及び当局が講じた処置は令和5年度決算検査報告の概要pp.289-293を参照

8.高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定（処置要求）

厚生労働本省

3億3281万円(指摘金額)

高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施の概要

国

↓ **一体的実施特別交付金**の交付

広域連合（都道府県単位）

↓ 事業の一部を委託
委託事業費の支払

市区町村

↓ 高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施

後期高齢者

- 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、市区町村との連携の下、**高齢者保健事業**(注1)を介護保険法に規定する地域支援事業（**介護予防**）等と**一体的に実施**
- 厚生労働省は、令和6年度までに全ての市区町村における事業の一体的な実施を目指す
- 国は、広域連合が市区町村に一体的な実施に必要な委託事業費を支払った場合、交付基準(注2)等に基づき、広域連合に特別調整交付金（**一体的実施特別交付金**）を交付

(注1)高齢者医療確保法等に基づき、広域連合が実施する後期高齢者に対する健康診査等
(注2)令和3年度特別調整交付金交付基準

一体的実施特別交付金の概要

- 交付額は、医療専門職の人件費等の経費に消費税相当額を加算した額（対象経費）の2/3
- 広域連合から支払われる委託事業費は、市区町村の実情に応じて、一般会計又は特別会計に組み入れて事業を実施

一般会計に組み入れ		消費税の申告は不要
特別会計に組み入れ	免税事業者に該当	消費税の申告は不要
	課税事業者に該当	消費税の申告が必要

市区町村が職員として雇用する保健師等の医療専門職の人件費は、消費税の課税対象とならず、これに係る消費税を支払わない
⇒消費税の申告を行わない場合、**市区町村はこれに係る消費税相当額を負担しない**

検査の結果 令和3年度に全国の47広域連合に対して交付された一体的実施特別交付金（交付額計46億3927万円）を検査したところ、

医療専門職の人件費に係る消費税相当額を対象経費に含めていた42広域連合管内の687市区町村

- 医療専門職の人件費に係る費用（人件費相当額）を**一般会計**に組み入れて事業を実施していたのは42広域連合管内の**604市区町村**
- 人件費相当額を**特別会計**に組み入れて事業を実施していたもののうち、消費税の申告を行っていなかったのは33広域連合管内の**115市区町村**

(注1)人件費相当額を一般会計と特別会計の両方に組み入れた市町村が34市町村あり、それぞれに含めている
(注2)687市区町村のうち特別会計に組み入れて事業を実施していた2市は、消費税の申告を行っていた

42広域連合管内の**685市区町村**は、**医療専門職の人件費に係る消費税相当額を負担せず**

⇒市区町村が負担していない消費税相当額を**対象経費に含めない**ことで、**一体的実施特別交付金の交付額を節減できた**

一体的実施特別交付金の対象経費に市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る**消費税相当額を含めずに**交付額を試算すると計37億2808万円（**交付額（計40億6089万円）との差額計3億3281万円**）

要求する処置 厚生労働省において、**交付基準を改正**するなどして、**市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る消費税相当額について、一体的実施特別交付金の対象経費に含めずに算定**されるようにすること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細及び当局が講じた処置は令和5年度決算検査報告の概要pp.289-293を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の背景

- ✓ デジタル社会の形成に当たっては、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度の活用により**情報連携を推進**
- ✓ 情報連携の対象となる事務を処理する地方公共団体等（情報照会者）が、情報提供ネットワークシステム（情報提供ＮＷＳ）を使用して、事務の処理に必要な特定個人情報を保有する機関にその提供を求める**マイナンバー情報照会**を実施することにより、**国民の利便性の向上**や**行政運営の効率化**が図られる
- ✓ 情報連携の対象となっている事務手続は、**全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本**
- ✓ 国は、情報提供ＮＷＳを整備し運用するとともに、地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付（平成26年度～令和4年度の整備運用経費**749億円**、補助金交付額**1400億円**）

検査の状況

1．地方公共団体を情報照会者とする1,258手続について、令和4年度のマイナンバー情報照会の実績をみると、
- 地方公共団体比率 (注) が**0%**及び**10%未満**の事務手続が多数
- **50%以上**と**50%未満**の事務手続とでは、照会件数等の分布の**差異が顕著**

⇒ 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続と過半が利用していなかった事務手続の別に計**200手続を選定**

(注)　情報照会者とされている地方公共団体数に占めるマイナンバー情報照会の利用実績があった地方公共団体数の比率

2．地方公共団体の**半数以上が利用していた事務手続**（32手続）について、マイナンバー情報照会の実施状況をみると、
- **延べ1,005地方公共団体**において、マイナンバー情報照会実施率（事務の発生件数に対する照会件数の割合）が**50%未満**
- **マイナンバー情報照会の活用方策が十分に検討されていないなどの状況**が見受けられた

⇒ 事務手続の所管府省庁は、実施状況の**把握が不十分**。デジタル庁は、各地方公共団体の照会件数を所管府省庁に**提供せず**

3．地方公共団体の**過半が利用していなかった事務手続**（168手続）について、マイナンバー情報照会の実施状況をみると、
- 事務の発生件数が年間100件以上の事務手続について、**延べ2,082地方公共団体**において、マイナンバー情報照会実施率が**50%未満**
- **地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題等**が見受けられた
- 事務の発生件数が年間100件未満の事務手続について、発行手数料が発生する課税証明書等を提出させるなどの状況が見受けられた

⇒ 事務手続の所管府省庁は、実施状況の**把握が不十分**。デジタル庁は、各地方公共団体の照会件数を所管府省庁に**提供せず**

所見

- ✓ デジタル庁は、地方公共団体による**マイナンバー情報照会の実施状況**を事務手続の所管府省庁において**把握できるようにする**とともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと（上記２、３への所見）
- ✓ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**半数以上で**マイナンバー情報照会が**利用されている事務手続**の**実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行う**こと（上記２への所見）
- ✓ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**過半で**マイナンバー情報照会が**利用されていない事務手続**についても、特に**国民の利便性の向上**や**行政運営の効率化等に資する事務手続を優先**して、**実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行う**とともに、**地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題**の解決に向けて**方策を検討**し、**適切に対応**していくこと（上記３への所見）

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の背景　地方公共団体によるマイナンバー情報照会の概要（報告書P1～18）

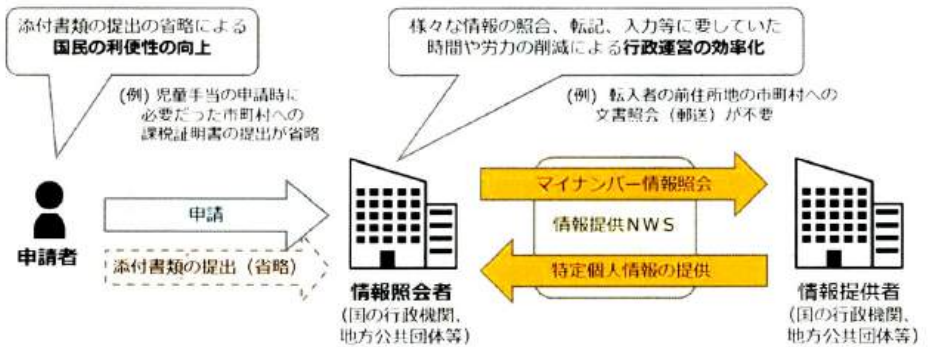
デジタル社会の実現に向けたマイナンバー制度に関する取組等

- マイナンバー制度は、**国民の利便性の向上**と**行政の効率化**を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するための**デジタル社会における社会基盤**
- デジタル社会の実現に向けて、「**マイナンバー制度における情報連携の拡大**」等の施策が掲げられている
- デジタル庁は、マイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うことなどの施策について**主導的な役割**を担い、デジタル化の取組を牽引

マイナンバー情報照会の概要

- 情報連携の対象となる社会保障、税及び災害対策の各分野の行政事務について、**マイナンバー情報照会**(注)の実施により、**国民の利便性の向上**や**行政運営の効率化**を図る

(注)　情報連携の対象となる事務を処理する情報照会者が、情報提供ＮＷＳを使用して、事務の処理に必要な特定個人情報を保有する情報提供者にその提供を求めること

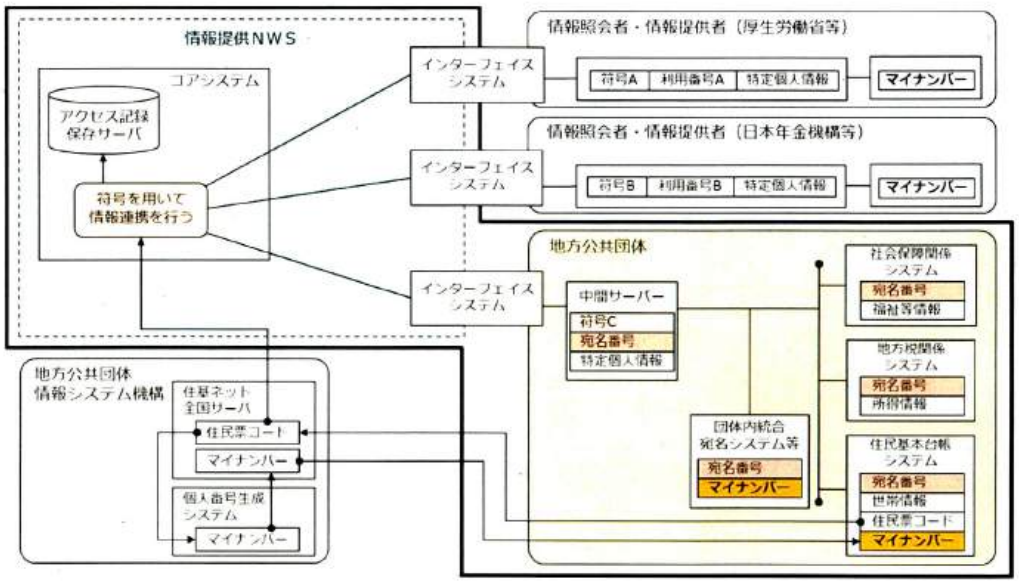


- 平成29年11月に本格運用開始。地方公共団体を情報照会者とする事務手続は、令和5年3月時点で1,429手続。**各事務手続の所管府省庁**が指定
- 「情報連携の本格運用開始に関するＱ＆Ａ」(注)によれば、情報連携の対象となっている事務手続については、**全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本**

(注)　平成29年11月内閣官房番号制度推進室及び総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡

マイナンバー制度関連システムの概要

- 国は、情報提供ＮＷＳを整備し運用するとともに、地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付して、マイナンバー情報照会の実施環境の整備を推進（平成26年度～令和4年度の整備運用経費**749億円**、補助金交付額**1400億円**）



(注)　太線の囲みがマイナンバー制度関連システム

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

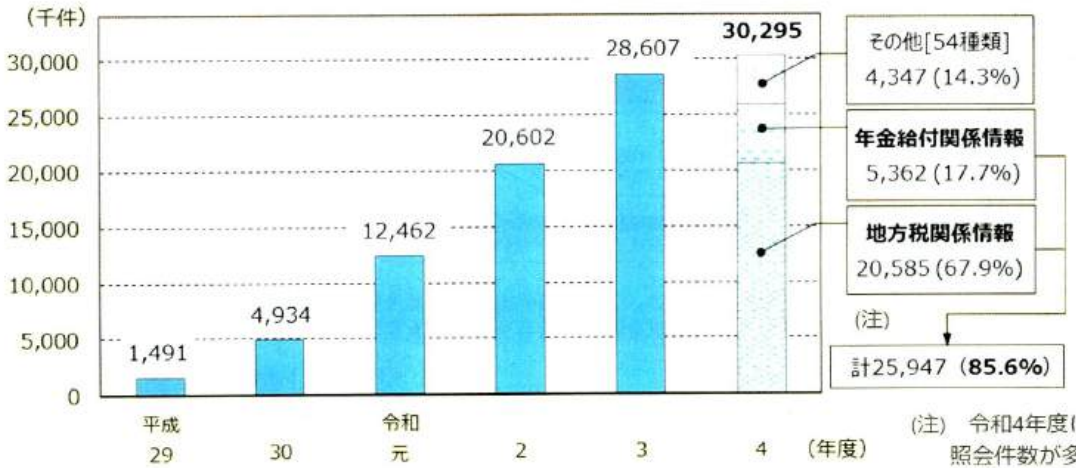
9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況１　地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績等（報告書P21～28）

デジタル庁から、**マイナンバー情報照会の照会件数のデータ**の提供を受けて、**地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数**をみると･･･

図表1　マイナンバー情報照会の照会件数（平成29年度～令和4年度）



- ✓ 地方公共団体の照会件数は、毎年度**増加傾向**
- ✓ 令和4年度の照会件数を特定個人情報の種類別にみると、
  最も多かったものは **地方税関係情報**
  次に多かったものは **年金給付関係情報**
- ✓ これらの照会件数の合計は、照会件数全体の**85.6%**

(注)　令和4年度に地方公共団体によりマイナンバー情報照会が実施された56種類の特定個人情報のうち、照会件数が多かった上位2種類を個別に記載し、残りの54種類を「その他」にまとめて記載。( )は、照会件数全体の3029万件に対する割合

- ✓ **地方税関係情報**については、マイナンバー情報照会の実施により、
  申請者にとっては、**課税証明書等の提出が省略**されて、発行に係る手数料等の負担が軽減
  地方公共団体にとっては、転入者の前住所地の地方公共団体に対する**文書照会が不要**となり、郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減
- ✓ **年金給付関係情報**については、マイナンバー情報照会の実施により、
  申請者にとっては、**年金証書等の提出が省略**されて負担が軽減
  地方公共団体にとっては、日本年金機構等に対する**文書照会が不要**となり、郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

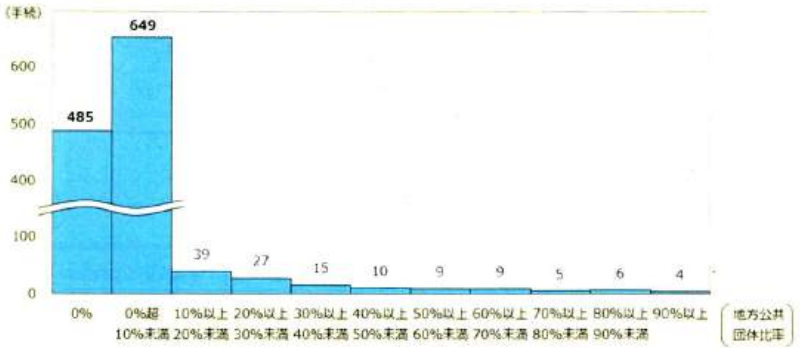
7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況１　地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績等（報告書P21～28）

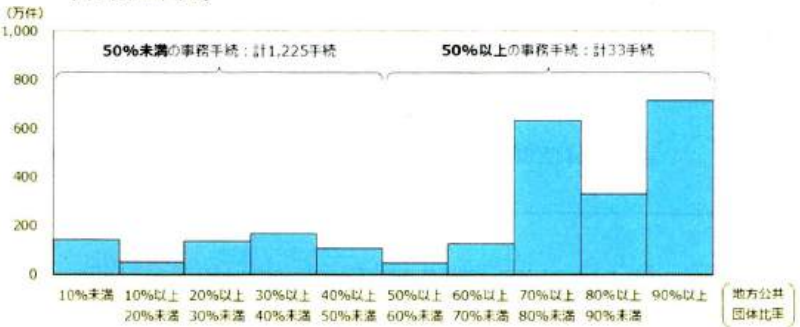
地方公共団体を情報照会者とする1,258手続 (注1) を対象として、
地方公共団体比率 (注2) 別に**事務手続数**や**照会件数**をみると･･･

（注1） 1,429手続から生活保護業務に係る171手続を除く（報告書P18、24参照）
（注2） 各事務手続において情報照会者とされている地方公共団体数に占める**マイナンバー情報照会の利用実績があった地方公共団体数**の比率

図表2　地方公共団体比率別にみた事務手続数の分布（令和4年度）



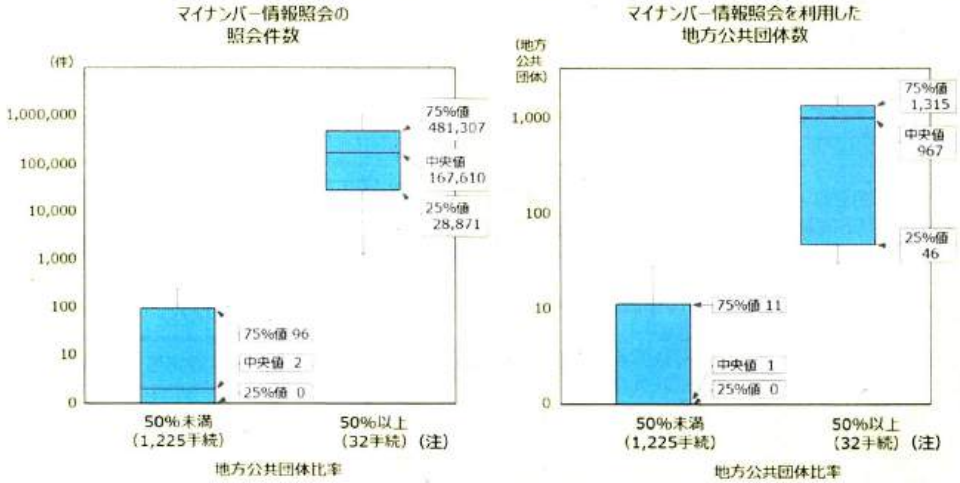
図表3　地方公共団体比率別にみた各事務手続に係る照会件数の合計の分布（令和4年度）



- 地方公共団体比率が**0%**の事務手続が**485手続**（1,258手続の38.5%）、**0%超10%未満**の事務手続が**649手続**（同51.5%）
  一方、地方公共団体比率が**高い事務手続は少数**
- 地方公共団体比率が高い事務手続において、**照会件数が多数**

地方公共団体比率が**50%以上**の事務手続と**50%未満**の事務手続についてみると･･･

図表4　地方公共団体比率別にみたマイナンバー情報照会の照会件数及びマイナンバー情報照会を利用した地方公共団体数の分布（令和4年度）



（注） 地方公共団体比率が50%以上の33手続から、情報照会者が1地方公共団体のみの1手続を除く

地方公共団体比率が**50%以上**の事務手続と**50%未満**の事務手続とでは、照会件数及び利用した地方公共団体数の分布の**差異が顕著**

実施状況の**分析の対象**とする事務手続（計200手続）を選定

- 地方公共団体の**半数以上が利用していた事務手続**
  （地方公共団体比率50%以上）： **32手続**
- 地方公共団体の**過半が利用していなかった事務手続**
  （地方公共団体比率50%未満）： **168手続** (注)

(注) 社会保障、税及び災害対策の各分野の事務手続から各種の情報連携事務がそれぞれ対象となるように選定

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況２　地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況（報告書P29～53）

令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況は、
図表5のとおり、30手続に係る**延べ5,418地方公共団体**でマイナンバー情報照会実施率**50%以上**、28手続に係る**延べ1,005地方公共団体**で**50%未満**

図表5　地方公共団体の半数以上が利用していた30手続に係るマイナンバー情報照会実施率の状況（令和4年度）（報告書P31、32参照）

（単位：地方公共団体、%）

事務手続名、特定個人情報の種類及び管理番号		事務手続が発生していた地方公共団体数	マイナンバー情報照会実施率		
			50%以上	50%未満	0%
都道府県等を情報照会者とする事務手続（**13手続**）	計	257	158	99	57
精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-53)		22	11	11	4
特定医療費の支給認定[地方税関係情報](98-4)		22	14	8	4
～ 省略 ～					
市町村等を情報照会者とする事務手続（**17手続**）（注）	計	6,166	5,260	906	449
個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用[地方税関係情報](16-12)		396	370	26	14
～ 省略 ～					
30手続の計		6,423 (100.0)	**5,418** **(84.3)**	**1,005** **(15.6)**	506 (7.8)

(注)　検査の対象とした435市町村における**各事務手続**のマイナンバー情報照会実施率が**50%以上**の地方公共団体と**50%未満**の地方公共団体の**構成比**は、**全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになる**と考えられる

例えば、管理番号16-12の事務手続（灰色の太枠参照）では、事務手続が発生していた396地方公共団体のうち、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていたのは370地方公共団体（396地方公共団体の93.4%）、50%未満となっていたのは26地方公共団体（同6.5%）であり、このような構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる（下記分析の方法参照）

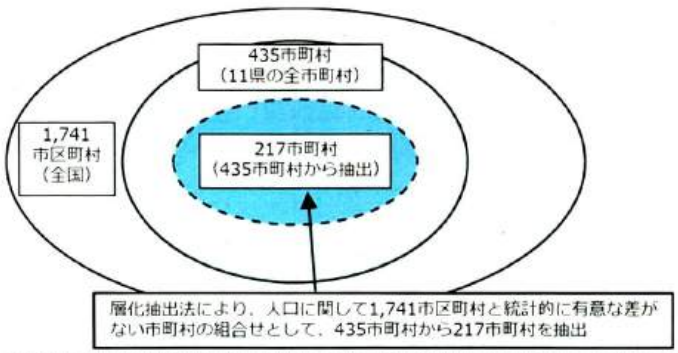
○ マイナンバー情報照会の分析の方法（報告書P26～28参照）

事務手続ごとに、各地方公共団体の**マイナンバー情報照会実施率** (B/A) を算出して分析 (注)

事務の発生件数 A （マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務の件数）	
マイナンバー情報照会の照会件数 B （マイナンバー情報照会により処理した事務の件数）	マイナンバー情報照会以外の方法により処理した事務の件数

(注)　検査の対象とした**451地方公共団体（11県、11県の全市町村（435市町村）、1一部事務組合、4広域連合）**に対して、事務手続ごとに事務の発生件数を確認し、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会の照会件数の割合を算出。また、435市町村から217市町村を抽出した上で、**435市町村におけるマイナンバー情報照会実施率について統計的に検定**（右のイメージ及び図表5の注書き参照）

<検査の対象とした435市町村と217市町村との関係のイメージ>



Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

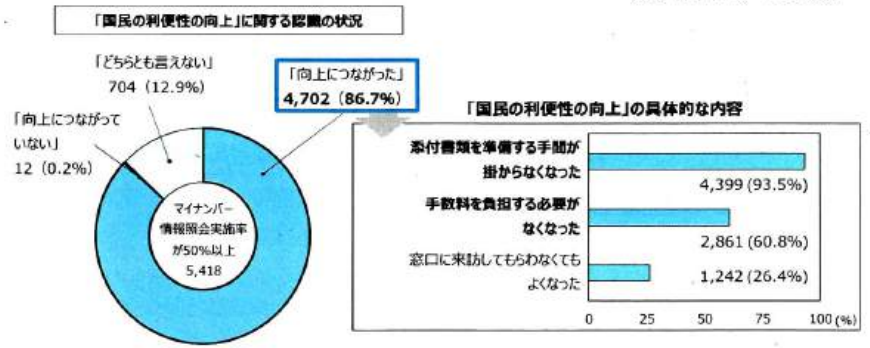
検査の状況２　**地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況**（報告書P29～53）

マイナンバー情報照会実施率が50%以上のものと50%未満のものに分けて、**実施の効果に関する認識**や**未実施理由**の状況をみると、次のとおり

マイナンバー情報照会実施率が**50%以上** （マイナンバー情報照会を活用）	マイナンバー情報照会実施率が**50%未満** （マイナンバー情報照会の活用が不十分）
30手続に係る**延べ5,418地方公共団体** （延べ6,423地方公共団体の**84.3%**）	28手続に係る**延べ1,005地方公共団体** （同**15.6%**）

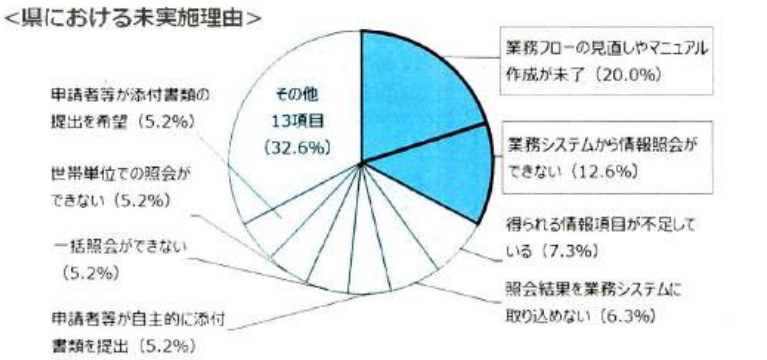
マイナンバー情報照会の**実施の効果に関する認識**の状況

（報告書P32、33参照）



マイナンバー情報照会の**未実施理由**の状況

（報告書P47～51参照）



Copyright©2024　Board of Audit of Japan

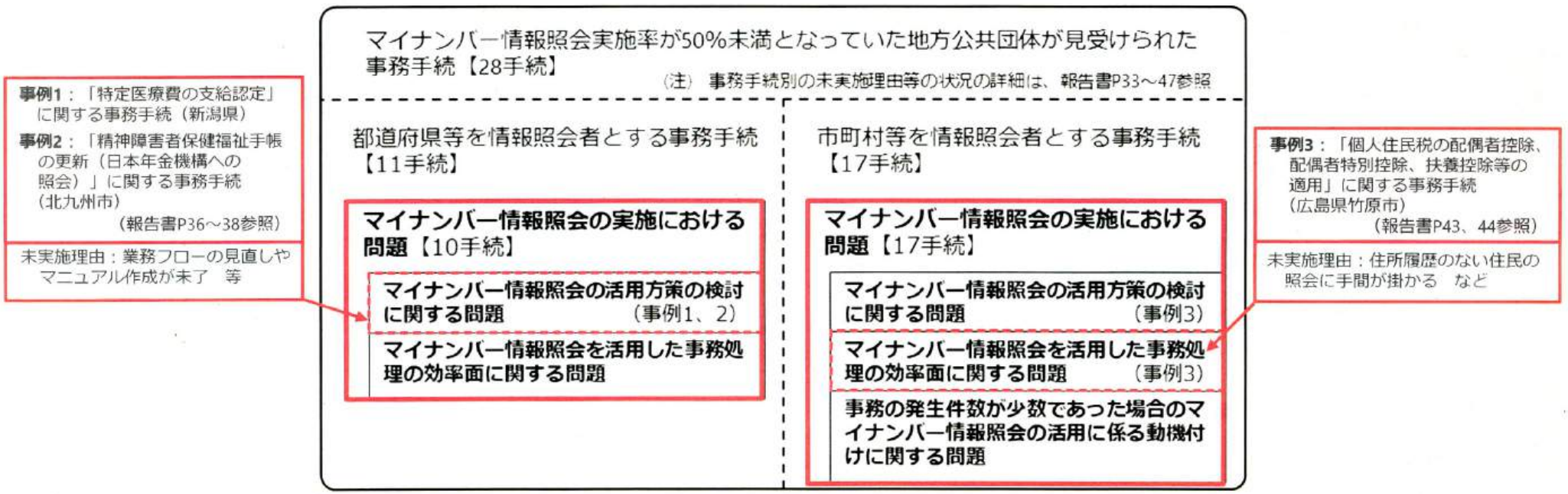
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況２　**地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況**（報告書P29～53）

マイナンバー情報照会の実施状況をみると、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、**マイナンバー情報照会の活用方策が十分に検討されていないなどの状況**が見受けられた



28手続の**所管府省庁**（注）は、各地方公共団体の照会件数の状況を確認するなどしておらず、当該手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況の**把握が不十分**。また、**デジタル庁**は、照会件数の状況を把握していたものの、所管府省庁に**提供せず**

（注）こども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省

所見

- デジタル庁は、地方公共団体による**マイナンバー情報照会の実施状況**を事務手続の所管府省庁において**把握できるようにする**とともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと
- 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**半数以上で**マイナンバー情報照会が**利用されている事務手続の実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行う**こと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況３　地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況（報告書P54～70）

地方公共団体の過半が利用していなかった168手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況をみると、

事務の発生件数(注)が年間100件以上となっていた25手続に係る**マイナンバー情報照会実施率**の状況や、
マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体における**未実施理由**の状況は、次のとおり

(注)　事務の発生件数は、地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした件数（報告書P54、55参照）

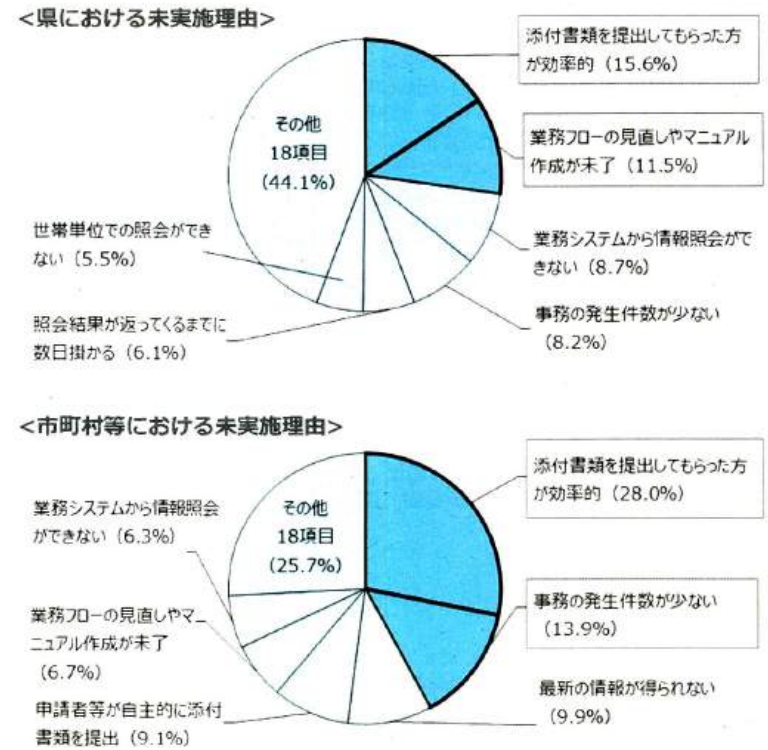
図表6　事務の発生件数が年間100件以上となっていた25手続に係るマイナンバー情報照会実施率の状況（令和4年度）（報告書P57、58参照）

（単位：地方公共団体、%）

事務手続名、特定個人情報の種類及び管理番号		事務手続が発生していた地方公共団体数	マイナンバー情報照会実施率		
			50%以上	50%未満	0%
都道府県等を情報照会者とする事務手続（**14手続**）	計	215	26	189	170
市町村等を情報照会者とする事務手続（**11手続**）（注）	計	2,688	795	1,893	1,271
国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認[医療保険給付関係情報](30-147)		432	11	421	223
国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認[医療保険給付関係情報](30-149)		432	10	422	242
～　省略　～					
25手続の計		2,903 (100.0)	821 (28.2)	**2,082** **(71.7)**	1,441 (49.6)

(注)　検査の対象とした435市町村における**各事務手続**のマイナンバー情報照会実施率が**50%以上**の地方公共団体と**50%未満**の地方公共団体の**構成比**は、59ページの分析の方法により、**全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになる**と考えられる

マイナンバー情報照会の**未実施理由**の状況（報告書P66~68参照）



(注)　マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた111手続に係る延べ5,514地方公共団体における未実施理由の状況

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

9.マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況（随時）

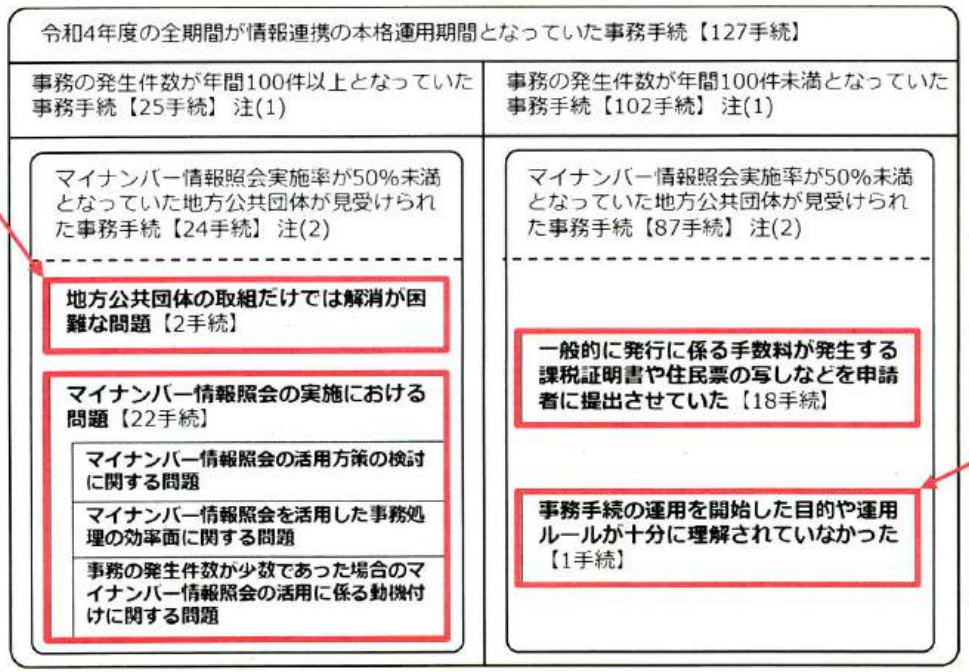
7府省庁、2団体、
451地方公共団体

検査の状況３　地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況（報告書P54～70）

マイナンバー情報照会の実施状況をみると、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、**地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題等**が見受けられた

国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続（2手続）
（報告書P58～62参照）

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市町村の9割以上において、未実施理由が共通していて、マイナンバー情報照会によって適時に最新情報を取得できない場合が生ずるという、**地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題**



注(1)　事務の発生件数は、地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした件数

注(2)　事務手続別の未実施理由等の状況の詳細は、報告書P58～66参照

「母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務」に関する事務手続（1手続）　（報告書P64～66参照）

乳幼児健康診査の**母子保健情報の利活用を推進**するという事務手続の運用を開始した目的や**マイナンバー情報照会の実施を原則**とする運用ルールについて、**市町村の理解が不十分**

これらの事務手続の**所管府省庁**（注）におけるマイナンバー情報照会の実施状況についての把握の状況、及び**デジタル庁**における所管府省庁への照会件数の提供の状況については、**検査の状況２と同様**（61ページ参照）

（注）こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省

所見

・デジタル庁は、地方公共団体による**マイナンバー情報照会の実施状況**を事務手続の所管府省庁において**把握できるようにする**とともに、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと（61ページの再掲）

・事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体の**過半で**マイナンバー情報照会が**利用されていない事務手続**についても、特に**国民の利便性の向上**や**行政運営の効率化等に資する事務手続を優先**して、**実施状況を把握**し、地方公共団体における問題の解決に資する**適切な助言を行う**とともに、**地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題**の解決に向けて**方策を検討**し、**適切に対応**していくこと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月15日の報告書を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

10.GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

情報機器購入事業等の概要

- ✓ 「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」は、**都道府県、市町村等（合わせて事業主体）**が、**公立小学校・中学・高校等の学習者用コンピュータ（端末）**を購入又はリースにより**整備するもの**
- ✓ **公立高校等（高校）を対象とする事業の補助対象経費**は、高校生等奨学給付金及び特別支援教育就学奨励費の受給世帯**（奨学給付金等受給世帯）の生徒に貸与等するための端末の新規整備等に要する経費**
- ✓ 文部科学省は、**事務連絡**において、補助事業により整備した端末（**補助端末**）**の貸与**については、上記以外の生徒にも貸与する必要が生ずることも考えられるとして、補助事業の趣旨を踏まえ、**実情に応じた適切な運用をするよう**事業主体に対して**周知**
- ✓ また、**補助端末の活用**について、**事業主体や学校のICTの活用に関する計画等に沿って判断するよう**事業主体に対して**周知**
- ✓ 高校における端末は、補助事業とは別に生徒が私物の端末を利用する方式（BYOD）も導入されるなど多様

検査の結果

- ✓ 令和3年度に19道府県の38事業主体が調達した補助端末95,554台に係る補助金交付額**計38億1309万円**を検査
- ✓ 6年4月末までにおける補助端末の台数に占める最大貸与台数の割合（最大貸与率）は**14事業主体において50%未満と低調**となっていて、14事業主体の**補助端末33,809台と最大貸与台数7,547台との間には26,262台の開差（補助金相当額計9億9803万円）**
  →BYODの導入等により、端末を自ら準備することが困難な奨学給付金等受給世帯等の生徒に補助端末を貸与することなどを想定していたものの、**貸与希望者が調達時の想定よりも少なかったこと**などが、**主な要因**
- ✓ **事務連絡**では、貸与が可能な生徒として、**奨学給付金等受給世帯以外の生徒**が**具体的に示されず**
  →貸与対象等を見直すことなどを検討するに当たって**十分な情報提供とはなっていない**
- ✓ また、**貸与されていない補助端末の取扱いが明確でなく、具体的な活用方法等も示されていない**
  →補助端末の活用等を検討するに当たって**十分な情報提供とはなっていない**

表示する意見

- ✓ 補助端末の生徒への貸与を促進するために、**貸与の対象等を見直すなどの方策について検討**し、その結果を踏まえ、**事業主体に対して、参考となる情報を提供**すること
- ✓ 補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、**生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供**すること
  また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜文部科学省と相談の上、**その取扱いを検討するよう事業主体に周知**すること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月15日の公表文を参照

10.GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

公立学校情報機器購入事業及び公立学校情報機器リース事業の概要

・**事業主体**が、**公立小学校・中学・高校等の端末**を購入又はリースにより**整備するもの**
・高校を対象とする事業の補助対象経費は、**奨学給付金等受給世帯の生徒に貸与**等するための端末新規整備等に要する経費
・文部科学省は、**事務連絡**において、**補助端末の貸与**については、上記以外の生徒にも貸与する必要が生ずることも考えられるとして、補助事業の趣旨を踏まえ、**実情に応じた適切な運用をするよう**事業主体に対して**周知**
・また、**補助端末の活用**について、**事業主体や学校のICTの活用に関する計画等に沿って判断**するよう事業主体に対して周知
・高校における端末は、補助事業とは別にBYODも導入されるなど多様

検査の結果　3年度に19道府県の38事業主体が調達した補助端末95,554台に係る補助金交付額計38億1309万円を対象に検査

補助端末の最大貸与率（補助端末の台数に占める最大貸与台数の割合）**の状況等**

	令和6年4月末までの補助端末の最大貸与率		計
	50%以上	50%未満	
①事業主体数	24	14	38
②整備台数（台）	61,745	33,809	95,554
③最大貸与台数（台）	55,205	7,547	62,752
④整備台数と最大貸与台数との開差（台）	6,540	26,262	32,802
⑤上記④の台数に係る補助金相当額（万円）	2億7245	9億9803	12億7048



令和6年4月末までの補助端末の最大貸与率が50%未満の事業主体において**整備台数と最大貸与台数との開差が26,262台（補助金相当額計9億9803万円）**

主な理由

私物端末を利用するBYODの導入等により、端末を自ら準備することが困難な奨学給付金等受給世帯等の生徒に補助端末を貸与することなどを想定していたが、**貸与希望者が少なかった**などのため

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

10.GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等（意見表示）

文部科学本省
9億9803万円(指摘金額)

検査の結果

貸与対象について

事務連絡（抜粋）

「学校現場においては様々な理由により端末を貸与する必要性が生じてくる場合が考えられますので、**補助事業の趣旨を踏まえつつ、実情に応じて適切な運用をお願いします**」

文部科学省は上記により、貸与対象について周知したとするが、**貸与が可能な生徒として奨学給付金等受給世帯以外の生徒が具体的に示されていない**

補助端末の貸与状況に応じて貸与の対象等を見直すことなどを検討するに当たって**十分な情報提供とはなっていなかった**

補助端末の活用方法について

事務連絡（抜粋）

「本補助金によって各自治体が整備した端末の**具体的な配置・活用については、それぞれの自治体・学校のICT活用計画に沿って判断ください**」

文部科学省は上記により、補助端末の活用方法について周知したとするが、**貸与されていない補助端末の取扱いが明確にされておらず、補助端末の具体的な活用方法等も特段示されていない**

補助端末の活用等の検討をするに当たって**十分な情報提供とはなっていなかった**

表示する意見

- 奨学給付金等受給世帯等の生徒への貸与の妨げとならない範囲で補助端末の生徒への貸与を促進するために、**貸与の対象等を見直すなどの方策について検討**し、その結果を踏まえ、**事業主体に対して、参考となる情報を提供**すること
- 高校等の学校現場等において補助端末の有効活用を図るための用途や方法を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、**生徒への貸与が見込まれない補助端末の適切な活用方法について情報を提供**すること
  また、これによっても活用することが困難な場合は、適宜文部科学省と相談の上、**その取扱いを検討するよう事業主体に周知**すること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

11.緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等（意見表示）

国土交通本省

190億9906万円(背景金額)

耐震補強事業の概要

- ✓ 災害発生以降の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な**緊急輸送道路**は、耐震性が確保されているとともに、**地震時においてネットワークとして機能**することが重要
- ✓ **緊急輸送道路にある橋りょう（緊急道路橋）**は、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対しても落橋等の甚大な被害を防止する耐震性能（**落橋等防止性能**）を**最優先に確保。**その性能が確保された**緊急道路橋には、**損傷を軽微にとどめ、緊急物資等の輸送路等としての機能回復ができる耐震性能（**機能回復性能**）**を確保**
  （機能回復性能まで確保できていない橋りょう：**要対策橋りょう**）
- ✓ また、国又は一部の地方公共団体は、緊急物資等の輸送に必要な防災拠点のうち特に重要な防災拠点（**重要な防災拠点**）を定め、それらをつなぐ路線（**重要防災路線**）を緊急輸送道路から選定
  その中で、**要対策橋りょうを優先して**耐震補強を実施
- ✓ 国は、管理する緊急道路橋に係る災害対応の一環として、**迅速な応急復旧を実施するなどのための情報**（緊急道路橋の位置や応急用資材の保管場所等）を**可視化した**地図を作成

検査の結果

- ✓ 国道事務所、道県等の計44事業主体が3、4両年度に耐震補強工事を実施した緊急道路橋260橋及び122管理主体（過去に事業主体が整備した橋りょうを緊急道路橋として管理する主体）の要対策橋りょう計2,646橋を検査
- ✓ 優先して耐震補強を実施する**要対策橋りょうの選定**に当たり、地震時に緊急輸送道路のネットワークとしての機能に及ぼす影響を十分に考慮していない事態
  - ➢落橋等防止性能が確保されていない要対策橋りょうがあるのに、**落橋等防止性能が既に確保されている要対策橋りょうの機能回復性能を確保する**ための耐震補強を実施していた事態（**6事業主体 22橋**）
  - ➢重要な防災拠点を定めておらず耐震補強の実施に係る**優先順位等の決定が困難な**事態（**20事業主体 88橋**）
  - ➢重要防災路線に要対策橋りょうがあるのに、**重要防災路線以外**の緊急輸送道路にある**要対策橋りょうの耐震補強を実施**していた事態（**13事業主体 36橋**）
  - ➢他の緊急輸送道路による迂回路がない重要防災路線に要対策橋りょうがあるのに、他の緊急輸送道路による**迂回路がある重要防災路線にある要対策橋りょうの耐震補強を実施**していた事態（**3事業主体 27橋**）
- ✓ 応急復旧を迅速に行うための情報が可視化されるよう整理しておらず、地震時に要対策橋りょうが被災した場合の**応急復旧を実施するための体制が十分なものとなっていない**事態（**101管理主体 1,714橋**）

表示する意見

- ✓ 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり**落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先**することなどを事業主体に十分に説明し、選定に係る**優先順位等の決定方針を作成**するなどして事業主体において効率的に耐震補強を実施できるよう検討を促すこと
- ✓ **地震時に必要となる重要な情報を網羅的に把握**するための地図等を作成することなどを具体的に示し、地震時に被災した緊急道路橋の**迅速な応急復旧等を実施できるように地方整備局等に周知徹底、地方公共団体に助言等すること**

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月23日の公表文を参照

11.緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等（意見表示）

国土交通本省

190億9906万円(背景金額)

緊急道路橋の耐震補強の概要

落橋等防止性能
落橋等の甚大な被害を防止する耐震性能



→ 最優先で落橋等防止性能を確保する取組を実施

機能回復性能
橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに緊急物資等の輸送路等としての機能を回復することができる耐震性能



→ 落橋等防止性能が確保された緊急道路橋について機能回復性能を確保する取組を進める

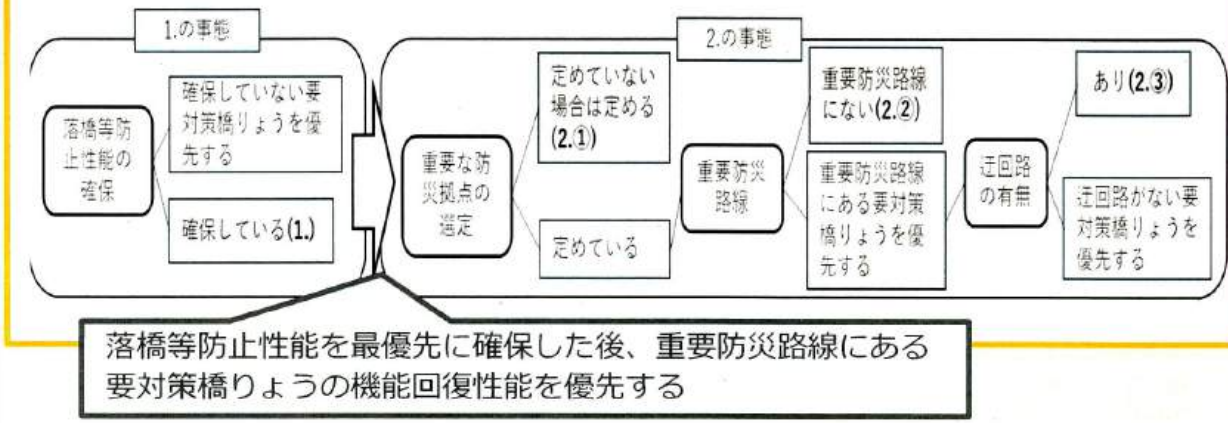
国においては、重要な防災拠点間をつなぐ路線（**重要防災路線**）を選定し、優先して要対策橋りょうの耐震補強を実施（一部の地方公共団体についても同様に重要防災路線を選定）

写真：会計検査院（広報資料）

検査の結果１

優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり地震時に緊急輸送道路のネットワークとしての機能に及ぼす影響を十分に考慮していない事態

優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの考え方・指摘した事態の概念図



1. 落橋等防止性能が確保されていない要対策橋りょうがあるのに、落橋等防止性能が既に確保されている要対策橋りょうの機能回復性能を確保するための耐震補強を実施していた事態（6事業主体 22橋）

2. 重要防災路線以外の要対策橋りょうの耐震補強を優先的に実施していたなどの事態
   - ①**重要な防災拠点を定めておらず**、耐震補強を実施する優先順位等の決定が困難な状況となっていた（20事業主体 88橋）
   - ②重要防災路線に要対策橋りょうがあるのに、**重要防災路線以外の緊急輸送道路にある要対策橋りょう**の耐震補強を実施していた（13事業主体 36橋）
   - ③他の緊急輸送道路による迂回路がない重要防災路線に要対策橋りょうがあるのに**他の緊急輸送道路による迂回路がある重要防災路線にある要対策橋りょう**の耐震補強を実施していた（3事業主体 27橋）

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

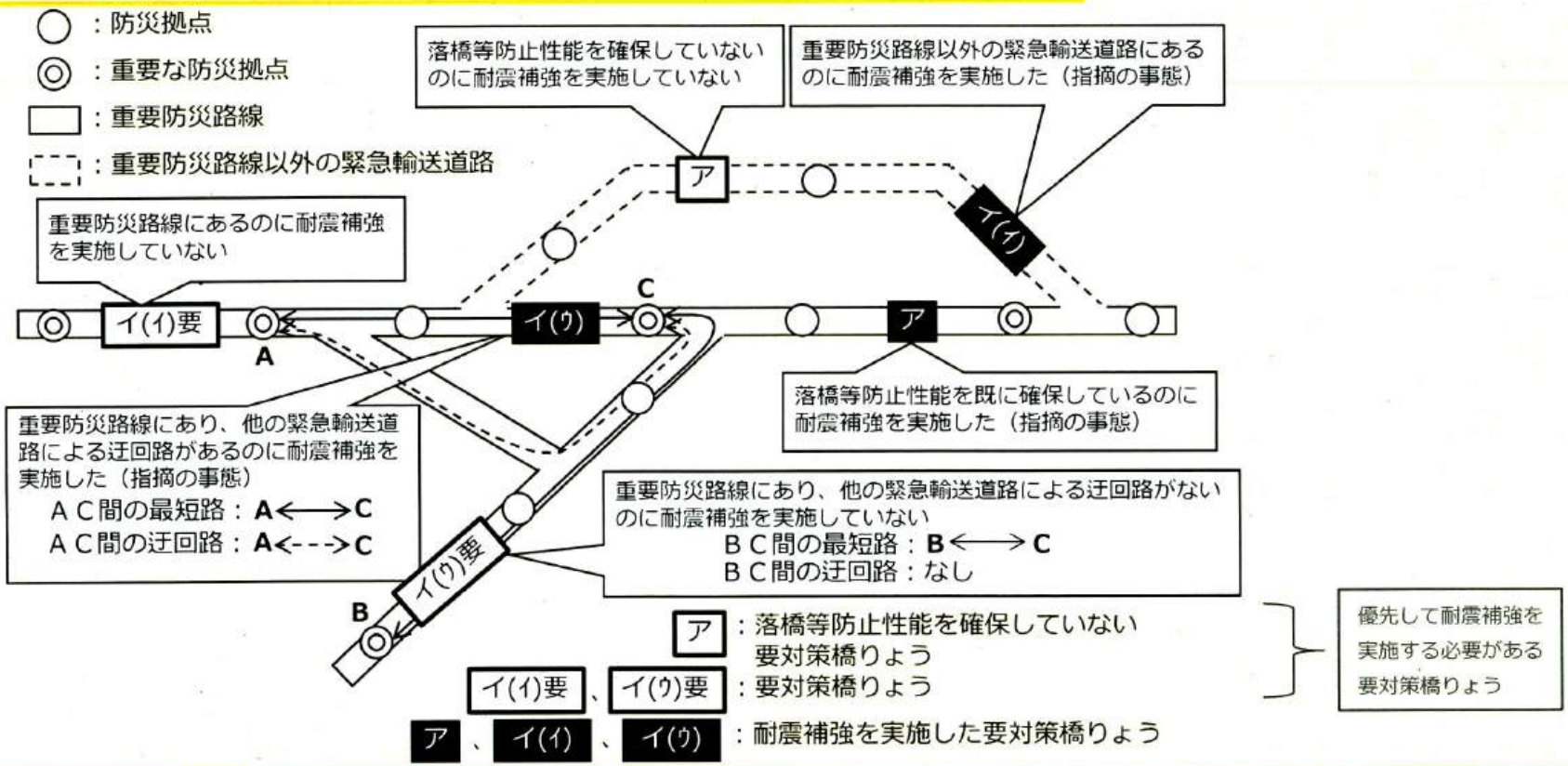
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月23日の公表文を参照

11.緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等（意見表示）

国土交通本省

190億9906万円(背景金額)

検査の結果１　指摘の事態と優先して耐震補強を実施する必要がある要対策橋りょう（概念図）



表示する意見

- 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり、まずは**落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること**、次に**重要な防災拠点を事業主体が定める**こと並びに**重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先**することの重要性を事業主体へ十分に説明すること
- 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る**優先順位等の決定方針を作成**して、地方整備局等に周知徹底、地方公共団体に対しても助言等すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月23日の公表文を参照

11.緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等（意見表示）

国土交通本省

190億9906万円(背景金額)

検査の結果２　**要対策橋りょうが地震時に被災した場合の迅速な応急復旧を実施するための体制が十分なものとなっていない事態**

道路管理者は、要対策橋りょうが被災した場合の応急復旧のため、応急用資材の輸送経路等の検討を行えるように、平素から**必要な情報を網羅的に把握しておくことが重要**

国土交通本省は周知してはいなかったが、国道事務所等は、迅速な応急復旧を実施するなどのための情報を**可視化した地図を作成**

災害対応の一環として

- 被災した緊急道路橋の被害状況や被災した緊急道路橋の位置から応急用資材の最寄りの保管場所の位置を特定

- 管理する緊急道路橋の位置
- 被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧の実施に必要となる応急用資材等の保管場所の位置

地方公共団体(101管理主体)は、要対策橋りょう(1,714橋)の位置、資材の保管場所を網羅的に把握しておらず、**応急復旧を迅速に行うための情報が可視化されていなかった**

表示する意見

要対策橋りょうの位置等の**地震時に必要となる重要な情報を網羅的に把握**するための地図等を作成することなどについて、具体的に示し、地震時に被災した緊急道路橋の**迅速な応急復旧等を実施できるよう**地方整備局等に周知徹底、**地方公共団体に対しても助言**等すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

12.橋脚の耐震補強の設計が不適切（不当事項）

国土交通省
7332万円(指摘金額)

橋脚の耐震補強事業の概要

- ✓ 長野県は、地震時における緊急輸送道路に指定されている吉岡城南大橋（昭和52年築造。橋長300.0m、6径間）について、「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。（社）日本道路協会編）等に基づき、第4橋脚及び第5橋脚の耐震補強等を実施
- ✓ 長野県は、耐震補強の設計業務を委託
- ✓ 耐震補強は、橋脚の柱部に鉄筋コンクリートを巻き立てる方法により実施
- ✓ 「道路橋示方書・同解説」等によれば、
  ①橋脚の耐震補強はフーチング(注1)を含めた**橋脚全体について、設計計算上安全なものとなるよう検討する必要あり**
  ②橋脚の基礎部分は、部材に生ずる断面力（曲げモーメント(注2)及びせん断力(注3)）が、部材の耐力（降伏曲げモーメント(注2)及びせん断耐力(注3)）以下となることなどを照査しなければならない

(注1)橋脚の基礎部分を構成し、橋桁等からの荷重を地盤に伝達する部材

(注2)外力が部材を曲げようとする力の大きさを曲げモーメント、部材の変形が元の状態に戻らなくなったときの曲げモーメントを降伏曲げモーメントという

(注3)部材を切断しようとする力の大きさをせん断力、せん断力を受ける部材断面のせん断破壊に対する耐荷力をせん断耐力という

検査の結果

- ✓ 長野県は、設計業務の委託に当たって、橋脚に係る耐震補強の設計の範囲を、柱部に限定し、直接基礎となっているフーチングを含めた**橋脚全体について、耐震性を有するように設計することを指示していなかった**
- ✓ フーチングに生ずる断面力である**最大の曲げモーメント及び最大のせん断力**を確認したところ、フーチングの耐力である最大の降伏曲げモーメント及び最大のせん断耐力をいずれも大幅に上回るなどして、**安全とされる範囲に収まっていなかった**
- ✓ 地震時に所要の安全度が確保されておらず、橋脚全体として耐震性を有していないことから、工事の目的を達していない
- ✓ 令和6年度中に手直し工事予定（両橋脚のフーチング上部に鉄筋コンクリートにより増厚を行い補強）

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.199-201を参照

12.橋脚の耐震補強の設計が不適切（不当事項）

国土交通省
7332万円(指摘金額)

事業の概要

・長野県は、地震時における緊急輸送道路に指定されている吉岡城南大橋について、第4橋脚及び第5橋脚の耐震補強等を実施

・耐震補強の設計業務を委託

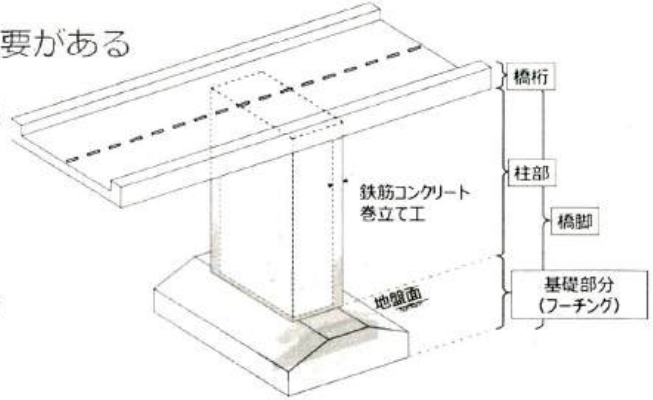


出典：長野県より提供

橋脚の設計方法

・橋脚の耐震補強はフーチングを含めた橋脚全体について、設計計算上安全なものとなるよう検討する必要がある

・橋脚の基礎部分は、部材に生ずる曲げモーメント及びせん断力が、部材の降伏曲げモーメント及びせん断耐力以下となることなどを照査しなければならない



⇒耐震補強は、橋脚の柱部に鉄筋コンクリートを巻き立てる方法により実施

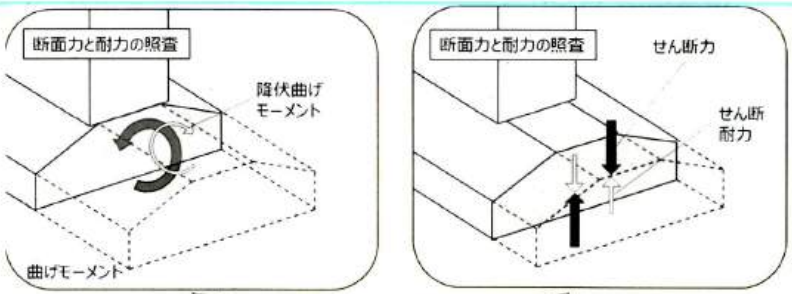
検査の結果

橋脚に係る耐震補強の設計の範囲について

耐震補強の設計範囲を柱部に限定し、直接基礎となっているフーチングを含めた**橋脚全体について、耐震性を有するように設計することを指示していなかった**

最大の曲げモーメント及び最大のせん断力について

最大の降伏曲げモーメント及び最大のせん断耐力をいずれも大幅に上回るなどして、



安全とされる範囲に収まっていなかった（第5橋脚のせん断力2,666.9kN ＞ せん断耐力1,893.9kNなど）

➡ 地震時に所要の安全度が確保されておらず、橋脚全体として耐震性を有していないことから、工事の目的を達していない

令和6年度中に手直し工事予定（両橋脚のフーチング上部に鉄筋コンクリートにより増厚を行い補強）

参考：緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等 (前掲) ・同種の耐震補強工事について処置要求あり(平成24年度報告)

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.199-201を参照

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の背景

- ✓ 相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、**取引相場のない株式は、**財産評価基本通達（評価通達）によれば、**株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価**
- ✓ **原則的評価方式として次の３つの評価方式があり、**評価会社の規模区分別に選択可能な評価方式が定められている
  ①**類似業種比準方式**は1株当たりの類似業種比準価額により評価
  →会社の業績等を表す3要素について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価
  ②**純資産価額方式**は1株当たりの純資産価額により評価
  ③**併用方式**は類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価
- ✓ 同族株主(注)以外の株主等が取得した株式については、**特例的評価方式**である**配当還元方式**により評価
  配当還元方式は年配当金額を一定の率（還元率＝10%）で割り戻すことにより株式の価額を計算
  (注) 課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者

検査の状況

- ✓ 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査

1. **原則的評価方式による評価の状況**
   ・**類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%**となっており、**類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準**
   →計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式(①)及び併用方式(③)による各評価額は、純資産価額方式(②)による評価額に比べて相当程度低く算定され、**各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況**
   ・純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍
   →**評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向**
   ⇒**類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたこと**や**評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあること**など**が要因となっている**と思料
   ▶このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で**株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない**と思料

2. **特例的評価方式（配当還元方式）による評価の状況**
   ・**配当還元方式の還元率（10%）は、評価通達制定当時（昭和39年）の金利等を参考にするなどして設定**
   その後、**還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直されていない**
   →還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、**近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ**
   ▶**10%の還元率に基づいて算定される評価額は、通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれ**があると思料

所見

- ✓ 国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要**

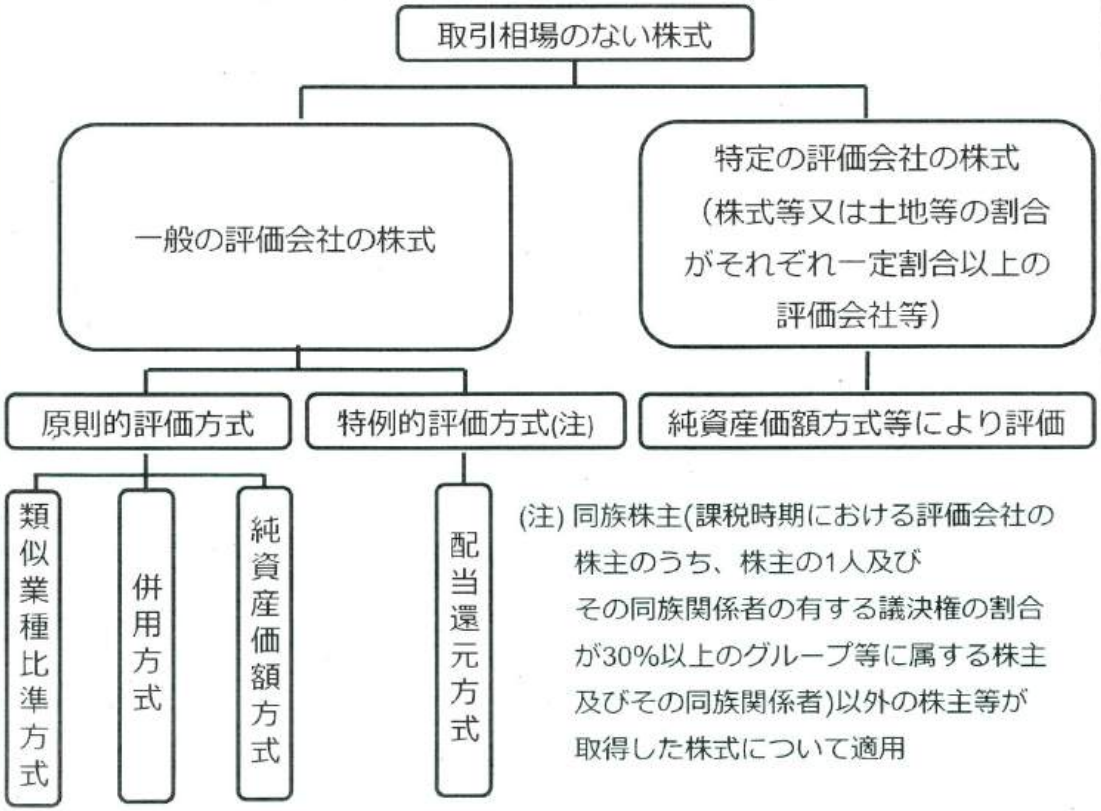
Copyright©2024 Board of Audit of Japan

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の背景（本文P580～584）

<取引相場のない株式の評価方法の体系>



(注) 同族株主(課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者)以外の株主等が取得した株式について適用

相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式
→財産評価基本通達（評価通達）により**株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価**

<評価会社の規模区分と原則的評価方式の各評価方式>

原則的評価方式として、次の三つの評価方式が定められている

①**類似業種比準方式：**1株当たりの類似業種比準価額により評価

②**純資産価額方式：**1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）により評価

③**併用方式：**類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価

評価方式 / 評価会社の規模区分	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	◎	—	○
中会社	—	◎	○
小会社	—	○	◎

(注)原則の評価方式を「◎」、選択可能な評価方式を「○」

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.580-595を参照

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の背景（本文P580～584）

＜①類似業種比準価額の計算式＞

会社の業績等を表す3要素（配当金額、利益金額、純資産価額（簿価））について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価

類似業種比準価額

$$= \left(\begin{array}{c}\text{類似業種}\\ \text{の株価}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{3要素の比準割合}\\ \text{の平均値}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{しんしゃく}\\ \text{割合}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{c}\text{1株当たりの資本金}\\ \text{等の額に係る調整}\end{array}\right)$$

$$= A \times \left(\frac{\frac{Ⓑ}{B} + \frac{Ⓒ}{C} + \frac{Ⓓ}{D}}{3}\right) \times 0.7\ (注2) \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50円\ (注1)}$$

A：類似業種の株価

Ⓑ：評価会社の1株当たりの配当金額、B：類似業種の1株当たりの配当金額

Ⓒ：評価会社の1株当たりの利益金額、C：類似業種の1株当たりの利益金額

Ⓓ：評価会社の1株当たり純資産価額（簿価）、D：類似業種の1株当たり純資産価額（簿価）

「Ⓑ/B」、「Ⓒ/C」及び「Ⓓ/D」は、それぞれ配当金額、利益金額及び純資産価額（簿価）の比準割合

(注1) 「類似業種比準価額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額として計算することとなっているため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

(注2) 大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5を乗ずることとなっている

＜②純資産価額の計算式＞

国税庁は、実質的に純資産価額が他の評価方式による評価額の上限となっているなど、**基本的な評価額として位置づけ**

純資産価額

$$= \frac{\text{資産の合計額－負債の合計額－評価差額に対する法人税額等に相当する金額}}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

＜③併用方式による評価額＞

類似業種比準価額及び純資産価額を用いて計算

評価会社の規模が大きい区分ほど類似業種比準価額を用いる割合が高い

＝類似業種比準価額 × L ＋ 純資産価額 × （1－L）

	「L」の値	「1－L」の値
中会社（大）	0.9	0.1
中会社（中）	0.75	0.25
中会社（小）	0.6	0.4
小会社	0.5	0.5

＜特例的評価方式（配当還元方式）による評価額＞

年配当金額を一定の率（**還元率=10%**）で割り戻すことにより、その元本である株式の価額を計算

配当還元方式による評価額

$$= \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50円\ (注)}$$

(注) 「その株式に係る年配当金額」は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるため、当該項を乗じて評価額を算出することとなっている

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.580-595を参照

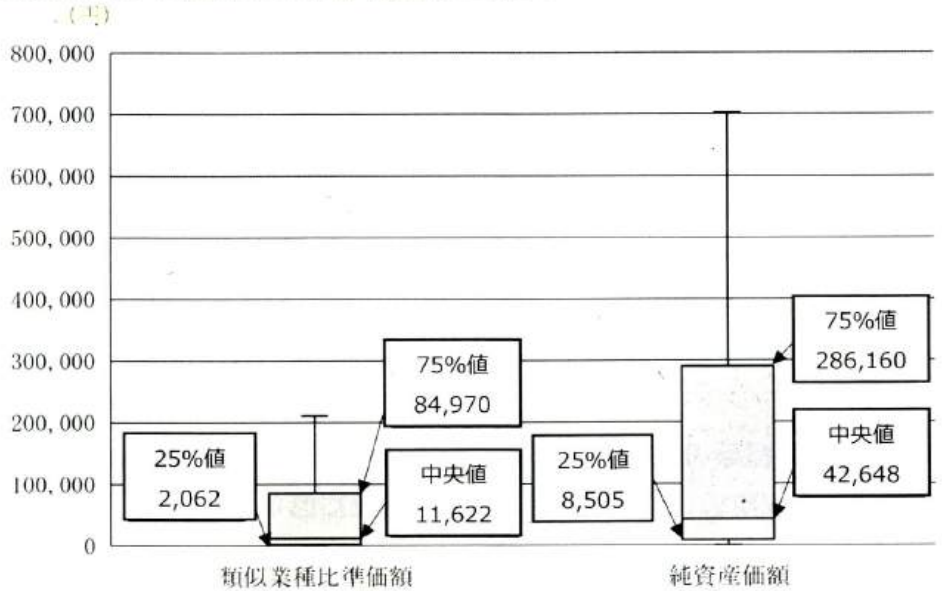
13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

（検査の対象）令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査

検査の状況１　原則的評価方式による評価の状況（本文P585～592）

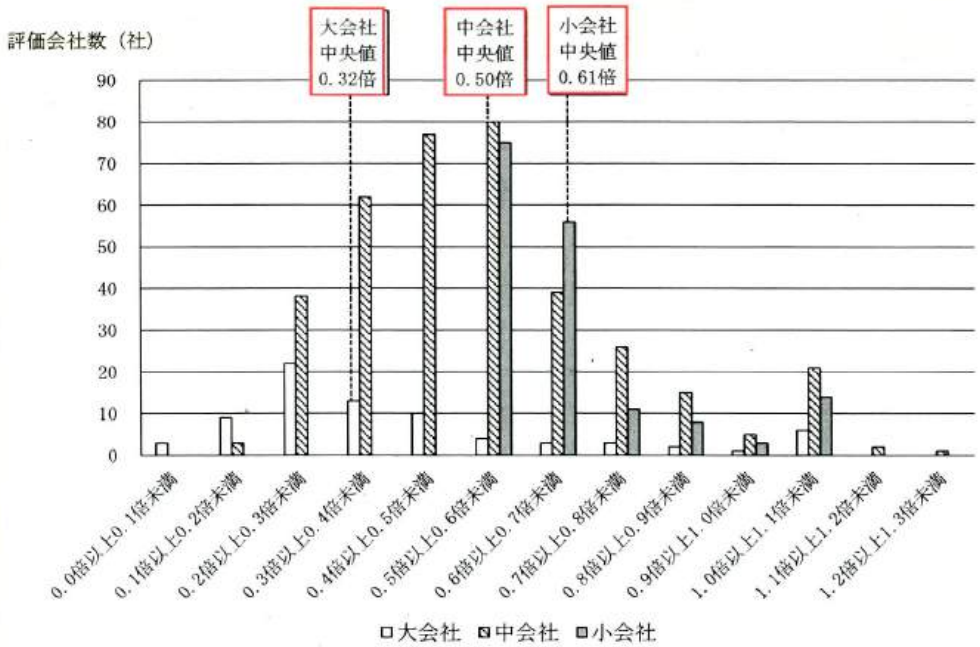
<類似業種比準価額及び純資産価額の比較>



類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、**類似業種比準価額は純資産価額に比べて相当程度低い水準**

→計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準方式及び併用方式による各評価額は、純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、**各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況**

<評価会社の規模区分別の純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況>



純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍

→評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.580-595を参照

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の状況１　**原則的評価方式による評価の状況**（本文P585～592）

＜類似業種比準価額が純資産価額と比べて低くなる要因＞

要因１　類似業種比準価額の計算式等に係る評価通達の改正の影響

（改正内容）

・類似業種の株価の選択に当たっての**業種目及び対象期間の範囲を広げる改正**

・評価会社の1株当たりの利益金額の選択に当たっての**対象時期の範囲を広げる改正**

上記の改正により**類似業種の株価**や**評価会社の1株当たりの利益金額**について、より**選択範囲が広げられるとともに、最も低い金額を選択することが可能になった**

→　**類似業種比準価額を下げることが可能になった**

改　正

区分	現　行	評価通達制定当時(昭和39年)
類似業種の株価	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」又は「その業種目の属する中分類の業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」又は「その業種目の属する大分類の業種目」 【対象期間】 「課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの」、「類似業種の前年平均株価」又は「課税時期の属する月以前2年間の類似業種の平均株価」	【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの「中分類の業種目」 【対象期間】 「課税時期の属する月中の類似業種の株価」
評価会社の1株当たりの利益金額	「直前期末以前1年間」又は「直前期末以前2年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額	「直前期末以前1年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額

要因２　類似業種比準価額の計算式における配当金額の影響

評価方式	評価会社数	配当金額の比準割合が０であった評価会社数	配当金額の比準割合が０ではなかった評価会社数
類似業種比準方式	92(100%)	43(46.7%)	49(53.2%)
併用方式	498(100%)	426(85.5%)	72(14.4%)
計	590(100%)	469(79.4%)	121(20.5%)

配当金額を計上しておらず、配当金額の比準割合が０の評価会社が約80%を占めている状況

配当金額を計上していない評価会社の類似業種比準価額の計算においては、実質的に2つの比準要素の合計を3で除するなどして評価額を算定することになる

→評価額が下がることとなる

このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で**株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない**と思料

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.580-595を参照

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

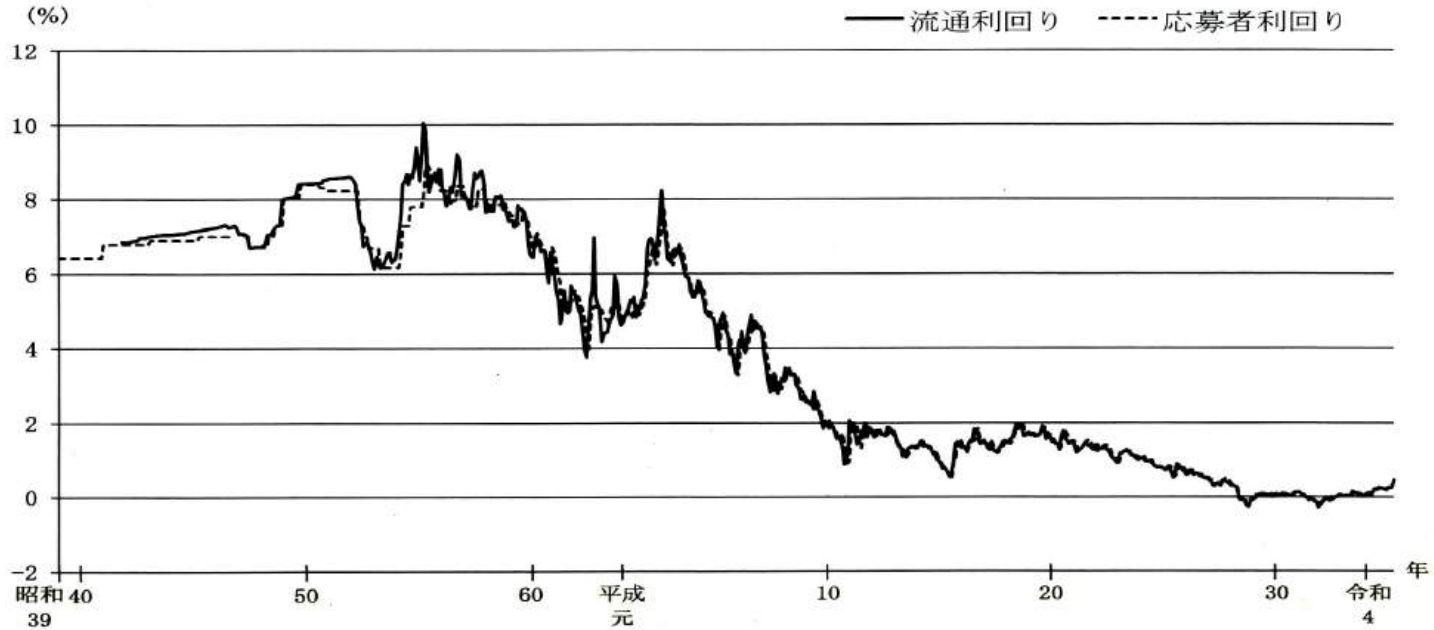
国税庁

検査の状況２　**特例的評価方式による評価の状況**（本文P592～594）

<還元率と金利水準の比較>

配当還元方式の還元率（10%）は、昭和39年の評価通達制定当時の金利等を参考にするなどして設定

→その後、**我が国の金利水準が長期的に低下してきている中、見直されていない**（※下図は長期国債の利回りの推移）



(注)日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」、財務省「国債統計年報」等を基に本院において作成

⇒**還元率**は、社会経済の変化に応じたものとはなっておらず、近年の金利の水準と比べて**相対的に高い率となっているおそれ**

所見

国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、
異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.580-595を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

防衛省

検査の背景

- ✓ 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、必要な防衛力の抜本的強化を実現する必要があるとして、**令和4年12月**に、**新防衛三文書**（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画（現計画））が新たに策定され、現計画において、**防衛力整備のために必要な金額が大幅に増額**

  中期防衛力整備計画（前中期防。令和元～5年度(注)）27.4兆円　⇒　現計画（5～9年度）43兆円

- ✓ 防衛省は、**多数の装備品等を複数年度契約により調達**しており、防衛予算の執行においては、契約を締結した翌年度以降に多額の支払が必要となるなど、**その執行の全体像を把握しづらい状況**

(注) 前中期防の実質的な計画期間は令和元～4年度

検査の状況

1. ① 後年度負担額(注)は、元年度に比べて5年度は約2倍と大幅に増加　（注）後年度負担は契約締結の翌年度以降に支払が必要となる債務
   ② 国庫債務負担行為の新規後年度負担額は、3年後以降に支払うこととなるものの割合が元年度と比べて5年度は増加し、支払期間が長期化している状況　等
2. 防衛省は、三分類（毎年度の歳出予算を人件・糧食費、一般物件費及び歳出化経費に区分）及び「15の分野」について、今後は、決算段階においても執行実績を把握し、三分類及び「15の分野」の管理を実施することとしていた
3. ① 防衛装備庁による中央調達の実施状況をみると調達の契約に係る計画額に対する実績額の割合は大きく低下してはいない
   ② 5年度における調達手続は進んでおり、予算執行管理の強化の取組が一定の効果を上げていると思料されるが、契約締結後の進捗管理について、月例報告が契約締結後一定期間提出されていない契約が見受けられた
4. 前中期防の期間中に整備するとされた主要装備品の契約状況、納入状況等については公表されておらず、契約状況等を確認したところ、4年度までに契約されていないものが3種類見受けられた

所見

- ✓ 防衛予算が大幅に増加している状況等を踏まえて、**計画対象経費の後年度負担額等について引き続き適切に管理**するとともに、**より適切な情報の開示**を行うこと（検査の状況１）
- ✓ 国民に対する説明責任を十分に果たすために、**三分類及び「15の分野」の決算段階の状況を分かりやすく開示することなどを検討**すること（検査の状況2）
- ✓ **予算の執行過程及び契約締結後の契約履行過程において、引き続き管理を適切に実施**すること（検査の状況3）
- ✓ **主要装備品の整備規模**について、前中期防で示された整備規模に対する契約状況等が公表されていないことを踏まえて、今後、**現計画で示された整備規模に対する契約状況等を国民に丁寧に説明**すること（検査の状況4）

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.629-652を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

検査の背景　**防衛力整備及び防衛予算の概要、複数年度契約**（本文P629～635）

複数年度契約

- 装備品等の調達は、単年度契約（当該年度に契約・支出）のほかに、国庫債務負担行為等により複数年度契約（当該年度及び翌年度以降に支払）を締結
- 複数年度契約は翌年度以降の支払分が後年度負担になり、歳出化経費として支払

複数年度契約（令和5年度契約）					
	後年度負担				
5年度支払	6年度分	7年度分	8年度分	9年度分	10年度以降分（長期契約等）
一般物件費	契約締結の翌年度以降も**歳出化経費**として支払が必要				

(注)後年度負担は契約締結の翌年度以降に支払が必要となる債務、一般物件費は当該年度に締結した契約に基づき当該年度に支払われる経費、歳出化経費は過年度に締結した契約に基づき支払われる経費

三分類

歳出予算 ┬ 人件・糧食費
　　└ 物件費 ┬ 一般物件費
　　　└ 歳出化経費

- 毎年度の歳出予算は、人件・糧食費、一般物件費及び歳出化経費の三分類に区分
- 人件・糧食費及び歳出化経費は、裁量により削減し難い義務的性質を有する経費（義務的経費）
- 歳出化経費は過年度に締結した複数年度契約により生じた後年度負担額で変化することから、歳出化経費の増減が義務的経費の金額に影響

15の分野

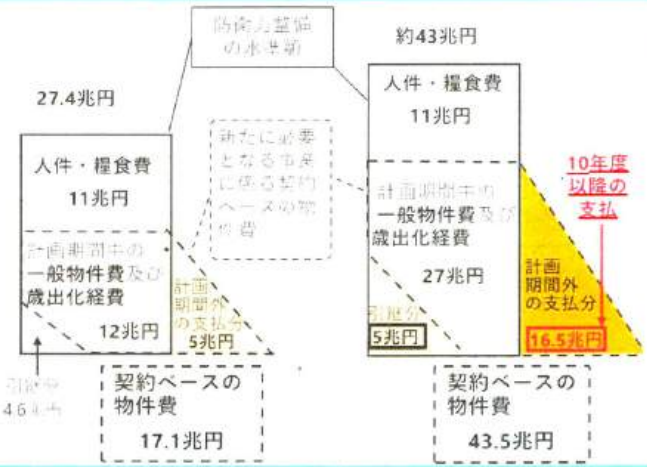
4年度までは物件費を装備品等の取得経費（旧正面経費）とその他の経費（旧後方経費）に整理

⇒　5年度から新たに事業を「15の分野」に整理

区分	分野	番号	契約ベースの物件費
スタンド・オフ防衛能力		1	約5兆円
統合防空ミサイル防衛能力		2	約3兆円
無人アセット防衛能力		3	約1兆円
領域横断作戦能力	宇宙	4	約1兆円
	サイバー	5	約1兆円
	電磁・艦船・航空機等	6	約6兆円
指揮統制・情報関連機能		7	約1兆円
機動展開能力・国民保護		8	約2兆円
持続性・強靱性	弾薬・誘導弾	9	約2兆円（他分野も含め約5兆円）
	装備品等の維持整備費・可動確保	10	約9兆円（他分野も含め約10兆円）
	施設の強靱化	11	約4兆円
防衛生産基盤の強化		12	約0.4兆円（他分野も含め約1兆円）
研究開発		13	約1兆円（他分野も含め約3.5兆円）
基地対策		14	約2.6兆円
教育訓練費、燃料費等		15	約4兆円
計		－	約43.5兆円

（注）防衛省の公表資料を基に作成

前中期防及び現計画の計画期間中及び期間外の支払の概念図



防衛省は、「防衛力整備計画」（現計画。令和5～9年度）の防衛力整備の水準額等は、

・4年度以前に締結した複数年度契約に基づき5年度以降に支払う物件費として「中期防衛力整備計画」（前中期防。元～5年度(注)）の計画期間から5兆円と想定

・5年度から9年度までの間に締結した複数年度契約に基づき10年度以降に支払う物件費として16.5兆円と想定

(注) 前中期防の実質的な計画期間は令和元～4年度

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.629-652を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

検査の状況１－１　後年度負担額等の状況（本文P638～639、642～643）

防衛予算の歳出予算現額、支出済歳出額等の推移

（単位：億円）

年度	歳出予算額 (a)	前年度繰越額 (b)	予備費使用額 (c)	歳出予算現額 (d)=(a)+(b)+(c)	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
令和元年度	5兆6792	2797	467	6兆0058	5兆6307	2574	1176
2年度	5兆6795	2574	35	5兆9405	5兆5084	3122	1198
3年度	6兆1106	3122	148	6兆4378	6兆0332	3040	1006
4年度	5兆8450	3040	562	6兆2053	5兆5626	5344	1082
5年度	7兆6366	5344	38	8兆1749	7兆1613	8766	1368

(注) 歳出予算額は当初予算、補正予算及び予算移替の金額の合計

- 防衛予算に係る決算の状況についてみると、前中期防の実質的な計画期間である元年度から4年度までの間の支出済歳出額の合計額は22兆7351億円
- 5年度の翌年度繰越額は8766億円、不用額は1368億円となっており、翌年度繰越額及び不用額ともに4年度以前と比べて増加

後年度負担額の推移

計画対象経費に係る後年度負担額の推移を確認したところ･･･

（単位：億円）

年　度	後年度負担額（決算額）
令和元年度	4兆6999
2年度	4兆7502
3年度	4兆7751
4年度	5兆1913
5年度	**9兆4558**

（注）金額は年度末時点のもの

元年度以降は増加傾向
5年度の後年度負担額は元年度と比べて約2倍に増加

新規後年度負担額(注)の割合の推移（当初予算）

支払年度別の国庫債務負担行為による新規後年度負担額の割合についてみると･･･

(注)当該年度に締結した複数年度契約による新規の後年度負担額

年度	翌年度支払	翌々年度支払	3年後以降支払
令和元年度	31.9%	31.5%	36.4%
2年度	31.9%	32.3%	35.7%
3年度	32.6%	30.3%	36.9%
4年度	35.3%	31.1%	33.4%
5年度	35.8%	20.6%	**43.4%**

3年後以降支払分の割合が元年度36.4%から**5年度は43.4%に増加。**
特に5年度においては、**元年度と比べて支払期間が長期化**

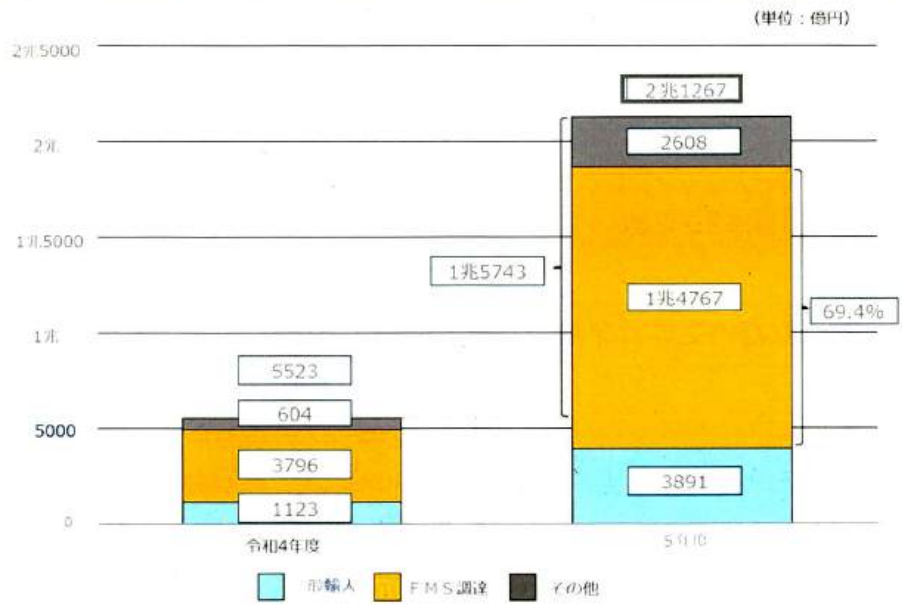
Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.629-652を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

検査の状況１－２　**後年度負担額等の状況**（本文P643～646）

令和4、５両年度における契約ベースの為替対象額(注)（当初予算）



5年度の契約ベースの為替対象額は、2兆1267億円で
4年度より1兆5743億円増加。その中には
複数年度契約による後年度負担が多く含まれていることから、
将来の為替変動によって生ずることになる支払額の変動幅は、
より大きくなると思料

(注)　為替変動により契約額と比較して支払額に増減が見込まれる額

ＦＭＳ調達等における為替の影響

- ＦＭＳ中央調達(注)において、支払対象となった米ドル建ての額について、契約年度の支出官レート換算額（本院の試算額）と支払年度の支出官レート換算額（支出決定額）をみると、5年度の差額は1239億円が為替変動によって生じた差損という見方ができる

（単位：万米ドル、億円）

年度	支払対象となった米ドル建ての額の総計	邦貨		
		本院の試算額	支出決定額	差額
令和元年度	39億6551	4533	4362	171
2年度	26億0761	2894	2868	26
3年度	43億0282	4767	4647	120
4年度	37億7531	4160	4077	83
5年度	57億8692	6688	7928	△1239

- 一般輸入において、5年度の精算時の契約変更により契約額が46億円増加しており、そのほとんどが為替の影響による

(注)　アメリカ合衆国政府からの有償援助による調達（FMS調達）を防衛装備庁が行うもの

所見　防衛予算が大幅に増加している状況等を踏まえて、**計画対象経費の後年度負担額等について引き続き適切に管理**するとともに、**より適切な情報の開示**を行うこと

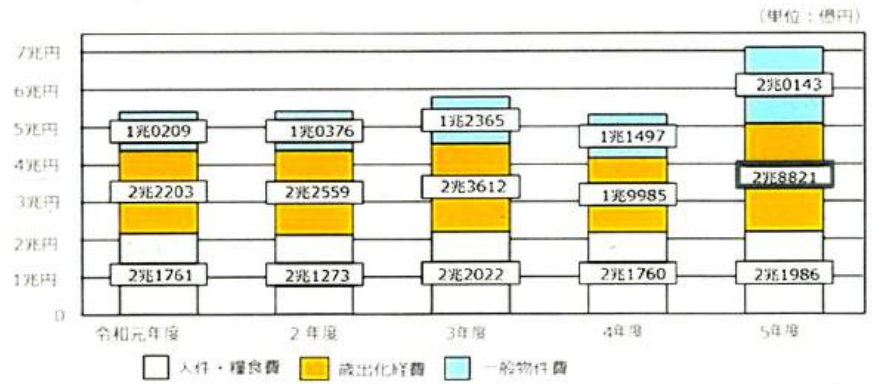
Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.629-652を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

検査の状況２　三分類別の計画対象経費の状況及び15の分野の状況（本文P640～642、647～648）

三分類別の計画対象経費の状況（補正後予算額）



- 元年度から4年度までの間の歳出化経費は3年度の2兆3612億円が最大　⇒　**5年度は2兆8821億円**と増加
- **三分類別の計画対象経費の決算額**

防衛省において三分類別に把握する仕組みとなっていなかった

（把握する仕組みになっていなかった理由）

決算については、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるように予算における項・事項の別に管理していることから、決算段階においては三分類別の集計を行ってこなかった

説明責任を確保する観点から、**今後は、執行実績を把握し、三分類別の管理を実施**するとしている

15の分野の状況

- 防衛省は、5年度における分野別の契約ベースの物件費及び当初予算額を概数（兆円単位）で公表
- 本院は、防衛省の根拠資料を基に概数の詳細を確認した

分野		番号	契約ベースの物件費	当初予算額
スタンド・オフ防衛能力		1	1兆4129	1468
統合防空ミサイル防衛能力		2	9828	1948
無人アセット防衛能力		3	1791	222
領域横断作戦能力	宇宙	4	1529	930
	サイバー	5	2,362	1062
	車両・艦船・航空機等	6	1兆1763	1兆1460
指揮統制・情報関連機能		7	3052	1527
機動展開能力・国民保護		8	2396	833
持続性・強靭性	弾薬・誘導弾	9	2124	934
	装備品等の維持整備費・可動確保	10	1兆7929	8216
	施設の強靭化	11	4740	1665
防衛生産基盤の強化		12	971	613
研究開発		13	2319	1248
基地対策		14	5148	4898
教育訓練費、燃料費等		15	9437	7000
計		－	8兆9525	4兆4032

防衛省は、15分野別の進捗状況をきめ細やかに管理して評価することで、事業の透明性を高めて説明責任を果たすなどとしている。

今後は、決算段階においても執行実績を把握し、15分野別の管理を実施するとしている

所見　国民に対する説明責任を十分に果たすために、**三分類及び「15の分野」の決算段階の状況を分かりやすく開示することなどを検討**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.629-652を参照

14.防衛予算の執行状況等（特定）

検査の状況３　予算の執行管理体制、中央調達の実施状況、装備品等・役務の納入遅延等の状況（本文P648～651）

予算の執行管理体制

防衛省は内部部局において、5年4月に新たに防衛力抜本的強化実現推進本部を設置し、毎月の予算の執行状況を管理する体制を整えて、各自衛隊等における予算の執行状況を把握

中央調達の実施状況

中央調達における契約に係る計画額と実績額の比較　（単位：億円）

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画額(a)	1兆8481	1兆7949	1兆6247	1兆7550	5兆8498
実績額(b)	1兆8252	1兆7128	1兆8039	1兆7217	5兆5736
割合(b)/(a)	98.7%	95.4%	111.0%	98.1%	95.2%

- 5年度はいずれの額も大きく増加していたが、計画額に対する実績額の割合は過年度と比べて大きく低下している状況は見られない
- 防衛装備庁による中央調達の実施状況をみた限り、5年度における調達手続は進んでおり、**防衛省における予算執行管理の強化の取組が一定の効果を上げている**と思料されるが、5年度の中央調達における**契約締結後の契約履行過程について**、契約の管理及び監督の状況を確認したところ、研究開発と量産を同時並行的に実施する契約において、**契約締結後一定期間契約相手方から月例報告が提出されていない状況**が見受けられた

装備品等・役務の納入遅延等の状況

・各自衛隊等は、納期の変更を行うなどの調達要求書等の内容を修正する場合には防衛装備庁に変更通知を提出することとなっている。4年度に提出された納期変更に係る変更通知122件（当初契約金額計932億円）を確認したところ・・・

延長理由は契約相手方に対する官給品の支給が遅れたためであるものが58件と最多（うち官給品がFMS調達によるものが19件）
延長期間は1年以上のものが7件、平均136.2日、最長433日

・受注者は、納期までに契約物品を納入することができないおそれがある場合には、防衛装備庁の承認を受けなければならない。4年度において納入が完了した契約185件（当初契約金額計1438億円）について確認したところ・・・

納期猶予期間は1年以上のものが25件、平均162.0日、最長795日

所見　**予算の執行過程及び契約締結後の契約履行過程において、引き続き管理を適切に実施**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

検査の状況４　主要装備品の整備状況（本文P649～650）

前中期防における主要装備品の整備規模

区分	No	種類	整備規模（計画）(A)	契約数量 (B)	契約割合 (B)/(A)
陸上自衛隊	1	機動戦闘車	134両	110両	82.0%
	2	装甲車	29両	0両	0.0%
	3	新多用途ヘリコプター	34機	26機	76.4%
	4	輸送ヘリコプター（CH－47JA）	3機	3機	100.0%
	5	地対艦誘導弾	3個中隊	2個中隊	66.6%
	6	中距離地対空誘導弾	5個中隊	4個中隊	80.0%
	7	陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）	2基	2基	100.0%
	8	戦車	30両	24両	80.0%
	9	火砲（迫撃砲を除く。）	40両	28両	70.0%
海上自衛隊	10	護衛艦	10隻	8隻	80.0%
	11	潜水艦	5隻	4隻	80.0%
	12	哨戒艦	4隻	0隻	0.0%
	13	その他	4隻	4隻	100.0%
	14	固定翼哨戒機（P－1）	12機	9機	75.0%
	15	哨戒ヘリコプター（SH－60K/K（能力向上型））	13機	7機	53.8%
	16	艦載型無人機	3機	0機	0.0%
	17	掃海・輸送ヘリコプター（MCH－101）	1機	1機	100.0%
航空自衛隊	18	早期警戒機（E－2D）	9機	9機	100.0%
	19	戦闘機（F－35A）	45機	33機	73.3%
	20	戦闘機（F－15）の能力向上	20機	2機	10.0%
	21	空中給油・輸送機（KC－46A）	4機	4機	100.0%
	22	輸送機（C－2）	5機	4機	80.0%
	23	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上（PAC－3 MSE）	4個群（16個高射隊）	4個群	100.0%
	24	滞空型無人機（グローバルホーク）	1機	1機	100.0%

- ✓ 前中期防において、計画期間中に新たに予算計上する予定の主要装備品（24種類）の数量が整備規模として示されている
- ✓ **整備規模に対する実際の主要装備品の契約状況、納入状況等については公表されていない**

24種類の**主要装備品の契約状況**を確認したところ・・・

整備規模に対して元年度から4年度までの間に実際に契約した数量の割合（**契約割合**）**が80%に達していたものが14種類**となっている一方で、**0%となっていたものが3種類**見受けられた

例：契約割合が0%となっていた3種類の概要

海上自衛隊の艦載型無人機（整備規模3機）

- 前中期防策定前に市場調査を実施するなどしたところ、当該装備品に対して同自衛隊が求める要求性能を満たすものを製造しているのは1社のみであることが判明
- 同自衛隊等は、当該会社と契約に向けて準備を進めていたが、4年度に当該会社が生産ラインを閉鎖し、当該装備品を製造しないことが判明したことなどから、5年度においても契約を締結しておらず、今後の契約について検討中

陸上自衛隊の装甲車（整備規模29両）及び海上自衛隊の哨戒艦（同4隻）については、現計画策定後の5年度にそれぞれ26両分、4隻分の契約締結

24種類の**主要装備品の納入状況**を確認したところ・・・

4年度までに納入が済んでいない主要装備品が多数見受けられた。
これは、**契約上の納期が当初から5年度以降**になっているなどのため

所見　**主要装備品の整備規模**について、前中期防で示された整備規模に対する契約状況等が公表されていないことを踏まえて、今後、**現計画で示された整備規模に対する契約状況等を国民に丁寧に説明**すること

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

15.水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出（処置要求）

水産庁

73億9405万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 水産庁は、水産物の安定供給の確保等の実現を図るために、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（機構）に対して、漁業経営安定対策事業費補助金を交付して**基金を造成**
- ✓ 機構は、運用通知(注)等に基づき、基金を取り崩し、中核的漁業者（借受者）に漁船の貸付けを行う者（事業主体）に対して漁船の取得費等の1/2以内の金額を助成する**水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船導入事業）**を実施
- ✓ 借受者は、事業提案書において事業開始年以降5年間の各年（実績年）の漁業所得の目標金額（ＫＰＩ）等を定め、5年以内にＫＰＩ（漁業所得を基準年から10%以上向上等）の達成を目指す。**漁業所得には、個人経営の借受者の場合、漁業以外の収入及び支出を含めない**
- ✓ 広域水産業再生委員会（広域委員会）は、実施報告書により実績年のＫＰＩの達成状況を毎年評価し、5年間で達成できない可能性が高いなどの場合、事業評価委員会（広域委員会が兼務等）が**改善策を事業主体に提言**
- ✓ 水産庁は、機構等に対して漁船導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行う

(注) 水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年水産庁長官通知）

検査の結果

- ✓ 平成28年度から令和3年度までに事業を実施した19事業主体における個人経営の725借受者を検査したところ、19事業主体の459借受者（助成金計**73億9405万円**）は、漁業以外の収入及び支出を含めて漁業所得を算出等
- ✓ 11事業主体の77借受者の基準年及び実績年（2年間）の漁業所得を本院が試算したところ、①～③のとおり。
  ①11事業主体の63借受者において、実施報告書の漁業所得と本院の試算額の**開差が1割以上**
  ②漁業所得を2年連続で黒字としていた5事業主体の14借受者において、本院の試算では**赤字**となる年あり
  ③ＫＰＩを達成したとしていた9借受者において、本院の試算では**ＫＰＩが未達成**
  ⇒借受者の漁業所得が適切に算出されておらず、ＫＰＩの達成状況が適切に把握されていないため、広域委員会において5年間でＫＰＩを達成できない可能性が高いと評価されることになる借受者が事業評価委員会による**改善策の提言対象となっていなかった**
- ✓ 上記の事態に関して、19事業主体は漁船の使用状況及び漁業所得の内容の確認が不十分。機構はこの状況を把握しておらず、**事業主体への指導が不十分。**水産庁も上記の事態を十分把握しておらず、**機構への指導等が不十分**

要求する処置

- ✓ 漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を**運用通知等に具体的に示し、**その内容を**機構から事業主体等に周知**させること
- ✓ 事業主体に貸付対象漁船の使用状況を**定期的に確認**させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して**指導等を行う**こと

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月29日の公表文を参照

15.水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出（処置要求）

水産庁

73億9405万円(指摘金額)

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船導入事業）の概要

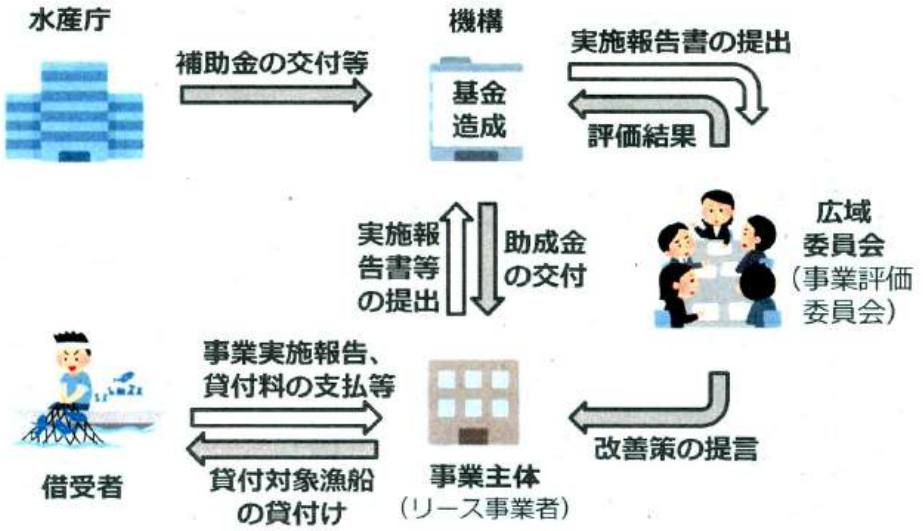
・水産庁は、水産物の安定供給の確保等の実現を図るために、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（機構）に対して、漁業経営安定対策事業費補助金を交付して**基金を造成**

・機構は、運用通知(注1)等に基づき、基金を取り崩し、中核的漁業者（借受者）に漁船の貸付けを行う者（事業主体）に対して、漁船の取得費等の1/2以内を助成する**漁船導入事業**を実施

・借受者は、事業提案書において事業開始年以降5年間の各年（実績年）の漁業所得の目標金額（ＫＰＩ）等を定め、5年以内にＫＰＩ（漁業所得を基準年から10%以上向上等）の達成を目指す。**漁業所得には、個人経営の借受者の場合、漁業以外の収入及び支出を含めない**

・事業主体は、借受者から受けた事業実施報告の内容を確認した上で漁業所得等を記載した実施報告書を機構に提出。広域水産業再生委員会（広域委員会）は、実施報告書により実績年におけるＫＰＩの達成状況を毎年評価し、5年間で達成できない可能性が高いなどの場合、事業評価委員会(注2)が**改善策を事業主体に提案**

（注1）水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年水産庁長官通知）
（注2）広域委員会が設置又は広域委員会が兼務

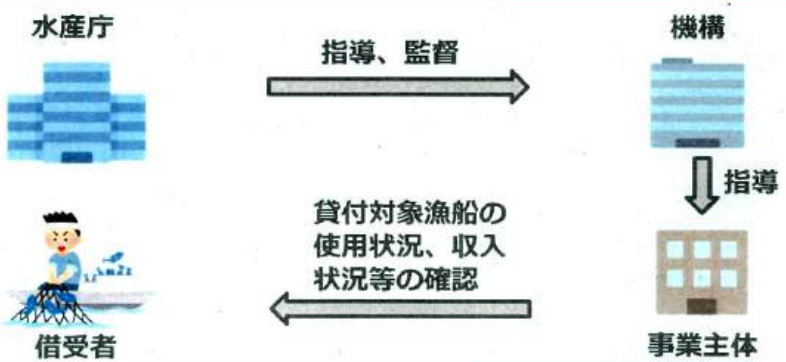


漁船導入事業の実施に関し必要な指導等

・水産庁は、機構等に対して漁船導入事業の実施に関して必要な指導及び監督を行うこととされている

・機構は、貸付対象漁船が適切に管理され運用されるよう事業主体を指導

・事業主体は、貸付対象漁船の使用状況や借受者の毎年度の収入状況等を確認



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月29日の公表文を参照

15.水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出（処置要求）

水産庁

73億9405万円(指摘金額)

検査の結果　平成28年度～令和3年度に漁船導入事業を実施した**19事業主体における725借受者**（注）を対象に、漁業所得の内訳をみたところ･･･

（注）個人経営の借受者。助成金額122億6058万円（国庫補助金相当額同額）

19事業主体の459借受者：（助成金計**73億9405万円**）　実施報告書において**漁業以外の収入**（漁業以外の用途に当たる貸付対象漁船の使用に係る収入、共済金、各種補助金等）を漁業収入に、**漁業以外の支出**（税務上の特別控除額等）を漁業支出に含めるなど、**漁業所得が適切に算出されておらず、ＫＰＩの達成状況が機構において適切に把握されていない**

このうち11事業主体の77借受者の基準年及び実績年（2年間）の漁業所得を本院で試算

①実施報告書の漁業所得と本院の試算額の開差が1割以上	②漁業所得を2年連続で黒字としていたが、試算では赤字となる年あり	③ＫＰＩを達成したとしていたが本院の試算ではいずれも未達成（下記事例参照）
11事業主体の63借受者（助成金8億0775万円）	5事業主体の14借受者（同8492万円）	9借受者（同1億3369万円）

（Ａ）貸付対象漁船の海底清掃のための使用による収入や保険金等の**漁業以外の収入**が含まれていた
（Ｂ）当該収入を除いて試算

（単位：万円）

③の事例	A			B（本院の試算）		
	事業提案書		実施報告書	事業提案書		実施報告書
	基準年	目標金額	実績額	基準年	目標金額	実績額
漁業所得	1235	1363	1677	863	949	758

KPIを達成としていた　　KPIが未達成

広域委員会において5年間でＫＰＩを達成できない可能性が高いと評価されることになる借受者が事業評価委員会による**改善策の提言対象となっていなかった**

これらの事態に関して、右表のとおり、**ＫＰＩの達成状況等**を適切に把握するための**指導等が十分に行われていなかった**

19事業主体	・貸付対象漁船の使用状況を借受者に定期的に問い合わせるなどの**確認をしていない** ・借受者の漁業所得の内容の**確認が不十分**
機構	・事業主体における上記のような状況について把握しておらず、**事業主体への指導が不十分**
水産庁	・事態が生じていたことを十分に把握しておらず、機構に対してＫＰＩの達成状況等を適切に把握するための**指導等が不十分**

要求する処置
- 漁業以外の用途や、個人経営の借受者が漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を**運用通知等に具体的に示し、**その内容を**機構から事業主体等に周知**させること
- 事業主体に貸付対象漁船の使用状況を**定期的に確認**させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して**指導等を行う**こと

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年5月29日の公表文を参照

次のページをご覧ください。



Copyright©2024 Board of Audit of Japan

16.犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁
2億3703万円(指摘金額)
48億7300万円(背景金額)

犯罪被害者等給付金（給付金）等の概要

- ✓ 給付金は、法律に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（犯罪被害者等）に対して、犯罪被害等の早期の軽減及び平穏な生活への復帰を支援するため、警察庁（国）が支給
- ✓ 給付金の支給を受けようとする者は、都道府県警察本部等に申請し、都道府県公安委員会の裁定を受ける
- ✓ 都道府県警察本部は、裁定のための調査等を行い、収集した資料に基づき調書を作成し、裁定後、裁定に係る調書等（裁定のための収集資料を除く）を国に送付
- ✓ 国は、給付金を支給したときは、その額の限度において当該給付金の支給を受けた者が有する犯罪被害の**損害賠償請求権を取得（求償権）**
- ✓ 求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から**5年間行使しないときは、時効によって消滅**
- ✓ 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき**債権が発生したとき**などは、**遅滞なく、債権金額等を調査**し、確認の上、これを**債権管理簿に記載**するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知

検査の結果

- ✓ 平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金**（計1,838件、計48億7300万円）**を検査
  - ➢ 国は、犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求権が発生しないものを除いて**求償権を取得**
  - ➢ 警察庁は、**全て**の求償権に係る債権金額等について、債権回収の見込みがないなどとして、**調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった**
- ✓ 上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認
  - ➢ 給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で**加害者が時効を援用できる**状態
  - ➢ 裁定のための調査等の結果、裁定に係る調書や収集資料に加害者に資力があると思料される記載があるのに、警察庁においてそれを債権金額等の調査確認に**十分活用していない（計78件、計2億3703万円）**

要求する処置

- ✓ 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を**債権管理簿に適切に記載するよう是正**
- ✓ 求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど**適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備**
- ✓ 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における**加害者の資力に関する事項**について、裁定に係る調書に**適切に記載するよう**都道府県警察に**周知**

Copyright©2024 Board of Audit of Japan
本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年10月18日の公表文を参照

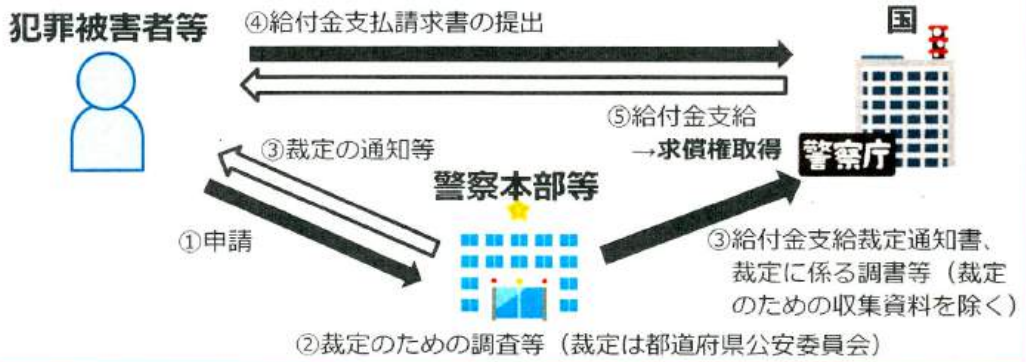
16.犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁
2億3703万円(指摘金額)
48億7300万円(背景金額)

犯罪被害者等給付金（給付金）、国における債権管理の概要

- 警察庁（国）は、犯罪被害者等に対して給付金を支給
- 国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、支給を受けた者が有する犯罪被害の**損害賠償請求権を取得（求償権）**
- 求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から**5年間行使しないときは、時効によって消滅**
- 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき**債権が発生したとき**などは、**遅滞なく、債権金額等を調査**し、確認の上、これを**債権管理簿に記載**するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知をしなければならない

給付金の申請から支給までの流れの概要



検査の結果１　債権管理簿に記載していないなどの事態

平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金（**計1,838件**、**計48億7300万円（背景金額）**）を検査

警察庁は、**全て**の求償権に係る債権金額等について、債権回収の見込みがないなどとして、**調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった**

上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認したところ・・・

検査の結果２、３の事態

検査の結果２　加害者が時効を援用できる状態になっている事態

給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で**加害者が時効を援用できる**状態

検査の結果３　裁定のための調査等の結果を十分活用していない事態

- 裁定に係る調書において加害者に資力があると思料される記載あり
  →計23件、計6426万円
- 裁定のための収集資料等に加害者に資力があると思料される記載あり
  →計55件、計1億7277万円

警察庁において、裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に**十分活用していない**　**計78件**、**計2億3703万円（指摘金額）**

要求する処置

- 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を**債権管理簿に適切に記載するよう是正**
- 求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど**適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備**
- 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における**加害者の資力に関する事項**について、裁定に係る調書に**適切に記載するよう**都道府県警察に**周知**

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

17.（独）農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模（処置要求）

農林水産本省

218億7376万円(指摘金額)

貸付け等の概要

- ✓ 農林水産省は（独）農林漁業信用基金（**信用基金**）に**出資金等を交付**（令和4年度末時点 **累計367億5400万円**）
- ✓ 信用基金は、国からの出資金等を財源に、各都道府県の農業信用基金協会（**協会**）に対して、**長期の資金を貸付け**（4年度末時点**貸付金残高計367億5350万円**）
- ✓ この貸付けは、協会による積極的な保証の引受けを促進して農業等債務保証に係る保証債務の額の増大を図ること等を目的
- ✓ 協会は、**農業者等が**融資機関から資金を借り入れる際にその**債務を保証**し、債務不履行に陥った場合は貸付金等の資金を原資に**代位弁済を実施**（＝資金代位弁済）
- ✓ 独立行政法人（信用基金）は、独立行政法人通則法（通則法）に基づき不要財産を処分しなければならない不要財産のうち、政府からの出資等に係るものについては、主務大臣の認可を受けて国庫に納付
- ✓ 本院は、貸付金の一部が将来も使用する見込みがない状況となっていたことから、平成24年に農林水産大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求（24年処置要求）
その結果、農林水産省は、**出資金等123億8300万円を国庫に返納**させることとする処置を講じていた

検査の結果

- ✓ 資金代位弁済額は、平成25年度から令和4年度までの間、貸付金の年度末残高に対して**低い水準で、減少傾向**（25年度の**計40億6497万円**（貸付金の年度末残高の11.0%）▶ 4年度の**計17億0471万円**（同4.6%））
- ✓ 農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模の**見直しを実施せず**
- ✓ 本院が各協会における今後の貸付金の必要額について保守的に試算
その結果、全47協会のうち**39協会**において、協会に対する**貸付額**（計343億3161万円）が**必要額**（計124億5784万円）を**計218億7376万円上回る**状況で、上回った額については、**今後も使用する見込みなし**

要求する処置

- ✓ **貸付金の規模を見直し**、各協会に**真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせる**こと
- ✓ **過大となる貸付金に相当する国の出資金等**を、通則法に基づいて**信用基金から国庫に納付**させて、**貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする**こと
- ✓ 貸付金及び国の出資金等の**規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備**すること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年9月26日の公表文を参照

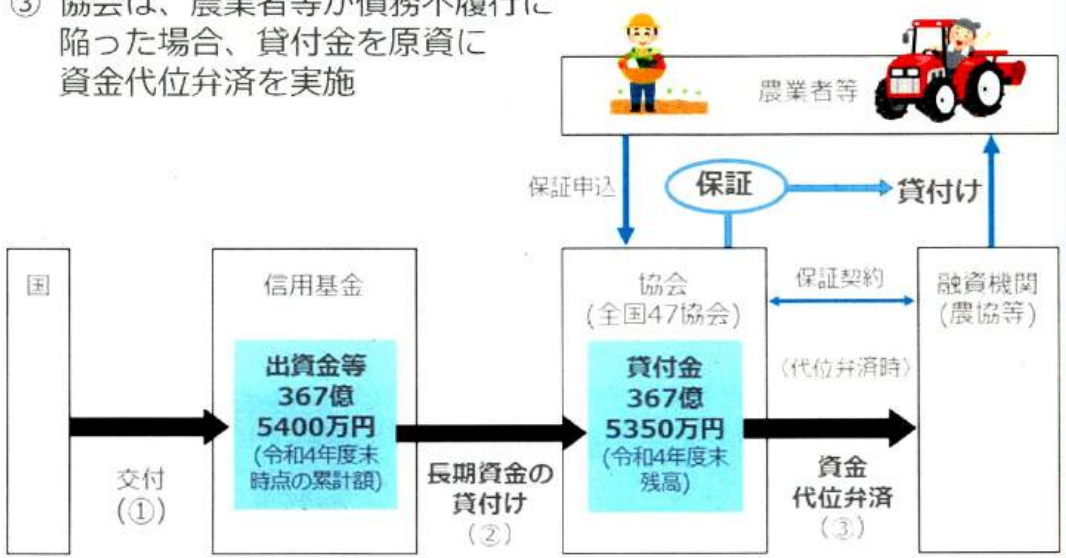
17.（独）農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模（処置要求）

農林水産本省

218億7376万円(指摘金額)

貸付けの概要

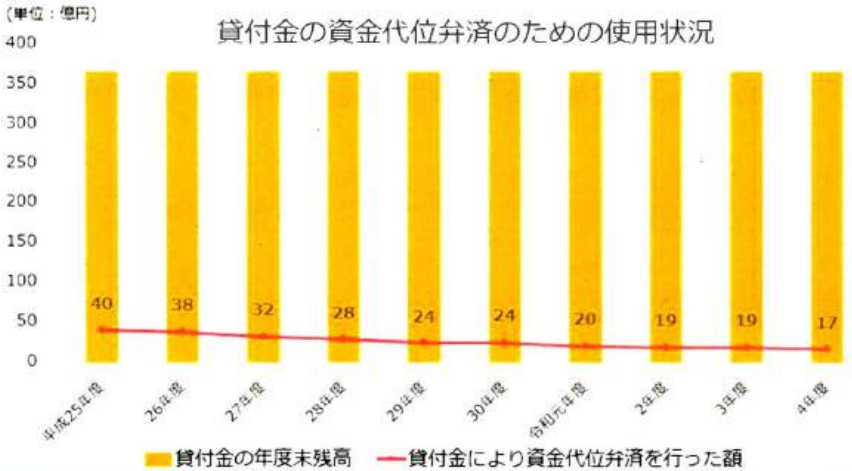
① 農林水産省（国）は、貸付けのために出資金等を信用基金に交付
② 信用基金は、各協会に長期資金を貸付け
③ 協会は、農業者等が債務不履行に陥った場合、貸付金を原資に資金代位弁済を実施



検査の結果1

・ 貸付金の各年度末残高**367億円**（全47協会）に対し、資金代位弁済額は、いずれの年度においても**低い水準**

・ **40億円**(年度末残高の11.0%)から**17億円**(4.6%)まで**減少傾向**



⇒このような状況にもかかわらず、農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模見直しを実施せず

検査の結果2

・ 貸付金の必要額の試算：各協会における、平成20年度以降（※1）の代位弁済額の最大値 × 調整係数（※2）

・ 貸付金の過大額の試算：

過大額	＝	令和4年度末貸付金残高	－	試算した貸付金の必要額
218億7376万円		343億3161万円(39協会)		124億5784万余円(39協会)

（※1）東日本大震災等の発生時期を含む平成20年度から令和4年度までの過去15年間を対象（農業者等の経営に大きな影響を与える大規模な災害等が発生した際に協会による農業等債務保証の引受けに支障が生じないよう保守的に算出するため）

（※2）「必要額を算定する令和4年度の前年度末（3年度末）の保証債務残高」を「最大弁済額年度（平成20年度以降で代位弁済額が最も多額であった年度）の前年度末の保証債務残高」で除して算出した係数（協会ごとの保証債務残高の増減の状況を考慮するため）

要求する処置

・ **貸付金の規模を見直し**、各協会に**真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせる**こと
・ **過大となる貸付金に相当する国の出資金等**を通則法に基づいて**信用基金から国庫に納付**させて、**貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする**こと
・ 貸付金及び国の出資金等の**規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備**すること

Copyright©2024 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和6年9月26日の公表文を参照

不当事項に係る是正措置の検査の結果

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況　※　令和6年6月末現在

			是正措置が完了	是正措置が未済
令和4年度決算検査報告	掲記した不当事項	285 件 97 億円	258 件 90 億円	27 件 7 億円
昭和21年度～令和3年度決算検査報告	令和5年7月末現在で是正措置が未済	346 件 153 億円	64 件 57 億円	282 件 95 億円

（注）金額は表示単位未満を切り捨てているため、各欄の金額を合計しても左欄とは一致しない。

Copyright©2024　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和5年度決算検査報告の概要pp.471-474を参照

資料３

会計検査（契約関係）について

令和6年11月26日
会計検査院

1．令和5年度決算検査報告の全体像

検査報告掲記事項

	令和5年度決算検査報告		令和4年度決算検査報告	
	掲記件数	指摘金額	掲記件数	指摘金額
不当事項	**294** 件	**77** 億円	285 件	97 億円
意見表示・処置要求事項	**22** 件	**522** 億円	20 件	309 億円
処置済事項	**22** 件	**50** 億円	28 件	173 億円
特記事項	—	—	—	—
指摘事項　計	**338** 件	**648** 億円	**333** 件	**580** 億円
随時報告	**1** 件	—	3 件	—
国会要請	—	—	4 件	—
特定検査状況	**6** 件	—	4 件	—
合計	**345** 件	**648** 億円	**344** 件	**580** 億円

（注）金額は表示単位未満を切り捨てているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

２．契約に関する主な指摘事例

会計検査院は、合規性、経済性等の観点からの検査を行い、契約の支払額が適正なものとなっていなかった事態、契約の公正性、競争性が確保されたものとなっていなかった事態等を令和5年度決算検査報告に掲記しました。
その主な事例として、次のようなものがあります。

①　新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの【支払不適切】

（厚生労働省・不当事項）

②　地方防衛局等が発注する建設工事について、早期に入札・契約手続をとらなかったことによって当該手続に充てることができる期間が短くなった場合に、緊急の必要により競争に付することができないとして既に契約を締結した工事に契約変更により建設工事を追加するのではなく、公正性、競争性等を確保するために、入札・契約手続に係る十分な期間を確保して、一般競争入札により契約を締結するよう改善させたもの【契約処置不適切】

（防衛省・処置済事項）

③　Ｘバンド雨量計の精度を検証するなどのために使用する測定器について、調達の際に他の地方整備局等が管理している測定器の状況を踏まえて調達の必要性を検討することや、測定器を用いてＸバンド雨量計の精度の向上を図るなどの精度向上業務に取り組むことについて周知することなどにより、測定器の調達を適切に実施するとともに、調達した測定器を有効に活用するよう改善させたもの【過大調達】

（国土交通省・処置済事項）

④　ＩＣＴ活用工事の出来形管理等経費の積算に当たり、共通仮設費率等に補正係数を乗ずるＩＣＴ補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、積算要領等に反映するなどしてＩＣＴ活用工事における費用の補正が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの【積算過大】

（国土交通省・処置要求事項）

⑤　舗装補修工事の施工に当たり配置する交通監視員に係る費用について、実際の工事現場の状況が設計図書に示された条件と一致していなかったのに、設計図書を変更しなかったなどのため、支払額が過大となっていたもの【契約処置不適切】

（中日本高速道路株式会社・不当事項）

⑥　子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況について

（内閣府本府、厚生労働省・特定検査状況）

これらの各案件について、概要を示すと次のとおりです。

※本資料においては表現等を大幅に簡略化しています。詳細はお配りした参考資料を御覧ください。

① 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの【支払不適切】　（厚生労働省　不当事項　指摘金額1億1669万円）

契約の概要等

・Ｇ－ＭＩＳ(注)の構築、運用等の一環として、コールセンターの運営に係る業務や、医療機関等に対するライセンスの付与に係る業務等を実施

・業務の一部を第三者に再委託するなどした場合の人件費等は、実際に業務に要した額とする

・ライセンスの調達費用等については会社が実際に支払った費用に応じて支払う

（注）Ｇ－ＭＩＳ　医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等について、医療機関が入力した情報を一元的に地方公共団体に提供する機能等を有しているシステム

検査の結果

・コールセンターの運営に係る人件費等について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていた事態

業務に従事した実態のない人数等に係る金額が計上されていた

人件費単価に根拠のない金額が上乗せされていた

・ライセンスの調達費用について実際には購入しなかった分が請求に含まれていた事態

実際には販売代理店から購入していない計13,000ライセンスについて会社が誤って請求

⇒約1億1669万円が過大に支払われていた

（発生原因）

本省において会社から提出された請求書等の関係書類の確認が十分でなかった

② **地方防衛局等が発注する建設工事について、早期に入札・契約手続をとらなかったことによって当該手続に充てることができる期間が短くなった場合に、緊急の必要により競争に付することができないとして既に契約を締結した工事に契約変更により建設工事を追加するのではなく、公正性、競争性等を確保するために、入札・契約手続に係る十分な期間を確保して、一般競争入札により契約を締結するよう改善させたもの【契約処置不適切】**　（防衛省　処置済事項　指摘金額10億6228万円）

契約の概要等

・国の契約方式は機会の均等、公平性の保持等の面から、一般競争契約が原則。緊急の必要により競争に付することができない場合は随意契約によるものとする。
・土木工事、建築工事等（建設工事）については、その性質上不確定な現地の条件を前提に設計図書を作成せざるを得ないという制約
・予見し難い事由が生じたことにより、追加の建設工事（追加工事）の発注が必要となる場合が多い
・既に契約を締結した工事（既契約工事）の受注者と協議を行い、必要に応じて工事費を増額する契約変更を行うなどして、当該受注者に追加工事を発注

検査の結果

地方防衛局が入札公告を行うことなく既契約工事の契約変更により追加した34契約36工事については、予見不可能な事態はなく、あらかじめ予算措置を行っていたものであるのに、早期に入札・契約手続をとらなかったことによって当該手続に充てることができる期間が短くなったものであった

⇒緊急の必要により競争に付することができない場合には該当せず、一般競争入札を行う必要があった

上記の追加工事による契約額の増加額：10億6228万円

（発生原因）
早期に施設を整備する必要がある場合にもあらかじめ入札・契約手続に係る十分な期間を確保して一般競争入札により契約を締結するよう周知することが十分でなかった

③　Ｘバンド雨量計の精度を検証するなどのために使用する測定器について、調達の際に他の地方整備局等が管理している測定器の状況を踏まえて調達の必要性を検討することや、測定器を用いてＸバンド雨量計の精度の向上を図るなどの精度向上業務に取り組むことについて周知することなどにより、測定器の調達を適切に実施するとともに、調達した測定器を有効に活用するよう改善させたもの【過大調達】

（国土交通省　処置済事項　指摘金額2885万円）

契約の概要等

・電波を用いて雨粒の量、形状等を把握するXバンド雨量計の精度を検証するなどのために用いる測定器を調達

・複数のXバンド雨量計の観測範囲が重なる場所に設置することで、測定器１台で複数基のXバンド雨量計の精度の検証が可能

・測定器は可搬型の機器であり、事務所等から搬出して任意の場所に設置することが可能

検査の結果

東北整備局はXバンド雨量計１基につき測定器１台を調達。調達した測定器６台を全く使用していなかった

→調達の必要性について確認したところ、少なくとも４台は調達しなくてもXバンド雨量計の精度の維持に特段の支障はないと認められた

- 複数のXバンド雨量計の観測範囲が重なる場所に設置することで、2台で同局が設置している全てのXバンド雨量計の精度の検証が可能
- 2台のほかに測定器が必要となったとしても、他の地方整備局の測定器を借り受ける体制が整備されていれば対応可能

⇒測定器4台の調達価格相当額：2885万円

（発生原因）
調達の必要性の検討が十分でなかった
他の地方整備局等の測定器を借り受けることなどができるよう調整する体制を整備していなかった　など

④　ＩＣＴ活用工事の出来形管理等経費の積算に当たり、共通仮設費率等に補正係数を乗ずるＩＣＴ補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、積算要領等に反映するなどしてＩＣＴ活用工事における費用の補正が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの【積算過大】

（国土交通省　処置要求事項　指摘金額1億8579万円）

契約の概要等

・ICT施工技術を活用する工事（ICT活用工事）の導入により、あらゆる建設生産プロセスにおいて3次元データを一貫して使用することで建設現場における生産性及び安全性を向上させることを期待

・ICT活用工事を推進するために、共通仮設費等の間接工事費についてもICT活用工事による費用の増加分を見込む

・間接工事費のうち共通仮設費は、直接工事費を基に算出した対象額に所定の共通仮設費率を乗ずるなどして算定

- 空中写真測量等の機器を用いた出来形管理等を行った場合は共通仮設費率等に所定の補正係数を乗ずる（ICT補正）などして費用を計上
- 従来手法による出来形管理等を行うなどの場合はICT補正は行わず積算

・施工箇所が1km程度を超えて点在する工事（点在型工事）の場合は、施工箇所ごとにICT補正の要否を判断する必要あり

検査の結果

・ICT活用工事における出来形管理等に係る経費の積算について次の誤り

○従来手法による出来形管理等を実施することなどとしているのにICT補正を行っていた事態

○点在型工事において、ICT補正を行うこととなっていない施工箇所を含めてICT補正を行っていた事態

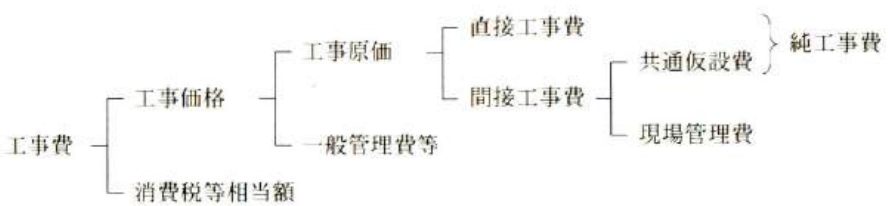
⇒1億8579万円が低減できた

（発生原因）

ICT 補正の対象となる出来形管理手法や工種、点在型工事におけるICT 補正の取扱いが明確化されていないなど、積算要領等がICT 補正の対象について十分な理解を得られるものとなっていなかった　など

＜参考＞

図表１　工事費の積算体系図



図表２　土工の場合における出来形管理手法の記載（概念図）

実施要領（令和４年度）	積算要領（令和４年度）
（出来形管理手法）	（ICT 補正が適用となる出来形管理手法）
1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理	1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理	2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3）TS 等光波方式を用いた出来形管理	
4）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理	
5）RTK－GNSS を用いた出来形管理	
6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
8）施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）	
9）施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）	
10）施工履歴データを用いた出来形管理（土工）	
11）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理	5）上記１）～４）に類似する，その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

（注）実施要領のうち，３）～５）の TS 等を用いた出来形管理は，従来手法による出来形管理となっている（３次元座標値を面的に取得することにより３次元出来形管理と評価できる場合もある。）。

⑤　舗装補修工事の施工に当たり配置する交通監視員に係る費用について、実際の工事現場の状況が設計図書に示された条件と一致していなかったのに、設計図書を変更しなかったなどのため、支払額が過大となっていたもの【契約処置不適切】

（中日本高速道路株式会社　不当事項　指摘金額2822万円）

契約の概要等

・工事の施工に当たり、工事関係者及び一般通行車両の安全を確保するために、交通規制、車両の誘導等を行う交通監視員を配置

・特記仕様書等において、24時間の昼夜連続規制を行う場所に1人日当たりの高速時間が13時間の者を2交替で配置

・特記仕様書等に示された条件と一致しないなどの場合には調査を行い、特記仕様書等（設計図書）の変更を行わなければならない

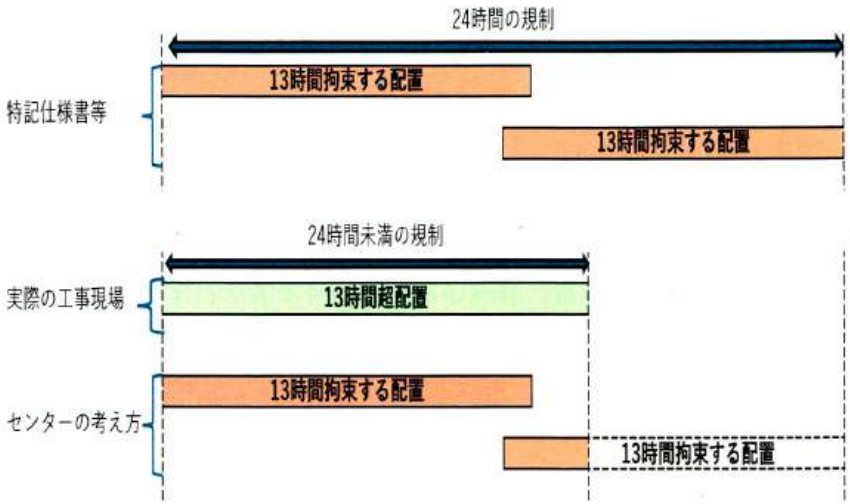
検査の結果

規制時間が24時間未満となっている工事現場が見受けられた

- 当該現場の規制は2交替ではなく、1人の者を13時間超拘束する配置となっていた
- 当該配置に係る人日数についてみると、配置された１人の者を一律に２人日として記載されているものがあった（右図参照）

特記仕様書等で示された2交替ではなく、1人の者を13時間超拘束する配置により行われていたのに、設計図書の変更を行わないまま一律に2人日とするなどして費用を算出していたことは適切とは認められない

⇒支払額約2822万円が過大



⑥　子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況について

（内閣府本府、厚生労働省　特定検査状況）

※掲記した内容のうち、一部を抜粋して紹介

検査の観点等

・子育て世帯及び低所得者世帯に向けた給付金を支給する事業について、事務費の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査

・給付金に係る交付金等の対象となる事務費の内訳は、下のグラフのとおり、委託費が全体の83.3%を占めていた。

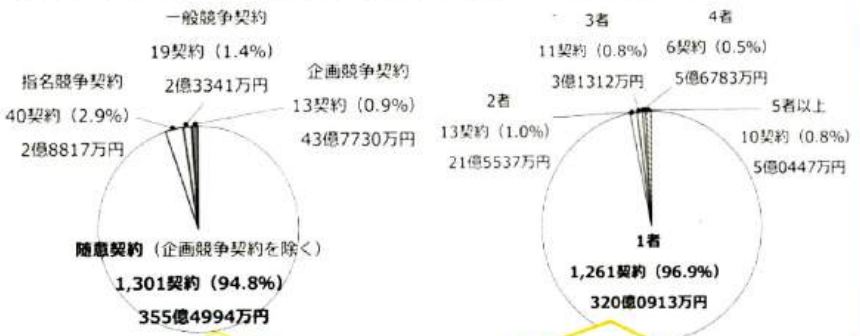


委託費の契約方式等の状況

厚生労働省が事業主体に対して発出した事務連絡・留意事項

システム改修開発経費や給付事務等の**委託費**については、**複数の業者から見積りを取得するなど、過度に費用が発生しないよう努めること**

そこで、委託費について、契約方式及び見積りの徴取先数をみると・・・



事務費の大部分を占める**委託費**について、委託契約等の**大半が随意契約**により行われており、**そのほとんどが1者のみから見積りを徴取して契約**している状況

所見　**給付事務を委託契約等により実施する際**には、契約相手方の選定の公正性及び経済性を確保した契約となるよう、**随意契約による場合であっても、なるべく複数の業者から見積りを徴取**するようにすること

障害者配慮

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定されています。

「障害者差別解消法」は、行政機関等がその事務を行うに当たり、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに【不当な差別的取扱いの禁止】、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない【合理的配慮の提供】としています。

裁判所においても、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進を図っていくために、政府が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、裁判所職員が適切に対応するために必要な要領（「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」）を定めています。そのため、裁判官を含む裁判所職員一人一人が、その職務を遂行するに際し、合理的配慮の提供が自らの業務となることを認識し、対応する必要があることから、上記対応要領等の理解を深めていただきたいと考えています。

➤基本的な考え方～適切な対応をするために～
※内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」も参考にしてください。

障害者対応事例集
全国の裁判所から報告があった対応事例から参考になるものを掲載した事例集です。

よくある事例

関連する通達・通知等

● 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について

裁判所では、平成２８年３月２５日の最高裁判所裁判官会議により「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、障害を理由とする差別の解消等に取り組んできました。
令和６年３月２７日の最高裁判所裁判官会議により対応要領が改正され、同年４月１５日から実施されることとなりました。主な改正点は次のとおりです。

➤主な改正点

● アンケート結果について

対応要領の改正に先立って実施した「障害者配慮に関するアンケート」の結果とそれを踏まえた対応を説明します。

➤アンケートの結果等について（説明スライド）
➤ 職員の意見・アイデア

●よくある事例

No.	障害種別	相談（申出）内容	対応（配慮）内容
1	身体	自家用車で裁判所に行きたいが，手続き中，車を停めるところはあるのか。	裁判所構内に駐車スペースを用意した。
2	全	障害があるため，決められた法廷（手続室）まで辿り着けるか不安である。	来庁したとの連絡を受け，裁判所内を付き添って法廷等まで案内した。
3	聴覚	意思疎通に不安がある。	・ホワイトボード，紙，筆記具，補（助）聴器，筆談器，ワイヤレスマイク，ワイヤレス通訳システムを使用したり，期日間の連絡手段としてファクシミリやＷｅｂメールを利用した。 ・通常，口頭で行う案内を紙にメモして渡した。
4	全	庁内にある器具や設備を利用したい。	車いす，補聴器，拡大鏡を貸し出したり，電源や磁器ループを使用して手続を行った。
5	身体	調停期日の当事者から体が不自由で移動が辛いとの申出があった。	調停室隣待合室を確保し，調停委員会が部屋を往来した。

NO	障害種別	具体的な配慮内容	対応内容
6	聴覚	・手続を筆談により実施してもらいたい。 ・広い法廷では声が聴きとりにくい。	RT法廷を使用した。
7	身体	・車椅子で出頭するため，エレベーターがないと２階に上がれない。	１階にある（ＲＴ）法廷や調停室を利用した。
8	全	親族，保佐人，入居施設職員など障がい者の理解を援助する者の期日への同席（法廷での当事者席を含む。）を認めてもらいたい。	補佐人や代理人として許可したり，情報管理に留意することを条件に補助者，付添人，介添人として期日への同席を認めた。
9	聴覚	手話通訳人を同行するので期日への同席を認めてもらいたい。	情報管理に留意することを条件に同席を認めた。
10	全	障がいの特性や通院日に配慮してもらいたい。	期日指定の際に，申出を踏まえて配慮した。
11	視覚 聴覚 精神	口頭で一度に説明されても理解できないことがある。	ゆっくり，丁寧に，繰り返し説明し，内容が理解されたことを確認しながら応対した。
12	精神	他人との接触や多人数の中にいると緊張したり，発作等が起きる可能性があるため，適宜別室等の準備や休憩場所を確保してほしい。	別室や人目のつかない場所に待機場所を用意した。
13	身体	車椅子で傍聴したい。	・部屋内で車椅子での移動しやすさを踏まえ，１階（広い部屋）で期日を実施した。 ・傍聴席を取り外して車椅子用のスペースを作った。
14	全	障がいを有する傍聴人が多数いるが，専用の駐車区画等が足りない場合は配慮してもらえるのか。	通常，障がい者専用区画とされていない部分を変更して利用した。
15	身体	車椅子を使用しているが，庁舎内等に段差がある場合に補助してもらいたい。	キャスター上げの補助やスロープがある場所への誘導等の補助を行った。
16	身体	書類を記載する際に書面を押さえてもらいたい。	職員が書類等を押さえたり，バインダー等の器具を貸し出した。
17	全	自分で字を書くことができない。	・職員が内容を聞き取り，本人に読み聞かせの上，代筆した旨を余白に付記した。 ・簡裁民事事件，民事調停事件，家事調停事件及び家事審判事件において訴状及び申立書の記載内容は代筆し，署名・押印のみ本人に行わせた（準口頭受理）。
18	全	定められた期限内に書面を作成できない。	提出期限を伸長した。
19	身体	被告人の足が悪く出廷につき介助等が必要である。	通常の身柄出入口ではなく，スロープのある出入口を遮蔽等を行ったうえで入退庁させた。庁舎内の身柄専用通路以外の移動についても一般来庁者の目に触れないように配慮した。
20	視覚	送付された書類の字が小さくて見えない。	通常のフォントよりも拡大して文書を作成した。
21	身体 精神	長時間体を起こしておくことができないため，手続中や休憩時間に横になれるよう配慮してほしい。	手続中に横になるための長椅子を法廷内に設置
22	聴覚	聴覚又は発声に障がいがあるため，尋問の際には配慮してほしい。	・質問時には，質問事項をPC入力してモニターに表示させたり，質問事項をあらかじめ紙に筆記しておき，それを書画カメラを使用してモニター表示させるなどの方法をとった。 ・回答時には，回答内容を紙に筆記してもらい，書画カメラを使用してモニター表示した。
23	聴覚	手話通訳人を手配してほしい。	自治体の派遣事業や障がい者団体などに派遣の可否を確認し，可能な場合は相談者に同手続を紹介した。

●関連する通達・通知等

障害者配慮に関する通達や通知等についてのリンクです。

区分	名称	内容
通達	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（28.3.24総一第346号事務総長通達）	標記の対応要領が別紙のとおり定められたので，これによるように指示する内容
通達	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて（28.6.29総一第804号総務局長依命通達）	対応要領記載の報告の方法について定めるもの

通知	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（28.3.24総一第347号総務局長通知）	裁判事務においても対応要領に沿った手続の実現が図られるよう依頼するもの（主に裁判官向け）
通知	発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布等について（28.8.1総一第856号総務局長通知）	法改正の内容とそれに沿った配慮、研修等が実施されるべきである旨伝えるもの
書簡	総務局長・民事局長・刑事局長・行政局長・家庭局長事務取扱書簡（平成２６年９月２９日付け「当事者等に対する点字文書の交付等について」）	裁判員裁判実施庁に整備された点字翻訳機器の利用方法に関するもの
書簡	事務総長通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」の発出に伴う研修の実施について（28.3.25総務局長書簡）	対応要領に沿った研修の実施についての内容
書簡	発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布等に伴う研修の実施について（28.8.1総務局長書簡）	法改正及びそれに沿った研修を実施すべき旨を記載したもの
事務連絡	裁判所を利用する障害者（失語症者）への配慮について（27.3.17総一課長等事務連絡）	最高裁判所に対し，特定非営利活動法人日本失語症協議会から失語症への理解と失語症者に対する配慮を求める申し入れがあり、失語症に対して配慮を求める内容
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の実施について（28.6.10総務局長事務連絡）	不適切事案があったため、実施について再度確認を求めるもの
事務連絡	発達障害に関する理解を深めるための研修等の実施について（29.3.21総一課長事務連絡）	発達障害者支援センターの職員を招いて研修をするべきことなどについて
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領による障害者等の相談窓口における配布リストの運用方法等について（5.9.11総一課長事務連絡）	障害者相談用配布リストの運用に関するもの
事務連絡	障害差別相談等の内容等に関する報告事務の取扱いについて（1.11.15総一課長事務連絡）	対応要領記載の報告につき、全件を報告する必要までは無い旨連絡するもの
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の実施について（2.10.1総務局長事務連絡）	不適切事案があったため、実施について再度確認を求めるもの
事務連絡	訴訟事件における聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳者の手配等について（6.6.14総務局長等事務連絡）	最高裁判所大法廷に係属したいわゆる旧優生保護法関連の損害賠償及び国家賠償請求事件の判決言渡期日において、聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳を手配し、その費用を公費で負担する予定となったこと等を連絡するもの
事務連絡	訴訟事件における聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳者の手配等に係る予算示達上申手続等について（5.7.29総務局第一課長等事務連絡）	下級裁判所に係属する事件について、最高裁判所大法廷に係属していたいわゆる旧優生保護法関連の損害賠償及び国家賠償請求事件の判決言渡期日と概ね同様の事情があるとして、聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳を手配し、その費用を公費で負担することを検討する場合の予算示達上申手続等を連絡するもの
事務連絡	民事訴訟手続においてウェブ会議システムを利用する場合の障害のある当事者等に対する合理的配慮等について（6.10.3総務局第一課長等事務連絡）	法務省に設置された「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」の分科会「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、多様な障害者団体からのヒアリングを実施するなどして、障害のある当事者等が民事訴訟手続でウェブ会議を利用する際の留意点や必要な配慮を検討したもの

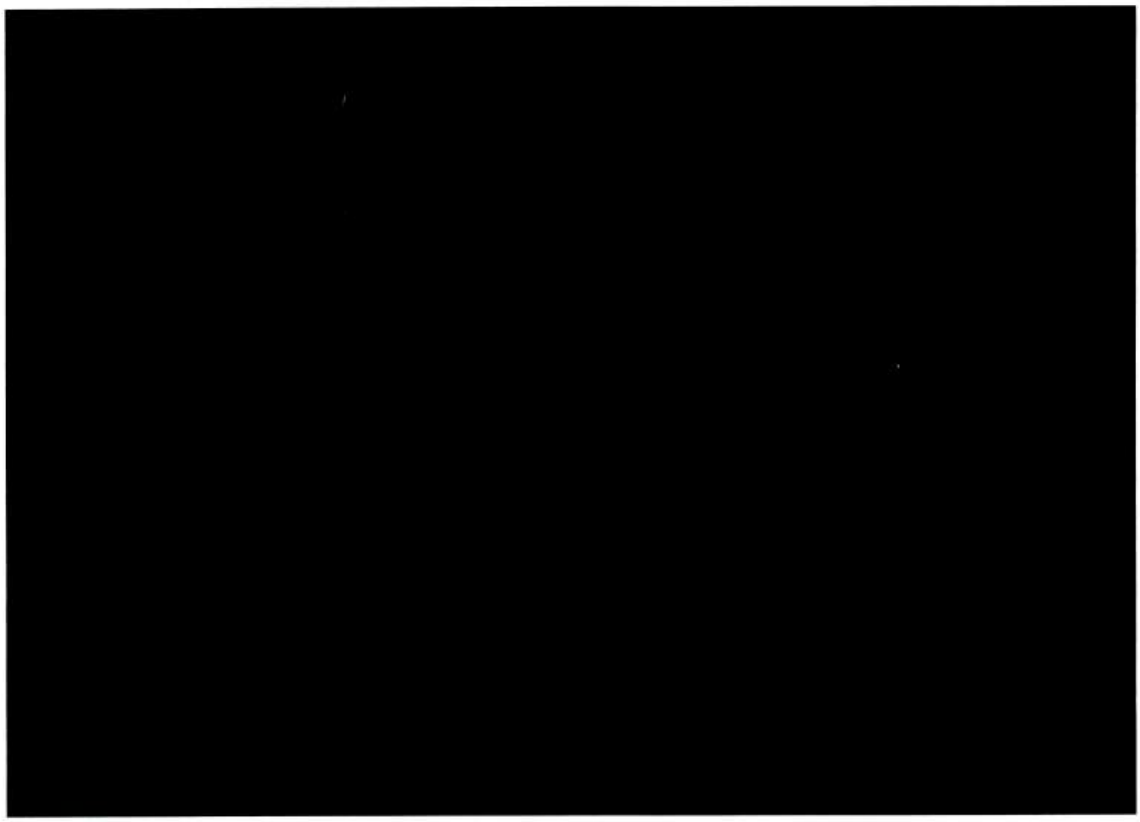
● 各裁判所における補助具等の整備状況

補聴器や車椅子など、障害のある来庁者と職員との意思疎通や、庁舎内における行動を補助するための備品（＝補助具等）について、各庁が管理している補助具等又は同一庁舎内の他庁と共用して利用可能な補助具等をまとめました。

障害のある来庁者に対応する際の参考にしていただくとともに、これらの補助具等が必要なときにすぐ利用できる状態となっているかを今一度確認してください。

また、補助具等を新たに自庁に整備することを検討する際の参考にしてください。

➢各裁判所の補助具等まとめ



主な改正点

※　令和６年４月１日から施行される改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即した上で、行政府省の対応要領や職員アンケートの結果も踏まえて改正しました。

【不当な差別取扱いについて】

○　社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を明示　➢対応要領の別紙の２

※　具体的には、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等を指します

○　行政府省の対応要領や、障害者配慮に関する職員アンケートの結果などを踏まえて、不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる具体例を追加　➢対応要領の別紙の４



【合理的配慮について】

○　建設的対話・相互理解の重要性を追記　➢対応要領の別紙の５の(2)

：社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であること

○　環境の整備に関する記載を追記　➢対応要領の別紙の５の(4)

：具体的には、合理的配慮を行うための主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等

○　合理的配慮に関する具体例を追加　➢対応要領の別紙の７

：行政府省の対応要領や、障害者配慮に関する職員アンケートの結果、法曹三者による障害者団体からのヒアリングを通じて得られた知見などを踏まえたもの

「障害者の方々が裁判所を利用しやすくなるための合理的配慮に関する職員アンケート」の結果等について

○　最高裁判所では、R5.12.14～R6.1.12までの間、「障害者の方々が裁判所を利用しやすくなるための合理的配慮に関する職員アンケート」を実施しました。

○　アンケートの回答総数は、**８３７件**です。

○　重複する意見や同じ視点からの意見等を整理した上で、アンケート回答の概要について紹介します。

○　アンケート回答に現れたアイデアや問題意識について、今後、裁判所としてどのように取り組んでいくことを考えているかをお知らせします。

※　対応要領は、職員以外の裁判所利用者を主眼としたものであるため、アンケート回答に含まれていた障害を有する裁判所職員の勤務環境に関する意見については、対応要領への反映を前提とした分析、検討は行っていません。ただし、最高裁内関係局課においては全ての意見を共有しており、障害者の雇用の促進等に係る施策の参考にされます。

意見の概要（主なもの）

庁舎や備品に関すること

●敷地内や庁舎内に細かい段差がある
●点字ブロックを増やしたい
●２階建て以上の庁舎にはエレベーターか昇降機が必要
●法廷や事件関係室のドアは、スライド式や電動（自動）にできないか
●法廷や事件関係室に車いす用スペースがあればよい
●洋式トイレ、多目的トイレが足りない
●照明が暗い・冷暖房が適切でない
●執務室にローカウンターを設置すべき
●駐車場は整備や案内が不十分

補助具に関すること

●補助具の数などが十分でない
●性能の良いものに更新すべき
●どの部署にどのような補助具があるか分からない・共有されていない
●コミュニケーションボードが必要
●事件当事者とはメールでも連絡を取ることができたらよい

デジタル技術等によるサービス向上

●ウェブサイトを充実させるべき
●ＡＩを活用した手続案内ツールを作るべき
●ウェブ会議で手続案内ができたらよい
●法廷内のやりとりを字幕表示する

デジタル技術等によらないサービス向上

●当事者等の動線を予め確保しておく
●当事者等の状況に応じた法廷（位置や広さ）を使用する
●傍聴席に優先席を設けることはできないか
●入退廷時や傍聴中は職員が付き添って解説してはどうか
●傍聴のしかたを分かりやすく説明したリーフレットを作ってはどうか
●法廷や事件関係室では裁判官もゆっくり、はっきり話す
●拡声マイクを効果的に使用する
●日頃から関係する行政機関等と連携してほしい

研修・啓発等

●現状において職員の意識、スキルは高いと思う
●現状において職員の意識、スキルは低いと思う
●官用の車いすを実際に使用して体験するべき
●参考資料を充実させたり対応マニュアルを作ってほしい
●手話通訳など専門家の講習を受けたい

管理職員・幹部職員に対する要望

●障害者配慮の施策について勉強不足の管理職員・幹部職員がいる
●困難な対応や組織的な対応が予定される事案では、危機感を持ち、十分に事情を把握してバックアップしてほしい

取組①

合理的配慮に関するアイデアや問題意識のうち、現状の裁判所の人的・物的要素も考慮に入れた上で、裁判所利用者にとって特に有益と思われるものや、職員として特に理解し又は取り組むことが求められる汎用性のあるものについては、今回改正された対応要領に、具体例として盛り込むこととしました。

具体的には

・予め当事者等の動線を確保する
・当事者の状況に応じた法廷や事件関係室を使用する
・意思疎通の手段として絵図や触覚も利用する
・障害がある証人に事前に尋問順序や所要時間を伝える

など

取組②

研修・啓発に関するアイデアや問題意識の中には、裁判所ポータルサイトに掲載している情報の整理や発信の仕方に問題があるとするものも含まれていました。

・今回の対応要領改正に併せて、ポータルサイトがより見やすいものになるようコンテンツを整理・改修しました。

・R6.4月時点では整理・改修が間に合っていない部分は、今後も継続して検討していきます。

取組③

日常の執務の中で気付いたアイデアや問題意識の中には、各庁・各職場において、現状の態勢でもすぐに実現・改善可能なものも含まれていました。

- 既存事例集に加えて、今回寄せられたアイデアもポータルサイトに掲載しましたので、執務の参考にしてください。
- 管理職員・幹部職員は、個別の事例における対応を検討する際など、職員のアイデアを積極的に聞く姿勢を持ち、自らも担当者意識を持って関与してください。

取組④

補助具に関するアイデアや問題意識には、各庁で対応可能なものと、最高裁における検討が必要なものが含まれていました。予算等の手当が必要な場合もあるため、できることから順次進めていきます。

- 補助具の保管場所や使い方等が十分に共有されていない庁があるようです。職員が容易に情報にアクセスできるよう、周知等の在り方を工夫していきます。
- 数や性能が十分でない補助具があるかもしれません。新規購入や更新の要望を適時に述べてもらえるよう、事務担当者等に対する情報提供の在り方を工夫していきます。

取組⑤

デジタル技術等による司法サービスの向上に関するアイデアや問題意識が多数寄せられ、この分野への関心の高さが伺われました。

・裁判所ウェブサイトのコンテンツの充実を含めデジタル技術等による司法サービスの向上について、検討を進めていきます。

取組⑥

庁舎の新営や改修、備品の購入に関するアイデアや問題意識は、来庁の目的に関わらない利用しづらさを指摘するもので、非常に重要な意見だと受け止めています。計画的に整備していく必要があり、即時に全てのアイデアを実現するのは難しいのも事実ですが、まずは、必要なときに必要な情報を取り出すことができる環境を整えることが重要だと考えています。

・まずは、最高裁の関係部署内において、今回出された全ての意見を共有しました。

・施設管理や備品購入に関する職員のニーズとして、各庁の事務担当者にも認識してもらう必要があることから、これらの意見を更に整理して周知し、各庁の実情と照らし合わせて活用するよう、また将来とも庁内で共有するよう周知する予定です。

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について

最高裁判所は、昭和２３年から昭和４７年までの間に、下級裁判所から、ハンセン病患者を当事者とする事件について開廷場所の指定の上申を受け、ハンセン病療養所や刑事収容施設等を開廷場所に指定していたところ、平成２５年１１月６日に全国ハンセン病療養所入所者協議会ほか２団体から、これら開廷場所指定の正当性について検討されたいとの要請書を受領したことを契機として、事務総局に調査委員会を設置して調査を開始しました。そして、関係資料の探索や関係者からのヒアリング等を経て、有識者委員会からの意見を踏まえ、平成２８年４月２５日に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」及び最高裁判所裁判官会議談話の公表を行ったものです。

報告書を公表してから現在までの間に、司法研修所及び裁判所職員総合研修所における各種研修や各庁での国立ハンセン病療養所への見学訪問など様々な形で、裁判官をはじめとする裁判所職員に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権意識を深める取組がされてきました。

最高裁においては、平成２８年以降継続して、政府の開催する「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典に、最高裁事務総長が最高裁長官の代理として参列しており、各庁においても、上記のような見学訪問など各庁の実情に応じたハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修等を引き続き実施しているところです。

報告書の内容及び報告書に添付されている有識者委員会の提言並びに最高裁判所裁判官会議談話を決して過去のものと考えることなく、一人一人の裁判所職員が、人権問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直し、日々の職務遂行が司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものであることを常に自戒して職務に取り組み、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要があります。

調査報告書等の内容及び有識者委員会の議事要旨等については、最高裁判所ホームページ内の次のページも参考にしてください。

ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会 | 裁判所 (courts.go.jp)

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話について | 裁判所 (courts.go.jp)

また、法務省人権擁護局ウェブサイト「法務省：ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう (moj.go.jp)」や厚生労働省ウェブサイト「ハンセン病に関する情報ページ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)」には、ハンセン病に関する歴史や政府の取組みについて詳しく記載されていますので、そちらも参考にしてください。

